第138回 滋賀県森林審議会 次第

日時 令和 4 年 12 月 16 日(金)13:30~15:30 場所 滋賀県庁東館 7 階大会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - ① 地域森林計画の樹立および変更の諮問 ならびに水源森林地域の変更(案)に対する意見について
 - ② 琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)見直しの諮問について
 - ③ しが木育指針(素案)の策定について
- 4 閉会

○地域森林計画の樹立・変更(案)および水源森林地域の変更(案) について

【地域森林計画の位置づけ】

地域森林計画は、国が定める全国森林計画に即して都道府県が森林法第 5 条に基づき樹立する 1 0 年計画。

【計画区域と計画期間】

滋賀県は全国森林計画の淀川流域に属し、湖南森林計画区と湖北森林計画区の 2 計画 区に分かれる。

湖南森林計画区は大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町の9市2町、湖北森林計画区域は彦根市、長浜市、米原市、高島市、甲良町、豊郷町※、愛荘町、甲良町、多賀町の4市4町(※豊郷町は地域森林計画対象森林が無い)となっている。

なお、滋賀県水源森林地域保全条例第6条第1項の規定により指定される水源森林地域は、水源森林地域の保全に関する基本方針の中で「水源森林地域指定の対象は、森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてられた県の地域森林計画の対象となっている民有林のうち地目が山林、原野または保安林であるもの」とされている。そのため、今回の審議は滋賀県水源森林地域保全条例第6条第2項での滋賀県森林審議会の意見聴取も兼ねる。

地域森林計画区域の変更と滋賀県水源森林地域の指定について



森林法第6条第1項



おおむね30日間の縦覧 意見聴取

令和4年11月15日~12月9日

森林審議会・市町・森林管理局への意見聴取

森林法第6条第3項 水源林条例第6条第2項



令和4年12月16日

地域森林計画樹立・変更

農林水産大臣協議年内に承認予定 適用は令和5年4月1日より



水源森林地域の区域変更の公告・縦覧

水源林条例第6条第3項



2週間の縦覧 意見聴取

水源森林地域の区域変更

○変更内容について

1 滋賀県の基本的な考え方についての見直し

湖南の樹立に際し、令和3年度より第2期に入った琵琶湖森林づくり基本計画を基本的な考 え方の中に位置づけた。(資料1-2 P1 計画書 湖南 P1 湖北 P1)

2 全国森林計画の改正に併せた変更。

- ①間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針の低コスト施業 の推進の1つとして列状間伐の記述を追加。下刈が必要な林齢についての記述の変更を 行った。(資料 1-2 P2 計画書 湖南 P20 湖北 P19)
- ②特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準について「傾斜、道からの距離等を考慮し」 という記述を追加した。(資料 1-2 P3 計画書 湖南 P25 湖北 P24)
- ③林道(林業専用道を含む)等の開設及び改良に関する基本的な考え方の記述の変更およ び効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準について変更を行った。(資料 1-2 P3,4 計画書 湖南 P26,28 湖北 P25,27)
- ④林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針の中で合法木材に対する記述を 追加した。(資料 1-2 P5 計画書 湖南 P31 湖北 P30)

3 森林計画区域および計画内容の変更

(1)森林計画区域の変更

湖南 変更前 89,031ha 変更後 89, 044ha 13ha 増 変更後 94,863ha 17ha 増 湖北 変更前 94,846ha

林地開発等による森林から森林以外への転用があったが、湖南については甲賀市での官公 造林地の返地、湖北については多賀町での森林区域の見直しによる増があったため。 水源森林地域と同じ区域となるため、水源森林地域も併せて変更になります。

(2)計画量の変更

①伐採材積

総数 湖南 変更前 979 千m3 変更後 1,048 千m3 69 千 m3 増

②間伐面積

総数 湖南 変更前 12,478ha 変更後 12, 298ha 180ha 減

③造林面積

人工造 湖南 変更前 1,430ha 変更後 1,815ha 385ha 増 天然更新 湖南 変更前 543ha 変更後 483ha 60ha 減

以上全国森林計画の計画量の同意量に併せた変更

4)林道

計画箇所等の見直しによる変更

⑤保安林

全国森林計画の同意量に併せた変更

⑤治山事業

計画箇所等の見直しによる変更

R4 地域森林計画変更箇所【湖南·湖北共通】

変更後

- I 計画の大綱
- 1 森林計画区の概況
 - (1) 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方

滋賀県の森林は県土のおよそ2分の1を占め、水源の涵養や県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材生産など様々な機能があり、琵琶湖の水源をはぐくんでおり、県民のみならず下流府県の住民の生活にも大きな役割を果たしている。

かつては、山村で林業が営まれることで森林所有者や地域住民によって森林が管理されてきたが、林業生産活動の低迷が長く続いたため、林業従事者の減少、高齢化に加え、森林所有者の不在村化や世代交代が進んだことにより、森林境界の不明確化や、適切に管理されていない森林の増加が見られるとともに、野生鳥獣による森林被害も増加している。このままでは、水源涵養はもとより、県土の保全など森林の持つ多面的な機能が充分に発揮されず、県民の暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念される。

その一方で、戦後積極的に造成された人工林を主体に蓄積は充分確保されており、木材資源としての県産材活用と新たな需要を創出するための取り組みの重要性が高まりを見せている。また、様々な生物の生息地・生育地としての生物多様性の保全、里山林をはじめとした身近な森林を生活のふれあいの場、環境教育の場等とする森林空間の総合的な利用、二酸化炭素の固定に代表される地球温暖化の防止に果たす役割など森林の持つ多面的機能の発揮への期待が以前にも増して高まっている。

このような期待に応えるため、滋賀県では、<u>令和2年度に琵琶湖森林づく</u> り条例を改正し、令和3年度に琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)を策定

変更前

- I 計画の大綱
- 1 森林計画区の概況
- (1) 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方

滋賀県の森林は県土のおよそ2分の1を占め、水源の涵養や県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材生産など様々な機能があり、琵琶湖の水源をはぐくんでおり、県民のみならず下流府県の住民の生活にも大きな役割を果たしている。

かつては、山村で林業が営まれることで森林所有者や地域住民によって森林が管理されてきたが、林業生産活動の低迷が長く続いたため、林業従事者の減少、高齢化に加え、森林所有者の不在村化や世代交代が進んだことにより、森林境界の不明確化が増し、適切に管理されずに放置され荒廃した森林が見られるようになるとともに、野生鳥獣による森林被害も増加している。このままでは、水源涵養はもとより、県土の保全など森林の持つ多面的な機能が充分に発揮されず、県民の暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念される。

その一方で、戦後積極的に造成された人工林を主体に蓄積は年々増加しており、木材資源としての県産材活用と新たな需要を創出するための取り組みの重要性が高まりを見せていることや、様々な生物の生息地・生育地としての生物多様性の保全、里山林をはじめとした身近な森林を生活のふれあいの場、環境教育の場等とする森林空間の総合的な利用、二酸化炭素の固定に代表される地球温暖化の防止に果たす役割など森林の持つ多面的機能の発揮への期待が依然にも増して高まっている。

このような期待に応えるため、滋賀県では、平成16年度に琵琶湖森林づ

し、「多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり」「多様な主体との協働に より進める森林・林業・農山村づくり」「森林資源の循環利用による林業の 成長産業化」「豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり」を基本方針として琵 琶湖森林づくり県民税を活用し取り組んでいる。基本計画に基づき、森林を 「守り」ながら「活かす」好循環を創出する取組を進めるとともに、「森林・ 林業・農山村」を一体的に捉え、琵琶湖を取り巻く農山村の価値や魅力、地 域資源を活かした「やまの健康」推進プロジェクトが始動している。

また、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、市町が主体となって適切な森林の経営管理を図る責務が規定された。このため、<u>滋賀県では、市町が実施する森林境界明確化支援のための基礎データの整備・提供や</u>林業従事者の技術の向上や新規就業のための技術的な支援、市町職員の森林・林業施策推進の支援を行うことを目的に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講し森林づくりを支える人材育成を進めている。

第3 森林の整備に関する事項

- 3 間伐および保育に関する基本的事項
 - (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針

なお、高齢級の森林における間伐は、立木の生長力が低下することに留 意し実施時期等を定めることとする。

また、地域における自然条件や制限林等の状況を考慮しながら、低コスト施業の推進を図るために間伐率(本数率)30%以上の強度間伐<u>や列状間</u> 伐にも取り組むものとし、一例を別表3「間伐の低コスト施業の一例」(P 55)に示す。 くり条例を定め、平成17年度には琵琶湖森林づくり基本計画を策定し、「森林の多面的機能の持続的発揮と地域の特性に応じた森林づくり」「県民の主体的な参画による森林づくり」「全ての県民の適切な役割分担と協働による森林づくり」「県内の森林資源の有効利用の促進による森林づくり」「森林づくりを支える人材の確保・育成を図りつつ推進する森林づくり」を基本方針として琵琶湖森林づくり県民税を活用し取り組んできた。平成28年度には、林業の成長産業化に向け、県、市町、関係者等、様々な主体が一体となって取組を講ずるための具体的な行動計画として「しがの林業成長産業化アクションプラン」を策定し、森林を「守り」ながら「活かす」好循環を創出する取組を進めている。

また、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、市町が主体となって 適切な森林の経営管理を図る責務が規定された。このため、林業従事者の 技術の向上や新規就業のための技術的な支援、市町職員の森林・林業施策 推進の支援を行うことを目的に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講し森 林づくりを支える人材育成を進めている。

第3 森林の整備に関する事項

- 3 間伐および保育に関する基本的事項
- (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針

なお、高齢級の森林における間伐は、立木の生長力が低下することに留 意し実施時期等を定めることとする。

また、地域における自然条件や制限林等の状況を考慮しながら、低コスト施業の推進を図るために間伐率(本数率)30%以上の強度間伐にも取り組むものとし、一例を別表3「間伐の低コスト施業の一例」(P55)に示す。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

①下 ×

下刈については、目的樹種の生長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るためにおこなうものとし、造林木が雑草類に被圧され、正常な生長が阻害されないように、樹高が雑草類の高さ<u>を</u>抜き出る林齢まで実施することとし、必要に応じて2回刈りを実施するものとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考とし、森林の一体性も踏まえつつ、林木の生育に適した土壌を有し、林木の生育が良好な森林で成長量が高い森林であって、地形・地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として設定するとともにこの区域のうち傾斜、道からの距離等を考慮し、施業の効率性が特に高い地域について「特に効率的な施業が可能な森林の区域」を設定するものとする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道(林業専用道を含む)等の開設および改良に関する基本的な考え方 (略)

なお、林道等の開設に当たっては、自然条件および社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に<u>効率的な森林施業等への対応を踏まえて推進する。</u>

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

①下 刈

下刈については、目的樹種の生長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るためにおこなうものとし、造林木が雑草類に被圧され、正常な生長が阻害されないように、樹高が雑草類の高さの 1.5 倍以上または 60~70 cm程度抜き出る林齢まで実施することとし、必要に応じて 2 回刈りを実施するものとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考とし、森林の一体性も踏まえつつ、林木の生育に適した土壌を有し、林木の生育が良好な森林で成長量が高い森林であって、地形・地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として設定するとともにこの区域のうち施業の効率性が特に高い地域について「特に効率的な施業が可能な森林の区域」を設定するものとする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道(林業専用道を含む)等の開設および改良に関する基本的な考え方 (略)

なお、林道等の開設に当たっては、自然条件および社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に木材の効率的な輸送等への対応の視点を踏まえた整備を推進することとする。

- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの 基本的な考え方
- ○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地	車両系	<u>110m/ha以上</u>	$30 \sim 40$
$(0^{\circ} \sim 1.5^{\circ})$	作業システム		m/ha
中傾斜地	車両系	<u>85m/ha以上</u>	
$(15^{\circ} \sim 30^{\circ}$	作業システム		
)			$23 \sim 34$
	架線系	<u>25m/ha以上</u>	m/ha
	作業システム		
急傾斜地	車両系	6 0 < 5 0 >	
$(30^{\circ} \sim 35^{\circ}$	作業システム	<u>m/ha以上</u>	$16 \sim 26$
)			m/ha
	架線系	2 0 < 1 5 >	
	作業システム	<u>m/ha</u>	
急峻地	架線系	<u>5 m/ha以上</u>	$5 \sim 15$
$(35^{\circ} \sim)$	作業システム		m/ha

- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの 基本的な考え方
 - ○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地	車両系	1 0 0 ~ 2 5 0	3 5~5 0
(0°~15°)	作業システム	m/ha	m/ha
中傾斜地 (15°~30°	車両系 作業システム	7 5~2 0 0 m/ha	
)	架線系	2 5∼7 5	2 5~4 0
	作業システム	m∕ha	m/ha
急傾斜地	車両系	6 0 ~ 1 5 0	15~25
(30°~35°	作業システム	m/ha	
)	架線系 作業システム	1 5∼5 0 m∕ha	m/ha
急峻地	架線系	5 ~ 1 5	5~15
(35°~)	作業システム	m∕ha	m/ha

※ 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬 器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステム。タワーヤーダ等を活用 する。

「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林 業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。プロ セッサ、フォワーダ等を活用する。

<u>急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ</u> 誘導する森林における路網密度である。

- 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化 その他森林施業の合理化に関する事項
 - (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組みを推進するとともに、流通・加工コストの低減や供給体制の安定化のために、一体的な木材加工や流通体制の整備や合理化を推進することとし、木材需給情報の提供や仕分け・ロットの取りまとめ、県産材産地証明制度の取組を促進する。また、県産材の県内需要を拡大していくために中小製材工場の連携・協業化による競争力の強化と需要に的確に対応する製品の供給体制の整備を促進するとともに、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品をエンドユーザーが選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。

※ 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬 器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステム。タワーヤーダ等を活用 する。

「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林 業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。プロセ ッサ、フォワーダ等を活用する。

- 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化 その他森林施業の合理化に関する事項
 - (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組みを推進するとともに、流通・加工コストの低減や供給体制の安定化のために、一体的な木材加工や流通体制の整備や合理化を推進することとし、木材需給情報の提供や仕分け・ロットの取りまとめ、県産材産地証明制度の取組を促進する。また、県産材の県内需要を拡大していくために中小製材工場の連携・協業化による競争力の強化と需要に的確に対応する製品の供給体制の整備を促進する。

R4地域森林計画変更箇所【湖南のみ】

変更後

変更前

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(3) 社会·経済的背景

ア人口

本計画区の人口は、滋賀県全体の人口の 75%を占めている。年代別の人口構成は、県全体の傾向とほぼ同じ傾向にあるが、60歳以下の割合が若干高くなっている。

- 2 前計画の実行結果の概要およびその評価
- (1) 前計画の実行結果

前計画の前半5年分(<u>平成 30~令和 4 年度</u>) に対応する計画量および実行量(ただし、令和 4 年度は見込み量) を以下の表に記載した。

			計画量	実行量	実行率(%)
	2.75		163,000	38,146	23.4
化松林	主伐	広葉樹(m3)	<u>29,000</u>	10,767	<u>37.1</u>
伐採材積	胆化	針葉樹(m3)	308,000	211,101	<u>68.5</u>
	間伐	広葉樹(m3)		-	
間伐面積(ha)		<u>7,637</u>	3,093	<u>40.5</u>	
人工造林(ha) 造林面積 天然更新(ha)		<u>652</u>	<u>92</u>	<u>14.1</u>	
		í(ha)	<u>293</u>	<u>61</u>	<u>20.8</u>
林道	開設(km)		<u>8.2</u>	2.3	<u>28.0</u>

I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況
- (3) 社会・経済的背景 ア 人口

本計画区の人口は、滋賀県全体の人口の <u>74%</u>を占めている。年代別の人口構成は、県全体の傾向とほぼ同じ傾向にあるが、60 歳以下の割合が若干高くなっている。

- 2 前計画の実行結果の概要およびその評価
- (1) 前計画の実行結果

前計画の前半5年分(平成25~29年度)に対応する計画量および実行量(ただし、平成29年度は見込み量)を以下の表に記載した。

			計画量	実行量	実行率(%)
	主 体	針葉樹(m3)	105,000	58,000	55%
伐採材積	主伐	広葉樹(m3)	19,000	28,000	147%
1人1木杉 惧	間伐	針葉樹(m3)	283,000	341,000	120%
	町八人	広葉樹(m3)	_	_	_
間伐面積(ha)		6,890	3,510	51%	
造林面積 人工造林(ha) 天然更新(ha)		†(ha)	443	155	35%
		f(ha)	199	280	141%
林道	開設(km)		8.1	0.0	0%

改良(km)		21.6	1.7	<u>7.9</u>
	舗装(km)	<u>9.6</u>	0.5	<u>5.2</u>
保安林指	かん 水源の涵養(ha)	412	220.68	<u>53.6</u>
定	災害の防備(ha)	<u>170</u>	248.37	146.1%
\ <u></u>	保健・風致の保存等(ha)	<u>140</u>	<u>19.41</u>	<u>13.9</u>
	治山事業(箇所)	<u>153</u>	<u>51</u>	33.3

	改良(km)	15.3	0.4	3%
	舗装(km)	7.1	0.9	13%
保安林排	がん 水源の涵養(ha) 災害の防備(ha)	412 170	806 218	196% 128%
定	保健・風致の保存等(ha)	140	0	0%
	治山事業(箇所)		75	56%

(2) 評価

伐採材積では、<u>主伐の実行量が計画量より下回った。</u>間伐についても材積量、面積ともに計画量には届かなかったが、間伐材の搬出利用については着実に増えている。

造林面積では、材価低迷やシカ被害に対する懸念等により造林意欲が低下 していることから人工造林の実行量は計画量を下回っているが、<u>主伐・再造</u> 林の機運が高まってきているため、今後増加に転じることが見込まれる。

林道では、いずれの地域においても木材運搬路としての林道整備は概ね備 わっているため計画量を下回った。

保安林指定では、<u>近年の多発する災害に対応すべく災害の防備のための保</u> 安林指定が計画量を上回った。</u>保健・風致の保存等では<u>計画量を下回った。</u> 治山事業については、計画量を下回ったものの限られた事業費の中で緊急 度の 高い箇所を中心に事業を進めた。

(2) 評価

伐採材積では、チップ用材での需要が増加していることから広葉樹の主伐で実行量が計画量を大幅に上回った。間伐面積は計画量には届かなかったが、利用間伐の増加に伴い、単位当たりの間伐材積が増えたことから伐採材積は計画量を上回った。

造林面積では、材価低迷やシカ被害に対する懸念等により造林意欲が低下 していることから人工造林の実行量は計画量を下回っているが、天然更新は 増加している。

林道では、いずれの地域においても木材運搬路としての林道整備は概ね備わっているため計画量を下回った。

保安林指定では、本県は琵琶湖を抱えており水源涵養機能の確保を最優先に取り 組んだことから、水源涵養の実行量は計画量を大幅に上回る一方で、保健・風致の保存等では指定が無かった。

治山事業については、計画量を下回ったものの限られた事業費の中で緊急 度の高い箇所を中心に事業を進めた。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

面積 ha

				国有 IIa
	区	分	面	積
	総	数	89,	0 4 4
	大 津	市	22,	007
市	近江八幅	番市	1,	2 4 5
	草津	市		2 0 9
町	守 山	市		2 2
	栗東	市	<u>1</u> ,	877
別	甲賀	市	30,	4 2 8
	野 洲	市	1,	0 1 4
内	湖南	市	3,	6 4 5
	東近江	市	21,	1 4 0
訳	日 野	町	<u>6</u> ,	1 0 0
	竜 王	町	1,	3 5 7

第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する 基本的な事項

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位:面積 ha

蓄積 m3/ha

区《	分	現	況	計画期末
	育成単層林		36, 883	36,463
面積	育成複層林		1, 403	1, 804
	天然生林		47, 522	47, 302
-	森林蓄積		<u>191</u>	209

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

面積 ha

	区 分	面積
	総数	89,031
	大 津 市	22,016
市	近江八幡市	1, 245
	草津市	2 1 0
町	守 山 市	2 2
	栗東市	1, 879
別	甲賀市	30, 381
	野 洲 市	1, 014
内	湖南市	3, 653
	東近江市	21, 148
訳	日 野 町	6, 105
	竜 王 町	1, 357

第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する 基本的な事項
- (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位:面積 ha

蓄積 m3/ha

区	分	現 況		計画期末
	育成単層林	3 6	, 828	35, 970
面積	育成複層林	1	, 386	1, 939
	天然生林	4 7	, 708	47, 348
森林	蓄積		183	194

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道(林業専用道を含む)等の開設および改良に関する基本的な考え方 ○基幹路網の現状

単位:延長 km

区分	路線数	延長
基幹路網		
	251	448
うち林業専用道		
	1	1

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

区	分	面積
総	数	76,689
市	大 津 市	18, 493
	近江八幡市	9 4 5
町	草 津 市	1 0 4
	守 山 市	_
村	栗東市	1, 552
	甲賀市	27,078
別	野 洲 市	8 9 8
	湖南市	<u>3, 416</u>
内	東近江市	19,039
	日 野 町	4, 051
訳	竜 王 町	1, 114

- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- (1) 林道(林業専用道を含む)等の開設および改良に関する基本的な考え方 ○基幹路網の現状

単位:延長 km

	区	分	路線数	延長
基	、幹路網		2 5 2	4 4 9
	うち林業	専用道	1	1

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

区	分	面積
総	数	76,662
市	大 津 市	18, 501
	近江八幡市	9 4 5
町	草津市	1 0 4
	守 山 市	_
村	栗東市	1, 552
	甲賀市	27, 032
別	野 洲 市	8 9 8
	湖南市	3, 424
内	東近江市	19,040
	日 野 町	4, 053
訳	竜 王 町	1, 114

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位	材積	$1000 \mathrm{m}_{3}$
	기기 가닭	TOOOTH

区 分	総	数		É	E 1	戈	間	引	戈
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	数 <u>1,048</u>	到 <u>917</u>	倒 <u>53</u>	· 数	倒 <u>339</u>	型 <u>53</u>	· 数 <u>578</u>	数	型 <u>0</u>
うち前半5年分	<u>455</u>	418	<u>27</u>	<u>200</u>	<u>163</u>	<u>27</u>	<u>255</u>	<u>255</u>	<u>0</u>

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位: 材積 1000m3

区分	紿	总 数		Ē	主 伐	ţ	F	間 付	Ì
	総	針葉	広葉	総	針葉	広葉	総	針葉	広葉
総 数	数 979	926	樹 53	数 392	樹 339	- 樹 - 5 3	数 587	樹 587	樹 0
うち前半5年分	500	471	2 9	192	163	2 9	308	308	0

2 間伐面積

単位:面積 ha

区分	間伐面積
総数	12, 298
うち前半5年分	
	<u>5, 425</u>

3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位:面積 ha

区分	人工造林	天然更新
総数	<u>1,815</u>	483
うち前半5年分	<u>5 0 0</u>	<u>150</u>

4 林道の開設又は拡張に関する計画

開 設 14.2km 路線数 18

(大津市 2路線、甲賀市 13路線、東近江市 3路線)

改 良 49.4km <u>路線数 71</u>

(大津市 15路線、近江八幡市 2路線、栗東市 8路線、 野洲市 1路線、甲賀市 8路線、<mark>湖南市 8路線</mark>、

東近江市 14路線、日野町 13路線)

舗 装 <u>49.0km 路線数 35</u>

(大津市 10路線、栗東市 5路線、湖南市 3路線、 甲賀市 6路線、東近江市 6路線、日野町 5路線)

2 間伐面積

単位:面積 ha

区分	間伐面積
総数	12,478
うち前半5年分	
	7, 637

3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位:面積 ha

区分	人工造林	天然更新
総 数	1, 430	5 4 3
うち前半5年分	6 5 2	293

4 林道の開設又は拡張に関する計画

開 設 14.2km 路線数 18

(大津市 2路線、甲賀市 13路線、東近江市 3路線)

改 良 49.4km 路線数 69

(大津市 15路線、近江八幡市 2路線、栗東市 8路線、

野洲市 1路線、甲賀市 8路線、湖南市 7路線、

東近江市 14路線、日野町 13路線)

舗 装 47.9km 路線数 33

(大津市 10路線、栗東市 5路線、湖南市 3路線、

甲賀市 4路線、東近江市 6路線、日野町 5路線)

5 保安林整備および治山事業に関する計画

- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
- ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積 単位:面積 ha

保安林の種類	面積	うち前半 5年分	備考
総 数 (実面積)	42, 100	<u>658</u>	
水源涵養のための保安林	13, 707	300	
災害防備のための保安林	<u>25, 573</u>	<u>358</u>	
保健・風致の保存等のための保 安林	9,629	<u>120</u>	

② 計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の 所在および面積等

<u>5ha</u>

水源涵養のための保安林

野洲市

	面積	うち前半5年分
大津市	<u>688ha</u>	<u>90ha</u>
甲賀市	<u>951ha</u>	<u>124ha</u>
東近江市	<u>661ha</u>	<u>86ha</u>
災害防備のため	の保安林	
	面積	うち前半5年分
大津市	<u>341ha</u>	<u>101ha</u>
甲賀市	<u>472ha</u>	<u>139ha</u>

16ha

5 保安林整備および治山事業に関する計画

- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
- ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位:面積 ha

保安林の種類	面積	うち前半 5年分	備考
総 数 (実面積)	47, 088	722	
水源涵養のための保安林	12, 334	412	
災害防備のための保安林	25, 193	170	
保健・風致の保存等のための保 安林	9, 561	140	

② 計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の 所在および面積等

水源涵養のための保安林

	面積	うち前半5年分
大津市	793ha	124ha
甲賀市	1, 091ha	170ha
東近江市	760ha	118ha
災害防備のため	の保安林	
	面積	うち前半5年分
大津市	69ha	48ha
甲賀市	391ha	66ha
野洲市	50ha	2ha

東近江市 保健・風致の保 大津市	面積	<u>97ha</u> 安林 うち前半5年分	東近江市保健・風致の保	260ha 呆存等のための保	46ha 安林
大津市	面積		保健・風致の信		安林
		うち前半5年分			
				面積	うち前半5年分
S-S . 11 1 1.	<u>60ha</u>	<u>32ha</u>	大津市	328ha	38ha
近江八幡市	<u>3ha</u>	<u>2ha</u>	近江八幡市	214ha	2ha
栗東市	<u>5ha</u>	<u>3ha</u>	栗東市	224ha	3ha
甲賀市	<u>82ha</u>	<u>45ha</u>	甲賀市	94ha	52ha
野洲市	<u>3ha</u>	<u>2ha</u>	野洲市	240ha	2ha
湖南市	<u>10ha</u>	<u>5ha</u>	湖南市	278ha	6ha
東近江市	<u>57ha</u>	<u>31ha</u>	東近江市	403ha	36ha
3)実施すべき治山	事業の数量		(3) 実施すべき [§]	冶山事業の数量	
	地区数	うち前半5年分		地区数	うち前半5年分
大津市	48地区	<u>35</u> 地区	大津市	4 5 地区	3 2 地区
栗東市	11地区	1 1 地区	栗東市	11地区	11地区
野洲市	4地区	2地区	野洲市	4地区	2地区
湖南市	15地区	1 2 地区	湖南市	15地区	12地区
甲賀市	66地区	<u>55</u> 地区	甲賀市	6 4 地区	5 3 地区
近江八幡市	16地区	16地区	近江八幡市	16地区	16地区
東近江市	<u>33</u> 地区	<u>20</u> 地区	東近江市	3 2 地区	19地区
日野町	12地区	7地区	日野町	12地区	7地区
竜王町	1 地区	1地区	竜王町	1地区	1地区

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位:面積 ha

		施		業	方	法	
		伐	採	方			
			法				
	区 分	伐採種			そ	の 他	
		を	択 伐	禁伐	- د	V) TE	
		定めな	- 択 伐 禁 伐 禁 伐				
		V					
	大津市	<u>9, 551</u>	<u>5, 417</u>	517			
	近江八幡市	233	751	16			
	草津市	54	8	l			
	守山市	_	5	_			
市	栗東市	1, 350	72	9	タント		
町別内	甲賀市	12,915	3, 977	243	各法令の定めるとこ ろによる。		
内訳	野洲市	474	407		つい つい	- よ る。	
八百	湖南市	2, 493	552	2			
	東近江市	9, 137	2, 724	1, 535			
	日野町	1, 144	1, 098	101			
	竜王町	799	171	_			
	総数	38, 146	<u>15, 182</u>	2, 422			

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位:面積 ha

		施		業	方	法	
		伐	採	方			
			法				
	区 分	伐採種			そ	の 他	
		を	択 伐	禁伐	٠	V) IE	
		定めな	11/1/1/2	录以			
		V					
	大津市	9, 558	5, 418	517			
	近江八幡市	233	751	16			
	草津市	54	9	1			
	守山市	_	5				
市	栗東市	1, 350	72	9	各法令の定めるとこ		
町別	甲賀市	12,853	3, 977	243		による。	
別内訳	野洲市	474	407	1	7)	による。	
八百	湖南市	2, 493	552	2			
	東近江市	9, 134	2, 724	1, 535			
	日野町	1, 144	1, 098	101			
	竜王町	799	171	_			
	総数	38, 092	15, 184	2, 422			

R4地域森林計画変更箇所【湖北のみ】

変更後

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(3) 社会·経済的背景

ア人口

本計画区の人口は、滋賀県全体の人口の <u>25%</u>を占めている。年代別の人口構成は、県全体の傾向とほぼ同じ傾向にあるが、60歳以下の割合が若干高くなっている。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

単位:面積 ha

	区	j	;}	面積
総	Ž	数		94,863
	彦	根	市	2, 535
市	長	浜	市	33, 996
町	高	島	市	3 2, 2 2 2
別	米	原	市	13,839
内	愛	荘	町	9 2 4
訳	豊	郷	町	_
	甲	良	町	1 5 4
	多	賀	町	11, 192

変更前

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(3) 社会・経済的背景

ア人口

本計画区の人口は、滋賀県全体の人口の 24%を占めている。年代別の人口構成は、県全体の傾向とほぼ同じ傾向にあるが、60歳以下の割合が若干高くなっている。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

単位:面積 ha

	区	1.	分	面積
	総	Ž	数	94,846
	彦	根	市	2, 535
市	長	浜	市	33, 996
町	高	島	市	3 2, 2 2 2
別	米	原	市	13,839
内	愛	荘	町	9 2 4
訳	豊	郷	町	_
	甲	良	町	1 5 4
	多	賀	町	11, 175

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位:面積 ha

	\tau		分	#	≄
	区		ガ	面	積
総		数		<u>79,</u>	564
	彦	根	市	1,	5 2 5
市	長	浜	市	28,	5 4 2
町	高	島	市	27,	6 6 5
村	米	原	市	11,	3 5 4
別	愛	荘	町		8 0 2
内	豊	郷	町	-	_
訳	甲	良	町		2 9
	多	賀	町	9,	6 4 8

第6 計画量等

4 林道の開設又は拡張に関する計画

改

良 80.0km <mark>路線数 98</mark>

(彦根市 4路線、愛荘町 3路線、多賀町 13路線、

長浜市 23路線、米原市 24路線、高島市 31路線)

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 単位:面積 ha

区 分 面 数 79, 547 彦 根 市 1, 525 市長浜市 28, 542 町 高島市 27, 665 村 米 原 市 11, 354 愛 荘 町 802 豊 郷 町 訳 甲 良 町 29 多賀町 9,631

第6 計画量等

4 林道の開設又は拡張に関する計画

改良 78.0km 路線数 97

(彦根市 4路線、愛荘町 3路線、多賀町 12路線、

長浜市 23路線、米原市 24路線、高島市 31路線)

5 保安林整備および治山事業に関する計画

- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
- ①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位:面積 ha

保安林の種類	面	積	うち前半
			5年分
総数(実面積)		32, 467	<u>1, 756</u>
水源涵養のための保安林		18, 196	1,629
災害防備のための保安林		11, 814	97
保健・風致の保存等のための保安 林		6, 603	500

(3) 実施すべき治山事業の数量

	地区数	うち前半5年分
彦根市	<u>6</u> 地区	<u>5</u> 地区
愛荘町	10地区	6 地区
甲良町	1 地区	0 地区
多賀町	3 7 地区	27地区
長浜市	7 2 地区	<u>53</u> 地区
米原市	44地区	<u>31</u> 地区
高島市	<u>55</u> 地区	42地区

5 保安林整備および治山事業に関する計画

- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
- ①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位:面積 ha

保安林の種類	面	積	うち前半
			5年分
総 数 (実面積)		36, 613	2, 226
水源涵養のための保安林		18, 196	1, 629
災害防備のための保安林		11,814	97
保健・風致の保存等のための保安 林		6, 603	500

(3) 実施すべき治山事業の数量

	地区数	うち前半5年分
彦根市	5地区	4地区
愛荘町	10地区	6 地区
甲良町	1地区	0 地区
多賀町	37地区	27地区
長浜市	7 2 地区	5 2 地区
米原市	4 2 地区	28地区
高島市	5 3 地区	40地区

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位:面積 ha

		施		業		方		法
区	分	伐	采 フ	5	法			
	73	伐採種を	択	禁	伐	そ	\mathcal{O}	他
		定めない	伐	示	1%			
	彦根市	726	254					
	愛荘町	265	545					
	豊郷町	_	_	_				
市町	甲良町	25	41			各法令の	定める	ところに
別内	多賀町	4,600	383		15		よる。	
訳	長浜市	14, 369	1, 264		138			
	米原市	5, 701	712		92			
	高島市	10, 574	1, 429		248			
総	数	<u>36, 260</u>	4, 628		494			

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位:面積 ha

		施		業		方	方 法	
区	分	伐	採	方	法			
		伐採種を	択伐	禁	伐	そ	\mathcal{O}	他
		定めない	扒以	示				
	彦根市	726	254					
	愛荘町	265	545					
→	豊郷町	l						
市町	甲良町	25	41			各法令の	定める	ところに
別内	多賀町	4, 594	383		15		よる。	
訳	長浜市	14, 368	1, 264		138			
	米原市	5, 701	712		92			
	高島市	10, 566	1, 429		248			
総	数	36, 244	4,628		494			

湖北地域森林計画

令和元年12月樹立

令和4年12月変更

自 令和 2年 4月 1日 計画期間 至 令和 12年 3月 31 日

滋賀県

(湖北森林計画区)

本計画は、森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により、一部を変更するものである。

なお、当該地域森林計画は、令和5年4月1日にその効力を生ずるものとする



目

Ι		の大綱
	1 森	林計画区の概況
	(1)	滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方
	(2)	自然的背景
	(3)	社会・経済的背景
	2 前	計画の実行結果の概要およびその評価
	(1)	前計画の実行結果
	(2)	評価
	3 計	画樹立に当たっての基本的な考え方
[計画	i 事 項
4	第 1	計画の対象とする森林の区域
4	第 2	森林の整備および保全に関する基本的な事項
	1 森	林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項
	(1)	森林の整備および保全の目標
	(2)	森林の整備および保全の基本方針
	(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
	2 そ	の他必要な事項
4	第 3	森林の整備に関する事項
	1 森	林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
	(1)	立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針
	(2)	立木の標準伐期齢に関する指針
	(3)	その他必要な事項
	2 造	林に関する事項
	(1)	人工造林に関する指針
	(2)	天然更新に関する指針
	(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
	(4)	その他必要な事項
	3 間	伐および保育に関する基本的事項
	(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針
	(2)	保育の標準的な方法に関する指針
	(3)	その他必要な事項
	4 公	益的機能別施業森林等の整備に関する事項
	(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針
	(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および
		当該区域内における施業の方法に関する指針
	(3)	その他必要な事項
	5 林	道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
	(1)	林道 (林業専用道を含む) 等の開設および改良に関する基本的な考え方
	(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方
	(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の
		基本的な考え方
	(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方
	(5)	林産物の搬出方法等

	(6)	その他必要な事項						
6	委記	£を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の						
	合:	合理化に関する事項						
	(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針						
	(2)	森林経営管理制度の活用の促進に関する方針						
	(3)	林業に従事する者の養成および確保に関する方針						
	(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針						
	(5)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針						
	(6)	その他必要な事項						
第	4	森林の保全に関する事項						
1	森	林の土地の保全に関する事項						
	(1)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項						
	(2)	樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区						
	(3)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林およびその搬出方法						
	(4)	その他必要な事項						
2	保	安施設に関する事項						
	(1)	保安林の整備に関する方針						
	(2)	保安施設地区の指定に関する方針						
	(3)	治山事業の実施に関する方針						
	(4)	特定保安林の整備に関する事項						
	(5)	その他必要な事項						
3	鳥	獣害の防止に関する事項						
	(1)	鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針						
	(2)	その他必要な事項						
4	森	林病害虫の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項						
	(1)	森林病害虫等の被害対策の方針						
	(2)	鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)						
	(3)	林野火災の予防の方針						
	(4)	その他必要な事項						
第	5 1	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項						
	(1)	保健機能森林の区域の基準						
	(2)	その他保健機能森林の整備に関する事項						
第		計画量等						
1	間個	伐立木材積その他の伐採立木材積						
2		没面積						
3		工造林および天然更新別の造林面積						
4		道の開設又は拡張に関する計画						
5	保	安林整備および治山事業に関する計画						
	(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等						
	(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等						
	(3)	実施すべき治山事業の数量						
6	要	整備森林の所在および面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法および時期						
第		その他必要な事項						
1		安林その他制限林の施業方法						
2	そ	の他必要な事項						

別表 1	標準的な植栽本数
別表 2	間伐の標準的な方法
別表 3	間伐の低コスト施業の標準的な方法の一例
別表 4	伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準
(附)参	考資料
1 4	系林計画区の概況
(1)	市町別土地面積および森林面積
(2)	地況
(3)	土地利用の現況
(4)	産業別生産額
(5)	産業別就業者数
2 4	≨林の現況
(1)	齡級別森林資源表
(2)	制限林普通林別森林資源表
(3)	市町別森林資源表
(4)	所有形態別森林資源表
(5)	制限林の種類別面積
(6)	樹種別材積表
(7)	特定保安林の指定状況
(8)	荒廃地等の面積
(9)	森林の被害
(10)防火線等の整備状況
3 柞	*業の動向
(1)	保有山林規模別林家数
(2)	森林経営計画の認定状況
(3)	経営管理権及び経営管理実施の認定状況
(4)	森林組合および生産森林組合の現況
(5)	林業事業体等の現況
(6)	林業労働力の概況
(7)	林業機械化の概況
(8)	作業路網等整備の概況
4 t	*地の異動状況(森林計画の対象森林)
(1)	森林より森林以外への異動
(2)	森林以外より森林への異動
5 3	
(1)	持続的主伐可能量

I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況
- (1) 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方

滋賀県の森林は県土のおよそ2分の1を占め、水源の涵養や県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材生産など様々な機能があり、琵琶湖の水源をはぐくんでおり、県民のみならず下流府県の住民の生活にも大きな役割を果たしている。

かつては、山村で林業が営まれることで森林所有者や地域住民によって森林が管理されてきたが、林業生産活動の低迷が長く続いたため、林業従事者の減少、高齢化に加え、森林所有者の不在村化や世代交代が進んだことにより、森林境界の不明確化や、適切に管理されていない森林の増加が見られるとともに、野生鳥獣による森林被害も増加している。このままでは、水源涵養はもとより、県土の保全など森林の持つ多面的な機能が充分に発揮されず、県民の暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念される。

その一方で、戦後積極的に造成された人工林を主体に蓄積は<u>充分確保され</u>ており、木材資源としての県産材活用と新たな需要を創出するための取り組みの重要性が高まりを見せている。<u>また、</u>様々な生物の生息地・生育地としての生物多様性の保全、里山林をはじめとした身近な森林を生活のふれあいの場、環境教育の場等とする森林空間の総合的な利用、二酸化炭素の固定に代表される地球温暖化の防止に果たす役割など森林の持つ多面的機能の発揮への期待が以前にも増して高まっている。

このような期待に応えるため、滋賀県では、<u>令和2年度に琵琶湖森林づくり条例を改正し、</u>令和3年度に琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)を策定し、「多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり」「多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり」「森林資源の循環利用による林業の成長産業化」「豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり」を基本方針として琵琶湖森林づくり県民税を活用し取り組んでいる。<u>基本計画に基づき、</u>森林を「守り」ながら「活かす」好循環を創出する取組を進めると<u>ともに、「森林・林業・農山村」を一体的に捉え、琵琶湖を取り巻く農山村の価値や魅力、地域資源を活かした「やまの健康」推進プロジェクトが始動している。</u>

また、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、市町が主体となって適切な森林の経営管理を図る責務が規定された。このため、<u>滋賀県では、市町が実施する森林境界明確化支援のための基礎データの整備・提供や</u>林業従事者の技術の向上や新規就業のための技術的な支援、市町職員の森林・林業施策推進の支援を行うことを目的に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講し森林づくりを支える人材育成を進めている。

(2) 自然的背景

ア 位置および地区



本計画区は、県北部に位置し、 彦根市、長浜市、高島市、米原市 および愛知郡(愛荘町)、犬上郡 (豊郷町、甲良町、多賀町)の4 市2郡の8市町で構成され、区域 面積は201,650ha、森林率は52% である。

地形は、県境の急峻な山岳地帯 と琵琶湖沿いの平野部から構成さ れている。

本計画区は、鈴鹿山系を源とする宇曽川・犬上川地域、伊吹山系を源とする姉川地域、同じく伊吹山系を源とする高時川地域および野坂山系を源とする大浦川地域、 湖西方面の石田川地域、安曇川地域の4つの地域に区分される。

イ 地質・土壌

宇曽川・犬上川地域の地質は大半が石灰岩地帯で、一部古生層が分布している。

姉川地域の地質は大部分が古生層で、姉川上流の一部に花崗岩地帯、伊吹山周辺に石灰岩地帯が分布している。

高時川・大浦川地域の地質は古生層が主体で、花崗岩地帯が大浦川流域の一部に見られる。平野部には洪積層、沖積層が分布している。

安曇川地域・石田川地域の地質は大部分が古生層で比良山地の一部が花崗岩地帯、下流の一部は洪積層が分布している。

土壌は区域全体では褐色森林土が広がっているが、伊吹山周辺には黒ボク土、 赤黄色土が分布している。

ウ 気候

湖北森林計画区は年間を通じて 降水量が多く、冬季積雪が多い。

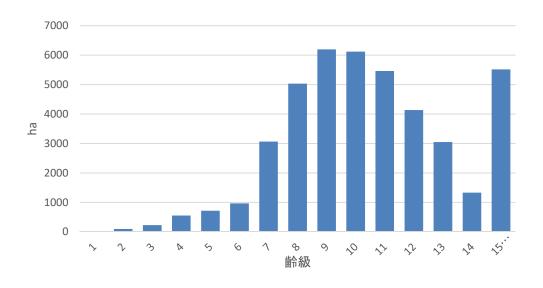
特に高時川・大浦川地域は県下でも有数の豪雪地帯となっているが、近年、積雪量は減少してきている。

工 植生

全体的にスギ・ヒノキの植林地が広がるが、天然林では標高の高い山地でブナミズナラ群落が分布している。また、伊吹山の山頂付近には草原が広がり貴重な高山植物が生息していることから、平成15年(2003年)に伊吹山山頂草原植物群落が国の天然記念物に指定されている。

人工林については、人工林率は湖北森林計画区全体では 45%と県全体 (44%) とほぼ同じであるが、宇曽川、犬上川地域では 54%と県全体を大きく上回っている。齢級構成は 8 齢級から 1 2 齢級の人工林が人工林全体の 63%を占めていることから、森林資源の活用を図る取組が積極的に行われている。人工林の樹種はスギが 73%を占めている。

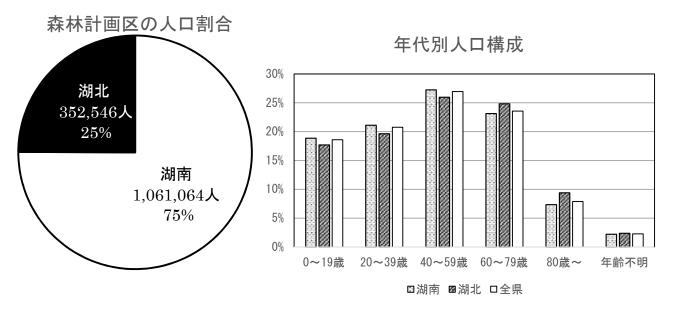
人工林の齢級構成



(3) 社会・経済的背景

ア 人口

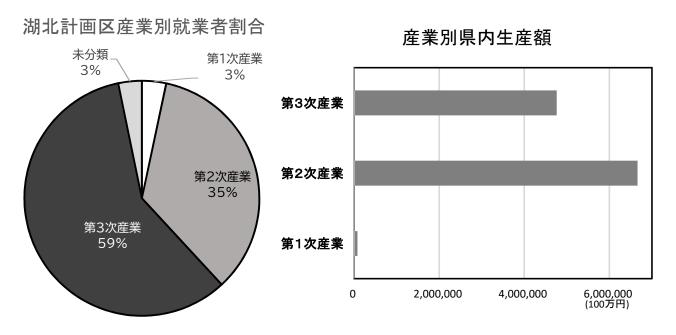
本計画区の人口は、滋賀県全体の人口の 25%を占めている。年代別の人口構成は、県全体の傾向とほぼ同じ傾向にあるが、60歳以上の割合が若干高くなっている。



イ 産業

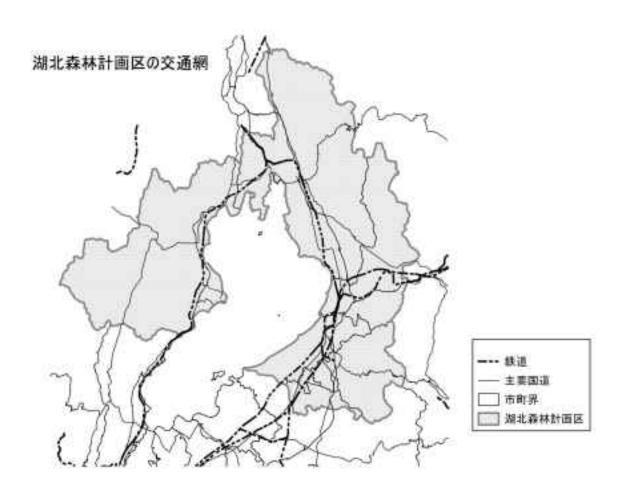
滋賀県の産業は、第2次産業、第3次産業が盛んで、県内の生産額に占める割合は第2次産業が58%、第3次産業が41%に上る。湖北森林計画区においてもその傾向が強く、産業別就業者の割合は第2次産業、第3次産業を合わせると94%を占める。

(4) 森林・林業の概況



ウ 交通

滋賀県は、古くから交通の要所で交通網が発達している。湖北森林計画区においても、鉄道、道路ともに整備がされており、JR 琵琶湖線、北陸本線、湖西線を中心とする鉄道網、名神高速道路、北陸自動車道、国道8号をはじめとして道路網が整備され、中京方面、北陸方面、京阪神方面等大都市圏へのアクセスは比較的良好である。



2 前計画の実行結果の概要およびその評価

(1) 前計画の実行結果

前計画の前半5年分(平成27~令和元年度)に対応する計画量および実行量(ただし、令和元年度は見込み量)を以下の表に記載した。

			計画量	実行量	実行率(%)
	主伐	針葉樹(m3)	178,000	113,000	63%
化拉杜锤		広葉樹(m3)	59,000	47,000	80%
伐採材積	間伐	針葉樹(m3)	366,000	434,000	119%
	间仅	広葉樹(m3)	_		_
	間伐面積(ha)	7, 932	4,779	60%
造林面積	人工造林(ha)		908	173	19%
坦 怀 田 傾	天然更新(ha)		334	383	115%
	開設(km)		12.3	1.7	14%
林道	改良(km)		35.6	1.4	4%
	舗装(km)		27.6	3.3	12%
	かん 水源の涵養(ha)		1, 191	1,093	92%
保安林指定	災害の防備(ha)		549	251	46%
	保健・風致の保存等(ha)		192	0	0%
治山事業(箇所)			147	142	97%

(2) 評価

伐採材積では、主伐の実行量が計画量より下回った。間伐面積も計画量より下回っているが、利用間伐が標準となったことと間伐齢級が高くなったことから、単位当たりの間伐材積が増えたことにより伐採材積は計画量を上回ったと考えられる。

造林面積では、材価低迷やシカ被害に対する懸念等により造林意欲が低下していることから、人工造林の実行量は計画量を下回っているが、天然更新は計画量を上回っている。

林道では、公共事業が縮減される一方で、大雨による災害の復旧事業を優先して 実施したため、計画量を下回る結果となった。

保安林指定では、計画量を下回ったが、水源涵養のための保安林については、多発している災害に対応すべく指定を推進した結果、おおむね計画量を達成している。一方、災害の防備のための保安林では計画量を下回り、保健・風致の保存のための保安林では指定が無かった。

治山事業については、おおむね計画通り実施できた。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

計画の樹立に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させることを基本とし、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するため、湖北森林計画区の地域特性を考慮しつつ、琵琶湖の豊かな水資源を育む森林の水源涵養機能をはじめ山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させるために、適切な施業の実施、林道等の路網整備、委託を受

けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森 林病害虫や野生鳥獣の被害対策等の森林保護の取組を推進する。

また、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割、並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される異常豪雨の増加とそれに伴う流木等の被害への対応も喫緊の課題とされる。このため、森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林資源の整備の推進を図ることが必要であり、次の事項を計画の基本的な考え方とした。

ア 森林の有する多面的機能の発揮のための森林施業の実施

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、森林の有する各機能に応じた 望ましい森林の姿や、各機能を高度に発揮する適正な森林へ誘導するための森林整備および保全の基本方針を示して適正な森林の整備と保全を推進することとするが、森林施業の実施に当たっては、重視すべき機能のみならず他の機能の発揮に対し、十分配慮するものとする。

イ 持続可能な森林・林業経営の推進

木材資源の効率的な循環・利用を重視した適切な保育・間伐の実施、公益的機能の発揮に対する要請および多様な木材需要に対応するための育成複層林施業や長伐期施業の実施、広葉樹林の育成など天然生林の適確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林施業の計画的かつ積極的な推進に努める。また、利用期を迎えた森林資源を有効活用し、二酸化炭素を長期固定する観点から、間伐材の搬出・利活用に努め、安定供給を目的とする県産材流通システムを確立し、公共施設の木造化・木質化、木製品等の導入の促進を始めとして、びわ湖材を中心とする県産材の利用拡大の取組を行う。

ウ 林道等路網の整備拡充

健全な森林の維持管理や持続可能な森林・林業経営、森林空間の総合的利用の推進、山村地域の産業振興および生活環境の整備等を図るうえで、林道や林業専用道の果たす役割は重要であり、また、森林作業道は林道等と一体となって森林施業の合理化や生産コストの低減を図るうえで極めて重要であることから、一層の路網整備を推進することとし、地域の状況や傾斜等に応じた路網形態や作業システムを導入する。

エ 森林施業の合理化の推進

合理的な森林施業を推進するため、地域の特性に応じた森林施業の共同化や集約化、林業に従事する者の養成および確保、高性能林業機械の導入など林業機械化の促進、林産物等の流通・加工体制の整備等、林業の生産・流通・加工段階における諸条件の整備を計画的かつ総合的に推進する。

オ 保安林整備と治山事業

近年の異常豪雨の増加による森林災害の多発に対応できるよう、より公益的機能の高い森林として適切な整備を進めるため、保安林のきめ細かな配備と適正な管理により、その機能を維持し増進を図るとともに、総合的な治山事業の効率的な実施を推進する。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町別面積

単位:面積 ha

							平位,面很 110
	区	,	分	面	積		備考
	総)	数	94,	8 6 3	1	地域森林計画の対象とする森林区域は、森
							林計画図において表示する区域内の民有林で
市	彦	根	市	2,	5 3 5		ある。
	長	浜	市	3 3,	9 9 6	2	地域森林計画の対象とする森林は、森林法
町							第10条の2第1項に基づく「林地開発許可制
	高	島	市	3 2,	2 2 2		度」、森林法第10条の7の2第1項に基づく
							「森林の土地所有者となった旨の届出制度」
別	米	原	市	13,	8 3 9		、森林法第10条の8第1項に基づく「伐採及
				,			び伐採後の造林の届出制度」の対象となる。
	愛	荘	町		924		
内	及	11	1		3 2 4	3	森林計画図の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環
1 1		/ 100	DT				境部森林政策課、中部森林整備事務所、湖北
	豊	郷	町		_		
							森林整備事務所、西部・南部森林整備事務所
訳	甲	良	町		1 5 4		高島支所とする。
	多	賀	町	11,	1 9 2		

注:総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する 基本的な事項

(1) 森林の整備および保全の目標

当森林計画区域の森林の整備および保全に当たっては、森林資源の構成や自然条件および社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の重複に配慮しながら適正な森林施業の実施や林地の保全により、望ましい森林への誘導と健全な森林の維持造成を図ることとし、適切な森林施業の実施、林道などの路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生動物被害対策など森林の保護に関する取組を推進する。

森林の有する多面的機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壤保全機能、 快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能 からなる公益的機能および木材等生産機能に分類できる。これら各機能の発揮を期 待する区域について、地域の関係者の合意に基づきつつ、市町村森林整備計画にお いて具体的な区域の設定を行うこととする。区域の設定にあたっては複数の機能の 発揮を期待する森林とすることや、各市町の状況に応じた区域設定も可能とする。 各機能と、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

② 山地災害防止機能/土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生と ともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必 要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、 諸被害に対する抵抗性が高い森林。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している 森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたが り特有の生物が生育・生息する渓畔林など。

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材等林産物として利用する上で良好な樹木

により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備および保全の基本方針

森林の整備および保全に当たっては、琵琶湖総合保全の視点から水源涵養機能を重視しつつ、それ以外の多面的機能についても総合的かつ高度に発揮することができるよう、適正な森林施業の実施や林地の保全を図ることとし、具体的な基本方針は次のとおりとする。

森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備および保全の基本方針
水源涵養機能	本計画区域の森林の多くは、琵琶湖の集水域に位置していることから、市街地周辺などに所在する一部の森林を除いて、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図る。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能 /土壤保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。 具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る森林として整備および保全を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林および森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている湖岸林等の保全を推進する。

保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	林木の生育に適し、効率的な施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位:面積 ha 蓄積 m3/ha

	区 分	現況	計画期末
	育成単層林	41,464	40,431
面積	育成複層林	1, 377	1, 505
	天然生林	48,792	48,670
2	森林蓄積	2 2 1	2 3 2

育成単層林: 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成

する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、

植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

育成複層林: 森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構

成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、

針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

天然生林: 主として天然力を活用することにより成立維持される森林。

例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

2 その他必要な事項 該当なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

市町村森林整備計画の策定にあたっては、国の示す「主伐時における伐採・搬出指針」に則し、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P9)、第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」(P39)を踏まえ、第3の5(5)林産物の搬出方法(P28)および第4の1(2)「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法(P33)と整合し、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、野生生物の生育環境、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを目的として、対象森林に関する自然条件および社会的条件、地域等における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案し、立木の伐採(主伐)の標準的な方法を定めることとする。

主伐とは、更新(伐採跡地が再度立木地となること)を伴う伐採であり、その方 法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐を実施するに当たっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林 生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、 伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保す るなど、伐採箇所の分散に配慮するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、第3の2「造林に関する事項」(P 15)を勘案して伐採を行うこととし、特に天然更新により更新を行う場合は、母樹の保存、ぼう芽状況、稚樹の生育状況、種子の結実等に配慮するものとする。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐など適確な更新に配慮した施業を実施するものとする。

さらに、林地の保全、なだれおよび落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、 風致の維持、または渓流周辺および尾根筋等の森林における生物多様性の保全等の ため必要がある場合は、所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 皆伐を実施する場合

皆伐とは、主伐のうち択伐以外の方法であり、皆伐を実施するに当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件および森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模に配慮し、モザイク状の伐採区域配置を行うなど適確な更新を図ることとする。

イ 択伐を実施する場合

択伐とは、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等となるよう

に実施するものとする。

択伐の実施に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることができる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が 30%以下(伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下)で実施するものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標や制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢および森林の構成を勘案して市町村森林整備計画において定めるものとし、施業体系等が著しく異なる地域がある場合は、当該地域ごとに定めることとする。

ただし、標準伐期齢は当該林齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

単位:年生

				樹		種				
地	区	ス	ギ	ヒノキ	マッツ	その他	クヌギ	その他		
			,	- ,		針葉樹	,	広葉樹		
湖北森林計画区		4	0	4 5	4 0	5 0	1 5	2 0		

(3) その他必要な事項

育成単層林における主伐の時期は、樹種毎の生産目標に対応する径級に達する時期を目安として下記のとおり参考として示す。

			標	準	自	勺	な	方	包	業	411	体	弃	K	
樹	種														主伐時期の目安
		生	産	目核	票	仕	立	方	法		期	待	径	級	
ス	ギ														
および	?	一角	投建	築村	才	中	仕	-	立			2 (3 cm	l	60年
ヒノ	キ														
		造	作	三木	オ	中	仕	-	立			3 :	2 cm	l	80年

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P9)、第6の3「人工造林および天然更新別の造林面積」(P39)を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。また、更新にあたっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に取り組むこととする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種の選定にあたっては、スギ・ヒノキ・アカマツ等の針葉樹や、ケヤキ・コナラ等の有用広葉樹を主体とするが、その他の広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種を対象として、自然条件、地域における造林種苗の需給状況動向および木材の需給状況等を勘案し、適地適木を旨として人工造林の対象樹種を定めるものとする。また、苗木の選定に当たっては少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めるものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(a) 人工造林の標準的な植栽本数

森林の適確な更新を図ることを旨として、人工造林は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林、木材生産機能を重視する森林において実施することとし、別表1「標準的な植栽本数」(P 58)に示す本数を標準とし、自然条件、既往の造林方法等を勘案して定めるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。その他、造林に要する経費の縮減につなげるために、例えば2,000本/haなど低密度での植栽についても考慮する。

また、育成複層林化や針広混交林化を図る場合の、上層木を伐採した後の樹下植栽の本数については、別表1「標準的な植栽本数」(P 58)に示す「疎仕立て」に相当する本数に対して、下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽することを標準とし、自然条件や既往の造林方法等を勘案して定めることとする。

(b) 人工造林の標準的な方法

(育成単層林)

① 地拵えの方法

伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に注意するものとする。

②植付け方法

気候その他の自然条件および既往の植付け方法を勘案して定めるとともに 適期に植付けるものとする。

(育成複層林)

育成複層林においては、下層木の生育に必要な相対照度を確保するために除 伐、間伐または択伐による主伐等を実施し、下層木の更新は原則として樹下植 栽によるものとするが、隣接地に広葉樹等が残存している林地においては、天 然下種更新についても考慮する。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(a) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

伐採跡地における人工造林は、森林の有する公益的機能の維持および早期回 復並びに森林資源の造成を旨とし、以下に示すような天然更新を期待できない 森林等においては人工植栽による更新を行うものとし、植栽によらなければ適 確な更新が困難な森林の所在を市町村森林整備計画において示すこととする。

- ①種子を供給する母樹が存在しない森林
- ②天然稚樹の育成が期待できない森林
- ③面積の大きな人工林であって、林床に木本類等がみられないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林状況等から、伐採後も高木性木本類の進入が期待できない森林。
- ④ニホンジカ等による重大な食害が危惧される森林。

(b) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林において皆伐による主伐を行った場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を行うものとし、択伐による主伐を行った場合は5年以内に人工造林を行うものとする。

市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 以外の森林において人工造林を行う場合は、市町村森林整備計画において植栽 によらなければ適確な更新が困難な森林の基準に準ずるものとし、天然更新に よる場合は(2)「天然更新に関する指針」に基づくこととする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、前生樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

「更新」とは、伐採跡地(伐採により生じた無立木地)において、造林により更 新樹種を育成し、再び立木地とすることをいう。

「更新樹種」とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹およびぼう芽のうち 将来の森林の林冠を構成する樹種をいう。

「天然更新」とは、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用して行う更新であり、必要に応じて天然更新補助作業が行われる。

「天然更新補助作業」とは、更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保 するための作業であり、地表処理、刈出し等の作業のほか、天然更新の不十分な箇 所に行う補助的な植え込み等を含む造林の作業種である。

「更新の完了」とは、伐採跡地において更新樹種が十分に発生・生長し、目標とする森林(高木性のものに限る。)が成立すると見込まれる状態とする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、将来その林分において高木となりうる樹種、または先駆的な中木となる樹種であり、植生遷移によって将来は高木となることが期待できる樹種とし、自然条件、周辺環境等を勘案して適地適木を旨として定めることとし、一例として、針葉樹ではスギ、ヒノキ、マツ、イチョウ、イチイ、カヤ、イヌマキモミ等、広葉樹ではブナ、トチノキ、ミズナラ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、サクラ、カエデ類等がある。また、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等も含む。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新を行うに際しては、森林の確実な更新を図ることを旨として以下に示す 作業を標準として実施するものとする。

(a) 天然下種更新による場合

森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。

地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な 箇所に必要な本数を植栽することする。

(b) ぼう芽更新による場合

ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うこととする。

(c) 天然更新補助作業の標準的な方法

比較的短伐期で繰り返し伐採が行われ、ぼう芽更新により維持される森林については、必要により芽かき等の更新補助作業を行うものとする。天然生稚樹の生育状況等からみて、天然下種更新が確実な森林については、かき起こし、刈り払い等の更新補助作業を行うものとする。

更新の完了の確認については、天然更新による伐採後5年目の期待成立本数を、 伐採跡地の気象その他自然条件、既存の造林技術、試験研究機関の調査結果等を勘 案し、概ね7,000 本/ha を標準とすることとし、天然更新をすべき期間における更 新樹種の成立本数が期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上の場合をもって判 定することとする。

なお判定にあたっては、更新樹種の生長等を阻害する競争植物に対する余裕高を 考慮するものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持増進および早期回復を旨として、当該伐採が終了

した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内の期間に、天然更新が完了していることとする。(ただし補助造林事業により必要な場合は2年以内とする。)

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しない森林、天然稚樹の育成が期待できない森林、面積の大きな人工林など、天然更新が期待できない森林については、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害および鳥獣害の発生状況、当該森林および近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、森林の早期回復に対する社会的要請などを勘案して、適確な更新を確保すること。なお、植栽によらなければ適確な講師が困難な森林の基準は市町村森林整備計画において定めることとする。

(4) その他必要な事項 該当なし

3 間伐および保育に関する基本的事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P9)、第6の1「間伐立木材積その他伐採材立木材積」および第6の2「間伐面積」(P39)を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、制限林の状況、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針

間伐とは、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じつつある森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採方法であって、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化および利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐方法を勘案して、間伐の回数、実施時期、間伐率等について、別表 2 「間伐の標準的な方法」(P58)に示す方法を標準として定めることとする。

なお、高齢級の森林における間伐は、立木の生長力が低下することに留意し実施 時期等を定めることとする。

また、地域における自然条件や制限林等の状況を考慮しながら、低コスト施業の推進を図るために間伐率(本数率)30%以上の強度間伐<u>や列状間伐</u>にも取り組むものとし、一例を別表3「間伐の低コスト施業の一例」(P59)に示す。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進および林分の健全化を図ることを旨とし、下記に示す内容を基礎として、地域の特性や既往の施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、保育作業に当たっては、ニホンジカによる被害に配慮する観点から、過度 の刈払いや目的樹種の生長を阻害しない樹木の伐採は極力避けるものとする。

①下 刈

下刈については、目的樹種の生長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るためにおこなうものとし、造林木が雑草類に被圧され、正常な生長が阻害されないように、樹高が雑草類の高さ<u>を</u>抜き出る林齢まで実施することとし、必要に応じて2回刈りを実施するものとする。

②木起し

雪圧等により倒伏した造林木は経済的な価値が損なわれ、場合によっては枯損 する危険性があるため、積雪状況、傾斜等を勘案して実施するものとする。また、 被災後早期に実施するものとする。

③つる切り

つるの巻付きや被覆によって造林木の形状が損なわれたり枯損したりしないように、つるの繁茂状況等を勘案し、なるべく早期に実施するものとする。

4 除 伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な生長を図るために行うものとし、下刈り終了後に雑木類との競合を避けるため、造林樹種や植栽本数、除伐対象木の生長状況に応じて、数年おきに実施するものとする。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとする。

⑤枝打ち

良質材の生産(無節、均一な年輪幅等)、採光による林床植生の確保や病害虫の予防のため、生産目標や造林樹種、植栽本数、造林木の生長等に応じて数回実施するものとする。

(3) その他必要な事項

育成単層林または天然生林において既に更新樹が生育している場合、複数の樹冠層を構成する育成複層林へ誘導し維持させるために、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

- 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に 関する指針
 - ア 区域の設定の基準

森林の有する公益的機能の別に応じて、当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域として、市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林は、第2の1(1)「森林の整備および保全の目標」(P9)に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能および生物多様性保全機能の各機能の維持増進を図るための森林施業を、積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる区域について、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分、森林に関する社会的要請、森林所有者の受忍範囲等を勘案し、第2の1(2)「森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針」(P10)に基づき、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の各区域について、次のとおり定めることとする。

なお、各区域については重複を可能とするが、それぞれの機能発揮に支障が生じないようにするものとする。

- (a) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 本計画の森林の多くは琵琶湖の集水域に存することを踏まえ、水源かん養保 安林、干害防備保安林、森林機能の評価区分において水源涵養機能の評価が中 程度以上の森林等について、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方 法を定める必要のある森林として定めるものとする。
- (b) 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林

傾斜が急、傾斜の著しい変化点がある、山腹の凹曲部など水の集中流下する部分があるなどの地形的特徴のある森林、基岩風化や片理等の著しい進行、破砕帯又は断層線上、流れ盤であるなどの地質的特徴のある森林、土層内に異常の滞水層がある森林、石れき地からなる森林、表土が薄く乾性な土壌をもつ森林、下流域に保全対象が存在している森林、土砂の流出や土砂の崩壊の防備のための森林、人家や道路等の保全対象に隣接する森林や、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、水害防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、山地災害危険地区、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、森林機能の評価区分において山地災害防止機能の評価が高い森林等について、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

- (c) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を なしている森林、市街地や道路等と一体となり優れた景観美を構成している森 林、気象緩和や騒音防止等の機能を発揮している森林や、防風保安林、森林機 能の評価区分において生活環境保全機能の評価が高い森林等について、生活環 境の保全および形成のため伐採の方法を定める必要のある森林として定める ものとする。
- (d) 保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となり優れた自然美を構成している森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見できる森林、ハイキング・キャンプ等の保健・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な動植物の保護のために必要な森林や、保健保安林、風致保安林、国定公園や自然公園の特別地域、都市計画風致地区、鳥獣保護区特別地区、史跡・名勝・天然記念物の周辺森林、森林機能の評価区分において保健文化機能の評価が高い森林等について、自然環境の保全および形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林として定めるものとする。

また、保健・文化・レクリエーション機能の維持増進を図る森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定める。

イ 施業の方法に関する指針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2の1 (2) に示す「森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針」(P10)、別表4「伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準」(P60)に基づき、次のとおり公益的機能別施業森林ごとに計画事項を定めるものとする。

(a) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

伐期の延長を推進すべき森林とし、伐期の間隔を拡大する(標準伐期齢+10年以上)とともに、主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面積が連続して 20ha を超えないよう実施することとするが、市町村森林整備計画において地形・地質等を勘案して 10ha を下限として伐区を縮小することができるものとする。

また、当該森林において、複層林施業を経営方針としている区域については、 必要に応じ市町村森林整備計画においてその経営方針に対応した施業を行う 旨を規定できるものとする。

現況が単層林のものについては、下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立 木蓄積を維持し、根系の発達を確保するとともに、自然条件に応じて複層林施 業や広葉樹の導入による針広混交林施業を推進する。複層林施業について、主 伐は伐採木の周辺木の配置状況を考慮して行うものとする。 主伐後の伐採跡地については、早期更新を基本とし、本計画において定める標準的な本数を基準として、主伐に係る伐採材積の比率に応じて植栽するものとする。

造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として定めるものとする。なお、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内相対照度が低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため適時に間伐を実施することが必要であるが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるようにするものとする。

さらに、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ確実な更新を図ることとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域又は、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率(材積率)を70%までとする。

(b) 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能 又は、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

これらの森林の有する公益的機能を特に発揮させる必要のある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、伐採率(材積率)30%以下の択伐を実施することとする。なお、主伐後の造林を人工植栽により行う場合は、伐採率(材積率)40%以下の択伐を行うものとする。

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において森林の有する公益的機能の確保ができる森林では、長伐期施業を推進すべき森林とし、長伐期施業(標準伐期齢×2倍以上)により、公益的機能をより高度に発揮させるとともに大径材の生産を目標とする。長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とする。林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止して下層植生を適正に維持し、一定の蓄積を維持できるよう、適切に間伐を実施することとする。

なお、市町村森林整備計画において、地域の皆伐時期等を勘案して当該林齢の2割以内の範囲内で延長又は短縮した伐期齢を定めることができる。

また主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面積が連続して20haを超えないよう実施するものとし、市町村森林整備計画において地形・地質等を勘案して10haを下限として伐区を縮小することができるものとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域又は、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率(材積率)を70%までとする。

上記以外の森林においては、複層林施業を推進すべき森林とし、択伐以外の

方法により複層林を行うこととし、一定の材積を維持しつつ、伐採率(材積率)70%までとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林とする。

特定広葉樹は郷土樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・ 生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定するものとする。

特定広葉樹の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。

特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、 またはその状態を維持するため伐採を促進するものとする。

天然更新に必要な母樹のない森林など、植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適確な生育を確保することが困難な森林の主伐跡地においては、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また天然更新が見込まれる場合においても、確実な更新を図るため必要に応じて更新補助作業を行うものとする。

また、特定広葉樹の適確な生育に必要な下刈、除伐等の保育を必要に応じて行うものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準 および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考とし、森林の一体性も踏まえつつ、林木の生育に適した土壌を有し、林木の生育が良好な森林で成長量が高い森林であって、地形・地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として設定するとともにこの区域のうち傾斜、道からの距離を考慮し、施業の効率性が特に高い地域について「特に効率的な施業が可能な森林の区域」を設定するものとする。

なお、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 と、公益的機能別施業森林の区域は重複することを可能とするが、公益的機能の発 揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとする。

イ 施業の方法に関する指針

第3の1(3)において、参考として示す樹種別の生産目標に対応する「主伐時期の目安」(P14)を標準として施業を行うこととするが、森林の公益的機能の発揮にも留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めるものとする

(3) その他必要な事項 該当なし

- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- (1) 林道(林業専用道を含む)等の開設および改良に関する基本的な考え方

○基幹路網の現状

単位:延長 km

	区分	路線数	延	長	
基幹	·路網	2 2 9			5 4 2
	うち林業専用道	_			_

林道等の路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」と、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した規格・構造を柔軟に選択し、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

上記を踏まえ、II 第2の1(1)に定める「森林の整備および保全の目標」(P9)の実現を図るための林道等の開設および改良の考え方を定めることとする。

なお、林道等の開設に当たっては、自然条件および社会的条件が良好であり、将来 にわたり育成単層林として維持する森林を主体に<u>効率的な森林施業等への対応を踏ま</u> えて推進する。

また、森林の利用形態や地形・地質等に応じて「林業専用道」の導入を検討することとし、「滋賀県林業専用道作設指針」に基づき整備を行うこととする。さらに、「森林作業道」を開設する場合は、「滋賀県森林作業道作設指針」に基づき、作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な路網の整備を行うこととする。

ア 水源瀬養機能の発揮を期待する森林

高密な路網を整備し、一方では急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避し整備するものとし、必要に応じて排水対策のための施設を整備するとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取り組みを行うものとする。

- イ 山地災害防止機能/土壌保全機能の発揮を期待する森林
 - 保全・管理上必要な路線を整備するとともに、林地の改変、自然環境への影響を 極力抑えた規格・構造とする。
- ウ 快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能の発揮を期待する 森林

森林体験活動や健康づくりの場として、森林と人とのふれあい等を重視する森林

において、森林のアクセス等に必要な路網整備を行う場合は、利用者の利便性も考慮しつつ、景観や生態系の保全に配慮した線形、構造、施設を整備する。

エ 生物多様性保全機能の発揮を期待する森林

景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな開設は極力回避することとし、森林の管理上必要最小限のもののみ整備を行う。

オ 木材等生産機能の発揮を期待する森林

森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、車両系・架線系林業機械による傾斜等に応じた作業システム等に、最も効率的で、開設コストを低減した路網整備を計画的に推進することとする。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの 基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するために、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準や、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムについて次のとおり定める。なお、作業システムの一例をP30に示す。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

	1		
区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地	車両系	<u>110m/ha以上</u>	$3.0 \sim 4.0$
$(0^{\circ} \sim 15^{\circ})$	作業システム		m/ha
中傾斜地	車両系	<u>85m/ha以上</u>	
$(15^{\circ} \sim 30^{\circ})$	作業システム		
			$2 \ 3 \sim 3 \ 4$
	架線系	<u>25m/ha以上</u>	m/ha
	作業システム	<u>I o my navyti</u>	
	ド条マハノム		
急傾斜地	車両系	$6 \ 0 < 5 \ 0 >$	
(30° \sim 35°)	作業システム	<u>m/ha以上</u>	$1.6 \sim 2.6$
			m/ha
	架線系	2 0 < 1 5 >	
	作業システム	m/ha以上	
急峻地	架線系	<u>5 m/ha以上</u>	$5 \sim 15$
$(35^{\circ} \sim)$	作業システム		m∕ha

※ 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。プロセッサ、フォワーダ等を活用する。

ここに示す作業システムと路網密度については、滋賀県全体の平均的な水準を示しており、実施に当たって市町村森林整備計画および現地の状況と、採用する作業システムに応じて個別の検討を行う。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の 基本的な考え方

5の(2)に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方」(P27)を踏まえ、基幹路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)について、次の事項を参考とし該当する区域について、市町村森林整備計画においてその区域を定めることとする。

○地形·地質

傾斜が急峻ではない。

○森林機能の評価区分

- 軟弱な地質や土壌ではない。
- 木材等生産機能がHまたはM
- ○傾斜毎の路網密度水準の分布 基幹路網密度水準が1/2未満 基幹路網密度水準が1/2以上~水準未満
- (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、「林 道規程」、「滋賀県林業専用道作設指針」および「滋賀県森林作業道作設指針」に 則り開設を行うものとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進するため、立木の伐採・搬出に当たっては国が示す「主伐時における伐採搬出指針」を踏まえ適切な搬出方法等を定めることとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出 方法

該当なし

(6) その他必要な事項

該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化 その他森林施業の合理化に関する事項

地域の森林資源の状況、地域における森林所有者の状況および施業の実施状況並びに関連する行政施策の目標等を勘案し、地域内の県や市町、森林組合等、森林・林業・木材産業等の関係者の合意を図りつつ、次の事項について計画的かつ総合的に推進するものとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化 に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等について、不在村者を含めた森林所有者への働きかけ、施業集約化に必要な情報提供や助言やあっせんなど、地域における集落会議の開催等による合意形成や普及啓発を推進し、森林組合・林業事業体への長期の森林経営委託を進めるとともに、自力による適正な管理が困難な森林所有者に対する林業経営の委託への転換を目指すこととする。

その際には、不在村者や自力による適正な管理が困難な森林所有者を含めるとともに、長期の森林経営委託等が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及や定着を促進する。

また、森林の施業と保護の持続的な実施および集約化した森林施業や効率的な路網整備のための森林経営計画による施業の確実な実施を促進するものとする。

併せて、今後の森林の適切な整備および保全を推進するための条件整備として、 境界の明確化など森林管理の適正化を図るものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。)を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用の促進に関する方針を定めるものとする。

(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針

林業に従事する者の育成および確保を行うために、就業相談会の開催、就業体験等の実施および技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援を推進する。また、通年雇用化や社会保険の加入促進、技能等の客観的評価の促進等による他産業なみの労働条件の確保等、雇用管理の改善ならびに事業量の安定確保、合併・協業化および生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。併せて、持続的な森林経営の推進に必要な技術・知識を保有する森林総合監理士(フォレスター)や森林施業プランナーの育成を促進する。

さらに、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、長期にわたり持続的な経営を持続できる林業経営体および林業事業体の育成に向けて林業経営基盤の強化を一体的かつ総合的に促進する。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業の労働安全対策を基本として、木材の生産力向上を図り、木材生産にかかる 労働の軽減を図るため、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を促進 することとし、これらの作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成 を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入およびその効率的な利用を確保す るため、リースやレンタルの活用など、林業機械の利用体制の整備について積極的 に取り組むものとする。

林業機械の導入にあたっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、次に示す作業システムの一例や第3の5 (2) に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」(P27)を目安として、林道および森林作業道を整備することとする。

区分	作業システム(主要組み合わせ機械)
車両系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (搬出) → (積込) → (運搬)
	チェーンソー ウィンチ付ケ゛ラッフ゜ル チェーンソー
	ハーヘ゛スタ フ゜ロセッサ フォワータ゛ ク゛ラッフ゜ル トラック
	ハーヘ゛スタ (トラック)
架線系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (積込) → (運搬)
	チェーンソー スィング・ヤータ・ チェーンソー
	タワーヤータ゛ フ゜ロセッサ ク゛ラッフ゜ル トラック

※車両系:中傾斜地および急傾斜地の場合に適用

架線系: 急傾斜地および急峻地の場合に適用(高密度路網が整備できない場合)

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組みを推進するとともに、流通・加工コストの低減や供給体制の安定化のために、一体的な木材加工や流通体制の整備や合理化を推進することとし、木材需給情報の提供や仕分け・ロットの取りまとめ、県産材産地証明制度の取組を促進する。また、県産材の県内需要を拡大していくために中小製材工場の連携・協業化による競争力の強化と需要に的確に対応する製品の供給体制の整備を促進するとともに、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品をエンドユーザーが選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。

(6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業および木材産業の成長発展や森林空間の活用による就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進する。また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとする。

青年林業士、指導林家等地域リーダーの育成、森づくり県民講座の開講など林業 後継者の教育指導体制の整備、林業研究グループ等の活動活性化の推進による後継 者グループの育成を図るとともに、林業と木材産業の緊密な連携強化による、生産 から流通まで精通したグループの育成も図るものとする。

琵琶湖の水源を取り巻く森林において、上下流の住民が一体となって森林づくりに参加できるよう、森林整備への県民の主体的な参加の促進や森林づくり団体の活動や「やまのこ事業」を初めとした森林環境学習への支援、企業等の活動による森林づくりを行う「琵琶湖森林づくりパートナー協定」などを推進する。

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全および形成に重要な役割を果たしている森林の、他用途への転用は極力避けるものとする。

また、土石の切り取りや盛土等を行う場合には、気象や地形および地質等の自然 条件、地域における土地利用および森林の現況並びに土地の形質の変更目的および 内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じて、法面の緑化、土留工等の防災施設および貯水池等の設置、環境の保全のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。特に、太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性をふまえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。

(2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 森林の施業および土地の形質の変更に当たって、水源涵養、土砂の流出や崩壊防 止上、特に林地の保全に留意すべき森林について、次のとおり定める。

○樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位:面積 ha

					中区·面很 na
	区	分	面積	留意すべき事項	備考
	総	数	<u>79,564</u>	水源涵養や山地災害	林小班毎の面積の縦覧
市	彦 長	根 市	1, 525 28, 542	防止機能等の森林の有 する公益的機能の維持 増進を図るため、大面 積皆伐を避け、林地の	場所は、滋賀県琵琶湖環境 部森林政策課、中部森林整 備事務所、湖北森林整備事 務所、西部・南部森林整備
町	高	島市	27,665	形質の変更にあたっては、林地保全に支障を	事務所高島支所とする。
村	米	原市	11, 354	及ぼさないよう十分に留意する。	
別	愛	荘 町	8 0 2	H.I. / V.	
内	豊	郷町	_		
訳	甲	良 町	2 9		
	多	賀町	9,648		

注:総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林および その搬出方法

該当なし

(4) その他必要な事項 該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P9)に則し、地域における森林に関する自然条件、社会的要請および保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林に指定する必要のある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P9)に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽および本数調整伐等の保安林の整備および渓間工、山腹工等の治山施設の整備を、地域の特性に応じた形で計画的に推進する。また、近年多発する豪雨時に発生する流木対策および台風等による風倒木対策にも留意し取り組むこととする。

治山事業の計画について第6の5(3)「実施すべき治山事業の数量」(P50)のとおり計画する。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めるものとする。

- (4) 特定保安林の整備に関する事項 該当なし
- (5) その他必要な事項 該当なし

- 3 鳥獣害の防止に関する事項
- (1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、鳥獣害防止森林区域の設定、当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次の事項を方針として計画事項を定めるものとする。

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新および造林木の確実な育成を図ることを旨として、 地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に 効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置もしくは維持管理、 幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタ リングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲(ドロップネット、くく りわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器に よる捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する旨を定めることとす る。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとする。

(2) その他必要な事項

近年ニホンジカの生息数の増加および生息域の拡大により、林業被害のみならず下層植生の食害により土砂流出の危険性の増大、森林更新の阻害、生物多様性の低下など大きな影響が出ており、捕獲の推進と併せて森林土壌対策や希少種保護等の森林保全対策を実施する。

また、野生鳥獣との共存に配慮し、生物多様性が保全されるような多様な森林の整備、野生鳥獣と地域住民との棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

さらに市町においては、(1)のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

4 森林病害虫の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見および早期駆除に努めることとする。特に松くい虫による被害については、防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧および抵抗性を有するマツまたは他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

なお、抵抗性を有するマツへの転換にあたっては、気候・土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても、被害監視から防除 実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進すると ともに、関係団体とも連携して里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然 防止や被害跡地の復旧を図ることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向けて滋賀県第1種特定鳥獣保護計画、滋賀県第2種特定鳥獣管理計画、各地域の市町で構成される協議会が作成する被害防止計画とも整合を図りつつ、森林被害のモニタリング等を実施し、その結果を踏まえて、市町、森林組合、森林所有者および関連団体が連携し、加害個体の捕獲と合わせて、防護柵の設置やテープ巻等の防除対策を併用していくことで、効果的に推進する。

また、緩衝帯の整備等を推進するなど野生鳥獣の「生息環境管理」と、前述の「捕獲」、「被害防除」とを合わせた3つの総合的な対策を実施する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林 巡視や山火事警防等を適時実施するとともに、防火線や防火樹林帯等の整備を推進 することとする。

なお、市町村森林整備計画において、森林病害虫の駆除等のために火入れを実施 する場合の留意事項を定めるものとする。

(4) その他必要な事項

風雪害等による折損被害等の防除のため、必要な時期に間伐を行い、手遅れとならないよう適正な形状比の森林を育成する。

また、間伐等の遅れにより形状比が高くなりすぎた森林では、強度の間伐を控えて弱度の間伐を繰り返すこととする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林とは、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業、および広く一般県民の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林を指し、保健機能を高度に発揮させるため、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」第3条第1項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとし、市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、河川、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、県土保全等の機能低下の補完や、風致・景観の維持、裸地化の回避のため、森林の特色を踏まえて、択伐施業、針広混交林化、広葉樹育成施業等の多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、下刈、つる切り、除伐等を適切に行うとともに、利用者が快適に散策等を 行えるような適度な林内照度を維持するため、間伐、枝打ち等を積極的に行うもの とする。

なお、法令等により施業方法に制限が設けられている場合は、当該法令に定める ところによるとともに、保健機能の増進に十分配慮した施業を行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境や県土の保全および文化財の保護に 配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備 を行うこととする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高を定めるものとする。

※期待平均樹高:その立木が標準伐期齢に達したときに期待されている樹高 (すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高)

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の

保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林および森林保健施設の適切な管理、防火体制および防火施設の整備並びに利用者の安全確保等に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定や整備に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全および県土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位:材積 1000m3

区分総数					主伐		間伐			
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
総数	1, 415	1, 309	106	633	527	106	782	782	0	
うち前半 5年分	715	660	55	333	278	55	382	382	0	

2 間伐面積

単位:面積 ha

区分	間伐面積
総数	15,727
うち前半5年分	7, 932

3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位:面積 ha

区分	人工造林	天然更新					
総数	2, 774	4 5 0					
うち前半5年分	1, 274	2 5 0					

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(全 期) 単位: 延長 km 面積 ha 材積 m3

一(王	2311										_						延迟	17111	四個 IIa	作り作具 1110
開設				位		置						利	用		\geq	ζ	域			
拡 張	種	類	(区分)				路	線	名	延長	面	積		材			積		うち前半	備考
別					市町						Щ	1只	針	葉	樹	広	葉	樹	5年分	
開設	自動車	道		長	浜	市						(92)		(7, 1)	135)		(97	(3)		
								室 名		0.1		46		3, 5	567		48	6		
								1日 1		0.2		45		2, 5			1,05	_		
							石目	日鳥羽	引上	0.2		65		6, 3			59			
				(IE	3浅井	叮)					(1	, 233)	(10, 9	905)		(56, 43)	6)		
								‡木之	2本	0.4		616		5, 4			28, 21	_		
			林業専用道				黒		内	2.0		62		2, 9	951		3, 87	2		
							白		谷	1.0		130		1,0)26		7, 47	7		
			林業専用道					ビ郷野		2.0										
							大	吉	寺	1.5		145		20, 3	336		4, 56		0	
				(旧)	木之本	:町)					(1	, 225)	(19, 2	251)		(64, 23)	5)		
							横	Щ	岳	0.6		597	_	14, 4			30, 19	_	0	
											(1	, 233)	(10, 9	905)		(56, 43)	6)		
								‡木之		0.1		617		5, 4			28, 21			
							落		谷	0.1		348		20, 1	182		8, 09	1		
							下		町	0.1		150		2, 8	388		5, 40	5		
							西		谷	1.3		31		7, 1	160		1,04	9		
							サ	ソ	ラ	1.0		31		5,4	155		1,68	5		
							渋		谷	0.1		53		2, 6	590		1,02	_		
							下	使	熊	0.1		87		4, 3	397		4, 52	:3		
				(IE	日余呉	叮)					(1	, 225)	(19, 2	251)		(64, 23)	5)		
							横	Щ	岳	4.0		628		4, 8	323		34, 04	1	0	
				(旧)	西浅井	町)		ЩЩ		0.3		186		12, 9	928		10, 54			
							沓		掛	0.6		135		3, 6	606		7, 87	5		
							蛇	ケ	谷	0.3		45		5, 2	211		1,04	0		
							奥		出	0.4		103		3, 7	743		3, 28	2		
								計		16.4	4	l, 120	1	35, 1	170		183, 22	8		

注:上段()書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期) 単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3 用 利 X 開設 位 置 積 拡 張 材 うち前半 備考 種類 (区分) 路 線 名 延 長 面 積 別 (市町) 葉 樹 葉 樹 5年分 開 設 自動車道 米 原 市 (1,911)(311, 448)(62, 523)上丹生柏原 3.0 (旧山東町) 685 147, 781 9,419 \bigcirc 5, 281 名 畑 0.1 50 338 雄 河 内 0.1 42 4,625 934 雌 河 内 0.1 130 20,631 943 (973)(92)(7, 135)山室名越 46 3,568 487 0.1 (旧伊吹町) (1,896)(129, 139)(78, 151)41,739 22, 728 Щ 0.5 七 尾 542 伊 吹 14, 773 Щ 0.2 318 1,679 藤 III 0.2 121 5,086 2,866 槻 吉 0.2 93 5,696 2,973 3, $4\overline{56}$ 6, 305 甲 賀 0.2 113 下板向山 159 11, 190 5, 423 0.1 東 Щ 谷 0.2 62 2,677 1,381 木 0.2 53 村 4,685 1, 781 Щ 東 出 0.1 40 3,816 1, 156 73 向 Щ 0.2 2,851 1,905 弥高百坊 0.1 166 24,649 4, 239 林 1.2 39 860 1,492 (旧米原町) (1,911)(62, 523)(311, 448)上丹生柏原 2.0 1,226 163,667 53, 104 \bigcirc 竜 1.0 56 6,494 0 0 槫 畑 1.2 262 25, 923 8,618 ケ 場 西 番 67 10,036 401 0.1 (旧近江町) 日光寺多和田 51 7,567 784 0.1 春日日光寺 86 4, 928 0.1 86 11.3 4,480 517, 137 133,884 島 高 (旧マキノ町) 在原山中 6,500 12, 465 1.1 416 (旧朽木村) 北 0.2 37 817 1,854 細 谷 0.3 57 802 3, 277 明 護 67 0.3 9,772 2, 109 入 部 谷 0.4 79 7,589 1,633 入部谷小野峰 1.5 268 5,969 23, 013 戸谷棚林 2.8 584 51,926 30, 578 慶 比 5.4 544 80,635 39, 825 木地山北谷 5.4 935 79,580 22, 756 1.5 215 7, 107 11, 965 市 (旧高島町) 0.3 8, 392 畑 91 2, 355 計 19.2 3, 293 259,089 151,830

46.9

11,893

911, 396

468, 942

注:上段()書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

計

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3 用 利 X 域 開設 位 置 積 拡 張 種 類 路線 材 うち前半 備考 (区分) 名 延 長 面 別 (市町) 葉 樹 葉 樹 5年分 拡 張 自動車道 根 市 (1,784)(183, 363)(35,770)(改良) 滝谷武奈 3.8 1,430 151, 534 27, 510 高根中山 0.6 9 1,258 252 \bigcirc 0.7 63 8,644 70 \bigcirc 日 Ш 荒 神 68 7,663 \bigcirc Щ 0.5 638 計 5.6 1,570 162,074 35, 495 1.0 9,892 1,568 荘 町 ノ木谷 104 桃 (旧秦荘町) (352)(41, 933)(2,669)秦川押立山 191 22, 379 2,014 \bigcirc 0.1 金 剛 輪 寺 0.1 46 5,043 17 1.2 計 341.0 37, 314 3, 599 賀 町 (2, 263)(210, 438)(94, 573)池 39,837 \bigcirc 御 1.8 399 5, 114 現 権 谷 3.2 1,424 95, 530 65, 759 白 谷 766 73, 28923, 338 \bigcirc 0.2 御池大 58, 282 杉 0.5 291 4 谷 0.2 103 7,672 1,014 0.2 鳴 Ш 87 9,701 1, 111 中 63 谷 8,362 石 0.2 385 桶田ヶ 谷 0.4 75 10,873 535 杉 俣 0.2 128 12,920 2, 347 桂 谷 0.2 78 10,004 1,083 F Ш 0.2 1, 126 $199, 41\overline{4}$ 20,911 \bigcirc 天 堂 狗 0.2 116 13,087 4,052 アサハギ谷 2.0 5, 158 18,807 9.5 4,879 544, 129 144, 460 1, 467 長 垣籠堀部 0.3 35 454 浜 市 後 羽 0.2 36 2,069 645 (旧浅井町) 鳥 越 11.0 4,723 40, 301 202, 425 \bigcirc アセビ八 島 1.2 8,279 188 2,085 (旧虎姫町) 虎 前 0.4 37 3,324 922 (旧木之本町) 丸 虫 0.5 30 8, 168 1,431 網 谷 0.2 254 16, 461 6,426 横谷オゲツラ 0.2 67 10,863 2,015 支線日の裏 0.2 211 17, 337 7,323 22, 291 日 \mathcal{O} 裏 0.1 604 15,825 落 谷 0.2 348 20, 182 8,091 向 Щ 0.1 392 23,690 12, 359 2,888 町 下 0.1 150 5, 405 込 谷 7, 569 2, 707 0.3 76 (1, 225)(19, 251)(64, 235)横 岳 2.5 597 Щ 14, 428 30, 194 $12,9\overline{19}$ 5, 371 音 羽 谷 0.2 155 北 谷 32, 441 0.4 585 41,854 谷 0.2 139 6,266 1,463 (旧余呉町) (1, 225)(19, 251)(64, 235)34,041 棤 Щ 岳 1.3 628 4,823 池原文 室 1.0 13,063 14, 264 240 東野中之郷 0.5 248 17,820 11, 389 1.2 6,554池 原 147 5,610 15,004(旧西浅井町) 170 0.6 2,040 計 22.9 10,060 310, 210 412, 336

注:上段() 書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期) 単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3 用 開設 位 置 利 X 拡 張 積 種 類 (区分) 路 線 名延 長 材 うち前半 備考 面 積 別 (市町) 針 葉 樹 葉樹 5年分 拡 張 自動車道 米 原 市 柏原西谷 0.2 159 6,764 3,642 (改良) (旧山東町) 雄 内 0.3 42 4,625 934 28, 073 黒谷大平 0.1 182 2, 422 \bigcirc 雌 河 内 0.1 291 39, 725 3, 108 (62, 523)(1,911)(311, 448)上丹生柏原 3.0 685 147, 781 9,419 \bigcirc (旧伊吹町) (220)(6,662)(5,559)0.5 82 1,387 2,480 \bigcirc 見 玉 0.1 1,376 206, 433 41, 913 \bigcirc 谷 西出大 1.0 166 15,003 3, 249 Ш 558 17, 122 戸 谷 0.3 7,617 東 出 Щ 0.4 40 3,816 1, 156 堂 0.2 57 875 965 \mathcal{O} 0.2 159 5, 423 下坂向 Ш 11, 190 寒 谷 0.1 277 5, 372 3, 203 並 28, 795 下 板 0.1 868 36, 012 伊吹大 谷 0.1 77 612 4, 705 \bigcirc 又 0.2 830 中 津 1,855 23, 031 水 清 0.1 57 4,787 993 小 泉 0.1 70 6,419 2, 325 (旧米原町) (1,784)(183, 363)(35,770)滝谷武奈 2.4 354 31,829 8, 260 2.0 松 尾 寺 90 4,662 3, 356 槫 畑 25, 923 ケ 0.7 262 8,618 イモエ谷 0.2 224 42, 111 989 江 竜 1.0 67 401 10,036 (1,911)(311, 448)(62, 523)上丹生柏原 3.0 1,226 163, 667 53, 104

799, 357

236, 830

注:上段()書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

計

16.4

8, 199

(全

期) 単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3 用 開設 利 X 位 置 拡 張 積 種 類 (区分) 路 線 名 延 長 材 うち前半 備考 面 積 別 (市町) 針 葉 樹 葉樹 5年分 拡 張 自動車道 島 北マキ 1.4 297 2,793 9, 269 (改良) (旧マキノ町) 西 Щ 1.2 669 35, 848 23,905 黒河マキノ 0.5 299 3,461 6,620 \bigcirc 在 原 0.4 54 2,100 714 (旧今津町) Ш 3.0 1,011 37, 134 38,837 \bigcirc (1,088)(184, 404)(57, 940)寒風麻生 5.0 908 50, 323 144, 195 \bigcirc 波 谷 1.2 906 13, 273 33,667 \bigcirc 栗柄河内谷 1.0 2, 474 54, 653 94, 864 \bigcirc 荒 1.0 532 20, 257 21,096 谷 Ш 天 増 0.1 1,558 40, 344 29,811 梅原雨谷 2.3 315 43,864 5,526 (旧朽木村) (2, 100)(95, 028)(220, 268)鵜川村井 2.2 230 36,079 6,850 \bigcirc (1,088)(184, 404)(57, 940)寒風麻生 0.2 180 40, 209 7,617 0.2 429 5,578 19,936 谷 \bigcirc 大 彦 0.6 692 23, 330 28, 462 保 0.2 1, 329 谷 56 4,756 室 谷 0.2 66 8,559 1,969 桂 谷 0.1 58 4,708 2, 237 戸 0.2 谷 298 5,375 10,982 9, $1\overline{00}$ 下 壷 0.2 301 16, 177小 谷 0.2 69 2,314 2,706 小 谷 0.3 323 28, 990 6,714 \bigcirc 佐 慶 比 0.2 544 80,635 39,825 平 良 谷 0.1 221 15, 289 7, 327 \bigcirc 細 谷 0.1 57 802 3, 277 \bigcirc 明 護 0.1 67 9,772 2, 109 \bigcirc \bigcirc 能 家 187 6,888 0.1 6,899 (旧安曇川町) 野 0.2 105 2,609 1,052 (旧高島町) (2, 100)(95,028)(220, 268)鵜川村井 1.4 1,870 184, 189 88, 178 黒 谷 0.4 210 26, 565 21, 735 \bigcirc 谷 0.1 34 5,578 481 計 583, 417 24.4 15,020 906, 324 1, 416, 137 80.0 40,069 2, 759, 408

) 書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。 注:上段(

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3 用 開設 利 X 位 置 積 拡 張 種 類 (区分) 路 線 名延 長 材 うち前半 備考 面 積 別 (市町) 針 葉 樹 葉樹 5年分 拡 張 自動車道 愛 荘 町 ツ 谷 0.1 60 3,045 495 (舗装) (旧秦荘町) Щ 1.1 110 6,709 12, 575 \bigcirc (352)(41, 933)(2,669)秦川押立山 191 22, 379 2,014 \bigcirc 0.4 1.6 361 32, 133 15,084 3, 551 多 賀 町 御池大杉 0.5 106 15, 798 谷 0.8 75 10,873 535 \bigcirc 樋田ヶ 野 0.1 293 51,085 17 尺仏前 谷 0.1 36 2,900 0 385 中 石 谷 0.1 63 8,362 15, 256 ドイチ 谷 89 0.2 1,458 高 室 0.6 158 24, 217 4, 298 山 0.2 1, 126 199, 414 20, 911 \bigcirc 材 木 谷 0.2 103 7,672 1,014 計 2.8 2,049 335, 577 32, 169 浜 (旧浅井町) アセビ八島 1.5 188 16,878 71 (旧木之本町) 1.7 丸 1,431 虫 30 8, 168 254 16, 461 6, 426 網 谷 3.1 横谷オゲツラ 1.1 67 10,863 2,015 落 谷 2.1 348 20, 182 8,091 下 0.8 150 2,888 5, 405 町 日 \mathcal{O} 裏 1.5 604 15,825 22, 291 Щ 392 向 2.8 23,690 12, 359 谷 0.8 97 7,569 2,707 音 羽 谷 1.0 155 12,919 5, 371 $(19, 2\overline{51})$ (1, 225)(64, 235)横 Ш 岳 2.9 597 14, 428 30, 194 (旧余呉町) (1, 225)(19, 251)(64, 235)岳 横山 0.5 628 4,823 34, 041 七々頭ヶ岳 1.6 51 7,554 10,071 池原文室 13,063 14, 264 3.4 240 原 1.9 147 5,610 6,554 池 東野中之郷 6.0 248 17,820 11, 389 (旧西浅井町) 0.6 170 15,004 2,040 計 33.3 4, 366 213, 745 174, 720

) 書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期) 単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3 用 開設 位 置 利 X 拡 張 積 種 類 (区分) 路線名延長 材 うち前半 備考 面 積 別 (市町) 針 葉 樹 広 葉樹 5年分 拡 張 自動車道 米 原 市 柏原大谷 1.0 209 12, 429 2,801 (舗装) (旧山東町) (1,911)(311, 448)(62, 523)上丹生柏原 4.0 685 147, 781 9, 419 \bigcirc 雌 河 内 1.1 130 20,631 943 (旧伊吹町) 0.9 70 6,059 1, 246 水 77 伊吹大 谷 0.2 612 4, 705 \bigcirc (旧米原町) 寺 90 4,662 松 1.8 3, 356 尾 竜 江 2.0 56 6,494 0 槫 畑 1.5 262 25, 923 8,618 \bigcirc (1,911)(311, 448)(62, 523)3.0 53, 104 上丹生柏原 1,226 \bigcirc 163, 667 計 15.5 2,805 388, 258 84, 192 島 北マキノ 0.9 297 2, 793 9, 269 市 35, 848(旧マキノ町) 西 4.9 669 23, 905 上開田浦 2.4 75 11, 714 1,930 (旧今津町) (1,088)(184, 404)(57, 940)寒風麻生 7.7 908 144, 195 50, 323 \bigcirc 栗柄河内谷 1.0 2, 474 94, 864 54,653 荒 20, 257 21,096 0.3 532 (旧朽木村) 入 部 谷 2.8 79 7,589 1,633 \bigcirc 小 323 入 谷 6.1 28,990 6,714 \bigcirc 佐 慶 5.4 544 80,635 39, 825 比 (旧安曇川町) 中 1.4 105 2,609 1,052 計 32.9 6,006 389, 283 250, 611 86.1 15, 587 1, 358, 996 556, 776

注:上段()書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

単位:km

									- 1/L · KIII	
	開	設	•	拡	張	別		延	長	路線数
全		閉	1			設			46.9	55
	力	<u> </u>			改		良		80.0	98
期	引.	Ę			舗		装		86. 1	48

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保健・風致の保存等のための保安林

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位:面積 ha うち前半 備考 保安林の種類 面 積 5年分 総 数 (実面積) 32, 467 <u>1,756</u> 水源涵養のための保安林 1,629 18, 196 災害防備のための保安林 97 11,814

6,603

500

- 注1) 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しない。
- 注2) 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的を達成するための保安林である。
- 注3) 災害防備のための保安林とは、森林法第25条第1項第2号~第7号の目的を 達成するための保安林である。
- 注4) 保健・風致の保存等のための保安林とは、森林法第25条第1項第8号~第11号の目的を達成するための保安林である。

② 計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在および面積等

(全期) 単位:面積 ha 指定ま 森林の所在 たは解 指定·解除 考 種 類 面積 除を必備 うち前半 別 要とす 市 区 域 町 5年分 る理由 指 定 水 長 浜 市 円 1,039 607 源 涵が 養 高 市 985 575 島 \mathcal{O} 林 た \mathcal{O} \Diamond 米 247 原 市 424 持 \mathcal{O} 9 保 公 安 多 町 200 賀 342 益 林 的 2,789 1,629 機 計 能 を高度に 彦 根 円 3 市 8 災 害 発 防 長 浜 市 108 35 揮 備 さ \mathcal{O} せるた た 高 島 市 102 33 \Diamond \mathcal{O} 米 原 市 14 \otimes 44 保 安 多 賀 町 35 12

297

97

計

(全 期) 単位:面積 ha 指定ま 森林の所在 たは解 指定·解除 考 種 除を必備 類 面積 うち前半 別 要とす 市 町 X 域 5年分 る理由 指 定 保 森 彦 根 市 円 24 14 林 健 \mathcal{O} 風 持 長 172 浜 市 324 致 0 させるため公益的機能を高さ \mathcal{O} 保 高 172 島 市 307 存等 74 米 \mathcal{O} 原 市 132 た 8 多 賀 町 60 107 \mathcal{O} 度 12 保 安 発 揮 計 894 500

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(全 期) 単位:面積 ha

		指定	施業要件の整備		
種類	伐採方法の	皆伐面積の	択伐率の	間伐率の	植栽の
	変更面積	変更面積	変更面積	変更面積	変更面積
水 源 瀬 養	1, 229	1, 229	8, 654	8, 391	9, 443
災害防備	799	799	7, 611	7, 611	7, 611
保健・風致の 保存等	541	541	5, 160	5, 160	·

注1):択伐率の変更は、森林の立木材積率を30%から40%に変更するものである。 注2):間伐率の変更は、森林の立木材積率を20%から35%に変更するものである。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等該当なし

(3)実施すべき治山事業の数量

治山事業の数量 (一部旧市町村名で表示)

	************************************		林		0,			所	在	治山事業		
-	m	44				区			域	施行	うち前半	主な工種
市	町	村	代	表	的	地	名		林班	地区数	5年分	
彦	根	市					青	+		6	5	
愛	荘	町					青	†		10	6	
	旧秦	荘 町								10	6	
甲	良	町					青	+		1	0	
多	賀	町					青	+		37	27	
長	浜	市					音	+		72	53	
	旧長	浜 市								6	6	
	旧浅	井町								11	9	
	旧び	わ町								1	1	
	旧湖	北町								3	3	
	旧高	月町								5	3	
	旧木之	本町								20	17	
	旧余	呉 町								6	2	
	旧西浅	井町								20	12	
米	原	市					青	+		44	31	
	旧山	東町								12	11	
	旧伊	吹 町								22	13	
	旧米	原 町								8	6	
	旧近	江町								2	1	
高	島						青	+		55	42	
	旧マキ	- ノ町								8	8	
	旧今	津 町								15	6	
	旧朽									14	12	
	旧高	島町								17	16	
	旧安曇									1	0	
湖	北北	也 域	森	林	計	画	区		合計	 <u>225</u>	<u>164</u>	

	森		林		の	j	 所 在	治山事業		
					区		/ 域	施行	うち前半	主な工種
市	町	村	代	表 的	地	名	林班	地区数	5年分	
彦	根	市	小	野		町	46	1	0	渓間工 森林整備等
彦	根	市	小	野		町	47	1	0	渓間工 森林整備等
彦	根	市	清	崎		町	50	1	0	山腹工 森林整備等
彦	根	市	稲	里		町	56	1		山腹工 森林整備等
彦	根	市	下	畄	部	町	57	1	0	山腹工
彦	<u>根</u>	市	<u>石</u>	<u>寺</u>		町	<u>57, 60, 66</u>	<u>1</u>	<u>O</u>	<u> 渓間工 山腹工</u>
	旧秦荘	町	松	尾		寺	3	1		森林整備等
	旧秦荘	町	松	尾		寺	5	1		渓間工 森林整備等
	旧秦荘	町	松	尾		寺	6	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧秦荘	町	松	尾		寺	7	1	0	渓間工 森林整備等
	旧秦荘	町	松	尾		寺	8	1	0	渓間工 森林整備等
	旧秦荘	町	松	尾		寺	9	1		渓間工 森林整備等
	旧秦荘	町	岩			倉	10	1	0	 渓間工 森林整備等
	旧秦荘		斧			磨	11	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	<u>旧秦荘</u>		<u>斧</u>			<u>磨</u>	<u>12</u>	<u>1</u>	<u>O</u>	<u> </u>
	旧秦荘		竹			 原	14	1	_	 渓間工 森林整備等
甲		町	池			寺	2	1		森林整備等
多	賀	町	水			<u>谷</u>	6	1	0	森林整備等
多		町	霊			仙	24	1	0	森林整備等
多		町	霊			仙	16, 17, 18, 19	1	0	渓間工 森林整備等
多		町	河	内、	霊	仙	30, 32, 33, 35, 38	1	0	溪間工
多		町	多			賀	59	1	0	森林整備等
多	 賀	町	敏	満			60	1	0	山腹工 森林整備等
多		町	敏			<u>寺</u>	61,62	<u>1</u>	<u>O</u>	<u>渓間工 森林整備等</u>
多		町	-				65, 66, 90, 92	<u> </u>	0	<u>溪間工 森林整備等</u>
多		町	保			月	68,73	1	0	
多		町	五.			僧	76	1	0	渓間工 森林整備等
多		町	楢			崎	77	1	0	※関工 森林整備等
多		町	富	之		尾	80	1		渓間工 森林整備等
多	 賀	町	藤			瀬	83	1		漢間工 森林整備等
多	賀	町	藤			瀬	84	1	0	渓間工 森林整備等
多	 賀	町	南			谷	89, 90	1	0	渓間工 森林整備等
多	 賀	町	佐			<u> </u>	91	1	0	山腹工 森林整備等
多	 賀	町	佐			目	92	1	_	渓間工 森林整備等
多	 賀	町	佐			目	98	1	0	渓間工 森林整備等
多		町	大		ケ	畑	101, 103, 104	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
多	 賀	町	大		ケ	畑	105, 106, 107	1	0	渓間工 森林整備等
<u>多</u>		町	大		左	畑	110, 111	<u>1</u>	<u>O</u>	<u> </u>
多	 賀	町	大	<u> </u>			116	1		渓間工 森林整備等
多	 賀	町	大			杉	117	1		※間工 ※間工
多	 賀	町	大			杉	118	1		漢間工 森林整備等
多	 賀	町	大			杉	119	1		美間工 ※間工
多	 賀	町	樋			田	123	1		 渓間工 森林整備等
多多	 賀	町	樋			田	124	1		森林整備等
多多	 型	町	一			<u>円</u> 円	2,3	1	0	
多多	^具 賀	町	萱			 原	125	1	0	
多多	 賀	町	- 萱			原原	127	1	<u> </u>	森林整備等
多多	 賀	町	- 萱			原原	133	1	0	
1	具	~1	브			/小	100	1	\cup	四級工 林州正開守

	森	林	Ø	<u></u> り	 所 在	治山事業		
	m 1.1.			区	域	施行	うち前半	主な工種
市	町 村	代	表 的	地名	林班	地区数	5年分	
多	賀町	萱		原	135	1	0	渓間工
多	賀 町	萱		原	137	1	0	渓間工
多	賀 町	萱		原	138	1	0	渓間工 森林整備等
多	賀 町	萱		原	145,146,147	1	0	渓間工 森林整備等
多	<u>賀</u> <u>町</u>	<u>仏</u>	<u>ケ</u>	<u>後</u>	<u>150, 151, 152</u>	1	<u>O</u>	<u> </u>
	旧長浜市	石	田	町	5	1	0	渓間工 山腹工
	<u> 旧長浜市</u>	<u>八</u>	<u>条</u>	<u>町</u>	<u>7</u>	<u>1</u>	0	渓間工 森林整備等
	旧長浜市	名	越	町	14, 15	1	0	渓間工 森林整備等
	旧長浜市	布	勢	町	16	1	0	渓間工 森林整備等
	旧長浜市	小		条 町	17	1	0	渓間工 森林整備等
	旧長浜市	名	越	町	13	1	0	渓間工、森林整備等
	旧浅井町	野		瀬	51	1		渓間工 森林整備等
	旧浅井町	鍛	冶	屋	53、54、55	1	0	山腹工 森林整備等
	旧浅井町	醍		醐	62	1		渓間工 森林整備等
	旧浅井町	高		Щ	22	1	0	渓間工 森林整備等
	旧浅井町	谷		П	82	1	0	渓間工 森林整備等
	旧浅井町	北		野	85	1	0	渓間工 森林整備等
	旧浅井町	太		田	5	1	0	渓間工 森林整備等
	旧浅井町	寺		師	6,8	1	0	渓間工 森林整備等
	<u> </u>	岡		<u>谷</u>	<u>1, 59</u>	<u>1</u>	<u>O</u>	渓間工 森林整備等
	旧浅井町	徳		山	60	1	0	渓間工
	旧浅井町	池	奥	町	76	1	0	渓間工 森林整備等
	旧びわ町	早		崎	1	1	0	山腹工 森林整備等
	旧湖北町	上	山	田	8	1	0	渓間工 森林整備等
	旧湖北町	上	山	田	4	1	0	森林整備等
	<u>旧湖北町</u>	<u>郡</u>		<u>上</u>	<u>11</u>	1	<u>O</u>	渓間工 森林整備等
	<u>旧高月町</u>	直		<u>野</u>	<u>1,2</u>	1	<u>O</u>	渓間工 森林整備等
	<u>旧高月町</u>	洞			<u>3</u>	1	<u>O</u>	渓間工 森林整備等
	旧高月町	馬		上	5	1		渓間工 森林整備等
	旧高月町	西		野	9	1		渓間工 森林整備等
	旧高月町	西	阴	閉	12	1	0	山腹工等
	旧木之本町	西		<u>山</u>	6	1	0	渓間工 森林整備等
	旧木之本町	山	梨	子	4	1	0	山腹工等
	旧木之本町	黒		田	11	1	0	渓間工 森林整備等
	旧木之本町	木	之	本	11, 13	1	0	渓間工 森林整備等
	旧木之本町	黒		田	14	1	0	渓間工 森林整備等
	旧木之本町	木	之	本	12, 13	1	0	渓間工 <u>山腹工</u> 森林整備等
	旧木之本町	Л		合	17	1	0	渓間工 森林整備等
	旧木之本町	Ш		合	18	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧木之本町	Ш		<u></u> 合	19	1		渓間工 山腹工 森林整備等
	旧木之本町	Ш		合	20	1		渓間工 森林整備等
	<u>旧木之本町</u> 四木之木町	<u>川</u>		<u></u> <u></u> <u> </u>	92	1	<u>O</u>	山腹工 森林整備等
	旧木之本町	大松		見	24	1		渓間工 森林整備等 吸網敷借等
	旧木之本町	杉杉		野野	31	1	0	路網整備等
	旧木之本町	杉杉		野野	32	1	0	渓間工 森林整備等
	旧木之本町	杉杉		野	35, 36	1	0	山腹工等
	旧木之本町	杉		野	34	1	0	山腹工 本社軟件学
	旧木之本町	石			104	1	0	渓間工 森林整備等
	旧木之本町	石		道	105	1	0	渓間工 森林整備等

森		林	0.	名で表示))	 所 在	治山事業		
	ml.l.			区		施行	うち前半	主な工種
市	町 村	代	表 的	地名	林班	地区数	5年分	
	旧木之本町	Щ		合	89	1		渓間工 森林整備等
	<u>旧木之本町</u>	<u>赤</u>		<u>尾</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>O</u>	渓間工、森林整備等
	旧余呉町	菅		並	72	1		渓間工 森林整備等
	旧余呉町	中	河	内	118	1		渓間工 森林整備等
	旧余呉町	東		野	171	1	0	渓間工 森林整備等
	旧余呉町	中	之	郷	174	1		渓間工 森林整備等
	旧余呉町	摺		墨	5	1	0	渓間工 森林整備等
	旧余呉町	下	余	呉	176	1		渓間工 森林整備等
	旧西浅井町		庄		10	1	0	渓間工 森林整備等
	旧西浅井町		庄		11	1		渓間工 森林整備等
	旧西浅井町		中		12,31	1	0	渓間工 森林整備等
	旧西浅井町		中		13	1	0	路網整備等
	旧西浅井町	Щ		門	17, 22, 23, 25	1	0	森林整備 路網整備等
	<u>旧西浅井町</u>	山		<u>門</u>	<u>13, 18, 27</u>	<u>1</u>	<u>O</u>	淫間工 森林整備等
	旧西浅井町	小		Щ	33	1	0	渓間工 森林整備等
	旧西浅井町	大		浦	40	1	0	山腹工 森林整備等
	旧西浅井町	岩		熊	49	1		渓間工 森林整備等
	旧西浅井町	横		波	53	1		渓間工 森林整備等
	旧西浅井町		余		54	1		渓間工 森林整備等
	旧西浅井町	沓		掛	57	1		渓間工 森林整備等
	旧西浅井町	沓		掛	59	1	0	渓間工 <u>山腹工</u> 森林整備等
	<u>旧西浅井町</u>	<u>沓</u>		<u>掛</u>	<u>61,62</u>	<u>1</u>	<u>O</u>	<u>溪間工、山腹工</u>
	旧西浅井町	集	福	寺	63	1		渓間工 森林整備等
	旧西浅井町	集	福	寺	66	1		渓間工 森林整備等
	旧西浅井町	集	福	寺	67	1	0	渓間工 森林整備等
	旧西浅井町	集	福	寺	68	1		渓間工 森林整備等
	旧西浅井町	塩	津	浜	75	1	0	山腹工等
	旧西浅井町	八	田	部	34	1	0	渓間工 森林整備等
	旧山東町	堂	谷	他	22	1	0	渓間工 森林整備等
	旧山東町	大		鹿	24	1	0	渓間工 森林整備等
	<u> 坦 山 東 町</u>	山		<u>室</u>	<u>25</u>	<u>1</u>	<u>O</u>	<u>溪間工</u>
	旧山東町	梓	河	内	41	1	0	渓間工 森林整備等
	旧山東町	梓	河	内	50	1		渓間工 森林整備等
	<u> 旧山東町</u>	<u>梓</u>	<u>河</u>	<u>内</u>	<u>53</u>	<u>1</u>	<u>O</u>	<u>渓間工 森林整備等</u>
	旧山東町	梓	河	内	45	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧山東町	清		滝	55	1	<u>O</u>	渓間工 森林整備等
	旧山東町	西		Щ	19	1	0	渓間工 森林整備等
	旧山東町	朝		月	5	1	0	渓間工 森林整備等
	旧山東町	池		下	2	1	0	渓間工 森林整備等
	旧山東町	柏		原	56	1	0	山腹工等
	旧伊吹町	吉		槻	5	1		渓間工 森林整備等
	旧伊吹町	吉		槻	6	1	0	渓間工 森林整備等
	旧伊吹町	甲		賀	7	1		渓間工 森林整備等
	旧伊吹町	甲	津	原	14	1	0	渓間工 森林整備等
	旧伊吹町	甲	津	原	21	1		渓間工 森林整備等
	旧伊吹町	甲	津_	原	17	1	0	渓間工 森林整備等
	旧伊吹町	曲		谷	29	1		渓間工 森林整備等
	旧伊吹町	吉		槻	35	1		渓間工 森林整備等
	旧伊吹町	吉		槻	41	1	0	渓間工 森林整備等

森		林		名で表示) D	 所 在	治山事業		
-	m- LL			区	域	施行	うち前半	主な工種
市	町 村	代	表 的	地名	林班	地区数	5年分	
	旧伊吹町	上	板	並	44	1	0	渓間工 森林整備等
	旧伊吹町	上	板	並	43	1		渓間工 森林整備等
	旧伊吹町	上	板	並	46	1		渓間工 森林整備等
	旧伊吹町	上	板	並	48	1		渓間工 森林整備等
	旧伊吹町	上	板	並	50, 51, 52	1	0	渓間工 森林整備等
	旧伊吹町	上	板	並	53	1		渓間工 森林整備等
	旧伊吹町	上	板	並	54	1	0	渓間工 森林整備等
	旧伊吹町	上	板	並	63	1	0	渓間工
	旧伊吹町	藤		Щ	110、115、116	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	<u> 坦伊吹町</u>	藤		Ш	<u>111, 114</u>	<u>1</u>	<u>O</u>	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧伊吹町	小		泉	89, 90	1	0	渓間工 森林整備等
	旧伊吹町	下	板	並	64	1	0	路面整備等
	旧伊吹町	下	板	並	64,67	1	0	渓間工 森林整備等
	旧米原町	上	丹	生	9, 17	1	0	渓間工 森林整備等
	旧米原町	上	丹	生	27	1	0	渓間工 森林整備等
	旧米原町	榑	ケ	畑	18, 20, 21, 22	1	0	渓間工 森林整備等
	旧米原町	西		坂	34	1		渓間工 森林整備等
	旧米原町	Ξ		吉	33、39	1	0	渓間工 森林整備等
	旧米原町	河		南	31,32	1	0	渓間工 森林整備等
	旧米原町	西	番	場	47	1		渓間工 森林整備等
	<u> 旧 米 原 町</u>		磯		<u>52</u>	<u>1</u>	<u>O</u>	山腹工 森林整備等
	旧近江町	顔	戸	他	1	1	0	渓間工 森林整備等
	旧近江町	多	和	田	7	1		渓間工 森林整備等
	旧マキノ町	野		П	67,69	1	0	渓間工 森林整備等
	旧マキノ町	石		庭	12	1	0	渓間工 森林整備等
	旧マキノ町	白		谷	30, 36	1	0	渓間工 森林整備等
	旧マキノ町	海		津	86, 87	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧マキノ町	牧		野	25	1	0	渓間工 森林整備等
	旧マキノ町		浦		44、45	1	0	渓間工 森林整備等
	旧マキノ町	山		中	47	1	0	渓間工 森林整備等
	旧マキノ町		下		40	1	0	渓間工 森林整備等
	旧今津町	梅		原	8	1		渓間工 森林整備等
	旧今津町	梅		原	7, 14, 18	1	0	溪間工
	旧今津町	梅		原	132	1		渓間工 森林整備等
	旧今津町	角		Щ	36, 39	1		渓間工 山腹工 森林整備等
	旧今津町	角		Л	44、46、47	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧今津町	保		坂	30、49、51	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧今津町	保		坂	53	1		渓間工 森林整備等
	旧今津町	梅		原	9	1		渓間工 森林整備等
	旧今津町	梅		原	13	1		渓間工 森林整備等
	旧今津町	梅		原	15	1		渓間工 森林整備等
	旧今津町	椋		Л	74	1		渓間工 森林整備等
	旧今津町	椋		Л	60、73、75	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧今津町	酒	波	他	148	1		渓間工 森林整備等
	旧今津町	日	置	前	131, 133, 154	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧今津町	天	増	Л	102, 103	1	0	渓間工 森林整備等
	旧朽木村	栃		生	22, 27	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧朽木村	村		井	16, 17, 18	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧朽木村	中	<u> </u>	牧	56	1	0	渓間工 森林整備等

治山事業の数量 (一部旧市町村名で表示)

		プ 数 里 	林)		 所 在	治山事業		
	Ште	4.4.				区		域	施行	うち前半	主な工種
市	町	村	代	表	的	地	名	林班	地区数	5年分	
	旧朽	木村	古				屋	77	1		渓間工 森林整備等
	旧朽	木村	古				屋	78	1		渓間工 森林整備等
	旧朽	木村	木		地		Щ	115、116、117	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	<u>旧 朽</u>	<u> 杜</u>	荒				Ш	1, 141, 142, 143, 146	<u>1</u>	<u>O</u>	渓間工 山腹工 森林整備等
	<u>旧 朽</u>	<u> 杜</u>	宮		前		<u>坊</u>	3, 4, 5, 7	<u>1</u>	<u>O</u>	渓間工 山腹工 森林整備等
	<u>旧 朽</u>	<u> </u>	雲		洄		<u>谷</u>	<u>99, 100</u>	<u>1</u>	<u>O</u>	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧朽	木村	麻				生	134、135	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧朽	木 村	岩				瀬	33, 34, 35	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧朽	木 村	桑				原	75	1	0	渓間工 森林整備等
	旧朽	木村	古				Ш	32	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧朽	木村	能				家	89	1	0	溪間工
1	日安曇	:川町	下		古		賀	24	1		渓間工 森林整備等
	旧高	島町	鹿		ケ		瀬	29, 30, 31, 32	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧高	島町	鹿		ケ		瀬	32	1	0	渓間工 森林整備等
	旧高	島町	鹿		ケ		瀬	37、39、41	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧高	島町	黒				谷	43	1		渓間工 森林整備等
	旧高	島町	黒				谷	44	1	0	渓間工 森林整備等
	旧高	島町	黒				谷	45	1	0	渓間工 森林整備等
	旧高	島町	黒				谷	47	1	0	山腹工 森林整備等
	旧高	島町	高				島	24, 25, 26, 27	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧高	島町	高				島	14, 15, 16, 17, 18	1	0	渓間工 森林整備等
	旧高	島町	勝				野	13	1	0	渓間工 森林整備等
	旧高	島町	高				島	55、56	1	0	渓間工 森林整備等
	旧高	島町	鵜				Ш	1, 2, 3, 5	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	<u>旧</u> <u>高</u>	<u>島 町</u>	<u>鵜</u>				Ш	<u>6</u>	<u>1</u>	<u>O</u>	渓間工 山腹工 森林整備等
	<u>旧</u> <u>高</u>	<u>島 町</u>	<u>鵜</u>				Ш	<u>70</u>	<u>1</u>	<u>O</u>	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧高	<u>島 町</u>	音				羽	<u>15, 16, 17, 18</u>	<u>1</u>	<u>O</u>	渓間工 森林整備等
	旧高	島町	横				山	67	1	0	渓間工 森林整備等
	旧高	島町	武	首	1	横	Щ	63	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等

6 要整備森林の所在および面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法および時期

単位:面積 ha 要整備森林 実施すべき施業の方法および時期等 造林 その他 所在 保育 伐採 その他 市町 特定保安林 必要な 備考 番号 林 小班 班 面積 事項 位置 方法 方法 種類 面積 時期 種類 面積 方法 時期 種類 面積 時期 種類 面積 方法 時期 該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

1 //		انتار ۱۷۰	ויאליו ניון	/1.4 > NE /2. > 1. 12	-1					単位	1:面積	h a
					施		業		方	法		
	区			伐	採	方	法					
		分		伐採種を 定めない	択伐	Ì	禁 伐		そ	の	他	
	彦	根	市	726	25	54		_				
市	愛	荘	町	265	54	4 5		—				
町	豊	郷	町	_		_		—				
別	甲	良	町	25	4	41		—	各法令の定め	5 ス レ >	・ストトス	
	多	賀	町	<u>4,600</u>	38	33	1	5	存伝すりため)	- クによる	0
内	長	浜	市	14, 369	1, 26	64	13	8				
訳	米	原	市	5, 701	71	12	9	2				
	高	島	市	<u>10, 574</u>	1, 42	29	24	8				
	総	数		<u>36, 260</u>	4, 62	28	49	4				

総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。 注1:

制限林の種類別、林小班別の面積の閲覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、

西部・南部森林整備事務所高島支所、湖北森林整備事務所、中部森林整備事務所とす制限林のうち、国定公園普通地区および県立自然公園普通地域は除いている。

注2:

2 その他必要な事項

該当なし

別表 1 標準的な植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ	密 仕 立 て 中 仕 立 て	4,000本/ha 3,000本/ha
	疎 仕 立 て 密 仕 立 て	2,000本/ha 4,000本/ha
ヒノキ	中 仕 立 て 疎 仕 立 て	3,000本/ha 2,000本/ha
広 葉 樹		1,000 本/ ha ~ 3,000 本 / ha

別表 2 間伐の標準的な方法

			間	伐	時	期	(年)		
樹	種	施業体系	初回	2 回 目	3 回 目	4 回 目	5 回 目	6 回 目	間伐の方法
ス	ギ	植栽本数3,000本/ha 程度の場合	2 0	2 5	3 5	4 5	6 5		間伐率(本数率)はお おむね20%から30% とするが、林分密度管 理図や既往の間伐方
ヒノ	ノキ	植栽本数3,000本/ha 程度の場合	2 5	3 0	4 0	4 5	5 5	6 5	法を参考に間伐率、間 伐木の選定方法等を 定めるものとする。 (材積率で35%以下)

別表 3 間伐の低コスト施業の一例

			間	伐	時	期	(年)		
樹	種	施業体系	初回	2 回 目	3 回 田	4 旦 田	55 回 皿	6 回 目	間伐の方法
ス	ギ	植栽本数2,000本/ha 程度の場合	2 5	4 0	5 5	7 0			間伐率(本数率)は30 %以上の強度間伐と するが、林分密度管理 図や既往の間伐方法
٢,	ノキ	植栽本数2,000本/ha 程度の場合	3 5	4 5	6 0	7 0			を参考に間伐率、間伐 木の選定方法等を定 めるものとする。 (材積率で35%以下)

(1)複層林施業を推進すべき森林

① 人家、農地、森林の土地 又 は道路その他の施設の保全の ため伐採の方法を定める必要 がある森林

(山地災害防止機能

/土壤保全機能)

次の条件のいずれかに該当する森林

(ア) 地形

- a 傾斜が急な箇所であること。
- b 傾斜の著しい変異点を持っている箇所であること。
- c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下 する部分を持っている箇所であること。

(イ) 地質

- a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
- b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であるこ
- c 破砕帯又は断層線上にある箇所であること。
- d 流れ盤となっている箇所であること。

(ウ) 土壌等

- a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて 弱い土壌から成っている箇所であること。
- b 土層内に異常な帯水層がある箇所であること。
- c 石礫地から成っている箇所であること。
- d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所である こと。

② 生活環境の保全および形成 のため伐採の方法を定める必 要がある森林

(快適環境形成機能)

次のいずれかに該当する森林

- (ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心 とした安定した林相をなしている森林。
- (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する 森林。
- (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林。

③ 自然環境の保全および形成 並びに保健・教育・文化的利 用のため伐採の方法を定める 必要がある森林

(保健・レクリエーション機能 /文化機能/生物多様性保全機 能)

次のいずれかに該当する森林

- (ア) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然 美を構成する森林。
- (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺 望点から望見されるもの。
- (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の 場として特に利用されている森林。
- (エ) 希少な生物の保護のために必要な森林(択伐を行う場 合に限る)。

(2) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

水質の保全又は水量の安定 的確保のため伐採の方法を定 める必要がある森林

(水源涵養機能)

次の条件のいずれかに該当する森林

- (ア) 地形について
 - a 標高の高い地域
 - b 傾斜が急峻な地域
 - c 谷密度の大きい地域
 - d 起伏量の大きい地域
 - e 渓床又は河川勾配の急な地域
 - f 掌状型集水区域
- (イ) 気象について
 - a 年平均又は季節的降水量の多い地域
 - b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
- (ウ) その他

大面積の伐採が行われがちな地域

(附)参考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町別土地面積および森林面積

単位: 面積 ha 率 %

	区	分		区域面積		森		林		面		積		森林率
),		1	総	数	2	玉	有	林	民	有	林	②/①×100
	総	数		201, 650		105, 3	25		10,	462		94,	863	52
	彦	根	市	19, 687		2, 5	35		_			2,	535	13
市	長	浜	市	68, 102		37, 2	94		3,	298		33,	996	55
町	高	島	市	69, 305		36, 9	82		4,	760		32,	222	53
別	米	原	市	25, 039		15, 7	89		1,	950		13,	839	63
	愛	荘	町	3, 797		9	24		_				924	24
内	豊	郷	町	780		_			_			_		_
訳	甲	良	町	1, 363		1	73			18			154	13
	多	賀	町	13, 577		11, 6	28			436		11,	192	86

注: 区域面積は平成30年全国都道府県市町村別面積調(国土地理院)による。 国有林面積は国有林野の地域別の森林計画書による。

(高島市で国有林から民有林へ編入があったため、国有林と民有林で森林面積の重複がある。) 総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

(2) 地 況

ア気候

		気	温 (℃	C)	年 間	最高	主 風		
観	測 地	B *	B M	43.4	降水量	積雪量	0	備	考
		最 高	最 低	年平均	(mm)	(cm)	方 向		
今	津	35. 2	-7.3	14.8	2,041	26. 2	WNW		
長	浜	36. 2	-4. 7	15. 1	1, 788	_	ESE		
米	原	35. 3	-6. 4	14. 3	1,889	18.4	N		
彦	根	36. 7	-4.3	15. 7	1,803	20.4	NNW		

注:令和3年度 滋賀県気象年報(彦根地方気象台)

イ 地 勢

本計画区は、滋賀県の北部に位置し、東部は霊仙山(1,094m)を中心とした鈴鹿山脈北部から伊吹山(1,377m)を主峰とする伊吹山地を境に三重県北西部、岐阜県西部に隣接し、北西部は福井県と境をなす乗鞍岳(865m)、三国山(876m)、三重嶽(974m)等の連なる野坂山地が南西に走り三国岳(959m)、経ケ岳(889m)と続き、京都府と接している。これらの山岳地帯はおおむね30°内外の急斜地となっている。

流域は鈴鹿山脈を源とする宇曽川、犬上川流域、伊吹山地を源とする姉川、高時川流域、 野坂山地を源とする大川、大浦川、知内川、百瀬川、天増川、石田川流域および安曇川流 域から成っている。このうち、百瀬川は天井川となっており、天増川は福井県の北川と合 流し、日本海へ注いでいる。

ウ 地質、土壌等

山岳地帯を中心に各河川の流域に古生層が広く分布しているが、姉川、大川、大浦川、 知内川各上流域および鴨川流域については花崗岩地帯となっている。また、山脚部から平 野部にかけては洪積層や沖積層がみられる。

古生層地帯の土壌は粘板岩、頁岩、砂岩等を母岩として生成されたもので、全般的に理化学性は良く、BD型土壌(適潤性褐色森林土)が多いため腐植層も厚く、地味は肥沃である。

花崗岩地帯、洪積層地帯の土壌は、大部分BB型土壌(乾性褐色森林土)、BC型土壌 (弱乾性褐色森林土)であり、土壌深度は浅く、肥沃度に乏しい土壌となっている。

(3) 土地利用の現況

単位 : 面積 1,000ha

[2	Ţ.		分	総	数	森	林	農	I c			j	地	そ	0	D 他
	<u>`</u>		<i>)</i> 3	小心	刻	林	7/1	総	数	うせ	ち田	う	ち畑	総	数	うち宅地
糸	忩		数		157		95		24		22		3		37	9
市	彦	根	市		10		3		3		3		0		4	2
	長	浜	市		54		34		9		8		1		11	3
町	高	島	市		51		32		6		5		1		13	1
別	米	原	市		22		14		3		3		0		6	1
<i>D</i> 1	愛	荘	町		4		1		2		1		0		1	1
内	豊	郷	町		1		0		0		0		0		0	0
	甲	良	町		1		0		1		1		0		0	0
訳	多	賀	町		14		11		1		0		0		2	0

注:令和3年度滋賀県統計書による。

総数と内訳の計は、四捨五入のため、一致しない場合がある。

土地利用面積には琵琶湖部分は含まない。

(4) 産業別生産額

単位:億円

区分	総生産額		第12	欠産業		第2次産業	第3次産業
区为	心工生領	総額	農業	林業	水産業	分乙	分り ひを来
県 合 計	69, 226	383	367	8	7	33, 259	35, 543

注:滋賀県民経済計算年報(令和元年度)による。

(5) 産業別就業者数 単位:人

区		分		総数		第12	欠産業		第 0 歩 产 業	第3次産業
		77	I	秘 数	計	農業	林業	水産業	第△	第3 仏座来
総		数	ζ	168, 342	5, 142	4, 790	189	163	59, 781	103, 419
市	彦	根	市	53, 769	882	815	31	36	18, 562	34, 325
	長	浜	市	55, 380	1, 698	1, 593	58	47	20, 761	32, 921
町	高	島	市	22, 336	1, 371	1, 258	57	56	6, 517	14, 448
別	米	原	市	18, 306	607	571	21	15	6, 427	11, 272
נים	愛	荘	町	9, 425	230	221	1	8	3, 942	5, 253
内	豊	郷	町	2, 956	87	86	0	1	1, 125	1, 744
	甲	良	町	2,822	128	126	2	0	1, 143	1, 551
訳	多	賀	町	3, 348	139	120	19	0	1, 304	1, 905

注:令和2年国勢調査による。

2 森林の現況

(1)齢級別森林資源表

			/3 4/1	宋/	総数			1齢級			2齢級			3齢級	
	įŠ.	分		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
	総	数		94,862.86	20,759,996	141,819	29.31	0	0	46.30	247	18	100.10	2,815	414
	総	Ī	H	91,680.24	20,759,996	141,819	29.31	0	0	46.30	247	18	100.10	2,815	414
	松数	釒	计	50,935.48	15,247,340	117,409	15.25	0	0	37.77	234	18	81.95	2,549	385
		Д		40,744.76	5,512,656	24,410	14.06	0	0	8.53	13	0	18.15	266	29
		総	計	42,514.31	13,254,322	114,957	28.58	0	0	46.30	247	18	97.72	2,773	410
		数	針	42,121.28	13,234,412	114,419	15.25	0	0	37.77	234	18	81.93	2,549	385
			広	393.03	19,910	538	13.33	0	0	8.53	13	0	15.79	224	25
	人	育成	計	41,502.45	13,087,018	110,406	23.61	0	0	42.11	237	18	72.56	2,129	334
	エ	単層	針	41,328.44	13,077,157	110,164	11.90	0	0	37.74	234	18	66.15	2,041	324
	林	林	広	174.01	9,861	242	11.71	0	0	4.37	3	0	6.41	88	10
		育成	計	1,011.86	167,304	4,551	4.97	0	0	4.19	10	0	25.16	644	76
		複層	針	792.84	157,255	4,255	3.35	0	0	0.03	0	0	15.78	508	61
立木		林	広	219.02	10,049	296	1.62	0	0	4.16	10	0	9.38	136	15
地		総	計	367.31	57,761	187	0.00	0	0	0.00	0	0	0.02	0	0
		数	針	135.77	29,216	43	0.00	0	0	0.00	0	0	0.02	0	0
			広	231.54	28,545	144	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
	天	育成	計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
	然	単層	針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
	林	林	広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
		育成	計	367.31	57,761	187	0.00	0	0	0.00	0	0	0.02	0	0
		複 層	針	135.77	29,216	43	0.00	0	0	0.00	0	0	0.02	0	0
		林	広	231.54	28,545	144	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
	天	Ī	H	48,798.62	7,447,913	26,675	0.73	0	0	0.00	0	0	2.36	42	4
	然生林	垂	H	8,678.43	1,983,712	2,947	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
	7/1	J.		40,120.19	5,464,201	23,728	0.73	0	0	0.00	0	0	2.36	42	4
		林		532.13	106,580	0									
		游地 二木地		0.30	0	0									
		困難均		2,213.35 436.84	0	0									
<u> </u>					ŭ	, and the second									

注:令和4年度調査による

(単位)面積:ha、材積:立木はm3、立竹は東、成長量:m3

	4齢級			5齢級		(6齢級	11 12	70	7月14 宋、月	₹¥.ms
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
246.70	16,662	1,613	677.46	71,628	4,533	706.90	104,862	4,825	1,610.43	294,722	8,292
246.70	16,662	1,613	677.46	71,628	4,533	706.90	104,862	4,825	1,610.43	294,722	8,292
201.90	15,578	1,565	570.61	67,969	4,387	632.92	101,295	4,692	1,354.44	278,032	7,857
44.80	1,084	48	106.85	3,659	146	73.98	3,567	133	255.99	16,690	435
244.04	16,541	1,605	669.98	71,252	4,514	704.14	104,595	4,815	1,421.23	282,431	7,978
200.33	15,492	1,557	569.05	67,822	4,378	631.45	101,088	4,683	1,354.11	277,977	7,855
43.71	1,049	48	100.93	3,430	136	72.69	3,507	132	67.12	4,454	123
137.53	9,756	972	371.46	39,015	2,558	527.84	83,251	3,836	1,344.17	269,926	7,625
129.73	9,547	963	339.16	37,807	2,513	508.82	82,367	3,803	1,301.86	266,982	7,548
7.80	209	9	32.30	1,208	45	19.02	884	33	42.31	2,944	77
106.51	6,785	633	298.52	32,237	1,956	176.30	21,344	979	77.06	12,505	353
70.60	5,945	594	229.89	30,015	1,865	122.63	18,721	880	52.25	10,995	307
35.91	840	39	68.63	2,222	91	53.67	2,623	99	24.81	1,510	46
0.14	5	0	3.96	166	9	0.93	119	5	5.03	287	10
0.00	0	0	0.20	21	1	0.93	119	5	0.00	0	0
0.14	5	0	3.76	145	8	0.00	0	0	5.03	287	10
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.14	5	0	3.96	166	9	0.93	119	5	5.03	287	10
0.00	0	0	0.20	21	1	0.93	119	5	0.00	0	0
0.14	5	0	3.76	145	8	0.00	0	0	5.03	287	10
2.52	116	8	3.52	210	10	1.83	148	5	184.17	12,004	304
1.57	86	8	1.36	126	8	0.54	88	4	0.33	55	2
0.95	30	0	2.16	84	2	1.29	60	1	183.84	11,949	302

		- 1			8齢級			9齢級			10齢級			11齢級	
	X	分		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
	総	数		3,708.08	891,479	16,397	5,715.34	1,605,044	20,107	6,434.89	1,918,427	19,836	8,085.47	2,293,697	19,230
	44	1110	H	3,708.08	891,479	16,397	5,715.34	1,605,044	20,107	6,434.89	1,918,427	19,836	8,085.47	2,293,697	19,230
	総数	金	H	3,325.16	861,806	15,742	5,484.88	1,582,729	19,688	6,105.87	1,883,573	19,297	6,541.74	2,115,153	16,713
	<i>"</i> ·	Д	な	382.92	29,673	655	230.46	22,315	419	329.02	34,854	539	1,543.73	178,544	2,517
		総	計	3,352.35	862,934	15,775	5,475.71	1,580,104	19,661	6,077.47	1,877,957	19,248	6,287.76	2,064,928	16,447
		松数	針	3,318.56	860,385	15,714	5,473.84	1,579,956	19,657	6,076.05	1,877,833	19,247	6,286.40	2,064,805	16,446
			広	33.79	2,549	61	1.87	148	4	1.42	124	1	1.36	123	1
	人	育出	計	3,345.89	861,370	15,748	5,445.98	1,572,039	19,562	6,048.72	1,870,047	19,169	6,228.37	2,047,076	16,302
	エ	成単層	針	3,312.16	858,824	15,687	5,444.18	1,571,896	19,558	6,048.71	1,870,046	19,169	6,227.32	2,046,975	16,301
	林	林	広	33.73	2,546	61	1.80	143	4	0.01	1	0	1.05	101	1
		育成	計	6.46	1,564	27	29.73	8,065	99	28.75	7,910	79	59.39	17,852	145
		複層	針	6.40	1,561	27	29.66	8,060	99	27.34	7,787	78	59.08	17,830	145
立木		林	広	0.06	3	0	0.07	5	0	1.41	123	1	0.31	22	0
地		総	計	1.47	80	1	3.72	440	5	6.34	865	13	10.29	1,160	8
		松数	針	0.00	0	0	1.68	258	2	2.22	399	5	1.29	253	0
			広	1.47	80	1	2.04	182	3	4.12	466	8	9.00	907	8
	天	育成	計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
	然	単層	針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
	林	林	広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
		育成	計	1.47	80	1	3.72	440	5	6.34	865	13	10.29	1,160	8
		複層	針	0.00	0	0	1.68	258	2	2.22	399	5	1.29	253	0
		林	広	1.47	80	1	2.04	182	3	4.12	466	8	9.00	907	8
	天	ii p	H	354.26	28,465	621	235.91	24,500	441	351.08	39,605	575	1,787.42	227,609	2,775
	然生材	金	H	6.60	1,421	28	9.36	2,515	29	27.60	5,341	45	254.05	50,095	267
	林	Д		347.66	27,044	593	226.55	21,985	412	323.48	34,264	530	1,533.37	177,514	2,508
		林													
		跡地 木地													
		困難均													
注· <i>4</i>															

注:令和4年度調査による

(単位)面積:ha、材積:立木はm3、立竹は東、成長量:m3

	12齢級			13齢級		(+)1	14齢級	<u> 1711頁 · 五71</u>	木はm3、立竹は東、 15齢級 面積 材積		八里:1110
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
8,600.31	2,116,020	12,640	10,526.21	2,302,391	13,180	10,842.01	2,106,537	11,060	8,570.67	1,512,934	7,499
8,600.31	2,116,020	12,640	10,526.21	2,302,391	13,180	10,842.01	2,106,537	11,060	8,570.67	1,512,934	7,499
5,433.76	1,733,909	9,936	4,918.90	1,579,296	8,357	3,452.04	1,112,360	4,645	1,895.97	588,584	1,952
3,166.55	382,111	2,704	5,607.31	723,095	4,823	7,389.97	994,177	6,415	6,674.70	924,350	5,547
4,862.56	1,617,160	9,551	3,993.37	1,385,510	7,723	2,647.79	936,817	4,099	1,157.19	423,573	1,513
4,858.84	1,616,753	9,548	3,990.10	1,385,115	7,722	2,645.00	936,480	4,098	1,153.20	423,043	1,511
3.72	407	3	3.27	395	1	2.79	337	1	3.99	530	2
4,811.07	1,599,072	9,438	3,962.83	1,374,950	7,665	2,630.42	931,552	4,077	1,145.93	420,527	1,505
4,809.76	1,598,914	9,437	3,960.80	1,374,702	7,664	2,629.91	931,493	4,077	1,144.90	420,395	1,505
1.31	158	1	2.03	248	1	0.51	59	0	1.03	132	0
51.49	18,088	113	30.54	10,560	58	17.37	5,265	22	11.26	3,046	8
49.08	17,839	111	29.30	10,413	58	15.09	4,987	21	8.30	2,648	6
2.41	249	2	1.24	147	0	2.28	278	1	2.96	398	2
25.09	3,344	17	59.47	7,816	46	59.64	9,567	43	37.65	5,743	25
6.30	1,391	2	12.02	2,358	9	17.97	4,130	12	7.49	1,491	2
18.79	1,953	15	47.45	5,458	37	41.67	5,437	31	30.16	4,252	23
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
25.09	3,344	17	59.47	7,816	46	59.64	9,567	43	37.65	5,743	25
6.30	1,391	2	12.02	2,358	9	17.97	4,130	12	7.49	1,491	2
18.79	1,953	15	47.45	5,458	37	41.67	5,437	31	30.16	4,252	23
3,712.66	495,516	3,072	6,473.37	909,065	5,411	8,134.58	1,160,153	6,918	7,375.83	1,083,618	5,961
568.62	115,765	386	916.78	191,823	626	789.07	171,750	535	735.28	164,050	439
3,144.04	379,751	2,686	5,556.59	717,242	4,785	7,345.51	988,403	6,383	6,640.55	919,568	5,522

A 전			16齢級		17齢級			18齢級			19齢級				
区分				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
	総数			5,829.38	1,048,353	1,337	4,566.67	855,748	540	3,673.13	714,283	215	2,794.24	587,475	83
	.cn	計		5,829.38	1,048,353	1,337	4,566.67	855,748	540	3,673.13	714,283	215	2,794.24	587,475	83
	総 針 数		计	1,318.99	404,142	1,337	1,125.84	349,895	540	1,035.35	323,374	215	1,004.17	318,004	83
	*	Д	広 4,510.		644,211	0	3,440.83	505,853	0	2,637.78	390,909	0	1,790.07	269,471	0
	人工林	総数	計	721.57	266,538	969	658.82	240,581	340	555.99	208,049	210	552.24	206,634	81
			針	719.45	266,239	969	655.52	240,067	340	548.44	207,046	210	552.24	206,634	81
			広	2.12	299	0	3.30	514	0	7.55	1,003	0	0.00	0	0
		育业	計	717.92	265,536	967	650.38	238,591	340	550.51	206,393	209	550.47	206,035	81
		成単層	針	716.52	265,344	967	650.27	238,577	340	543.68	205,505	209	550.47	206,035	81
		林	広	1.40	192	0	0.11	14	0	6.83	888	0	0.00	0	0
		育业	計	3.65	1,002	2	8.44	1,990	0	5.48	1,656	1	1.77	599	0
		成複層	針	2.93	895	2	5.25	1,490	0	4.76	1,541	1	1.77	599	0
立木		林	広	0.72	107	0	3.19	500	0	0.72	115	0	0.00	0	0
地	天然林	44	計	22.79	3,655	5	18.29	3,074	0	14.29	2,179	0	13.61	2,335	0
		総数	針	7.35	1,561	5	3.64	873	0	2.27	555	0	5.10	1,176	0
		<i>></i>	広	15.44	2,094	0	14.65	2,201	0	12.02	1,624	0	8.51	1,159	0
		育业	計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
		成単層	針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
		育出	計	22.79	3,655	5	18.29	3,074	0	14.29	2,179	0	13.61	2,335	0
		成複層	針	7.35	1,561	5	3.64	873	0	2.27	555	0	5.10	1,176	0
		林	広	15.44	2,094	0	14.65	2,201	0	12.02	1,624	0	8.51	1,159	0
	天然生	計		5,085.02	778,160	363	3,889.56	612,093	200	3,102.85	504,055	5	2,228.39	378,506	2
		針		592.19	136,342	363	466.68	108,955	200	484.64	115,773	5	446.83	110,194	2
	林			4,492.83	641,818	0	3,422.88	503,138	0	2,618.21	388,282	0	1,781.56	268,312	0
	竹林														
	伐採跡地 														
		ス 工 乗 対													
注:令				ァトフ											

注:令和4年度調査による

(単位)面積:ha、材積:立木はm3、立竹は東、成長量:m3

	20齢級			21齢級			22齢級		7/4m3、近円/4束、成長重:m3 23齢級以上			
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
2,401.87	567,512	0	1,695.10	436,474	0	1,647.74	475,377	0	3,171.93	837,309	0	
2,401.87	567,512	0	1,695.10	436,474	0	1,647.74	475,377	0	3,171.93	837,309	0	
1,238.69	390,678	0	1,176.66	361,916	0	1,332.04	425,261	0	2,650.58	751,003	0	
1,163.18	176,834	0	518.44	74,558	0	315.70	50,116	0	521.35	86,306	0	
619.11	236,236	0	598.11	222,471	0	821.98	295,922	0	920.30	351,069	0	
618.62	236,156	0	597.92	222,446	0	821.76	295,891	0	915.45	350,401	0	
0.49	80	0	0.19	25	0	0.22	31	0	4.85	668	0	
612.98	233,960	0	584.56	219,235	0	810.54	293,120	0	886.60	343,201	0	
612.93	233,953	0	584.56	219,235	0	810.41	293,098	0	886.50	343,187	0	
0.05	7	0	0.00	0	0	0.13	22	0	0.10	14	0	
6.13	2,276	0	13.55	3,236	0	11.44	2,802	0	33.70	7,868	0	
5.69	2,203	0	13.36	3,211	0	11.35	2,793	0	28.95	7,214	0	
0.44	73	0	0.19	25	0	0.09	9	0	4.75	654	0	
11.39	1,963	0	6.25	1,265	0	15.64	2,445	0	51.30	11,253	0	
4.51	883	0	5.38	1,151	0	7.97	1,600	0	49.43	10,997	0	
6.88	1,080	0	0.87	114	0	7.67	845	0	1.87	256	0	
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
11.39	1,963	0	6.25	1,265	0	15.64	2,445	0	51.30	11,253	0	
4.51	883	0	5.38	1,151	0	7.97	1,600	0	49.43	10,997	0	
6.88	1,080	0	0.87	114	0	7.67	845	0	1.87	256	0	
1,771.37	329,313	0	1,090.74	212,738	0	810.12	177,010	0	2,200.33	474,987	0	
615.56	153,639	0	573.36	138,319	0	502.31	127,770	0	1,685.70	389,605	0	
1,155.81	175,674	0	517.38	74,419	0	307.81	49,240	0	514.63	85,382	0	

(2)制限林普通林別森林資源表

湖北計画区 (単位)面積:ha、材積:立木は1,000m3、立竹は1,000束、成長量:1,000m3 立. 地 木 林 然 林 工 天 人 総 数 総 数 育成単層林 育成複層林 総 数 育成複層林 天然生林 区 分 総数 総数 針葉樹 広葉樹 94,863 91,680 50,935 40,745 42,514 42,121 393 41,502 41,328 174 1,012 793 219 49,166 8,814 40,352 367 136 232 48,799 8,678 40,120 2,214 437 総 20,760 20,760 15,247 5,513 13,254 13,234 20 13,087 13,077 10 167 157 10 7,506 2,013 5,493 58 29 29 7,448 1,984 5,464 107 成長量 142 115 114 110 110 27 24 27 24 142 117 48,595 47,005 25,457 21,548 21,650 21,573 77 21,364 21,330 34 244 43 25,355 3,884 21,471 69 16 53 25,286 3,868 21,418 126 286 387 1,077 制限林 10,708 10,708 7,759 2,949 6,862 6,858 6,806 6,804 2 57 54 3,846 901 2,945 11 3,835 897 2,938 77 0 成長量 71 71 59 12 58 58 56 56 0 13 12 12 0 46,268 44,675 25,478 19,197 20,864 20,548 316 20,139 19,999 140 726 549 176 23,811 4,931 18,880 298 120 178 23,512 4,811 18,702 145 1.137 311 普通林 29 10,052 10,052 7,488 2,564 6,392 6,376 16 6,281 6,273 111 103 3,660 1,112 2,548 47 26 3,613 1,087 2,526 57 57 0 54 0 成長量 71 71 58 12 54 0 13 12 13 12 0

注:四捨五入のため、内数の計と総数が一致しないことがある。

(3) 市町別森林資源表

任意の検索条件 単位:面積 ha、材積 立木は1,000m3 立竹は1,000束 立 地 木 人 工 林 天 然 林 竹 林 無立木地 更 新 困難地 区 分 総数 総 数 育成単層林 育成複層林 育成複層林 天 然 数 総 数 総 数 針葉樹 広葉樹 総数 針葉樹 広葉樹 総 数 針葉樹 広葉樹 総 数 針葉樹 広葉樹 針葉樹 広葉樹 総 数 針葉樹 広葉樹 総 数 針葉樹 広葉樹 面積 94, 863 91,680 50, 935 40,745 42,514 42, 121 393 41,502 41,328 174 1,012 793 219 49, 166 8,814 40, 352 367 136 232 48, 799 8,678 40, 120 532 2, 214 437 総 材 積 13,077 29 20,760 20,760 15, 247 5,513 13, 254 13, 234 20 13,087 10 167 157 7,506 2,013 5, 493 29 7,448 1,984 5, 464 107 775 30 53 面積 2,535 2,383 1,713 670 811 804 776 35 1,572 908 663 1,561 900 661 93 彦根 材 積 412 222 221 219 219 269 190 79 492 492 80 270 191 12,067 面積 33,996 33, 135 14,679 18, 456 12,514 12, 309 205 11,973 95 447 336 110 20,621 2,369 18, 251 142 41 101 20,478 2,328 18, 150 666 長 浜 市 6,949 6,949 4, 393 2,556 3,866 3,855 11 3, 791 3, 786 75 69 3,083 2, 545 3,061 2,531 面積 32, 222 31, 332 17, 756 13, 576 15, 171 15, 097 74 14, 935 14,896 39 235 200 35 16, 161 2,659 13,502 67 10 58 16,094 2,649 13, 444 179 598 114 高 島 材 積 53 2,521 7,695 7,695 5,810 1,885 5, 164 5, 161 5, 111 5, 110 51 2,531 1,882 1,873 面積 13,839 13,052 8,514 4,539 6,817 6,739 77 6,664 6,632 32 153 108 45 6, 236 1,774 4, 462 69 26 43 6, 167 1,748 4,418 82 584 120 米 原 市 材 積 2,897 2,897 2,350 547 1,969 1,965 1,948 1,946 20 18 929 386 543 11 918 380 538 16 面積 924 898 759 139 467 462 412 412 54 50 431 297 134 23 383 272 111 19 愛 荘 町 材 積 167 167 154 13 87 80 80 81 68 13 73 62 11 面積 豊 郷 町 材 積 138 10 125 124 面積 154 129 10 116 115 11 良 町 材 積 28 30 27 27 31 25 面積 11, 192 10,743 7, 387 3, 356 6,722 6,697 25 6,637 6,631 85 66 19 4,021 690 3, 331 29 3,992 665 3, 327 26 299 124 賀 町

10

10

584

153

431

578

148

430

1,934

1,934

注:令和4年度調査による。

材 積

2,529

2,097

432

1,945

1,944

2,529

[・]四捨五入のため、内数の和と総数が一致しないことがある。

(4) 所有形態別森林資源表

湖北計画区 単位:面積 ha、 材積:立木は1,000m3 立竹は1,000束 立. 木 天 然 林 更 新 区 分 総 数 数 林 竹 林 人 I. 総 数 育成複層林 天 然 生 林 地 困難地 総 数 針葉樹 広葉樹 91, 680 50, 935 40, 745 面 積 94,863 42, 121 49, 166 136 437 42,514 393 8, 814 40, 352 367 232 48, 799 8,678 40,120 532 2, 214 総数 材 積 20,760 20,760 15, 247 5,513 13, 254 13, 234 20 7,506 2,013 5, 493 58 29 29 7, 448 1, 984 5, 464 107 面積 3,382 2,718 576 2,610 2,599 684 119 565 674 560 11 39 38 3, 294 11 10 114 都道府県有林 材 積 79 30 79 107 29 964 964 885 855 855 109 78 面積 1,450 1,390 573 817 435 398 36 956 175 781 28 27 927 173 754 50 市町村有林 材 積 113 138 2 149 38 145 38 107 287 287 174 136 111 面積 2,620 23 2,568 230 173 5,697 5, 294 3, 242 2,052 2,674 2,643 31 599 2,021 577 1,991 財産区有林 材 積 732 392 9 383 257 1, 125 1, 125 863 262 733 131 261 126 面 積 84,334 81,702 44,402 37,300 36,796 36,481 315 44, 906 7, 921 36, 985 276 106 170 44,630 7,814 36,815 514 1,896 223 私有林 22 6,813 材 積 18, 384 18, 384 13, 326 5,058 11,528 11,512 16 6, 856 1, 814 5, 042 42 20 1, 791 5, 022 103

注:四捨五入のため、内数の計と総数が一致しないことがある。

(5)制限林の種類別面積 湖北計画区

曹郷町 48,594.85 1,557.71 114.08 0.00 87.95 5,744.04 18,228,73 普通林 10.785.483 334,485 20.783 16.376 1.300.332 3.823.526 16,036,76 0.00 74.66 0.00 0.00 1,881,76 8,061.38 水源かん養保安林 13,427 1,557,087 3,606,852 478,899 10,733.59 311.12 631.28 0.00 1,010.25 3,876.03 土砂流出防備保安林 114,311 212,940 800,842 36.92 0.00 0.00 0.00 0.00 2.32 27.40 土砂崩壊防備保安林 7.277 5.052 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 飛砂防備保安林 0.00 1.74 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 防風保安林 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 水害防備保安林 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 潮害防備保安林 16.16 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 16.16 干害防備保安林 2.364 2 364 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 防雪保安林 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 防霧保安林 指定保 183.23 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 177.53 なだれ防止保安林 33,646 14.16 0.00 0.00 0.00 0.00 14.16 0.00 落石防止保安林 1.7361,736 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 防火保安林 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 魚つき保安林 0 0 0 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 航行目標保安林 707.94 0.00 74.3 0.00 0.00 161.87 360.38 保健保安林 61,766 81.03 0.00 3.16 0.00 38.59 0.00 11.93 風致保安林 19.076 793 9.003 0.00 176.03 1,004.26 77.51 0.00 38.59 566.00 小計 194,026 17,053 9,003 37,572 99,583 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 保安施設地区 1,650.55 50.48 2.98 0.00 0.30 601.48 386.65 砂防指定地 373,513 11,297 716 135,95 70,930 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 特別保護地区 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 第1種特別地域 玉 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 第2種特別地域 Δ 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 公 第3種特別地域 粛 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 地種区分未定地域 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 普通地域 0.00 0.00 52.37 0.00 0.00 0.00 44.92特別保護地区 105.97 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 39.11 第1種特別地域 玉 17 177 4 295 1.357.80 154.11 0.00 0.00 0.00 231.22 636.91 定 第2種特別地域 27,316 302,605 41,760 166,584 4,451.78 0.00 0.00 0.00 0.00 794.65 1,541.21 公 第3種特別地域 169,069 粛 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 地種区分未定地域 0.00 1,105,98 0.00 0.00 0.00 447.46 5.02 普通地域 1,429 249,370 94,364 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 第1種特別地域 336.05 0.00 0.75 0.00 2.38 9.05 0.00 県 第2種特別地域 立自 59.277 167 399 1.099 3,700.47 61.66 22.76 0.00 25.19 246.34 0.00 第3種特別地域 然公 859,433 12,037 4,561 5,465 49,575 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 地種区分未定地域 粛 4.055.73 0.00 0.00 0.00 0.00 8.62 0.00 普通地域 1,042,657 1,645 15,166.15 0.00 1,737.34 2,267.17 公園合計 39,353 4,728 5,864 3,476,962 528,080 鳥獣保護区 0.00 0.00 0.00 0.00 13.78 0.00 0.62 特別保護地区 都市計画区 1,311.71 389 82 0.00 0.00 0.00 3 02 474 83 75,731 595 68,746 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 特別母樹林 140.72 0.00 0.00 0.00 0.00 0.98 53,56 史跡名勝天然記念物 24,234 159 9.582 急傾斜地崩壊 170.91 10.30 0.01 0.00 0.00 34.86 53.66 38,103 1.932 9,333 11,509 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 地域特別地区 都道府県自然環境保全 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 地域普通地区 2.66 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 その他 398 94,862.86 2,535.20 924.03 0.00 154.41 11,192.08 33,996.03 合計

注:令和4年度調査による。

		単位:	上段	面積(ha)、	下段	材積(m3)
米原市 6,818.08	高島市 16,044.26					
1,462,074	3,827,907					
2,232.54 500,199	3,786.42 1,057,240					
2,641.08	2,263.83					
476,637 6.44	469,386 0.76					
1,388	305					
0.00	0.00					
0.00	1.74					
0.00	209 0.00				-	
0.00	0.00				_	
0.00	0.00					
0.00	0.00					
0.00	0.00					
0.00	0.00					
0	0					
0.00	5.70 931					
0.00	0.00					
0.00	0.00					
0.00	0.00				+	
0	0				\perp	
0.00	0.00					
69.12	42.22				1	
16,853 20.76	6,280 6.59					
4,812	1,730					
89.88 21,665	56.25 9,150					
0.00	0.00					
367.41	241.25					
95,247 0.00	59,319 0.00					
0	0					
0.00	0.00					
0.00	0.00					
0.00	0.00				-	
0.00	0.00					
0	0					
0.00	0.00					
7.45 0	0.00					
0.00	66.86					
159.09	12,882 176.47					
30,462	36,483					
320.83 63,547	1,795.09 358,055					
0.00	0.00					
653.50	0.00					
153,577 0.00	0.00				-	
0	0				\perp	
0.00	323.87 57,612					
0.00	3,344.52				1	
0.00	787,795 0.00				+	
0.00	4,047.11				-	
0	1,041,012					
1,140.87 247,586	9,753.92 2,293,839					
13.16	0.00					
2,542 444.04	0.00				+	
90,151	0				_	
0.00	0.00					
32.21	53.97					
5,321 53.03	9,172 19.05				+	
10,912 0.00	4,415 0.00				+	
0	0					
0.00	0.00					
0.14	2.52				1	
13,838.88	382 32,222.23				+	
2,913,738	7,731,115					

(6) 樹種別材積表

単位:材積 1,000m3

林種 樹種	スギ	ヒノキ	マッツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹	合 計
総数	10,715	2,430	2,098	4	5,513	20,760
人工林	10,682	2,423	129	-	20	13,254
天然林	33	7	1,969	4	5,493	7,506

注:四捨五入のため、林種の計と樹種の計とは一致しない場合がある。

(7) 特定保安林の指定状況

単位:面積 h a

			特定保钥	F 林		要整何		. шүд 11 а
市町村	番号		面	積		箇所数	面積	備考
	笛力	総数	人工林	天然林	その他	固別剱	凹傾	
指定無し								

注1: 特定保安林の番号は、Ⅱの11で定めた番号を記載する。

注2: 要整備森林の箇所数は、当該特定保安林の区域内の要整備森林の小班数を記載する。

注3: 不在村者(他市町村に居住している者および所有森林を管理する出張所等が当該市町村に所在しない会社)の所有に係る要整備森林がある場合は、その面積を市町村ご

とに備考へ記載する。

注4: 国有林森林計画にあっては記載を要しない。

(8) 荒廃地等の面積

単位: 面積 ha

	区).	分	荒廃地	荒廃危険地
	総	Ż	数	1 7	2,259
市	彦	根	市	1	1 1 5
	長	浜	市	4	7 1 7
町	高	島	市	9	6 5 4
別	米	原	市	2	260
נים	愛	荘	町		3 7
内	豊	郷	町	1	_
	甲	良	町		1 4
訳	多	賀	町	1	462

注1: 荒廃地は、平成27年度~令和2年度までの災害報告の合計

注2: 荒廃危険地は、山地災害危険地区の合計面積

(9) 森林の被害

単位:面積 ha(火災はa)

種		類	火		災	松	< V	由	カシノ	ナガキク	イムシ	カ	モシ	カ	シ		カ	ク		マ
年		度	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
	彦札	退 市	_	-	_	9	6	8	-	_	-	_	_	_	3	1	1	_	_	_
市	長	兵 市	_	-	_	13	10	3	-	2	1	_	_	_	9	8	12	_	_	_
町	高	島市	4	_	0	8	11	5	1	2	2	_	_	_	42	55	59	8	11	7
別	米	京 市	_	_	_	6	2	3		_	_	_	_	_	8	7	3	-	-	_
נית	愛事	生町	_	_	_	3	2	7		_	_	_	_	_	0	0	0	-	-	_
内	豊 纫	郎 町	_	-	_	-	-	-		-	-	_	_	_	_	-	1	-	1	_
訳	甲月	曳 町	_	_	_	1	1	3		_	_	_	_	_	_	-	-	-	-	_
	多質	買町	_	_	_	11	8	6		_	0	_	_	_	31	7	4	_	_	_
総		数	8	ı	0	121	39	35	1	3	2	ı	-	ı	93	77	79	8	11	7

注1: 令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注2:総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

(10) 防火線等の整備状況

該当なし

3 林業の動向 (1)保有山林規模別林家数

(1)	<i>/</i> //\`	ηши	ト 力元 15	关 <i>门</i> 门(个)多、发X	•					単	位: 戸
区		5	र्न	総数	1~3ha 未満	3~5ha 未満	5~10ha 未満	10~20ha 未満	20~30ha 未満	30~50ha 未満	50ha 以上
総		娄	汝	3, 988	2, 472	640	465	280	70	31	30
市	彦	根	市	261	124	53	46	30	6	1	1
	長	浜	市	1, 403	963	228	134	50	13	11	4
町	高	島	市	995	531	174	124	103	33	15	15
別	米	原	市	892	643	104	80	48	8	2	7
<i>D</i> 13	愛	荘	町	16	14	2	-	_	-	-	-
内	豊	郷	町	3	3	-	-	-	-	-	-
	甲	良	町	13	8	3	_	2	_	_	_
訳	多	賀	町	405	186	76	81	47	10	2	3

注:2020年農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 : 件数 件、面積 ha

X		,	分	ý n	総	数		/-	公 有	有 杉	ţ	, <u>, , _</u>	私有	 林		備	考
	•	2	IJ	件	数	面	積	件	数	面	積	件	数	面	積	7V用	45
総		Ž	数		89	7, 4	421		6	1,	175		83	6,	246		
	彦	根	市		1		45		_	l			1		45		
市	長	浜	市		30	2, 2	260		_	l			30	2,	260		
町	高	島	市		34	2, 7	748		4		286		32	2,	462		
別	米	原	市		13	Ç	920						13		920		
	愛	荘	町		2		69		1		45		1		24		
内	豊	郷	町	_		_	_	_		_	_	_	_	_	_		
訳	甲	良	町	_		_	_		_	_	_	_		_	_		
	多	賀	町		7	1, 3	379		1		844		6		535		

注1:総数と内訳の計は四捨五入のため一致しない場合がある。

注2:令和3年3月末現在の認定状況である。

注3:公有林と私有林を含む場合は、それぞれ1件としている。

(3)経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

市町村別	経営管理	理権	経営管理	里実施権	備考
111 m 1 4.1 Qu	件数	面積	件数	面積	加持
総数	該当無し				

(4) 森林組合および生産森林組合の現況

単 位: 員数 人、金額 千円、面積 ha

								十 匹・貝数	八、业识 11	1/ mik	ma
市	町	- 別	組	合	名	組合員数	専従職員数	出資金総額	組合員および 森林組合所有 森 林 面 積	備	与
茶	旧木旧乡	浜 市	長	浜 市 信	尹香	3, 253	9	54, 861	23, 588		
林組		浜 市、 長 展 市 、)	滋	賀北	部	5, 873	14	56, 645	16, 233		
	高	島市	高	島	市	2, 348	14	50, 883	25, 667		
合	彦	根市	び	わこ東	部	2, 227	5	54, 939	12, 810		
	愛	莊 町									
	甲	良 町									
	多	賀町									
		総	•	数		13, 701	42	217, 328	78, 298		

注1:令和2年度森林組合一斉調査による。

注2:滋賀北部森林組合は、米原市と長浜市の一部を区域としており、総数を記載している。

注3:びわこ東部森林組合は、東近江市(湖南森林計画区)の一部と彦根市、愛荘町、甲良町および多賀町 (湖北森林計画区)を区域としており、総数を掲載している。

単 位:員数 人、金額 千円、面積 ha

_		T		1		<u> </u>	、	寸、	槓 ha
i i	市 町 別	組合	名	組合員数	常勤職員数	出資金総額	組合経営 森林面積	備	考
		野	瀬	_	_	-	_		
		郷	野	_	-	_	_		
		西	村	_	_	-	_		
		雨森観	音 山	107	0	4, 280	15		
		馬上赤	坂 山	120	0	3, 810	15		
		石	道	_	_	-	_		
		下 出	組	_	_	-	_		
		堀 出	組	_	_	-	_		
		金 居	原	_	_	-	_		
生		清水	組	_	_	-	_		
		堀 近	組	-	_	_	_		
	長浜市	上の	荘	202	0	44, 472	382		
産		奥川	並	_	-	-	_		
		草	野	64	0	905	13		
		中之	郷	104	0	46, 815	154		
森		田	戸	_	-	_	_		
		就鳥	見	_	-	-	_		
		小	原	_	_	-	_		
林		柳ヶ	瀬	_	-	-	_		
		菅	並	37	0	62, 197	924		
		下 余	呉	124	0	9, 300	36		
組		上 丹	生	96	0	9, 024	134		
		東	野	_	_	_	_		
		鵜	Щ	_	_	-	_		
合		伊	黒	66	0	3, 960	99		
	高 島 市	拝	戸	_	_	_	_		
		角	Щ	-	_	_	_		
		在	原	17	0	16, 250	206		
	\(\text{\tint{\text{\tin}\exititt{\text{\tin}\text{\tex{\ti}\}\tittt{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\texi}\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\tex{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\texi}\texit{\text{\ti	梅ケ	原	85	0	2, 100	10		
	米原市	井 尻	組	31	0	3, 875	172		
	77. H- H-	秦川	Щ	754	0	60, 320	494		
	愛 荘 町	斧	磨	43	0	2, 795	21		
	<i>₽</i> #□ □~	南後	谷	_	_	_	_		
	多賀町	脇ケ	畑	64	0	1, 464	127		
	総	数		1, 914	0	271, 567	2, 802		
×	合和2年度森林	40人 文部	オルテ		•				

注:令和2年度森林組合一斉調査による。

(5) 林業事業体等の現況

単位: 事業体数

	区	分	ì	造	林	業	木材市場	木	材	業	製	材	業	そ	の	他
	彦	根	市			1	-			17			9			
市	長	浜	市			1	1(1)			12			26			
町	高	島	市			2	-			12			11			
n.i	米	原	市			2	-			2			6			
別	愛	荘	町			-	_			1			3			
内	豊	郷	町			_	-			_			1			
訳	甲	良	町			_	-			1			2			
н/ С	多	賀	町			2	_			1			5			
	総	数				7	1(1)			46			63			

注:造林業は、森林組合、森林組合連合会および「林業労働力の確保の促進に関する法律」に 基づく改善計画の認定を受けた事業体を計上。

木材市場の()は素材市売市場内数

※木材市場、木材業、製材業は、令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

(6) 林業労働力の概況

単位 <u>: 人</u>

							平匹 . 八
					男	計	
<i>?</i> }	4 車	п :	*/-				
14	従事日数			経営体数	林業に 60日以上従事	経営体数	林業に 60日以上従事
総数		454	27	373	54		
市	彦	根	市	9	1	52	2
113	長	浜	市	25	8	60	8
町	高	島	市	44	13	161	24
別	米	原	市	16	1	54	16
נינק	愛	荘	町	1	X	X	X
内	豊	郷	町	1	X	X	X
≓ □	甲	良	町	1	X	X	Х
訳	多	賀	町	31	4	46	4

注:2020年農林業センサスによる。 「X」は調査客体が少ないため、情報保護の観点から数値を秘匿したものである。 総数には秘匿した数値を加えていない。

(7) 林業機械化の概況

単位:機械台数

索道•	クレーン	フォーク	モーノ	小型	動力
集材機		リフト	レール	運材車	枝打機
45	13	19	0	29	16
グラップル	樹木 粉砕機	ハーベスタ	プロセッサ	フォワーダ	スイングヤ ーダ
36	2	3	6	5	2

注:令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注:中部森林整備事務所管内の数値は湖南・湖北のどちらにも計上している。

(8) 作業路網等整備の概況

다./\		延長	路網密度		17八	延長	路網密度
	区分	(m)	(m/ha)	区分		(m)	(m/ha)
	彦根市	15, 286	6. 03	市	愛荘町	21, 856	23.65
市町	長浜市	314, 656	9. 26	町	豊郷町		
別	高島市	367, 395	11. 40	別内	甲良町		
内 訳	米原市	162, 898	11. 77	訳	多賀町	100, 498	8.99
					総数	982, 588	10. 36

注1:令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注2:四捨五入のため、内訳と総数が合わないことがある。

4 林地の異動状況 (森林計画の対象森林)

(1) 森林より森林以外への異動

(単位 h a)

									(単位	11 a)
市町	名	異動区	分 /	農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅・別荘・ 工場等建物 敷地、付帯地	道路敷	その他	仁	計
	彦	根	市		1	-	-	-		_
	愛	荘	町		1	1	I	1		-
	豊	郷	町		1	1	I	1		-
湖	甲	良	町		1	1	I	1		-
北	多	賀	町		1	0.7	I	1		0.7
	長	浜	市	1	-	-	-	-		-
	米	原	市		1	1	I	1		-
	高	島	市			0.2		_		0.2
	総	数		1	-	0.9	-	-		0.9

注1:四捨五入のため、市町の計と総数とは一致しない場合がある。

注2: 令和3年度に確定したものである。

(2) 森林以外より森林への異動

(単位 h a)

					(<u>. 卑似 na)</u>
名	異動区	分 /	農用地	国有林	その他	合 計
彦	根	市	I	I	-	I
愛	荘	町	I	1	1	I
豊	郷	町	I	1	1	I
甲	良	町	I	ı	ı	ı
多	賀	町	-	ı	17.7	17.7
長	浜	市	-	ı	ı	
米	原	市	_	_	_	_
高	島	市	_	_	_	_
総	数		_	_	17.7	17. 7
	名彦愛豊甲多長米高	名 彦 愛 豊 甲 多 長 米 高 総 根 荘 郷 良 賀 浜 原 島 数	彦 豊 甲 多 長 米 高 総	高 根 市 - 受 柱 町 - 豊 郷 町 - 甲 良 町 - 多 賀 町 - 長 浜 市 - 米 原 市 - 高 島 市 - 総 数 -	彦根市 - 彦根市 - 愛荘町 - 豊郷町 - 甲良町 - 多賀町 - 長浜市 - 米原市 - 高島市 - 総数 -	展期区分 農用地 国有林 その他 彦根市 - - - 愛荘町 - - - 豊郷町 - - - 甲良町 - - - 多賀町 - - - 長浜市 - - - 米原市 - - - 高島市 - - - 総数 - 17.7

注1:四捨五入のため、市町の計と総数は一致しない場合がある。

5 その他

(1)持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

単位 材積:千m3

主伐(皆伐)上限量の目安

784

※ 計算方法

【主伐(皆伐)上限量の目安の計算式(年間)】

E=Zw+(Vw-Vn)/Ta

E:伐採(皆伐)材積の目安

Ta:更新期間

Zw:対象森林の期首時の年間成長量

Vw:対象森林の期首時の立木材積

Vn:基準立木材積

(対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2)

【持続的伐採可能量の計算式(年間)】

 $Ea=E\times A$

Ea:持続的伐採可能量

A:再造林率

第2表 持続的伐採可能量(年間)

単位 再浩林率:% 材積:千m3

			【林楽: % 材積: 十m°	
再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計	
100	784		862	
90	706		784	
80	627		705	
70	549		627	
60	470	78	548	
50	392	10	470	
40	314		392	
30	235		313	
20	157		235	
10	78		156	

刊行物名 湖北地域森林計画 令和4年 12月変更 刊行年月 令和5年 月 発 行 滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-3914 (直通) FAX 077-528-4886 電子メールアドレス dj00@pref.shiga.lg.jp

森林区域の変更(湖北)

面積変更のある森林区域の変更

	市町名	変更件数	転用				転入	
区域			伐採届	林地開発	連絡調整	その他	農転	その他
湖北	彦根市							
湖北	長浜市							
湖北	高島市	1	0.2					
湖北	米原市							
湖北	愛荘町							
湖北	豊郷町							
湖北	甲良町							
湖北	多賀町	5	0.7					17.7

転用

伐 採 届 0.9ha

転入

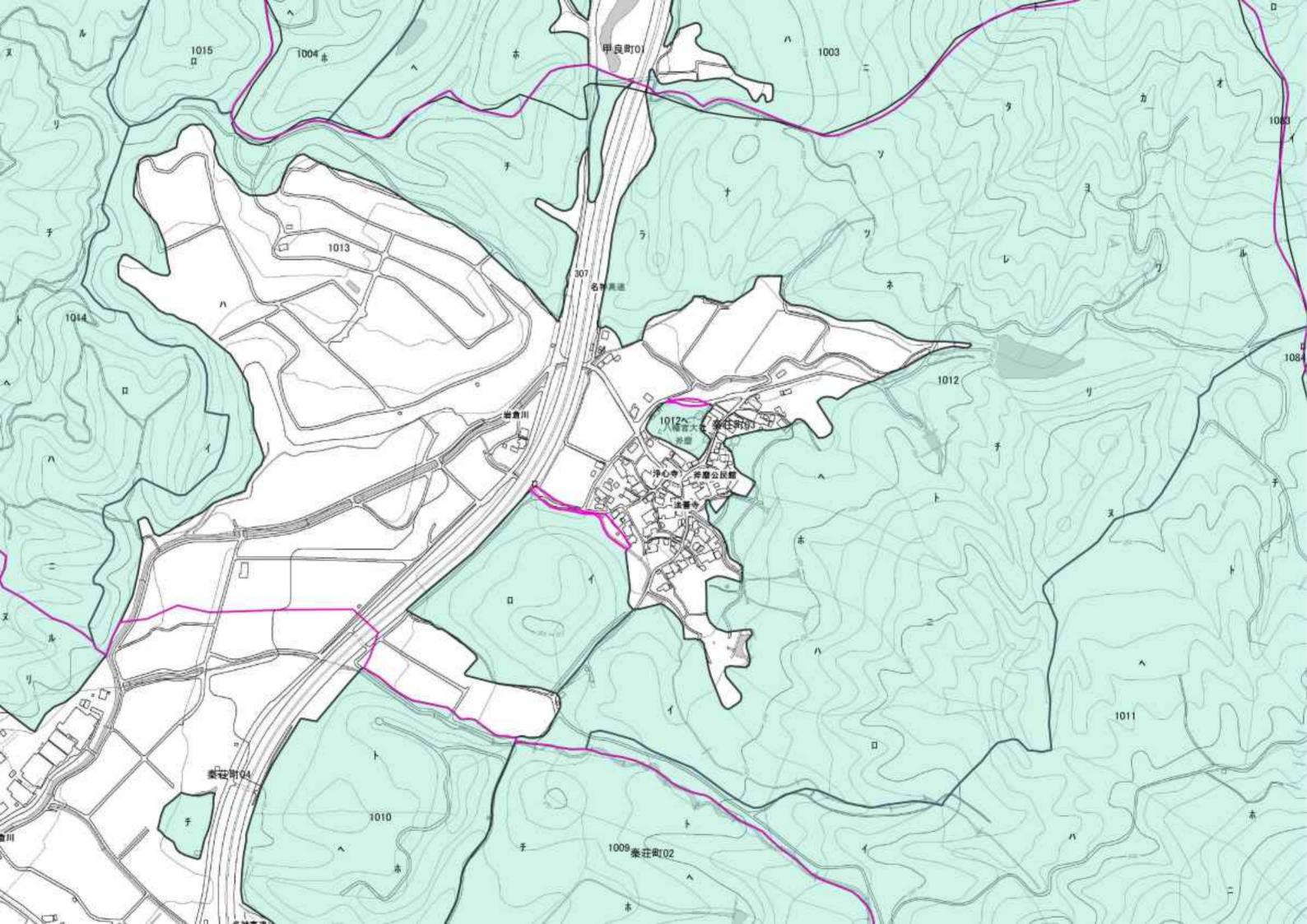
その他 17.7ha

変更前森林面積 94,862.86ha

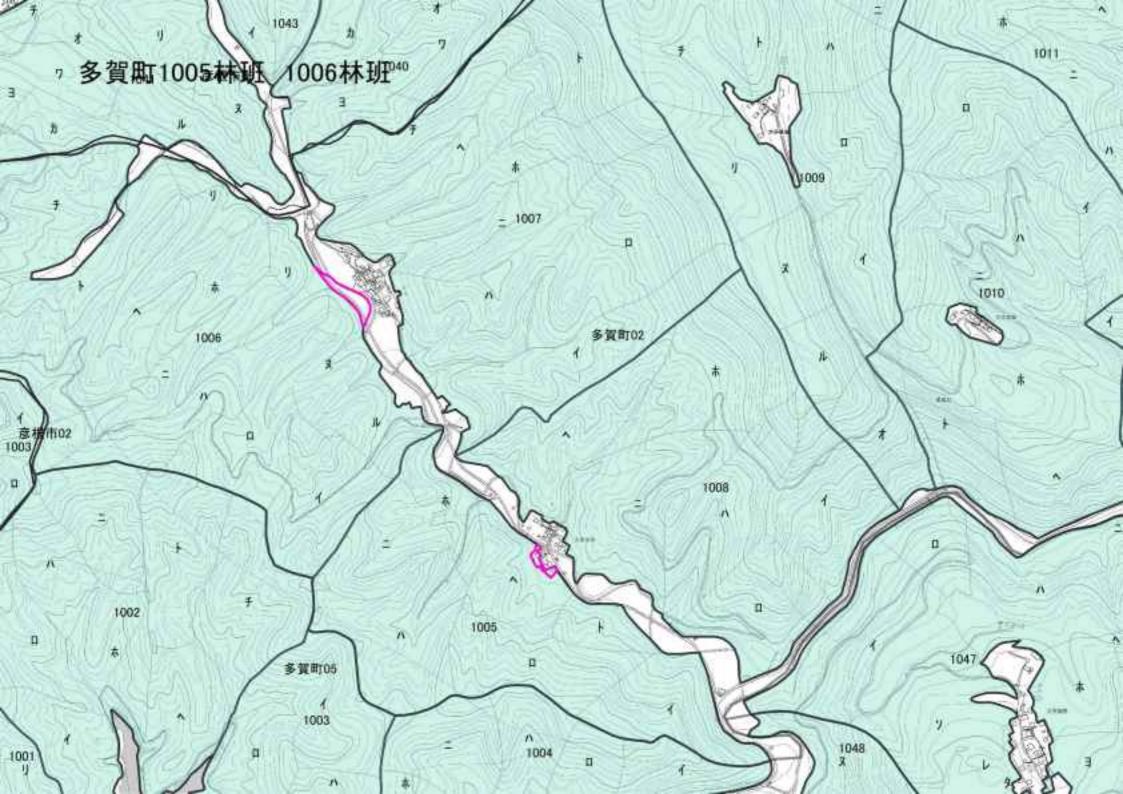
変更後森林面積 94,846.06ha 16.8ha 增

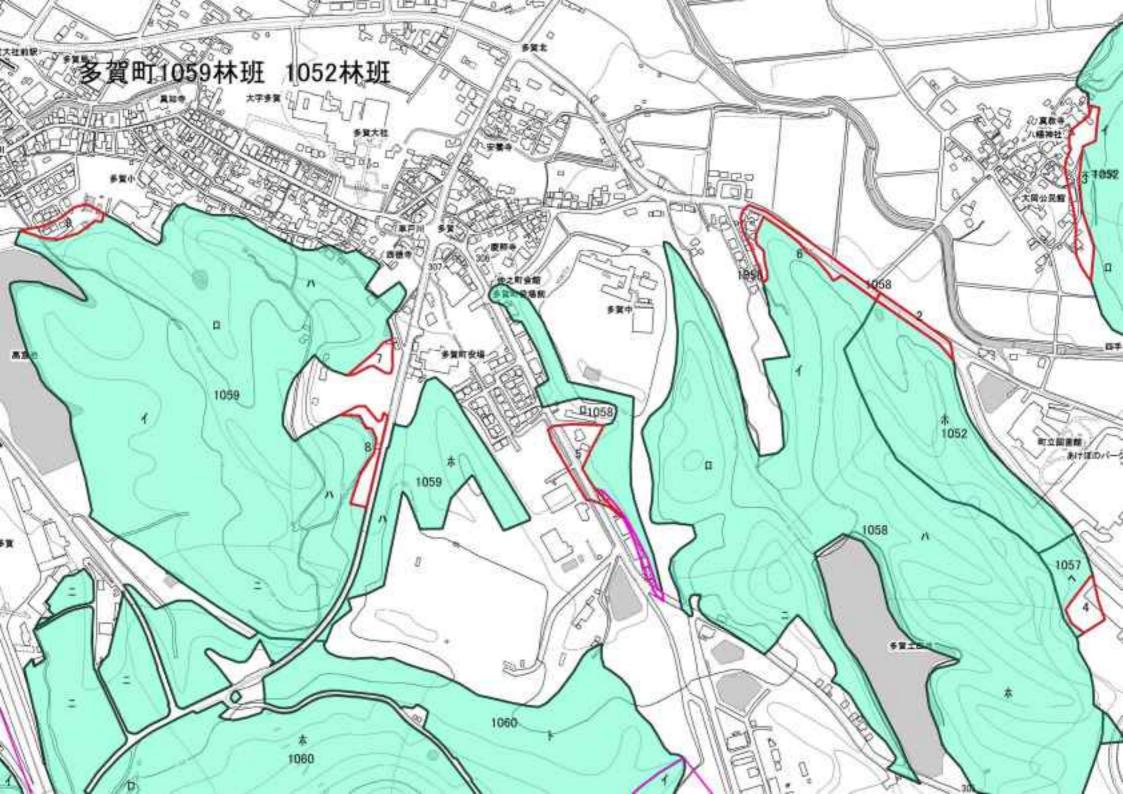
図面の凡例

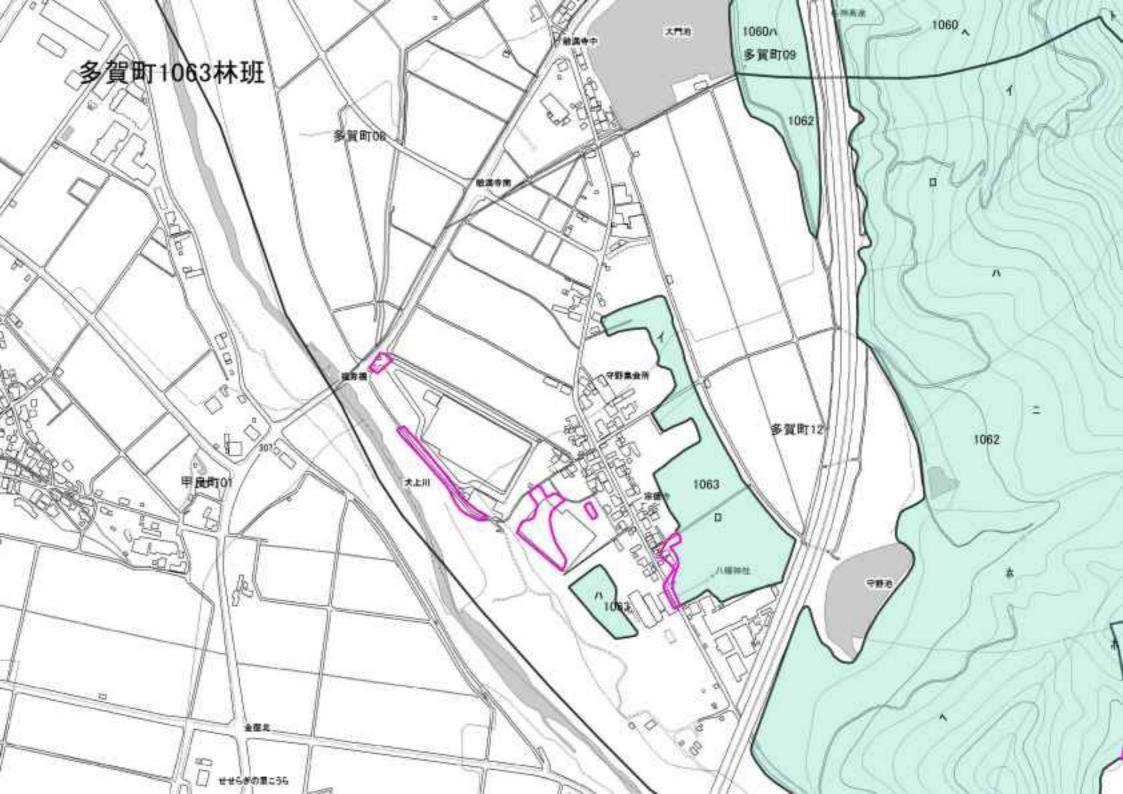
森林区域外への転用箇所
森林区域転入箇所
面積修正を伴わない転用箇所
森林計画区域
国有林

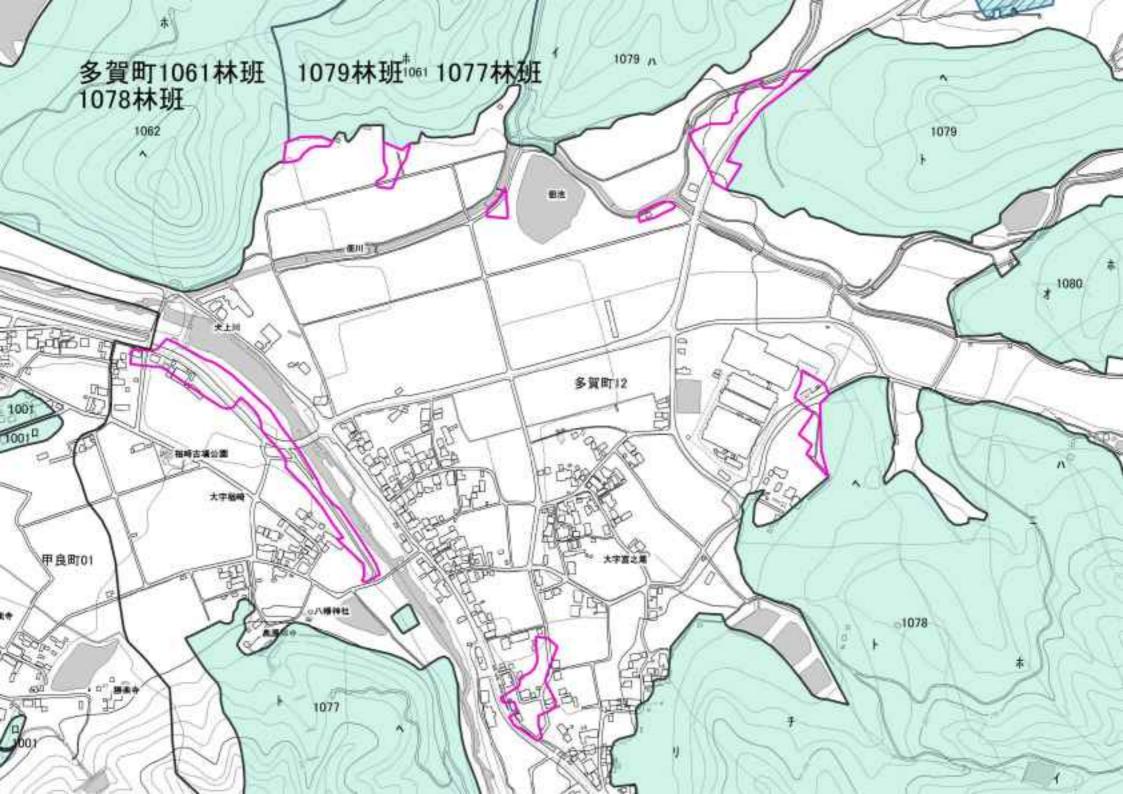


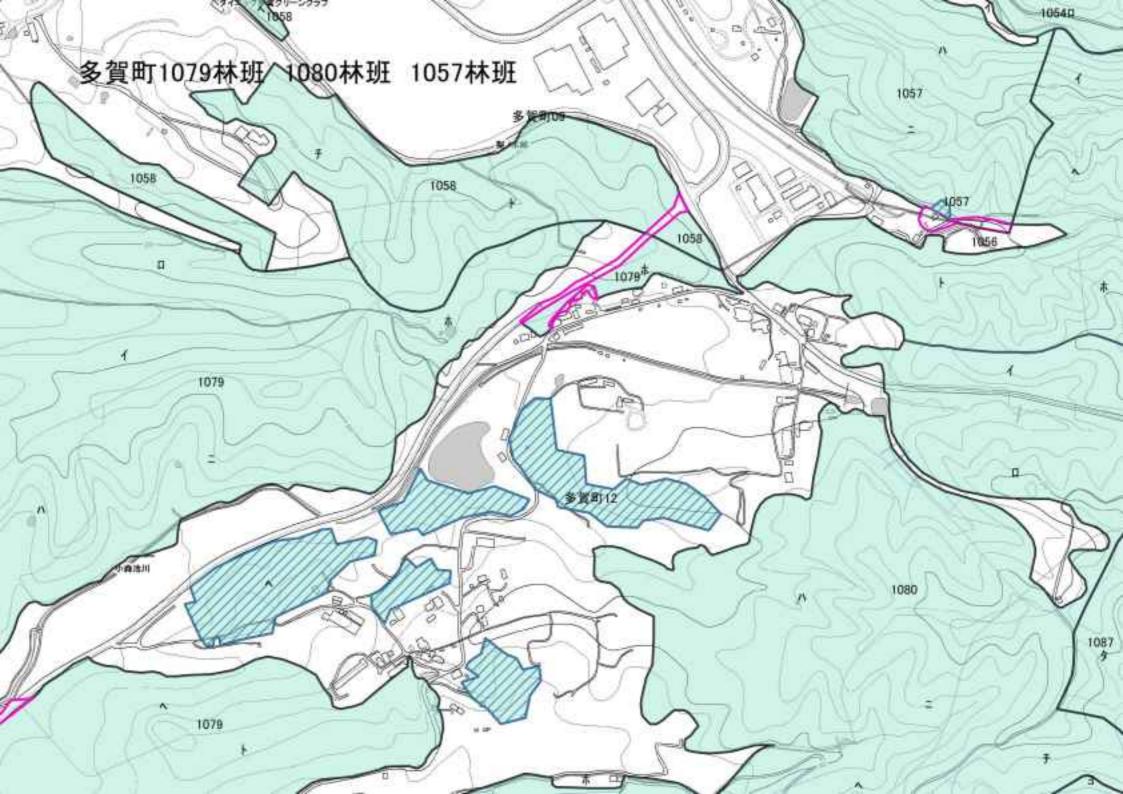


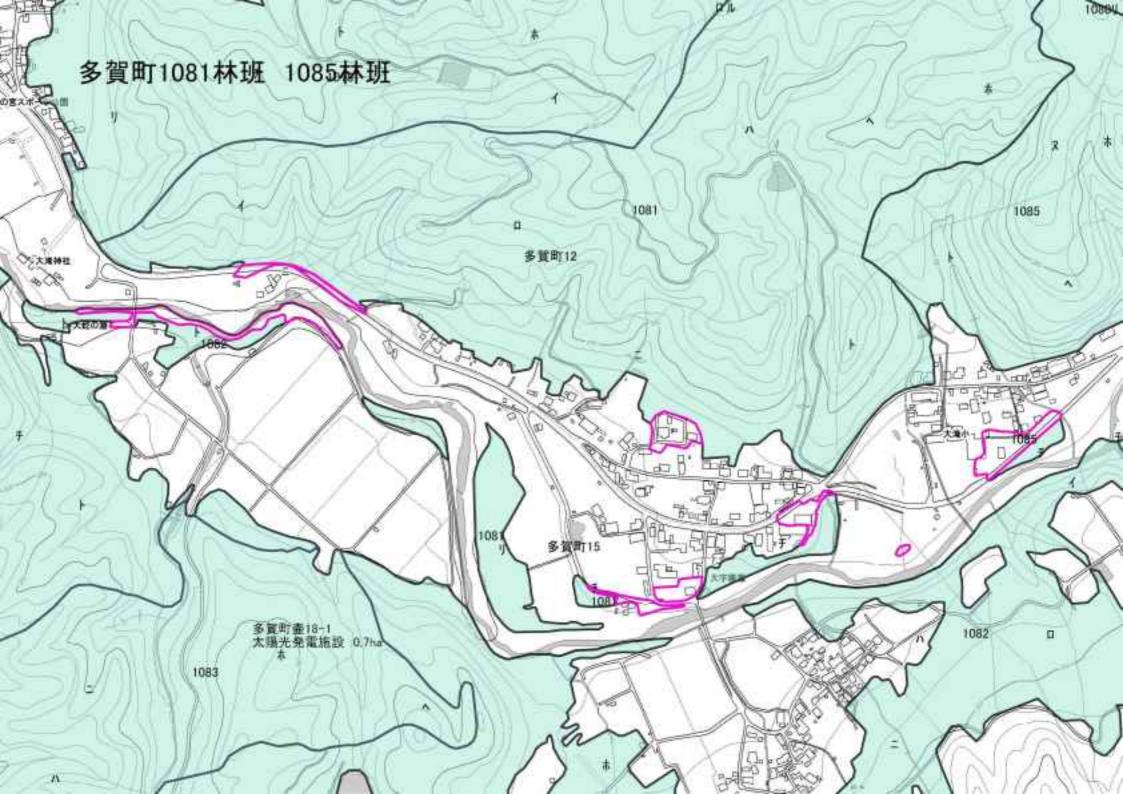




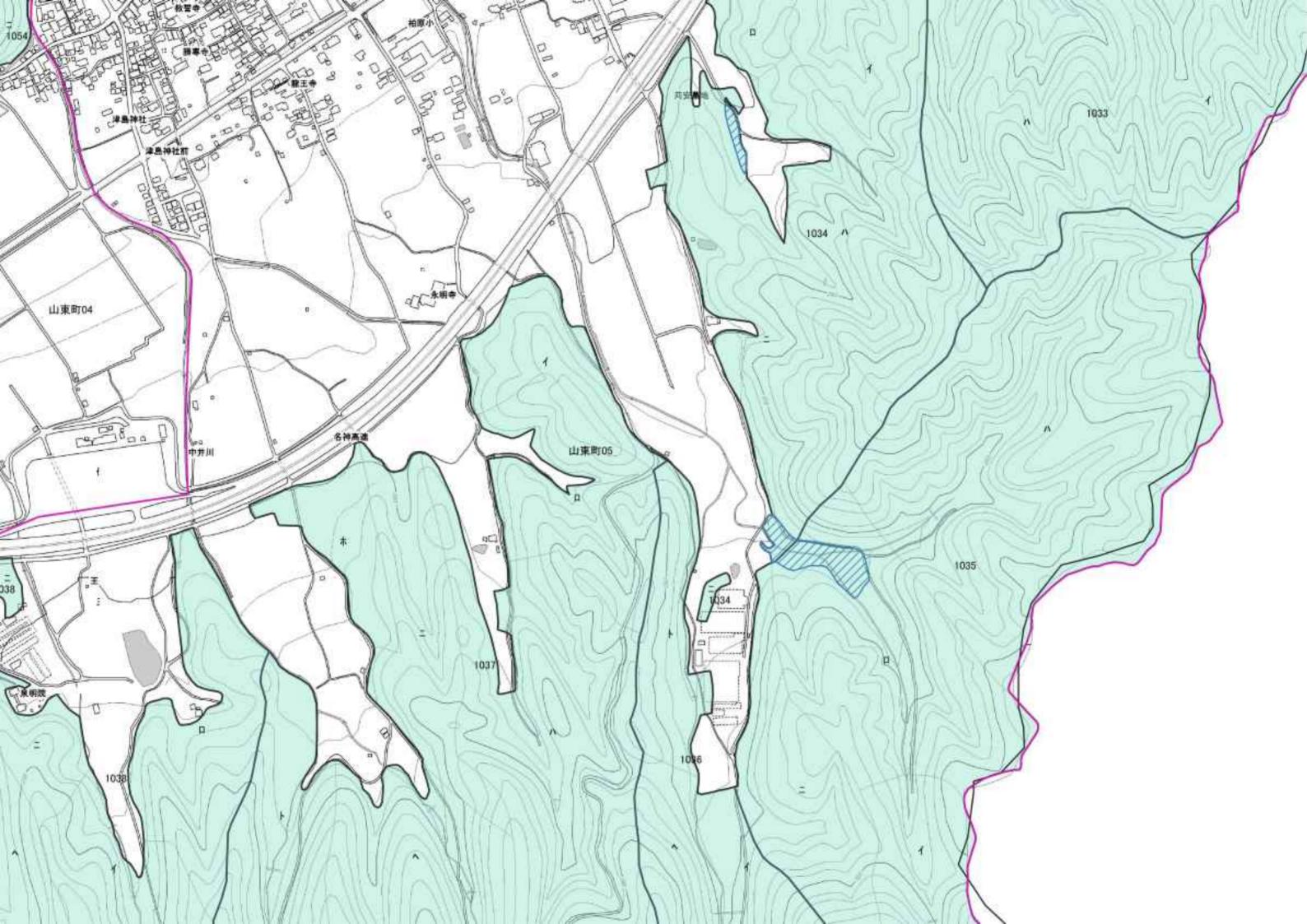


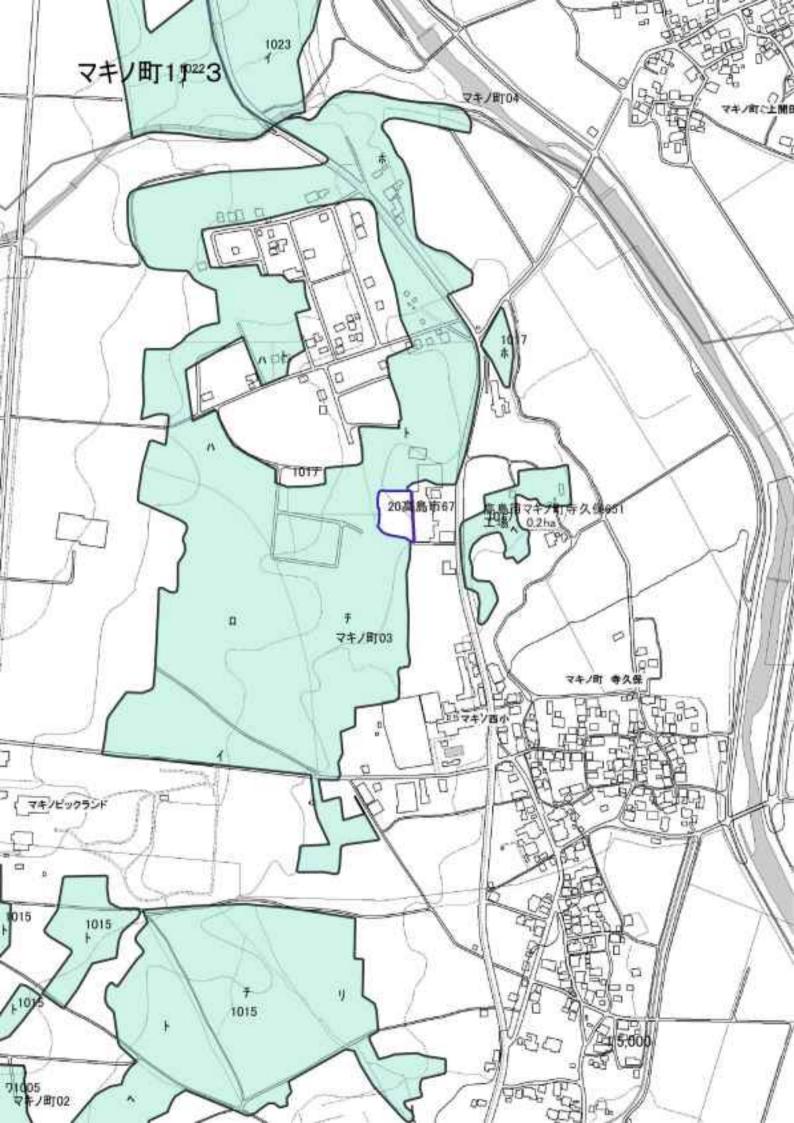


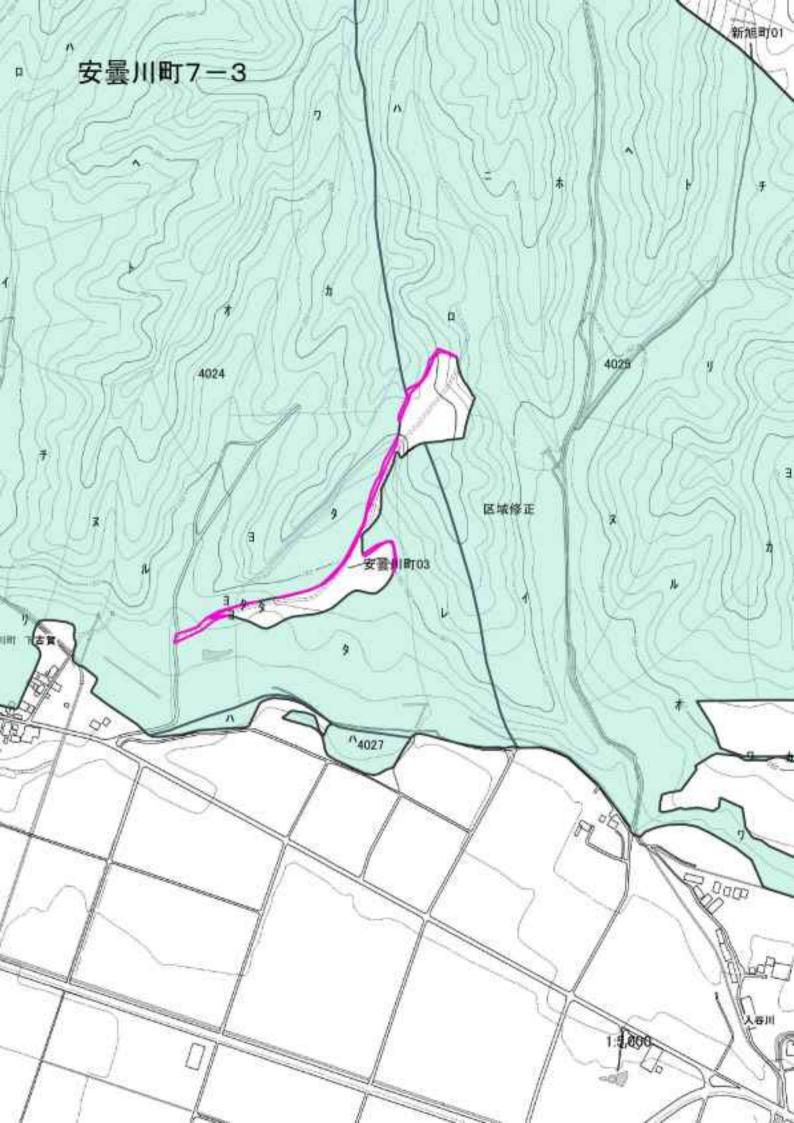












湖南地域森林計画

令和4年 12月樹立

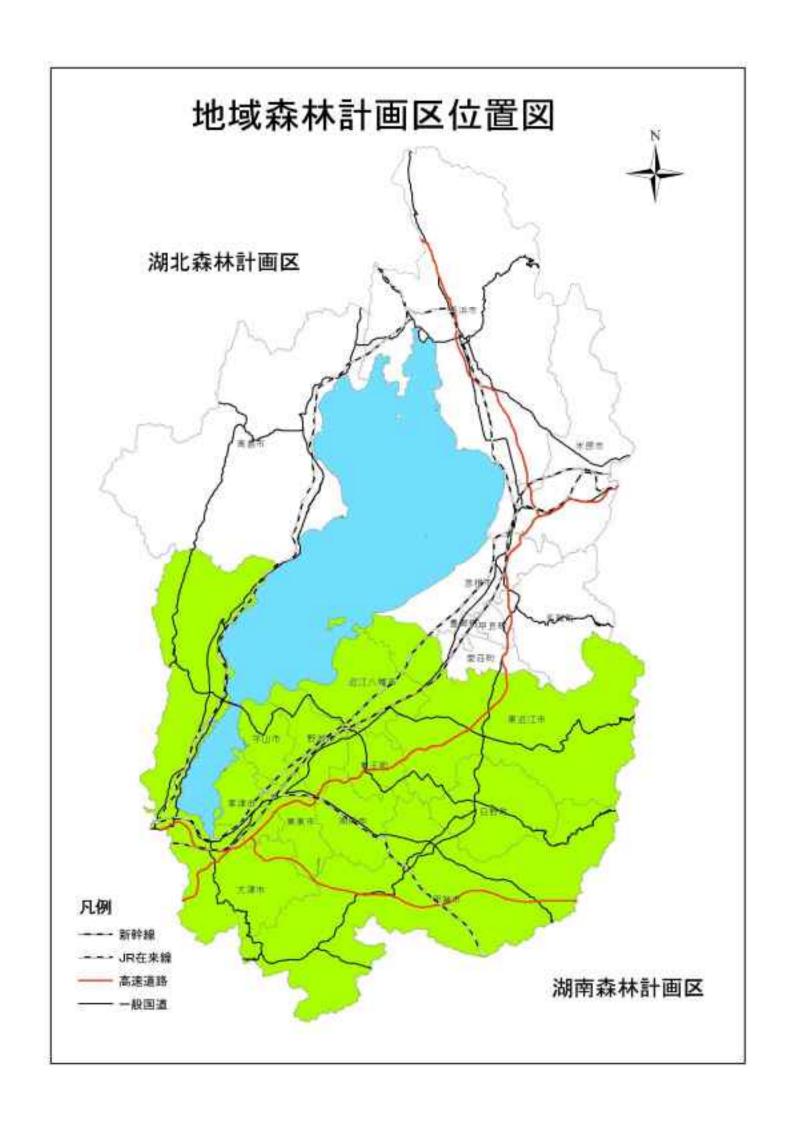
自 令和 5年 4月 1日 計画期間 至 令和 15年 3月 31 日

滋賀県

(湖南森林計画区)

本計画は、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 5 条の規定により、全国森林計画に即して地域森林計画の対象とする森林について必要な事項の検討を行い、地域の状況、過去の実績等を勘案して樹立するものである。

なお、当該地域森林計画は、令和5年4月1日にその効力を生ずるものとする。



目

I		iの大綱
	1 柔	森計画区の概況
	2 前	i計画の実行結果の概要およびその評価
	(1)	前計画の実行結果
	(2)	評価
	3	 ・画樹立に当たっての基本的な考え方
Π	計画	事項
	第 1	計画の対象とする森林の区域
,	第 2	森林の整備および保全に関する基本的な事項 1
	1 君	株の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項 1
	(1)	森林の整備および保全の目標 1
	(2)	森林の整備および保全の基本方針 1
	(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 1
	2 7	- の他必要な事項
	第 3	森林の整備に関する事項 1
	1 柔	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(1)	立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針
	(2)	立木の標準伐期齢に関する指針 1
	(3)	その他必要な事項 1
	2 造	
	(1)	- ハール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2)	- Table Ta
	(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 1
	(4)	その他必要な事項 1
	3 間	
	(1)	
	(2)	保育の標準的な方法に関する指針 2
	(3)	その他必要な事項 2
	4 4	
	(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針 2
	(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および
		当該区域内における施業の方法に関する指針2
	(3)	その他必要な事項 2
	5	*道等の開設その他林産物の搬出に関する事項2
	(1)	林道(林業専用道含む)等の開設および改良に関する基本的な考え方2
	(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方 2
	(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の
		基本的な考え方2
	(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方 2
	(5)	林産物の搬出方法等
	(6)	その他必要な事項 2
(5 委	託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の
	4	·理化に関する事項 3

(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針 -
(2)	森林管理制度の活用の促進に関する方針
(3)	林業に従事する者の養成および確保に関する方針
(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
(5)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針
(6)	その他必要な事項
第4	森林の保全に関する事項
1 森	林の土地の保全に関する事項
(1)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
(2)	樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
(3)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林およびその搬出方法
(4)	その他必要な事項
2 保	安施設に関する事項
(1)	保安林の整備に関する方針
(2)	保安施設地区の指定に関する方針
(3)	治山事業の実施に関する方針
(4)	特定保安林の整備に関する事項
(5)	その他必要な事項
3 鳥	獣害の防止に関する事項
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針
(2)	その他必要な事項
4 森	林病害虫の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項
(1)	森林病害虫等の被害対策の方針
(2)	鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)
(3)	林野火災の予防の方針
(4)	その他必要な事項
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項
(1)	保健機能森林の区域の基準
(2)	その他保健機能森林の整備に関する事項
第6	計画量等
1 間	伐立木材積その他の伐採立木材積
2 間	伐面積
3 人	工造林および天然更新別の造林面積
4 林	道の開設又は拡張に関する計画
5 保	安林整備および治山事業に関する計画
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等
(3)	実施すべき治山事業の数量
6 要	整備森林の所在および面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法および時期
第7	その他必要な事項
1 保	安林その他制限林の施業方法
2 ~	の他必要な事項
別表 1	標準的な植栽本数
別表 2	間伐の標準的な方法

別表	3	間伐の低コスト施業の一例 55
別表	4	伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準 56
(附))参	考資料
1	柔	F.林計画区の概況 59
	(1)	市町別土地面積および森林面積 59
	(2)	地況 60
	(3)	土地利用の現況 61
	(4)	産業別生産額 62
	(5)	産業別就業者数 62
2	柔	条林の現況 64
	(1)	齢級別森林資源表 64
	(2)	制限林普通林別森林資源表 70
	(3)	市町別森林資源表 71
	(4)	所有形態別森林資源表 72
	(5)	制限林の種類別面積 74
	(6)	樹種別材積表 76
	(7)	特定保安林の指定状況 77
	(8)	荒廃地等の面積 78
	(9)	森林の被害 79
	(10))防火線等の整備状況 79
3		*業の動向 80
	(1)	保有山林規模別林家数 80
	(2)	森林経営計画の認定状況 81
	(3)	経営管理権及び経営管理実施権の設定状況 81
	(4)	森林組合および生産森林組合の現況
	(5)	林業事業体等の現況
	(6)	林業労働力の概況 85
	(7)	林業機械化の概況 86
		作業路網等整備の概況 86
4		*地の異動状況(森林計画の対象森林)
		森林より森林以外への異動
		森林以外より森林への異動 87
5		
	(1)	持続的主伐の可能量

- I 計画の大綱
- 1 森林計画区の概況
- (1) 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方

滋賀県の森林は県土のおよそ2分の1を占め、水源の涵養や県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材生産など様々な機能があり、琵琶湖の水源をはぐくんでおり、県民のみならず下流府県の住民の生活にも大きな役割を果たしている。

かつては、山村で林業が営まれることで森林所有者や地域住民によって森林が管理されてきたが、林業生産活動の低迷が長く続いたため、林業従事者の減少、高齢化に加え、森林所有者の不在村化や世代交代が進んだことにより、森林境界の不明確化や、適切に管理されていない森林の増加が見られるとともに、野生鳥獣による森林被害も増加している。このままでは、水源涵養はもとより、県土の保全など森林の持つ多面的な機能が充分に発揮されず、県民の暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念される。

その一方で、戦後積極的に造成された人工林を主体に蓄積は<u>充分確保され</u>ており、木材資源としての県産材活用と新たな需要を創出するための取り組みの重要性が高まりを見せている。<u>また、</u>様々な生物の生息地・生育地としての生物多様性の保全、里山林をはじめとした身近な森林を生活のふれあいの場、環境教育の場等とする森林空間の総合的な利用、二酸化炭素の固定に代表される地球温暖化の防止に果たす役割など森林の持つ多面的機能の発揮への期待が以前にも増して高まっている。

このような期待に応えるため、滋賀県では、<u>令和2年度に琵琶湖森林づくり条例を改正し、令和3年度に琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)を策定し、「多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり」「多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり」「森林資源の循環利用による林業の成長産業化」「豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり」を基本方針として琵琶湖森林づくり県民税を活用し取り組んでいる。<u>基本計画に基づき、森</u>林を「守り」ながら「活かす」好循環を創出する取組を進めるとともに、「森林・林業・農山村」を一体的に捉え、琵琶湖を取り巻く農山村の価値や魅力、地域資源を活かした「やまの健康」推進プロジェクトが始動している。</u>

また、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、市町が主体となって適切な森林の経営管理を図る責務が規定された。このため、<u>滋賀県では、市町が実施する森林境界明確化支援のための基礎データの整備・提供や</u>林業従事者の技術の向上や新規就業のための技術的な支援、市町職員の森林・林業施策推進の支援を行うことを目的に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講し森林づくりを支える人材育成を進めている。

(2) 自然的背景



ア 位置および地区

本計画区は、県南部に位置し、大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市および蒲生郡(日野町、竜王町)、の9市1郡の11市町で構成され、区域面積は200,089ha、森林率は48%である。

地形は、県境の急峻な山岳 地帯と琵琶湖沿いの平野部に 分かれるが、県南東部は県境 付近も平野部が広がってい る。

本計画区は、鈴鹿山系を源

とする愛知川・日野川の上流地域、湖東平野部に点在する丘陵地帯、野洲川上流地域、下流地域、信楽高原を源とする大戸川地域、比良山系を源とする比良川・安曇川の上流の一部地域、および比叡山などを京都府との境としている大津市域の7つの地域に区分される。

イ 地質・土壌

愛知川・日野川上流を含む地域では秩父古生層が主体で、一部花崗岩・石灰岩 地帯が分布している。

湖東平野部に点在する丘陵地帯では洪積層地帯、花崗岩地帯、石英斑岩地帯が 分布している。

野洲川上流地域では古生層、洪積層、花崗岩地帯がほぼ均等に分布している。 野洲川下流域では花崗岩地帯が主であるが、一部古生層、洪積層が見られる。 大戸川地域は大半が花崗岩地帯となっている。

比良川・安曇川上流地域は古生層、花崗岩地帯が大半であり、下流部に洪積地 帯が分布している。

大津市地域は、古生層、洪積層、花崗岩地帯がほぼ均等に分布している。

土壌は区域全体では褐色森林土が広がっているが、愛知川・日野川上流地域や 比良川上流地域の標高の高い箇所では地味が不良で風化花崗岩による未熟土が分 布している他、湖東平野部に点在する丘陵地帯は地味が不良な乾性褐色森林土が 分布している。

年間降水量



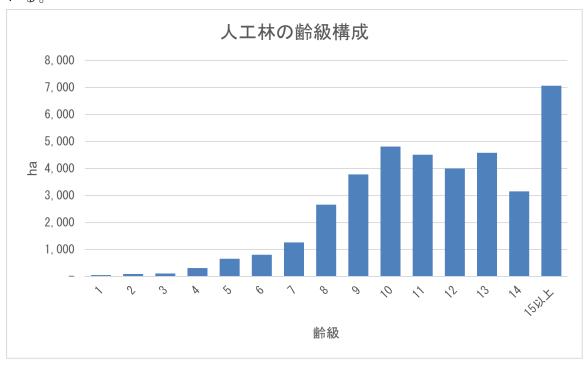
ウ 気候

湖南森林計画区は年間を通じて降水量は少なく、冬季積雪は愛知川・日野川上流地域と比良川・安曇川上流地域以外は少ない。特に近年積雪量は減少している。

工 植生

全般的にスギ・ヒノキの人工造林が進んでいるが、湖東平野や野洲川下流地域 は広葉樹の天然林が多く分布している。

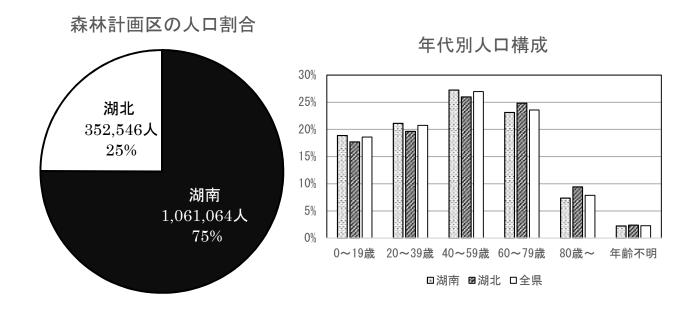
人工林については、人工林率は湖南森林計画区全体では 43%と県全体(44%)とほぼ同じであるが、野洲川上流地域では 60%と県全体を大きく上回っている。特に甲賀市甲賀町を中心にヒノキの人工林が多く分布している。齢級構成は 8 齢級から 1 2 齢級の人工林が人工林全体の 52%を占めていることから、森林資源の活用を図る取組が積極的に行われている。人工林の樹種はヒノキが 59%を占めている。



(3) 社会・経済的背景

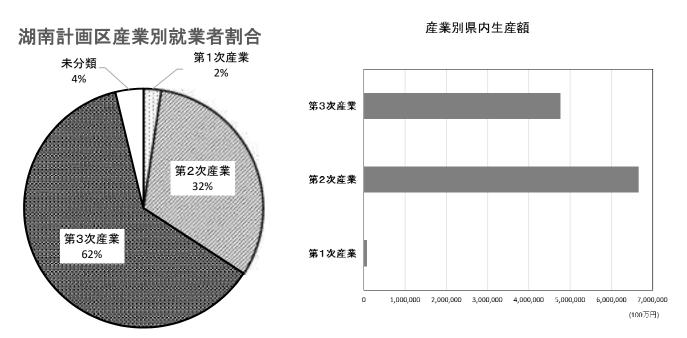
ア 人口

本計画区の人口は、滋賀県全体の人口の <u>75%</u>を占めている。年代別の人口構成は、県全体の傾向とほぼ同じ傾向にあるが、60 歳以下の割合が若干高くなっている。



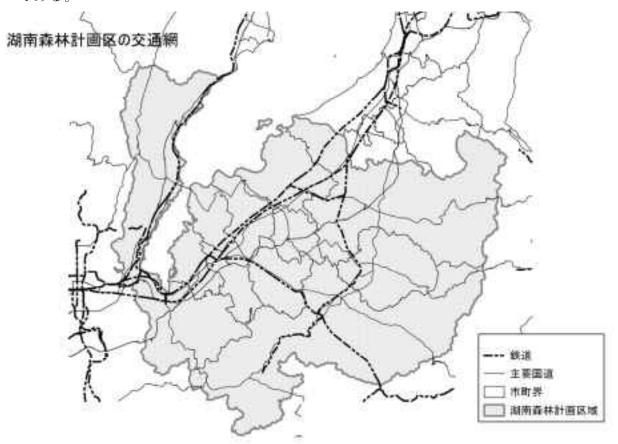
イ 産業

滋賀県の産業は、第2次産業、第3次産業が盛んで、県内の生産額に占める割合は第2次産業が58%、第3次産業が41%に上る。湖南森林計画区においてもその傾向が強く、産業別就業者の割合は第2次産業、第3次産業を合わせると94%を占める。



ウ 交通

滋賀県は、古くから交通の要所で交通網が発達している。湖南森林計画区においては、鉄道、道路ともに整備がされており、JR 琵琶湖線、JR 草津線、JR 湖西線、近江鉄道、信楽高原鐡道を中心とする鉄道網、名神高速道路、国道1号、国道8号、国道307号など道路網が整備され、京阪神方面、中京方面等大都市圏へのアクセスは良好である。



2 前計画の実行結果の概要およびその評価

(1) 前計画の実行結果

前計画の前半5年分(平成30~令和4年度)に対応する計画量および実行量(ただし、令和4年度は見込み量)を以下の表に記載した。

			計画量	実行量	実行率(%)
	/L	針葉樹(m3)	163,000	38, 146	23. 4
化板材建	主伐	広葉樹(m3)	29,000	10, 767	37. 1
伐採材積	間伐	針葉樹(m3)	308,000	211, 101	68. 5
	同	広葉樹(m3)	_	_	
	間伐面積(ha)		7, 637	3, 093	40.5
造林面積	人工造林(ha)		652	92	14. 1
坦	天然更新	(ha)	293	61	20.8
	開設(km)		8.2	2.3	28.0
林道	改良(km)		21.6	1.7	7.9
	舗装(km)		9.6	0.5	5. 2
	^{かん} 水源の涵養(ha)		412	220.68	53.6
保安林指定	災害の防備(ha)		170	248. 37	146.1%
	保健・風致の保存等(ha)		140	19. 41	13. 9
	治山事業(箇所)		153	51	33.3

(2) 評価

伐採材積では、<u>主伐の実行量が計画量より下回った。</u>間伐についても材積量、面積ともに計画量には届かなかったが、間伐材の搬出利用については着実に増えている。

造林面積では、材価低迷やシカ被害に対する懸念等により造林意欲が低下していることから人工造林の実行量は計画量を下回っているが、主伐・再造林の機運が高まってきているため、今後増加に転じることが見込まれる。

林道では、いずれの地域においても木材運搬路としての林道整備は概ね備わっているため計画量を下回った。

保安林指定では、<u>近年の多発する災害に対応すべく災害の防備のための保安林指</u> <u>定が計画量を上回った。</u>保健・風致の保存等では<u>計画量を下回った。</u>

治山事業については、計画量を下回ったものの限られた事業費の中で緊急度の 高い箇所を中心に事業を進めた。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

計画の樹立に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と、利用期を迎えた森林資源を持続的かつ有効に利用していくことを基本とし、湖南森林計画区の地域特性を考慮しつつ、琵琶湖の豊かな水資源を育む森林の水源涵養機能をはじめ山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させるために、適切な施業の実施、林道等の路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣の被害対策等の森林保護の取組を推進する。また、地球温暖化が進行する中、温室効果ガスの排出削減等の対策が喫緊の課題となっており、森林は、二酸化炭素の吸収や、再生産可能で炭素の貯蔵機能等を有する木材の生産を通じ、地球温暖化の防止に重要な役割を担っている。このため、森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林資源の整備の推進を図ることが必要であり、次の事項を計画の基本的な考え方とした。

ア 森林の有する多面的機能の発揮のための森林施業の実施

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、森林整備および保全の基本方針を示し、森林の有する各機能毎に応じた望ましい森林の姿や、各機能を高度に発揮する適正な森林へ誘導するための森林施業の考え方を示して、森林の区分に応じた適正な森林の整備と保全を推進することとするが、森林施業の実施に当たっては、重視すべき機能のみならず他の機能の発揮に対し、十分配慮するものとする。

イ 持続可能な森林・林業経営の推進

木材資源の効率的な循環・利用を重視した適切な保育・間伐の実施、公益的機能の発揮に対する要請および多様な木材需要に対応するための育成複層林施業や長伐期施業の実施、広葉樹林の育成など天然生林の適確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林施業の計画的かつ積極的な推進に努める。また、利用期を迎えた森林資源を有効活用し、二酸化炭素を長期固定する観点から、間伐材の搬出・利活用に努め、安定供給を目的とする県産材生産流通体制を整備し、公共施設の木造化・木質化を始めとして、びわ湖材を中心とする県産材の利用拡大の取組を行う。

ウ 林道等路網の整備拡充

健全な森林の維持管理や持続可能な森林・林業経営、森林空間の総合的利用の推進、山村地域の産業振興および生活環境の整備等を図るうえで、林道や林業専用道の果たす役割は重要であり、また、森林作業道は林道等と一体となって森林施業の合理化や生産コストの低減を図るうえで極めて重要であることから、一層の路網整備を推進することとし、地域の状況や傾斜等に応じた路網形態や作業システムを導入する。

エ 森林施業の合理化の推進

合理的な森林施業を推進するため、地域の特性に応じた森林施業の共同化や集約化、林業に従事する者の養成および確保、高性能林業機械の導入など林業機械化の促進、林産物等の流通・加工体制の整備等、林業の生産・流通・加工段階における諸条件の整備を計画的かつ総合的に推進する。

オ 保安林整備と治山事業

近年の異常豪雨の増加による森林災害の多発に対応できるよう、より公益的機能の高い森林として適切な整備を進めるため、保安林のきめ細かな配備と適正な管理により、その機能を維持し増進を図るとともに、総合的な治山事業の効率的な実施を推進する。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町別面積

単位:面積 ha

					中心 · 即恨 · IId
	区	分	面積		備 考
	総 大	数	22,00		地域森林計画の対象とする森林区域は、森 林計画図において表示する区域内の民有林 である。
市		工八幡市	1,24		2 地域森林計画の対象とする森林は、森林法 第10条の2第1項に基づく「林地開発許可制 度」、森林法第10条の7の2第1項に基づく
町	守	油 市 山 市	2 0		度」、無体伝第10年の7の2第1項に基づく「森林の土地所有者となった旨の届出制度」 森林法第10条の8第1項に基づく「伐採及び 伐採後の造林の届出制度」の対象となる。
別	栗甲	東 市 賀 市	30,42	3	境部森林政策課、西部・南部森林整備事務
内	野	洲市	1,01		所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事 務所とする。
P	東 :	南市	<u>3,64</u> <u>21,14</u>		
訳	日	野町	6,10		
	竜	王町	1,357	(

注:総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する 基本的な事項

(1) 森林の整備および保全の目標

当森林計画区域の森林の整備および保全に当たっては、森林資源の構成や自然条件および社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の重複に配慮しながら適正な森林施業の実施や林地の保全により、望ましい森林への誘導と健全な森林の維持造成を図ることとし、適切な森林施業の実施、林道などの路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生動物被害対策など森林の保護に関する取組を推進する。

森林の有する多面的機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壤保全機能、 快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能 からなる公益的機能および木材等生産機能に分類できる。これら各機能の発揮を期 待する区域について、地域の関係者の合意に基づきつつ、市町村森林整備計画にお いて具体的な区域の設定を行うこととする。区域の設定にあたっては複数の機能の 発揮を期待する森林とすることや、各市町の状況に応じた区域設定も可能とする。 各機能と、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

② 山地災害防止機能/土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生と ともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必 要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、 諸被害に対する抵抗性が高い森林。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している 森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたが り特有の生物が生育・生息する渓畔林など。

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材等林産物として利用する上で良好な樹木

により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備および保全の基本方針

森林の整備および保全に当たっては、琵琶湖総合保全の視点から水源涵養機能を重視しつつ、それ以外の多面的機能についても総合的かつ高度に発揮することができるよう、適正な森林施業の実施や林地の保全を図ることとし、具体的な基本方針は次のとおりとする。

森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備および保全の基本方針
水源涵養機能	本計画区域の森林の多くは、琵琶湖の集水域に位置していることから、市街地周辺などに所在する一部の森林を除いて、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図る。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能 /土壤保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。 具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る森林として整備および保全を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林および森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている湖岸林等の保全を推進する。

保健・レクリエー ション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	林木の生育に適し、効率的な施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位:面積 ha 蓄積 m3/ha

	区 分	現 況	計画期末
	育成単層林	<u>36,883</u>	<u>36,463</u>
面積	育成複層林	1, 403	1, 804
	天然生林	47,522	47,302
森林蓄積		<u>191</u>	209

育成単層林: 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成

する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、

植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

育成複層林: 森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構

成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、

針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

天然生林: 主として天然力を活用することにより成立維持される森林。

例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

2 その他必要な事項 該当なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

市町村森林整備計画の策定にあたっては、国の示す「主伐時における伐採・搬出指針」に則し、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P10)、第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」(P40)を踏まえ、第3の5(5)林産物の搬出方法(P29)及び第4の1(3)「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法(P34)と整合し、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、野生生物の生育環境、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを目的として、対象森林に関する自然条件および社会的条件、地域等における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案し、立木の伐採(主伐)の標準的な方法を定めることとする。

主伐とは、更新(伐採跡地が再度立木地となること)を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐を実施するに当たっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林 生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、 伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保す るなど、伐採箇所の分散に配慮するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、第3の2「造林に関する事項」(P 16)を勘案して伐採を行うこととし、特に天然更新により更新を行う場合は、母樹の保存、ぼう芽状況、稚樹の生育状況、種子の結実等に配慮するものとする。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐など適確な更新に配慮した施業を実施するものとする。

さらに、林地の保全、なだれおよび落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、 風致の維持、または渓流周辺および尾根筋等の森林における生物多様性の保全等の ため必要がある場合は、所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 皆伐を実施する場合

皆伐とは、主伐のうち択伐以外の方法であり、皆伐を実施するに当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件および森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模に配慮し、モザイク状の伐採区域配置を行うなど適確な更新を図ることとする。

イ 択伐を実施する場合

択伐とは、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等となるよう

に実施するものとする。

択伐の実施に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることができる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が 30%以下(伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下)で実施するものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標や制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢および森林の構成を勘案して市町村森林整備計画において定めるものとし、施業体系等が著しく異なる地域がある場合は、当該地域ごとに定めることとする。

ただし、標準伐期齢は当該林齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

単位:年生

		樹		種			
地区	l.v	1.).		その他	h - 1	その他	
	スギ	ヒノキ	マッ	針葉樹	クヌギ	広葉樹	
湖南森林計画区	4 0	4 5	4 0	5 0	1 5	2 0	

(3) その他必要な事項

育成単層林における主伐の時期は、樹種毎の生産目標に対応する径級に達する時期 を目安として下記のとおり参考として示す。

		標	準	的	なり	拖 美	美 体 系	
樹	種	生産	目標	仕	立方	法	期待径級	主伐時期の目安
		一般	建築材	中	仕	立	2 6 cm	6 0 年
ス	ギ	柱	材	中	仕	<u> </u>	2 0 cm	45年
		心持	柱材	中	仕	立	2 0 cm	45年
ヒ	ノキ	造	作材	中	仕	立	3 4 cm	80年

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P10)、第6の3「人工造林および天然更新別の造林面積」(P40)を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。また、更新にあたっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に取り組むこととする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種の選定にあたっては、スギ・ヒノキ・アカマツ等の針葉樹や、ケヤキ・コナラ等の有用広葉樹を主体とするが、その他の広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種を対象として、自然条件、地域における造林種苗の需給状況動向および木材の需給状況等を勘案し、適地適木を旨として人工造林の対象樹種を定めるものとする。また、苗木の選定に当たっては少花粉スギ・ヒノキ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めるものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(a) 人工造林の標準的な植栽本数

森林の適確な更新を図ることを旨として、人工造林は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林、木材生産機能を重視する森林において実施することとし、別表1「標準的な植栽本数」(P54)に示す本数を標準とし、自然条件、既往の造林方法等を勘案して定めるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。その他、造林に要する経費の縮減につなげるために、例えば2,000本/haなど低密度での植栽についても考慮する。

また、育成複層林化や針広混交林化を図る場合の、上層木を伐採した後の樹下植栽の本数については、別表1「標準的な植栽本数」(P54)に示す「疎仕立て」に相当する本数に対して、下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽することを標準とし、自然条件や既往の造林方法等を勘案して定めることとする。

(b) 人工造林の標準的な方法

(育成単層林)

①地拵えの方法

伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に注意するものとする。

②植付け方法

気候その他の自然条件および既往の植付け方法を勘案して定めるとともに

適期に植付けるものとする。

(育成複層林)

育成複層林においては、下層木の生育に必要な相対照度を確保するために除 伐、間伐または択伐による主伐等を実施し、下層木の更新は原則として樹下植 栽によるものとするが、隣接地に広葉樹等が残存している林地においては、天 然下種更新についても考慮する。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(a) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

伐採跡地における人工造林は、森林の有する公益的機能の維持および早期回 復並びに森林資源の造成を旨とし、以下に示すような天然更新を期待できない 森林等においては人工植栽による更新を行うものとし、植栽によらなければ適 確な更新が困難な森林の所在を市町村森林整備計画において示すこととする。

- ①種子を供給する母樹が存在しない森林
- ②天然稚樹の育成が期待できない森林
- ③面積の大きな人工林であって、林床に木本類等がみられないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林状況等から、伐採後も高木性木本類の進入が期待できない森林。
- ④ニホンジカ等による重大な食害が危惧される森林。
- (b) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林において皆伐による主伐を行った場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を行うものとし、択伐による主伐を行った場合は5年以内に人工造林を行うものとする。

市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 以外の森林において人工造林を行う場合は、市町村森林整備計画において植栽 によらなければ適確な更新が困難な森林の基準に準ずるものとし、天然更新に よる場合は(2)「天然更新に関する指針」に基づくこととする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、前生樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

「更新」とは、伐採跡地(伐採により生じた無立木地)において、造林により更 新樹種を育成し、再び立木地とすることをいう。

「更新樹種」とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹およびぼう芽のうち 将来の森林の林冠を構成する樹種をいう。

「天然更新」とは、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用して行う更新であり、必要に応じて天然更新補助作業が行われる。

「天然更新補助作業」とは、更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するための作業であり、地表処理、刈出し等の作業のほか、天然更新の不十分な箇所に行う補助的な植え込み等を含む造林の作業種である。

「更新の完了」とは、伐採跡地において更新樹種が十分に発生・生長し、目標と

する森林 (高木性のものに限る。) が成立すると見込まれる状態とする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、将来その林分において高木となりうる樹種、または先駆的な中木となる樹種であり、植生遷移によって将来は高木となることが期待できる樹種とし、自然条件、周辺環境等を勘案して適地適木を旨として定めることとし、一例として、針葉樹ではスギ、ヒノキ、マツ、イチョウ、イチイ、カヤ、イヌマキモミ等、広葉樹ではブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類等がある。また、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等も含む。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新を行うに際しては、森林の確実な更新を図ることを旨として以下に示す 作業を標準として実施するものとする。

(a) 天然下種更新による場合

森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。

地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な 箇所に必要な本数を植栽することする。

(b) ぼう芽更新による場合

ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うことと する。

(c) 天然更新補助作業の標準的な方法

比較的短伐期で繰り返し伐採が行われ、ぼう芽更新により維持される森林については、必要により芽かき等の更新補助作業を行うものとする。天然生稚樹の生育状況等からみて、天然下種更新が確実な森林については、かき起こし、刈り払い等の更新補助作業を行うものとする。

更新の完了の確認については、天然更新による伐採後5年目の期待成立本数を、 伐採跡地の気象その他自然条件、既存の造林技術、試験研究機関の調査結果等を勘 案し、概ね8,500本/haを標準とすることとし、天然更新をすべき期間における更 新樹種の成立本数が期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上の場合をもって判 定することとする。

なお判定にあたっては、更新樹種の生長等を阻害する競争植物に対する余裕高を 考慮するものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持増進および早期回復を旨として、当該伐採が終了 した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内の期間に、天然更新 が完了していることとする。(ただし補助造林事業により必要な場合は2年以内と する。)

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しない森林、天然稚樹の育成が期待できない森林、面積の大きな人工林など、天然更新が期待できない森林については、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害および鳥獣害の発生状況、当該森林および近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、森林の早期回復に対する社会的要請などを勘案して適確な更新を確保すること。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は市町村森林整備計画において定めることとする。

(4) その他必要な事項 該当なし

3 間伐および保育に関する基本的事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P10)、第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」および第6の2「間伐面積」(P40)を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、制限林の状況、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針

間伐とは、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じつつある森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採方法であって、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化および利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐方法を勘案して、間伐の回数、実施時期、間伐率等について、別表2「間伐の標準的な方法」(P54)に示す方法を標準として定めることとする。

なお、高齢級の森林における間伐は、立木の生長力が低下することに留意し実施 時期等を定めることとする。

また、地域における自然条件や制限林等の状況を考慮しながら、低コスト施業の推進を図るために間伐率(本数率)30%以上の強度間伐<u>や列状間伐</u>にも取り組むものとし、一例を別表3「間伐の低コスト施業の一例」(P55)に示す。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進および林分の健全化を図ることを旨とし、下記に示す内容を基礎として、地域の特性や既往の施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、保育作業に当たっては、ニホンジカによる被害に配慮する観点から、過度 の刈払いや目的樹種の生長を阻害しない樹木の伐採は極力避けるものとする。

①下 刈

下刈については、目的樹種の生長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るためにおこなうものとし、造林木が雑草類に被圧され、正常な生長が阻害されないように、樹高が雑草類の高さ<u>を</u>抜き出る林齢まで実施することとし、必要に応じて2回刈りを実施するものとする。

②木 起 し

雪圧等により倒伏した造林木は経済的な価値が損なわれ、場合によっては枯損 する危険性があるため、積雪状況、傾斜等を勘案して実施するものとする。また、 被災後早期に実施するものとする。

③つる切り

つるの巻付きや被覆によって造林木の形状が損なわれたり枯損したりしないように、つるの繁茂状況等を勘案し、なるべく早期に実施するものとする。

4)除 伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な生長を図るために行うものとし、下刈り終了後に雑木類との競合を避けるため、造林樹種や植栽本数、除伐対象木の生長状況に応じて、数年おきに実施するものとする。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとする。

⑤枝 打 ち

良質材の生産(無節、均一な年輪幅等)、採光による林床植生の確保や病害虫の予防のため、生産目標や造林樹種、植栽本数、造林木の生長等に応じて数回実施するものとする。

(3) その他必要な事項

育成単層林または天然生林において既に更新樹が生育している場合、複数の樹冠層を構成する育成複層林へ誘導し維持させるために、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

- 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に 関する指針
 - ア 区域の設定の基準

森林の有する公益的機能の別に応じて、当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域として、市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林は、第2の1(1)「森林の整備および保全の目標」(P10)に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能および生物多様性保全機能の各機能の維持増進を図るための森林施業を、積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる区域について、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分、森林に関する社会的要請、森林所有者の受忍範囲等を勘案し、第2の1(2)「森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針」(P11)に基づき、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の各区域について、次のとおり定めることとする。

なお、各区域については重複を可能とするが、それぞれの機能発揮に支障が生じないようにするものとする。

- (a) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 本計画の森林の多くは琵琶湖の集水域に存することを踏まえ、水源かん養保 安林、干害防備保安林、森林機能の評価区分において水源涵養機能の評価が中 程度以上の森林等について、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方 法を定める必要のある森林として定めるものとする。
- (b) 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林

傾斜が急、傾斜の著しい変化点がある、山腹の凹曲部など水の集中流下する部分があるなどの地形的特徴のある森林、基岩風化や片理等の著しい進行、破砕帯又は断層線上、流れ盤であるなどの地質的特徴のある森林、土層内に異常の滞水層がある森林、石れき地からなる森林、表土が薄く乾性な土壌をもつ森林、下流域に保全対象が存在している森林、土砂の流出や土砂の崩壊の防備のための森林、人家や道路等の保全対象に隣接する森林や、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、水害防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、山地災害危険地区、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、森林機能の評価区分において山地災害防止機能の評価が高い森林等について、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

- (c) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を なしている森林、市街地や道路等と一体となり優れた景観美を構成している森 林、気象緩和や騒音防止等の機能を発揮している森林や、防風保安林、森林機 能の評価区分において生活環境保全機能の評価が高い森林等について、生活環 境の保全および形成のため伐採の方法を定める必要のある森林として定める ものとする。
- (d) 保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となり優れた自然美を構成している森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見できる森林、ハイキング・キャンプ等の保健・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な動植物の保護のために必要な森林や、保健保安林、風致保安林、国定公園や自然公園の特別地域、都市計画風致地区、鳥獣保護区特別地区、史跡・名勝・天然記念物の周辺森林、森林機能の評価区分において保健文化機能の評価が高い森林等について、自然環境の保全および形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林として定めるものとする。

また、保健・文化・レクリエーション機能の維持増進を図る森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定める。

イ 施業の方法に関する指針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2の1 (2) に示す「森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針」(P11)、別表4「伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準」(P56)に基づき、次のとおり公益的機能別施業森林ごとに計画事項を定めるものとする。

(a) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

伐期の延長を推進すべき森林とし、伐期の間隔を拡大する(標準伐期齢+10年以上)とともに、主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面積が連続して 20ha を超えないよう実施することとするが、市町村森林整備計画において地形・地質等を勘案して 10ha を下限として伐区を縮小することができるものとする。

また、当該森林において、複層林施業を経営方針としている区域については、 必要に応じ市町村森林整備計画においてその経営方針に対応した施業を行う 旨を規定できるものとする。

現況が単層林のものについては、下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立 木蓄積を維持し、根系の発達を確保するとともに、自然条件に応じて複層林施 業や広葉樹の導入による針広混交林施業を推進する。複層林施業について、主 伐は伐採木の周辺木の配置状況を考慮して行うものとする。 主伐後の伐採跡地については、早期更新を基本とし、本計画において定める標準的な本数を基準として、主伐に係る伐採材積の比率に応じて植栽するものとする。

造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として定めるものとする。なお、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内相対照度が低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため適時に間伐を実施することが必要であるが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるようにするものとする。

さらに、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ確実な更新を図ることとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域又は、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率(材積率)を70%までとする。

(b) 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能 又は、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

これらの森林の有する公益的機能を特に発揮させる必要のある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、伐採率(材積率)30%以下の択伐を実施することとする。なお、主伐後の造林を人工植栽により行う場合は、伐採率(材積率)40%以下の択伐を行うものとする。

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において森林の有する公益的機能の確保ができる森林では、長伐期施業を推進すべき森林とし、長伐期施業(標準伐期齢×2倍以上)により、公益的機能をより高度に発揮させるとともに大径材の生産を目標とする。長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とする。林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止して下層植生を適正に維持し、一定の蓄積を維持できるよう、適切に間伐を実施することとする。

なお、市町村森林整備計画において、地域の皆伐時期等を勘案して当該林齢の2割以内の範囲内で延長又は短縮した伐期齢を定めることができる。

また主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面積が連続して20haを超えないよう実施するものとし、市町村森林整備計画において地形・地質等を勘案して10haを下限として伐区を縮小することができるものとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域又は、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率(材積率)を70%までとする。

上記以外の森林においては、複層林施業を推進すべき森林とし、択伐以外の

方法により複層林を行うこととし、一定の材積を維持しつつ、伐採率(材積率)70%までとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林とし、特定広葉樹は郷土樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定するものとする。

特定広葉樹の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。

特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、 またはその状態を維持するため伐採を促進するものとする。

天然更新に必要な母樹のない森林など、植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適確な生育を確保することが困難な森林の主伐跡地においては、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また天然更新が見込まれる場合においても、確実な更新を図るため必要に応じて更新補助作業を行うものとする。

また、特定広葉樹の適確な生育に必要な下刈、除伐等の保育を必要に応じて行うものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準 および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考とし、森林の一体性も踏まえつつ、林木の生育に適した土壌を有し、林木の生育が良好な森林で成長量が高い森林であって、地形・地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として設定するとともにこの区域のうち傾斜、道からの距離等を考慮し、施業の効率性が特に高い地域について「特に効率的な施業が可能な森林の区域」を設定するものとする。

なお、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 と、公益的機能別施業森林の区域は重複することを可能とするが、公益的機能の発 揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとする。

イ 施業の方法に関する指針

第3の1(3)において、参考として示す樹種別の生産目標に対応する「主伐時期の目安」(P15)を標準として施業を行うこととするが、森林の公益的機能の発揮にも留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めるものとする。

(3) その他必要な事項

該当なし

- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- (1) 林道(林業専用道を含む)等の開設および改良に関する基本的な考え方

○基幹路網の現状

単位:延長 km

	区分	路線数	延長
基幹	路網	<u>2 5 1</u>	4 4 8
	うち林業専用道	1	1

林道等の路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」と、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した規格・構造を柔軟に選択し、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

上記を踏まえ、II 第 2 の 1 (1) に定める「森林の整備および保全の目標」(P10) の実現を図るための林道等の開設および改良の考え方を定めることとする。

なお、林道等の開設に当たっては、自然条件および社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に<u>効率的な森林施業等への対応を踏まえて推進する。</u>また、森林の利用形態や地形・地質等に応じて「林業専用道」の導入を検討することとし、「滋賀県林業専用道作設指針」に基づき整備を行うこととする。さらに、「森林作業道」を開設する場合は、「滋賀県森林作業道作設指針」に基づき、作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な路網の整備を行うこととする。

ア 水源涵養機能の発揮を期待する森林

高密な路網を整備し、一方では急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避し整備するものとし、必要に応じて排水対策のための施設を整備するとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取り組みを行うものとする。

- イ 山地災害防止機能/土壌保全機能の発揮を期待する森林 保全・管理上必要な路線を整備するとともに、林地の改変、自然環境への影響を 極力抑えた規格・構造とする。
- ウ 快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能の発揮を期待する 森林

森林体験活動や健康づくりの場として、森林と人とのふれあい等を重視する森林 において、森林のアクセス等に必要な路網整備を行う場合は、利用者の利便性も考 慮しつつ、景観や生態系の保全に配慮した線形、構造、施設を整備する。

エ 生物多様性保全機能の発揮を期待する森林

景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな開設は極力回避することとし、森林の管理上必要最小限のもののみ整備を行う。

オ 木材等生産機能の発揮を期待する森林

森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、車両系・架線系林業機械による傾斜等に応じた作業システム等に、最も効率的で、開設コストを低減した路網整備を計画的に推進することとする。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの 基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するために、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準や、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムについて次のとおり定める。なお、作業システムの一例をP31に示す。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

i 	-		
区 分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地	車両系	110m/ha以上	$3.0 \sim 4.0$
$(0^{\circ} \sim 15^{\circ})$	作業システム		m∕ha
中傾斜地	車両系	85m/ha以上	
$(15^{\circ} \sim 30^{\circ})$	作業システム		
			$2 \ 3 \sim 3 \ 4$
	架線系	<u>25m/ha以上</u>	 m/ha
	作業システム		·
	111214		
急傾斜地	車両系	6 0 < 5 0 >	
$(30^{\circ} \sim 35^{\circ})$	作業システム	m/ha以上	16~26
	架線系	2 0 < 1 5 >	·
	作業システム	<u>m/ha</u>	
	111213		
急峻地	架線系	<u>5 m/ha以上</u>	$5 \sim 15$
$(35^{\circ} \sim)$	作業システム		m/ha
, -			,
	- L	1	

※ 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。プロセッサ、フォワーダ等を活用する。

急傾斜地の◇書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森 林における路網密度である。

ここに示す作業システムと路網密度については、滋賀県の平均的な水準を示しており、 実施に当たって市町村森林整備計画および現地の状況と、採用する作業システムに応じ て個別の検討を行う。 (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の 基本的な考え方

5の(2)に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方」(P28)を踏まえ、基幹路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)について、次の事項を参考とし該当する区域について、市町村森林整備計画においてその区域を定めることとする。

- ○地形・地質 傾斜が急峻ではない。 軟弱な地質や土壌ではない。
- ○森林機能の評価区分木材等生産機能がHまたはM
- ○傾斜毎の路網密度水準の分布 基幹路網密度水準が1/2未満 基幹路網密度水準が1/2以上~水準未満
- (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、「林 道規程」、「滋賀県林業専用道作設指針」および「滋賀県森林作業道作設指針」に 則り開設を行うものとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進するため、立木の伐採・搬出に当たっては国が示す「主伐時における伐採搬出指針」を踏まえ適切な搬出方法等を定めることとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出 方法

該当なし

(6) その他必要な事項 該当なし 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化 その他森林施業の合理化に関する事項

地域の森林資源の状況、地域における森林所有者の状況および施業の実施状況並びに関連する行政施策の目標等を勘案し、地域内の県や市町、森林組合等、森林・林業・木材産業等の関係者の合意を図りつつ、次の事項について計画的かつ総合的に推進するものとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化 に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等について、不在村者を含めた森林所有者への働きかけ、施業集約化に必要な情報提供や助言やあっせんなど、地域における集落会議の開催等による合意形成や普及啓発を推進し、森林組合・林業事業体への長期の森林経営委託を進めるとともに、自力による適正な管理が困難な森林所有者に対する林業経営の委託への転換を目指すこととする。

その際には、不在村者や自力による適正な管理が困難な森林所有者を含めるとともに、長期の森林経営委託等が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及や定着を促進する。

また、森林の施業と保護の持続的な実施および集約化した森林施業や効率的な路網整備のための森林経営計画による施業の確実な実施を促進するものとする。

併せて、今後の間伐等の適切な整備および保全を推進するための条件整備として、 境界の明確化など森林管理の適正化を図るものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。)を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用の促進に関する方針を定めるものとする。

(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針

林業に従事する者の育成および確保を行うために、就業相談会の開催、就業体験等の実施および技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援を推進する。また、通年雇用化や社会保険の加入促進、技能等の客観的評価の促進等による他産業なみの労働条件の確保等、雇用管理の改善ならびに事業量の安定確保、合併・協業化および生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。併せて、持続的な森林経営の推進に必要な技術・知識を保有する森林総合監理士(フォレスター)や森林施業プランナーの育成を促進する。

さらに、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、長期にわたり持続的な経営を持続できる林業経営体および林業事業体の育成に向けて林業経営基盤の強化を一体的かつ総合的に促進する。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業の労働安全対策を基本として、木材の生産力向上を図り、木材生産にかかる 労働の軽減を図るため、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を促進 することとし、これらの作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成 を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入およびその効率的な利用を確保す るため、リースやレンタルの活用など、林業機械の利用体制の整備について積極的 に取り組むものとする。

林業機械の導入にあたっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、次に示す作業システムの一例や第3の5(2)に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」(P28)を目安として、林道および森林作業道を整備することとする。

区分	作業システム(主要組み合わせ機械)		
車両系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (搬出) → (積込) → (運搬)		
	チェーンソー ウィンチ付ク゛ラッフ゜ル チェーンソー		
	ハーヘ゛スタ フ゜ロセッサ フォワータ゛ ケ゛ラッフ゜ル トラック		
	ハーヘ゛スタ (トラック)		
架線系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (積込) → (運搬)		
	チェーンソー スィング・ヤータ・ チェーンソー		
	タワーヤータ゛ フ゜ロセッサ ク゛ラッフ゜ル トラック		

※車両系:中傾斜地および急傾斜地の場合に適用

架線系: 急傾斜地および急峻地の場合に適用(高密度路網が整備できない場合)

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組みを推進するとともに、流通・加工コストの低減や供給体制の安定化のために、一体的な木材加工や流通体制の整備や合理化を推進することとし、木材需給情報の提供や仕分け・ロットの取りまとめ、県産材産地証明制度の取組を促進する。また、県産材の県内需要を拡大していくために中小製材工場の連携・協業化による競争力の強化と需要に的確に対応する製品の供給体制の整備を促進するとともに、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品をエンドユーザーが選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。

(6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業および木材産業の成長発展や森林空間の活用による就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進する。また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとする。

青年林業士、指導林家等地域リーダーの育成、森づくり県民講座の開講など林業 後継者の教育指導体制の整備、林業研究グループ等の活動活性化の推進による後継 者グループの育成を図るとともに、林業と木材産業の緊密な連携強化による、生産 から流通まで精通したグループの育成も図るものとする。

琵琶湖の水源を取り巻く森林において、上下流の住民が一体となって森林づくりに参加できるよう、森林整備への県民の主体的な参加の促進や森林づくり団体の活動や「やまのこ事業」を初めとした森林環境学習への支援、企業等の活動による森林づくりを行う「琵琶湖森林づくりパートナー協定」などを推進する。

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全および形成に重要な役割を果たしている森林の、他用途への転用は極力避けるものとする。

また、土石の切り取りや盛土等を行う場合には、気象や地形および地質等の自然 条件、地域における土地利用および森林の現況並びに土地の形質の変更目的および 内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じて、法面の緑化、土留工等の防災施設および貯水池等の設置並びに環境の保全のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。特に、太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性をふまえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。

(2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 森林の施業および土地の形質の変更に当たって、水源涵養、土砂の流出や崩壊防 止上、特に林地の保全に留意すべき森林について、次のとおり定める。

○樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位:面積 ha

						1	平位,面很 116
	区		分	面	積	留意すべき事項	備考
	総		数	76,	6 8 9	水源涵養や山地災害	林小班毎の面積の縦覧
市	大	津	市	18,	4 9 3	防止機能等の森林の有 する公益的機能の維持	場所は、滋賀県琵琶湖環境 部森林政策課、西部・南部 森林整備事務所、甲賀森林
	近江	工八巾	番市_		9 4 5	増進を図るため、大面積皆伐を避け、林地の	整備事務所、中部森林整備事務所とする。
町	草	津	市		1 0 4	形質の変更にあたっては、林地保全に支障を 及ぼさないよう十分に	
+4	守一	<u>山</u>	市			留意する。	
村	<u>栗</u> 甲	東 賀	市	1,	0 7 8		
別	野	洲	市	21,	8 9 8		
	湖	南	市	<u>3,</u>	4 1 6		
内	東	近江	市	19,	0 3 9		
	日	野	町	4,	0 5 1		
訳	竜	王	町	1,	1 1 4		

注:総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林および その搬出方法

該当なし

(4) その他必要な事項 該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P8)に則し、地域における森林に関する自然条件、社会的要請および保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林に指定する必要のある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P10)に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽および本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工等の治山施設の整備を、地域の特性に応じた形で計画的に推進する。また、近年多発する豪雨時に発生する流木対策および台風等による風倒木対策にも留意し取り組むこととする。

治山事業の計画について第6の5(3)「実施すべき治山事業の数量」(P47)のとおり計画する。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めるものとする。

- (4) 特定保安林の整備に関する事項 該当なし
- (5) その他必要な事項 該当なし

- 3 鳥獣害の防止に関する事項
- (1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、鳥獣害防止森林区域の設定、当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次の事項を方針として計画事項を定めるものとする。

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新および造林木の確実な育成を図ることを旨として、 地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に 効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置もしくは維持管理、 幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタ リングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲(ドロップネット、くく りわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器に よる捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する旨を定めることとす る。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとする。

(2) その他必要な事項

近年ニホンジカの生息数の増加および生息域の拡大により、林業被害のみならず下層植生の食害により土砂流出の危険性の増大、森林更新の阻害、生物多様性の低下など大きな影響が出ており、捕獲の推進と併せて森林土壌対策や希少種保護等の森林保全対策を実施する。

また、野生鳥獣との共存に配慮し、生物多様性が保全されるような多様な森林の整備、野生鳥獣と地域住民との棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

さらに市町においては、(1)のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

4 森林病害虫の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見および早期駆除に努めることとする。特に松くい虫による被害については、防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧および抵抗性を有するマツまたは他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

なお、抵抗性を有するマツへの転換にあたっては、気候・土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても、被害監視から防除 実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進すると ともに、関係団体とも連携して里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然 防止や被害跡地の復旧を図ることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向けて滋賀県第1種特定鳥獣保護計画、滋賀県第2種特定鳥獣管理計画や各地域の市町で構成される協議会が作成する被害防止計画とも整合を図りつつ、森林被害のモニタリング等を実施し、その結果を踏まえて、市町、森林組合、森林所有者および関連団体が連携し、加害個体の捕獲と合わせて、防護柵の設置やテープ巻等の防除対策を併用していくことで、効果的に推進する。

また、緩衝帯の整備等を推進するなど野生鳥獣の「生息環境管理」と、前述の「捕獲」、「被害防除」とを合わせた3つの総合的な対策を実施する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林 巡視や山火事警防等を適時実施するとともに、防火線や防火樹林帯等の整備を推進 することとする。

なお、市町村森林整備計画において、森林病害虫の駆除等のために火入れを実施 する場合の留意事項を定めるものとする。

(4) その他必要な事項

風雪害等による折損被害等の防除のため、必要な時期に間伐を行い、手遅れとならないよう適正な形状比の森林を育成する。

また、間伐等の遅れにより形状比が高くなりすぎた森林では、強度の間伐を控えて弱度の間伐を繰り返すこととする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項保健機能森林とは、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業、および広く一般県民の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林を指し、保健機能を高度に発揮させるため、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」第3条第1項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとし、市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、河川、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、県土保全等の機能低下の補完や、風致・景観の維持、裸地化の回避のため、森林の特色を踏まえて、択伐施業、針広混交林化、広葉樹育成施業等の多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、下刈、つる切り、除伐等を適切に行うとともに、利用者が快適に散策等を行えるような適度な林内照度を維持するため、間伐、枝打ち等を積極的に行うものとする。

なお、法令等により施業方法に制限が設けられている場合は、当該法令に定める ところによるとともに、保健機能の増進に十分配慮した施業を行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境や県土の保全および文化財の保護に 配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備 を行うこととする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高を定めるものとする。

※期待平均樹高:その立木が標準伐期齢に達したときに期待されている樹高 (すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高)

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向

等を踏まえて、森林および森林保健施設の適切な管理、防火体制および防火施設の整備並びに利用者の安全確保等に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定や整備に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全および県土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位:材積 1000m3

	区分	総	数		É	三七	犮	間 伐			
		総数	針 葉 樹	広葉樹	総数	針 葉 樹	広 葉 樹	総数	針葉樹	広 葉 樹	
ř	総数	- 1,048	917	<u>53</u>	470	339	<u>53</u>	<u>578</u>	<u>578</u>	0	
	うち前半5年分	<u>455</u>	418	<u>27</u>	<u>200</u>	<u>163</u>	<u>27</u>	<u>255</u>	<u>255</u>	<u>0</u>	

2 間伐面積

単位:面積 ha

区分	間伐面積
総数	12,298
うち前半5年分	5, 425

3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位:面積 ha

区 分	人工造林	天然更新
総数		
	1, 815	483
うち前半5年分	<u>5 0 0</u>	<u>150</u>

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3 利 用 開設 位 置 うち前半 拡張 種 類 (区分) 路線名延長 積 備考 面 積 (市町) 別 樹広 樹 葉 葉 5年分 開 設 自動車道 林業専用道 葛川西部 2, 338 大 津 市 1.0 260, 965 100,811 葛川 東部 1.0 2,092 181,687 106, 222 2. 0 4, 430 計 442,652 207, 033 黒滝・山女原 甲賀市 15, 763 0.8 42 0 (旧土山町) 笹路 · 中谷 0.7 16 2,500 0 0 林業専用道 平 子 東 山 1. 4 46 5,600 1,400 林業専用道 林業専用道 山女原長谷 0.9 18 3,000 0 \bigcirc (旧信楽町) 一 の 谷 995 1.2 42 6, 469 \bigcirc 蔵骨支線 12, 255 367 0.7 85 \bigcirc 林業専用道 7, 181 上畑大谷 0.9 42 773 \bigcirc 林業専用道 畑 東 側 0.7 21 3,624 179 0 林業専用道 林業専用道 黒 谷 北 0.7 28 23, 142 365 市 坎 0.6 25 2,911 715 谷 釜 0.9 33 4,0574620.7 39 下 流 谷 475 4, 485 37 谷 0.6 3,661 493 滝 計 10.8 474 94, 648 6, 224 東近江市 角 井 1.0 65 6, 985 2,994 0 (旧愛東町) 計 1.0 65 6, 985 2, 994 東近江市 (352)(41, 933)(2,669)(旧湖東町) 秦川押立山 0.1 161 19,554655 ツ 又 0.3 15 1,855 139 計 176 21, 409 0.4 79414. 2 5, 145 565, 694 217, 045 計

注:上段()書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全	期)								単位:	: 延長 km	面積 ha	材積 m3
開設			位 置					利	用 区	,,		
拡 張	種 類	(区分)		路	線	名	延 長	面 積	材	積	うち前半	備考
別			(市町)					山 惧	針 葉 樹	広 葉 樹	5年分	
拡 張	自動車道		大 津 市					(2,541)	(322, 547)	(69, 694)		
	(改良)			牧	富	Ш	0.8	761	91, 414	34, 097	0	
				明	王	谷	0.8	1, 231	12, 390	41, 475		
				上国	日上道	纟坂	1.6	151	18, 759	5, 544		
				前		谷	0.1	31	5,600	231	0	
				蔵		野	0.5	93	8,073	2, 283	0	
				鎌	倉	谷	0.5	378	47, 700	24, 565		
				花	折	峠	0.1	101	20, 200	1, 213	0	
				殿		Щ	0.2	30	8, 323	948	0	
				北		出	0.1	72	2, 590	600	0	
				南	ケ	谷	0.1	33	3, 476	1, 128	0	
				石		倉	0.1	38	3, 627	0	0	
				柳		谷	0.1	15	1, 476	76	0	
				真		岩	0.1	35	0	10,000	0	
				大	小	場	0.1	80	6, 075	605	0	
				大	久	保	0.2	55	5, 816	444	0	
					計		5	3, 104	235, 519	123, 209		
			近江八幡市	繖		山	0.4	77	6, 135	768	0	
				長	命	寺	0.1	10	1,692	59	0	
					計		0.5	87. 0	7,827.0	827. 0		
			栗東市	走		井	2.7	125	11,080	1, 270		
				平		谷	1.0	52	2,604	610		
				岩		坪	0.4	30	2, 290	20		
				Ú	行	路	4. 5	213	29, 152	2, 055	0	
				÷	九	道	0.5	31	4, 334	175		
				谷		山	0.2	20	0	1, 350	0	
				金		勝	0.5	146	26, 807	190	0	
				道		Þ	0.1	92	12, 941	179	\circ	
					計		9.8	709	89, 208	5, 849		
			野 洲 市	希]	望ヶ	丘	1.4	61	36	9, 316		
			(旧野洲町)		計		1.4	61	36	9, 316		
			甲賀市	杓		谷	0.8	71	19, 613	0		
			(旧土山町)	白	倉	谷	0.5	1, 227	114, 165	33, 280		
		林業専用道	(旧信楽町)	多新	異尾り	支線	1.0	39	5, 071	1, 315	0	
								(2,541)	(322, 547)	(69, 694)		
				牧	富	Ш	0.1	1,780	231, 133	35, 597	0	

(全期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3

(全	期)						単位 :	: 延長 km	血槓 ha	材積 m3
開設			位置			利	用 区	域		
拡 張	種 類	(区分)		路線名	延 長	面 積	材	積	うち前半	備考
別			(市町)			田 傾	針 葉 樹	広 葉 樹	5年分	
拡 張	自動車道		(旧甲賀町)	神唐戸川	0.1	635	75, 547	6,871	0	
	(改良)			上磯尾	0.1	86	5, 476	1,064	0	1
			(旧甲南町)	下 磯 尾	0. 1	96	6,012	423	0	1
				牧・杉谷	0. 1	631	76, 958	9, 958	0	1
				計	2.8	4, 565	533, 975	88, 508	_	1
			湖南市	三雲支線		20	3, 447	185	0	1
			117	三雲		58	10, 039	66	Ô	1
				大 納 言		160	38, 429	747	0	1
				ジリメキ		27	6, 750	1, 447	0	1
				正福寺		48	4, 217	3, 453	0	1
				西寺		65	5, 976	124	0	†
				阿星支線		43	8,066	859	0	
						229	,			1
			(旧甲西町)	十二峰線計	0.1		15, 597	998 6 991	O	1
		<u> </u>	東近江市	延命	0.8	421	76, 924	6, 881		\vdash
			(旧八日市市)	2 第	0.3	91	10, 853	145		
				上 占 公	0.2	100	15 020	1 047		
			(旧愛東町)	太良谷		193	15, 939	1, 947	0	.
				横根谷		199	4, 353	3, 275		
			((c) Mil de me)	小 倉	0. 1	91	7, 636	865	0	
			(旧湖東町)	# 111 km -t1.	0.4	(352)	(41, 933)	(2, 669)		
			(10) \F + m=\	秦川押立山	0.4	161	19, 554	655	0	
			(旧永源寺町)	## N		(2, 263)	(210, 438)	(94, 573)		
				御池	+	1,864	170, 601	89, 459	0	
				茨 川		1,837	46, 942	107, 931	0	
				和南		142	12, 730	3, 334		
				萱尾蓼畑		102	4, 590	1, 526		
				瀬川		258	14, 889	6, 666	0	
				辺 谷	0.4	140	15, 114	1,680	0	
				甲津畑原		91	13, 163	1, 049	0	
				杠 葉 尾	2. 5	765	41,831	31, 741		
				甲 津 畑	2.0	577	49, 417	28, 819	0	
				堂の後	0. 1	462	19, 226	8, 009	0	
				岩ヶ谷	0.5	1,602	33, 740	47, 621	0	
				計	16. 7	8, 575	480, 578	334, 722		
			日 野 町	杓子ヒミズ谷	1.8	135	13, 404	8, 024		
				水木谷	2.3	229	19, 619	7, 543		
				石 谷	2.0	62	6, 332	515]
				東 山	1.0	81	10,868	1,034		
				三 峯	0.6	234	15, 934	4, 890		1
				北	0.6	140	23, 641	5, 511		1
				奥山		290	46, 122	1, 140		1
				勝手谷		79	12, 392	215		1
				千 本 野		92	13, 250	613		1
				音羽谷		91	12, 648	685		1
				宝殿		141	13, 348	1, 270		1
				南谷		44	4, 384	481		1
				井の谷		42	5, 854	328		1
				計	11. 9	1,660	197, 796	32, 249		1
	合 計		<u> </u>	PI	49. 4	19, 297	1, 629, 662	602, 060		\vdash
<u> </u>	ц п			L	17. 1	10, 401	1,020,002	002,000		

注:上段()書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3

(主	<i>判)</i> T	1	/		1721					4 11	- 単		<u> </u>	面積 ha	材積 m ┃
開設		(F. (\)	位		置	11/7	公 台	H	7.T F	利	用	X		> 2- 24-1/	/++: - 1 -7.
拡張	種類	(区分)	(-	+ -	\	路	線	名	延長	面 積	材	-ldali	積	うち前半	備考
別	占利士学			市町		Hala	, 	111	1.0	000	針 葉	樹		5年分	
拡 張	自動車道		大	津	市	牧	富一	川	1.0	906	29, 4		15, 896	0	1
	(舗装)					明	王	谷	1.0	1, 231	12, 3		41, 475		4
						鎌	倉	谷	1. 5	378	47, 7		24, 565		_
						北		出	3. 0	72	2, 5		600		1
							皆 子		1.0	515	17, 5		25, 907		
						中		村	1.0	389	14, 1		20, 121		1
						大	宮	谷	1.0	231	53, 3	370	320		1
						平	子	谷	1.0	177	39, 1	.66	97		
						大		谷	0.5	37	1, 9	88	628		
						大	小	場	0.3	80	6,0	75	605	0	
							計		11.3	4,016	224, 5	543	130, 214		
			栗	東	市	道		Þ	1.6	92	11, 1	.99	155		
						走		井	5.8	125	11,0	080	1, 270		
						谷		山	0.5	20		0	1, 350		
						岩		坪	0.8	30	2, 2	290	20		1
						岩	坪 支	線	0.3	10	1, 6	592	59		1
							計		9.0	277	26, 2	261	2,854		1
			湖	南	市	ジ	リメ	キ	1. 4	27	6, 7	'50	1, 447	0	
						大	納	言	0.2	160	38, 4	29	747	0	1
						三		雲	0. 2	58	10,0		66	0	1
			(18	甲西甲	丁)		計		1. 4	27	6, 7		1, 447	_	1
			甲	賀	市	上	磯	尾	1. 7	86	5, 4		1, 064	0	1
				甲南甲		下	磯	尾	1. 2	96	6, 0		423	0	1
				土山町		奥	17.74	山	3. 0	637	111, 2		10, 591		1
				甲賀町		河		内	2. 0	113	14, 9		291		1
					• /		ま戸川		0. 1	635	75, 54		6, 871	0	1
						1177	ョノーク		0.1	(2, 541)	(322, 5		(69, 694)		1
			(IH	信楽	т)	牧	• 宣	[][2. 0	1, 780	231, 1		35, 597	0	
			(III	пиж	.1 /		計	1 7 1	7. 9	932	137, 7		12, 369		1
			市	近江	#	茨	рl	JII		1, 837	46, 9		107, 931	0	
				ユ 永源寺			σ		1.1		19, 2				1
			(107	小你寸	т1)	堂宮	の	後谷	3. 0	462 180			8, 009 5, 660		1
			(10	湖東町	ш)	呂	ケ	台	1.0	(352)	2, 6		•		1
				IIII用果「	(1)	基 :	11 +== -	،ا، جا	0.0		(41, 9		(2, 669)		
							川押ュ		0. 2	161	19, 5		655		1
						南	77.5	谷刃	0. 2	24	2, 5		770		1
			 			三	ツ	又	1. 1	85	10, 3		778		1
				m7	m	11	計		6.6	2, 749	101, 3		123, 033		
			日	野	町		- E 3		3. 4	135	13, 4		8, 024		1
						水	木	谷	2. 6	229	19, 6		7, 543		1
						東		谷	2.0	81	10, 8		1, 034		1
						北		畑	2. 5	140	23, 6		5, 511	0	1
						勝	手	谷	1.0	79	12, 3		215		1
						<u> </u>	計		11.5	664	79, 9		22, 327		
	合 計								49.0	9, 982	754, 1	.22	313, 885	1	

	開設	•	拡	張	別		延	長	路線数
全]	F			設			14. 2	18
	拡			改		良		49. 4	71
期	張			舗		装		49.0	35

保安林整備および治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の種類

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位:面積 うち前半 備考 面

	,	, ,	****
		5年分	
総 数 (実面積)	42, 100	<u>658</u>	
水源涵養のための保安林	<u>13, 707</u>	<u>300</u>	
災害防備のための保安林	<u>25, 573</u>	<u>358</u>	
保健・風致の保存等のための保安林	9, 629	<u>120</u>	

- 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林が 注1) あるため、内訳の合計に一致しない。
- 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的を達成 注2) するための保安林である。
- 注3) 災害防備のための保安林とは、森林法第25条第1項第2号~第7号の目的を 達成するための保安林である。
- 保健・風致の保存等のための保安林とは、森林法第25条第1項第8号~第11号 注4) の目的を達成するための保安林である。

② 計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在および面積等

(全期) 単位: 面積 ha 森林の所在 指定また 指定·解除 は解除を 考 種 類 備 面積 必要とす うち前半 別 る理由 市 域 町 区 5年分 指 定 水 源 大 津 市 円 90 <u>688</u> 涵が 養 \mathcal{O} 甲 賀 124 市 <u>951</u> ため 森 林 0 東近江市 <u>661</u> <u>86</u> \mathcal{O} 保 持 安 0 林 公 2,300 300 計 益 的 機 能 <u>101</u> 大 津 市 円 341 を 高 度 甲 賀 市 472 139 に 発 揮 野 洲 市 5 <u>16</u> さ 災 せ 害防 る 湖 南 市 <u>57</u> 17 ため 備 \mathcal{O} 東近江市 328 97 た \Diamond \mathcal{O} 保 計 <u>1, 213</u> 358 安林 津 円 大 市 1 1 解 除 湖 南 市 1 1 転 栗 東 用 市 1 1 等 竜 王 町 1 1 甲 賀 市 2 2 計 6 6

森林の所在 指定また 指定 解除 は解除を必要とす 考 種 類 面積 うち前半 別 る理由 市 町 区 域

単位:面積

ha

(全

期)

5年分 定 指 森 林 円 32 大 津 市 <u>60</u> \mathcal{O} 持 保 0 健 近江八幡市 3 公 益 風 的 栗 東 市 5 致 3 機 \mathcal{O} 能 保 甲 を 賀 市 <u>82</u> 45 存 高 等 度 \mathcal{O} 野 洲 市 3 1 に た 発 8 揮 \mathcal{O} 湖 南 市 5 10 さ 保 せ 安 る 林 東近江市 <u>57</u> 31 た \Diamond 120 計 <u>220</u> 転 大 津 円 市 1 1 用 解 除 等 計 1 1

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位:面積 ha (全 期)

(王 /州)		指定	ど施業要件の整	備区分	
種類	伐採方法の	皆伐面積の	択伐率の	間伐率の	植栽の
	変更面積	変更面積	変更面積	変更面積	変更面積
水 源 施 養	968	968	9, 684	9, 684	9, 684
災害防備	1, 715	1, 715	17, 149	17, 149	17, 149
保健・風致の 保存等	649	649	6, 489	6, 489	6, 489

注1):択伐率の変更は、森林の立木材積率を30%から40%に変更するものである。 注2):間伐率の変更は、森林の立木材積率を20%から35%に変更するものである。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等 該当なし

(3)実施すべき治山事業の数量

治山事業の数量 (一部旧市町村名で表示)

	森	7	林		の		所	<u></u>	£	治山事業		
]	<u>ヌ</u>		域		施行	うち前半	主な工種
市	町	村	代	表	的	地	名	;	林班	地区数	5年分	
大	津	市					計	l.		48	35	
	旧大	津 市								40	28	
	旧志	賀町								8	7	
栗	東	市					計			11	11	
野	洲	市					計			4	2	
	旧野	洲町								4	2	
湖	南	市					計			15	12	
	旧石	部町								2	2	
	旧甲	西 町								13	10	
甲	賀	市					計			66	55	
	旧水	口町								10	6	
	旧土	山町								17	15	
	旧甲	賀 町								10	10	
	旧甲	南町								3	2	
	旧信	楽 町								26	22	
近	江 八	幡市					計			16	16	
IE	近江ノ	【幡市								9	9	
		土 町								7	7	
東	近	工市工					計			33	20	
	旧八月	市市								2	2	
	旧永源	[寺町								21	11	
	旧五個	固荘町								0	0	
	旧能看									1	1	
	旧愛									4	2	
		東町								5	4	
月	野	町					計			12	7	
竜	王	町					計			1	1	
湖	南	地域	森	林	計	画	区	合	計	206	159	

森	林の所	 在	治山事業		
	区	 域	施行	うち前半	主な工種
市町村	代表的地名	林班	地区数	5年分	
旧大津市	仰 木 町	2,3,7,8,9	1	0	渓間工 森林整備等
<u></u>	伊 香 立 南 庄 町	20,21,22	<u>1</u>	0	渓間工 山腹工 森林整備等
旧大津市	伊香立生津町	24,25,27	1	0	
旧大津市	伊香立北在地町	30	1		渓間工 森林整備等
旧大津市	伊香立途中町	34,35,38,39,40	1	0	· 漢間工
旧大津市	伊香立上龍華町	41,42,43	1	0	渓間工 森林整備等
旧大津市	葛川坂下町	59	1		渓間工 森林整備等
旧大津市	葛川坂下町	60	1		渓間工 森林整備等
旧大津市	葛 川 坂 下 町	66,67	1		渓間工 山腹工 森林整備等
旧大津市	葛川貫井町	112,113,114	1	0	渓間工 森林整備等
旧大津市	葛川木戸口町	72,73	1		渓間工 森林整備等
旧大津市	葛川中村町	75,79,80,81,82	1	0	· 漢間工
旧大津市	葛川坊村町	83	1	0	· 漢間工
旧大津市	葛川坊村町	95	1	0	· 漢間工
旧大津市	葛川坊村町	82,96	1	0	渓間工 森林整備等
旧大津市	葛川坊村町	98,99	1	0	渓間工 森林整備等
旧大津市	葛川町居町	100	1		渓間工 山腹工
旧大津市	葛川梅ノ木町	105,106	1		渓間工 森林整備等
<u> </u>	坂 本 本 町	119,120	<u>1</u>	0	送間工 山腹工 森林整備等 ※
旧大津市	滋賀里1丁目	136	1	0	※
<u></u>	滋賀里1丁且	137,138	<u>1</u>	<u>O</u>	渓間工 山腹工 森林整備等
<u> </u>	南遊賀町	146	<u>1</u>	0	<u> </u>
<u> </u>	山 上 町	<u>151</u>	<u>1</u>	0	山腹工 森林整備等
旧大津市	園 城 寺 町	153	1	0	溪間工
旧大津市	藤尾奥町	154,155	1	0	渓間工
旧大津市	膳 所 上 別 保 町	159	1	0	山腹工
旧大津市	北大路3丁目	160	1	0	山腹工
旧大津市	国分2丁目	161	1	0	溪間工
旧大津市	石山寺辺町	163,164,166	1	0	渓間工 山腹工
旧大津市	石山南郷町	168,169,171	1	0	渓間工 山腹工
<u>旧大津市</u>	五 山 外 畑 町	172,173,174	<u>1</u>	0	渓間工 山腹工
旧大津市	石山内畑町	176,177	1	0	※
旧大津市	田上森町	189,195,196	1		渓間工 森林整備等
旧大津市	大石富川町	228,229,230	1		渓間工 森林整備等
旧大津市	大 石 東 町	242	_		
旧大津市	大 石 中 町	243	1	0	 渓間工 森林整備等
旧大津市	大石龍門町	245~248			
旧大津市	大石龍門町	251	1	0	山腹工
旧大津市	大石小田原町	258,262	1		渓間工 山腹工
旧大津市	大石 淀 町	255,256	1		渓間工 山腹工
旧大津市	大石曽東町	264~271	1	0	渓間工 山腹工
旧大津市	大鳥居町	314	1		森林整備等
旧志賀町	北水松	6	1	0	山腹工
旧志賀町	南水松	14,15,16,17,18	1	0	渓間工 山腹工
旧志賀町	北比良	25,29,30,43,44	1	0	溪間工 山腹工
旧志賀町	南比良	49,50	1	0	渓間工 山腹工
旧志賀町	大物	51,52	1	0	溪間工 四版工 渓間工
旧志賀町	木 戸	68,69	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
旧志賀町	和邇北浜	91	1	0	深間工 山腹工 林 怀登備等
<u>旧志賀町</u>	八 屋 戸	73,74		0	
栗東市	荒	17,18,19	1 1	0	疾則工 山腹工 淋外整備等 渓間工 森林整備等
					送間工 森林整備等 渓間工 森林整備等
栗 東 市	荒 張	15,16	1	0	大川上 林外登佣寺

1111	# *** ***		林	ال المالية	もで表示) 所	在	—————————————————————————————————————		
	.,,,		1		<u> </u>	域	施行	うち前半	主な工種
市	町	村	代	表 的	 地 名	林班	地区数	5年分	
栗	東	市	御		園	6	1	0	山腹工
栗	東	市	東		坂	6	1	0	山腹工
栗	東	市	東		坂	7	1	0	溪間工
栗	東	市	六	地	蔵	28	1	0	山腹工
栗	東	市	下	戸	Щ	23	1	0	山腹工
栗	東	市	下		<u></u> 山	24	1	0	山腹工
栗	東	市	安	養	寺	25	1	0	渓間工 山腹工
栗	東	市	Ш		 辺	24	1	0	山腹工
栗	東	市	観		寺	8	1	0	渓間工 森林整備等
215	旧野		小	<u>H</u>		8,11	1	<u> </u>	森林整備等
	旧野		7.3	 辻	7,2	7	1		森林整備等
	旧野		大	 篠		11	1	0	山腹工
	旧野		入入	1198	町	13	1	0	山腹工
			+ -						
	旧石		東		•	12,13,14,15	1	0	渓間工 森林整備等
	旧石		石	1 H	部	7,8,9	1	0	渓間工 山腹工
	旧甲		菩	提		4	1	0	渓間工 山腹工 本共軟件が
	旧甲		菩	提		5	1	0	森林整備等
	旧甲		菩	提	<u></u>	9	1	0	森林整備等 山腹工
	旧甲		菩一	提	寺	11	1		森林整備等
	旧甲		正	福	寺	18,19,20	1	_	森林整備等
	旧甲			針		60,61	1	0	渓間工 森林整備等
	旧甲	西町	平		松	61,62	1	0	渓間工、山腹工、森林整備等
	<u></u> 里里	西 町	夏		<u>見</u>	<u>55,56,57,58</u>	<u>1</u>	<u>O</u>	<u>渓間工、山腹工</u>
	旧甲	西町	三		雲	38	1		渓間工 山腹工
	坦里	西 町	三		雲	39,40,41,42,43,44	<u>1</u>	<u>O</u>	<u>渓間工、山腹工、森林整備等</u>
	旧甲	西町	三		雲	45,46,47,48,49	1	0	渓間工 森林整備等
	旧甲	西町	三		雲	50,51	1	0	森林整備等
	坦里	西 町	三		雲	<u>52,53,54</u>	<u>1</u>	<u>O</u>	<u> 渓間工、山腹工、森林整備等</u>
	旧水	口町	下		Щ	18	1	\circ	森林整備等
	旧水	口町	牛		飼 4	15,46,47,48,78,49,50) 1	0	渓間工 、山腹工、森林整備等
	旧水	口町	牛		飼	52	1	0	渓間工 森林整備等
	旧水	口町	三	大	寺	53	1		渓間工 森林整備等
	旧水	口町	三	大	寺	54	1		渓間工 森林整備等
	旧水	口町	Ξ	大	寺	55	1		渓間工 森林整備等
	旧水	口町	三	大	寺	56	1		森林整備等
	旧水	口町	高		Щ	57,58,59	1	0	渓間工、山腹工
	旧水		岩		坂	60	1	0	渓間工、山腹工
	旧水		Щ		上	43,44	1	0	渓間工、山腹工
	旧土		頓		宮	5	1	0	森林整備等
	<u></u> 且土		黒		<u> </u>	47	<u>1</u>	0	山腹工
	旧土		黒			50,51,52,53,54	1	0	渓間工 森林整備等
	<u></u> 但 土		黒			60~66	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	<u> </u>		<u></u> 加	女		79~82	<u>=</u> 1	0	溪間工 森林整備等
	旧土		笹	<u>^</u>	 路	85,86	1		森林整備等
	<u> </u>		大	河	<u></u> 原	109~130	1	0	<u>溪間工 山腹工 森林整備等</u>
	<u> </u>		大	<u>1円</u> 河	<u>-</u> 原	131~156	<u>+</u> 1	0	深間工 山腹工 森林整備等
	旧土		瀬	1")	 音	11~17	1	0	溪間工 五版工 林 杯整備等
	旧土		青		土	19		0	
							1		
	旧土		鮎		河	159~164	1	0	渓間工 森林整備等
	旧土		鮎		河	165	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧土		鮎		河	166	1	0	渓間工 森林整備等
	旧土		鮎		河	167	1	0	森林整備等
	旧土	川町	鮎		河	168,169	1	0	渓間工 森林整備等

	□事業の数量 森	林	<u>の</u>	所	在	治山事業		
	<u> </u>		区		 域	施行	うち前半	主な工種
市	町 村	代	表的	地名	林班	地区数	5年分	
	旧土山町	鮎		河	170	1		森林整備等
	旧土山町	鮎		河	171	1	0	渓間工 森林整備等
	旧甲賀町		神		29,35	1	0	渓間工 森林整備等
	旧甲賀町		神		31,38	1	0	山腹工 森林整備等
	旧甲賀町	檪		野	40,42,43	1	0	渓間工、森林整備等
	旧甲賀町	檪		野	35~44	1	0	渓間工、森林整備等
	旧甲賀町	檪		野	45,46	1	0	森林整備等
	旧甲賀町	油		日	55	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧甲賀町	油		月	56,57	1	0	渓間工 森林整備等
	旧甲賀町	油		日	60	1	0	渓間工
	旧甲賀町	油		日	61	1	0	渓間工 森林整備等
	旧甲賀町	油		日	63	1	0	森林整備等
	<u> </u>	塩		野	38,43,44,46,47,45	<u>1</u>	<u>O</u>	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧甲南町	磯		尾	25	1		森林整備等
	旧甲南町	杉		谷	24,25,31~35	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧信楽町	宮		町	101 ~109	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等
	旧信楽町	黄		瀬	94,95,96,100	1	0	渓間工 森林整備等
	旧信楽町	勅		旨	65,68	1	0	渓間工事 森林整備等
	旧信楽町	長		野	1	1	0	渓間工 森林整備等
	旧信楽町	長		野	61	1	0	森林整備等
	旧信楽町	長		野	62,63	1	0	渓間工 山腹工
	旧信楽町		西西		131	1	0	森林整備等
	旧信楽町	柞		原	129,130	1	0	森林整備等
	旧信楽町	中		野	124,125,126	1	0	漢間工,森林整備等
	旧信楽町	神			57,58,59	1	0	渓間工 森林整備等
	旧信楽町	黄		瀬	87	1		渓間工 森林整備等
	旧信楽町	黄		瀬	100,101,102	1	0	森林整備等
	<u>旧信楽町</u>		<u>牧</u>		76,81,82	<u>1</u>	<u>O</u>	渓間工 森林整備等
	旧信楽町		<u></u> 牧		<u>78</u>	<u> </u>	0	山腹工
	旧信楽町		畑		4	1		森林整備等
	旧信楽町		畑		30	1	0	森林整備等
	旧信楽町	小		Л	114,115,116	1	0	渓間工 森林整備等
	旧信楽町	上	朝	宮	140	1	0	森林整備等
	旧信楽町	多	羅	尾	156	1	0	森林整備等
	旧信楽町	多	羅	尾	157	1		森林整備等
	旧信楽町	多	羅	尾	158	1	0	渓間工 森林整備等
	旧信楽町	多	羅	尾	159	1	0	森林整備等
	旧信楽町	多	羅	尾	160	1	0	森林整備等
	旧信楽町	多	羅	尾	161	1	0	渓間工 森林整備等
	旧信楽町	多	羅	尾	164,165	1	0	渓間工 森林整備等
	旧信楽町	多	羅	尾	183	1		渓間工 森林整備等
[E	近江八幡市	北	之 庄	三町	11	1	0	渓間工
[F	近江八幡市	南	建 旦	町	9,10	<u>1</u>	<u>O</u>	<u>山腹工</u>
[E	近江八幡市	浄	土 寺	f 町	2	1	0	山腹工 森林整備等
[E	近江八幡市	新	巻	町	1	1	0	森林整備等
IE	近江八幡市	倉	橋 竒	13 町	2	1	0	森林整備等
[E	近江八幡市	白	王	町	14	1	0	山腹工
I	近江八幡市	島		町	14,15	1	0	山腹工
I	近江八幡市	北	津田	町	16	1	0	山腹工
[E	近江八幡市	円	Щ	町	12	1	0	山腹工
	旧安土町	上	豊	浦	4	1	0	山腹工 森林整備等
	旧安土町	上		出	6	1	0	山腹工 森林整備等

144	森	林	旧市町村名で	所	在	 治山事業				
		T	区		域	施行	うち前半	主な工種		
市	町 村	代	表 的 地	名	林班	地区数	5年分			
_	旧安土町	五		寺	<u>7</u>	<u>1</u>	<u>O</u>	渓間工 山腹工 森林整備等		
	旧安土町	下	豊	浦	2	1	0	山腹工		
	旧安土町	東	老	蘇	3	1	0	山腹工		
	旧安土町	桑	実	寺	3	1	0	山腹工 流路工		
	旧安土町	石		寺	2	1	0	山腹工		
	旧八日市市	小		脇	19	1	0	山腹工		
	旧八日市市	尻	無	町	10	1	0	山腹工		
	日永源寺町	君	ケ	畑	49, 54, 58,64	1	0	渓間工		
[日永源寺町	君	ケ	畑	68,70	1		渓間工		
	日永源寺町	君	ケ	畑	65	1		渓間工 森林整備等		
	日永源寺町	高		野	10	1		渓間工 森林整備等		
	日永源寺町	高		野	7,9	1		渓間工		
1	日永源寺町	高		野	11	1		渓間工 森林整備等		
	日永源寺町	高		野	12	1	0	渓間工		
I	日永源寺町	茨		Ш	91,92,93,94, 101,102,103,104, 105,106,110, 111,112,113	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等		
	日永源寺町	杠	葉	尾	140	1		渓間工 森林整備等		
	日永源寺町	杠	葉	尾	161,162	1	0	渓間工		
	日永源寺町	和		南	204	1		森林整備等		
	日永源寺町	和		南	205	1	0	森林整備等、山腹工		
[日永源寺町	甲	津	畑	245,246	1	0	渓間工		
	日永源寺町	黄	和	田	125,128	1	0	渓間工		
	日永源寺町	黄	和	田	127,128	1		渓間工 森林整備等		
[日永源寺町	黄	和	田	135	1	0	渓間工		
[日永源寺町	政		所	116	1		森林整備等		
[日永源寺町	政		所	117	1		森林整備等		
[日永源寺町	政		所	118	1	0	渓間工 森林整備等		
]	日永源寺町	政		所	119	1	0	渓間工 森林整備等		
	日永源寺町	政		所	120	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等		
[日能登川町	北	須	田	4	1	0	森林整備等		
	旧愛東町	百	済	寺	15	1		森林整備等		
	旧愛東町	百	済	寺	16	1		森林整備等		
	旧愛東町	百	済	寺	30,32,33,34,35,39	1	0	森林整備等		
	旧愛東町	_		尾	9,10	1	0	山腹工		
	旧湖東町	平		柳	6	1		森林整備等		
	旧湖東町	平		柳	7	1	0	渓間工 山腹工 森林整備等		
	<u>旧湖東町</u>	_		柳	<u>12</u>	1	<u>O</u>	<u> </u>		
	旧湖東町	下一		色	9,10	1	0	渓間工 森林整備等		
	旧湖東町	下		色	12, 13	1	0	渓間工 森林整備等		
日	野町		原		23	1		渓間工		
日	野 町		原		24	1		渓間工		
<u> </u>	<u>野</u> <u>町</u>		<u>原</u>	p-1	<u>25,26</u>	1	<u>O</u>	<u>渓間工 山腹工</u>		
日	野町	小	nn	野	33	1	0	渓間工 森林整備等		
日	野町	西	明	寺	47	1	0	森林整備等		
<u>月</u>	野町	鎌		掛	86,87	1		森林整備等		
<u>且</u>	<u>野</u> <u>町</u>	<u>鎌</u>		<u>掛</u>	<u>89,90</u>	1	<u>O</u>	<u>森林整備等</u>		
日	野町	蔵		王	59	1		森林整備等		
<u>H</u>	<u>野</u> <u>町</u>	蔵		王	60,71	1	<u>O</u>	<u>溪間工 森林整備等</u>		
日	野町	平		子	67,68	1		渓間工 森林整備等		
月	野町	北		畑	55,56	1	0	渓間工 森林整備等		
日	野町	熊	٨٠٠	野	65	1	0	渓間工 山腹工		
<u>竜</u>	王 町		<u>鏡</u>		<u>25,26</u>	<u>1</u>	<u>O</u>	<u> 渓間工 山腹工</u>		

6 要整備森林の所在および面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法および時期

単位:面積 h

			要整	備森林								実施す	べき施業	の方法よ	よび時期	明等						<u></u> 早似:[山行 11
***	m		所名				造	林			保					伐採			その	の他		その他	/±= →z.
特定保安林	市町	番号	位置	林小班班	面積	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	その他 必要な 事項	備考
該当なし																							

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

								単位:面積	hа
					施	業	方	法	
	,	分		伐	採方	法			
				伐採種を 定めない	択 伐	禁 伐	そ	の他	
_	大	津	市	<u>9, 551</u>	<u>5, 417</u>	517			
市	近	江八帽	11 市	233	751	16			
	草	津	市	54	<u>8</u>	_			
町	守	Щ	市	_	5	_			
	栗	東	市	1, 350	72	9			
別	甲	賀	市	12, 915	3, 977	243	各法令の定め	りるところによる。	5
	野	洲	市	474	407	_			
内	湖	南	市	2, 489	552	2			
	東	近江	市	9, 137	2, 724	1,535			
訳	日	野	町	1, 144	1,098	101			
	竜	王	町	799	171	_			
Š	総	数		<u>38, 146</u>	<u>15, 182</u>	2, 422			

総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。 制限林の種類別、林小班別の面積の閲覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、

西部・南部森林整備事務所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事務所とする。制限林のうち、国定公園普通地区および県立自然公園普通地域は除いている。

2 その他必要な事項

該当なし

別表 1 標準的な植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ	密仕立て中仕立て	4,500本/ha 3,500本/ha
ヒノキ	疎 仕 立 て 密 仕 立 て 中 仕 立 て	2,500本/ha 4,500本/ha 3,500本/ha
広葉樹	疎 仕 立 て	2,500本/ha 1,000本/ha ~

別表 2 間伐の標準的な方法

			間	伐	時	期	(年)	ı	
樹	種	施業体系	初回	2 回	3 旦 旦	4 回 目	5 回 国	6 旦 皿	間伐の方法
ス	ギ	植栽本数3,500本/ha 程度の場合	1 5	2 0	3 0	4 0	6 0	7 0	間伐率(本数率)はお おむね20%から30% とするが、林分密度管 理図や既往の間伐方
۲,	ノキ	植栽本数3,500本/ha 程度の場合	2 5	3 0	4 0	5 5	7 0	8 0	法を参考に間伐率、間 伐木の選定方法等を 定めるものとする。 (材積率で35%以下)

別表 3 間伐の低コスト施業の一例

			間	伐	時	期	(年)		
樹	種	施業体系	初回	2 回 目	3 回 目	4 回 皿	田田の	6 回 目	間伐の方法
ス	ギ	植栽本数2,500本/ha 程度の場合	2 0	3 5	6 0				間伐率(本数率)は30 %以上の強度間伐と するが、林分密度管理 図や既往の間伐方法
ヒノ	ノキ	植栽本数2,500本/ha 程度の場合	3 0	4 0	5 5	7 5			を参考に間伐率、間伐 木の選定方法等を定 めるものとする。 (材積率で35%以下)

(1) 複層林施業を推進すべき森林

① 人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林

(山地災害防止機能 /土壤保全機能) 次の条件のいずれかに該当する森林

(ア) 地形

- a 傾斜が急な箇所であること。
- b 傾斜の著しい変異点を持っている箇所であること。
- c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下す る部分を持っている箇所であること。

(イ) 地質

- a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
- b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
- c 破砕帯又は断層線上にある箇所であること。
- d 流れ盤となっている箇所であること。

(ウ) 土壌等

- a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。
- b 土層内に異常な帯水層がある箇所であること。
- c 石礫地から成っている箇所であること。
- d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。

② 生活環境の保全および形成 のため伐採の方法を定める必 要がある森林

(快適環境形成機能)

次のいずれかに該当する森林

- (ア)都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心と した安定した林相をなしている森林。
- (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森 林。
- (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林。

③ 自然環境の保全および形成 並びに保健・教育・文化的利 用のため伐採の方法を定める 必要がある森林

(保健・レクリエーション機能 /文化機能/生物多様性保全機 能) 次のいずれかに該当する森林

- (ア)湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美 を構成する森林。
- (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望 点から望見されるもの。
- (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林。
- (エ) 希少な生物の保護のため必要な森林(択伐を行う場合に限る)。

(2) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

水質の保全又は水量の安定 的確保のため伐採の方法を定 める必要がある森林

(水源涵養機能)

次の条件のいずれかに該当する森林

- (ア) 地形について
 - a 標高の高い地域
 - b 傾斜が急峻な地域
 - c 谷密度の大きい地域
 - d 起伏量の大きい地域
 - e 渓床又は河川勾配の急な地域
 - f 掌状型集水区域
- (イ) 気象について
 - a 年平均又は季節的降水量の多い地域
 - b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
- (ウ) その他

大面積の伐採が行われがちな地域

(附)参考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町別土地面積および森林面積

単位 : 面積 ha 率 %

	区	分		区域面積		萪	Ř	林		面	利	責		森林率
)J		1	総	数	2	国	有	林	民	有	林	②/①×100
	総	数		200, 089		96,	163		7,	118		89,	045	48
	大	津	市	46, 451		24,	991		2,	984		22,	007	54
市	近江	工八帽	番市	17, 745		1,	927			682		1,	245	11
	草	津	市	6, 782			209			-			209	3
町	守	Щ	市	5, 574			22			-			22	0
	栗	東	市	5, 269		2,	321			444		1,	877	44
別	甲	賀	市	48, 162		32,	418		1,	990		30,	428	67
	野	洲	市	8,014		1,	229			215		1,	014	15
内	湖	南	市	7, 040		3,	645			-		3,	645	52
⇒ n	東	近 江	市	38, 837		21,	820			680		21,	140	56
訳	日	野	町	11, 760		6,	100			-		6,	100	52
	竜	王	町	4, 455		1,	480			124		1,	357	33

注: 区域面積は令和2年7月1日時点全国都道府県市町村別面積調(国土地理院)による。 国有林面積は国有林の地域別の森林計画書(湖南森林計画区)による。 総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

(2) 地 況

ア気候

観測地	気 最 高	温 ((℃) 年平均	年 間 降水量 (mm)	最 深 積雪量 (cm)	主 風 の 方 向	備考
南東大信土	36. 1 36. 5 36. 4 34. 0 35. 1	-3. 4 -7. 0 -3. 4 -7. 1 -5. 7	15. 3 15. 1 15. 8 13. 3 14. 4	2,083 1,494 1,816 1,836 1,512		WNW WNW W E	

注:令和3年度滋賀県気象年報(彦根地方気象台)

イ 地 勢

当計画地は滋賀県南部に位置し、東部北部は多賀町、愛荘町、彦根市と接し、東部から南部にかけては鈴鹿山脈、中南部丘陵地帯を境に三重県西部と接している。また、南部から西部にかけては京都府南部と接し、西部北部については高島市と接している。

この地域は東部山岳地帯、中南部丘陵地帯および西部山岳地帯に大別される。

東部山岳地帯は鈴鹿山脈の中心をなし、鈴ヶ岳(1,130m)、御池岳(1,247m)、竜ヶ岳(1,100m)、御在所山(1,212m)、雨乞岳(1,238m)、綿向山(1,110m)、鎌ヶ岳(1,161m)等の1,000mを越す高峰が立ち並び、30°内外の急峻な傾斜の山岳地帯を形成しており、愛知川、日野川、野洲川等の主要河川の源となっている。

これら河川は流下に伴い、中小河川を合流し、下流に肥沃な平野地帯を形成し琵琶湖に注いでいる。

中南部丘陵地帯は、甲賀市を中心に比較的緩やかな斜面で野洲川、大戸川等の流域を形成している。

西部山岳地帯は、武奈ヶ岳(1,214m)を主峰とする比良山系の主要部分を擁し、 皆子山、大尾山、大比叡(比叡山)、如意が岳、千頭岳へと南北に連なる尾根にて 京都府と接している。

比良山系と京都府境の尾根で挟まれている大津市葛川地区は安曇川上流域に属し、大津市西部は和邇川、真野川等小流域の河川が湖岸に接する連山から直接東下 し琵琶湖に注いでおり、ともに急峻な地帯をなしている。

ウ 地質、土壌等

古生層は鈴鹿山脈山麓部の愛知川、日野川、野洲川上流域一帯、瀬田川西部、南部および安曇川上流域に広く分布しており、土壌は主としてBD型土壌(適潤性褐色森林土)で土質は良好で地味は肥沃である。

洪積層は日野川、野洲川中流域、和邇川、真野川流域に広く分布し土壌はおおむねBD-d型土壌であり、土質は良好であるが地味はやや肥沃度に乏しい。

洪積層は平地部、湖岸周辺に分布し、BD型土壌、BE型土壌(弱湿性褐色森林土)であり土壌深度は深く、肥沃度に富む土壌である。

花崗岩は鈴鹿山脈の山稜地帯、野洲川中流域、大戸川流域および比良山系東側斜面に分布しており、土壌はBB型土壌(乾性褐色森林土)、BC型土壌(弱乾性褐色森林土)であり、土壌深度は浅く、肥沃度に乏しい土壌となっている。

(3) 土地利用の現況

単位 : 面積 1,000ha 農 地 そ \mathcal{O} 他 X 分 総 数 森 林 うち畑 総 数 うち田 総 数うち宅地 数 3 47 総 177 96 34 31 16 大 津 市 37 25 3 3 0 9 4 近江八幡市 10 2 5 4 0 1 3 2 0 0 津 市 4 1 1 草 市 3 2 守 Щ 市 4 0 0 1 1 町 5 2 0 2 栗 東 市 1 1 1 別 6 5 2 賀 市 48 32 1 10 野 洲 市 6 1 2 2 0 2 1 内 3 湖 南 市 1 0 1 4 1 訳 東近江市 9 39 22 8 1 8 2 野 町 12 3 2 0 3 日 6 1 王 町 0 0 1

注: 令和2年度滋賀県統計書による。

総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

土地利用面積には琵琶湖部分は含まない。

(4) 産業別生産額

単位:億円

区分	総生産額		第12	第2次産業	第3次産業		
	心工生領	総額	農業	林業	水産業	分乙	第3 仏性来
県 合 計	69, 226	383	367	8	7	33, 259	35, 543

注:滋賀県民経済計算年報(令和元年度)による。

(5) 産業別就業者数 単位:人

			日亥	. 総 数		第12	欠産業		第 0 	第3次産業	
区		分		応 奴	計	農業	林業	水産業	第△	(
総		数	ζ	476, 062	10, 830	10, 334	263	233	152, 644	312, 588	
	大	津	市	145, 832	1, 601	1, 435	91	75	32, 908	111, 323	
市	近江	工八帧	番市	38, 238	1, 331	1, 227	6	98	13, 168	23, 739	
113	草	津	市	59, 799	827	808	7	12	18, 183	40, 789	
町	守	Щ	市	38, 411	834	812	5	17	12, 431	25, 146	
	栗	東	市	32, 203	492	479	10	3	10, 570	21, 141	
另门	甲	賀	市	41,838	1, 550	1, 469	77	4	16, 495	23, 793	
	野	洲	市	23, 673	759	746	1	12	8, 579	14, 335	
内	湖	南	市	26, 154	364	356	7	1	11, 312	14, 478	
≓ ⊓	東	近 江	市	53, 421	2, 134	2, 087	38	9	21, 979	29, 308	
訳	日	野	町	10, 003	531	509	21	1	4, 229	5, 243	
	竜	王	町	6, 490	407	406	0	1	2, 790	3, 293	

注:令和2年国勢調査による。

2 森林の現況

(1)齢級別森林資源表

				採外貿易	総数			1齢級			2齢級			3齢級	
	区	分		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
	総	数		89,044.31	16,460,537	106,030	51.83	0	0	93.03	277	12	118.95	2,664	393
		1111	+	85,808.80	16,460,537	106,030	51.83	0	0	93.03	277	12	118.95	2,664	393
	総数	金	+	60,366.61	13,707,286	93,657	40.16	0	0	70.86	251	12	95.72	2,414	362
	奺	Д		25,442.19	2,753,251	12,373	11.67	0	0	22.17	26	0	23.23	250	31
			計	37,873.50	9,393,007	86,005	51.14	0	0	93.03	277	12	114.35	2,550	380
		総数	針	37,486.73	9,373,849	85,559	40.16	0	0	70.86	251	12	92.39	2,310	349
		奴	広	386.77	19,158	446	10.98	0	0	22.17	26	0	21.96	240	31
	人	育	計	36,883.05	9,278,631	82,306	37.56	0	0	50.62	185	12	90.46	2,188	330
	エ	成単層	針	36,643.04	9,264,982	82,057	29.76	0	0	39.15	171	12	77.34	2,038	311
	林	林	広	240.01	13,649	249	7.80	0	0	11.47	14	0	13.12	150	19
		育	計	990.45	114,376	3,699	13.58	0	0	42.41	92	0	23.89	362	50
		成複層	針	843.69	108,867	3,502	10.40	0	0	31.71	80	0	15.05	272	38
立立		林	広	146.76	5,509	197	3.18	0	0	10.70	12	0	8.84	90	12
木地			計	412.82	66,371	210	0.00	0	0	0.00	0	0	0.91	13	1
		総数	針	270.56	52,659	103	0.00	0	0	0.00	0	0	0.29	9	1
		奴	広	142.26	13,712	107	0.00	0	0	0.00	0	0	0.62	4	(
	天	育	計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	(
	然	成単層	針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	(
	林	林	広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	(
		育	計	412.82	66,371	210	0.00	0	0	0.00	0	0	0.91	13	1
		成複層	針	270.56	52,659	103	0.00	0	0	0.00	0	0	0.29	9	1
		林	広	142.26	13,712	107	0.00	0	0	0.00	0	0	0.62	4	(
	天	111D	+	47,522.48	7,001,159	19,815	0.69	0	0	0.00	0	0	3.69	101	12
	然生	金	+	22,609.32	4,280,778	7,995	0.00	0	0	0.00	0	0	3.04	95	12
	林	Д		24,913.16	2,720,381	11,820	0.69	0	0	0.00	0	0	0.65	6	(
	竹	林		773.76	155,250	0			_						
		跡地		0.63	0	0									
		木地		1,451.51	0	0									
更.	78/11/2	日難 均	ഥ	1,009.61	0	0									

注:令和4年度調査による

(単位)面積:ha、材積:立木はm3、立竹は東、成長量:m3

	4齢級			5齢級		(-12	6齢級	11 12	7齢級			
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
317.03	15,214	1,572	669.80	55,201	3,905	818.40	91,087	5,035	1,399.90	198,213	7,053	
317.03	15,214	1,572	669.80	55,201	3,905	818.40	91,087	5,035	1,399.90	198,213	7,053	
294.14	14,707	1,544	592.60	52,893	3,789	772.96	89,128	4,964	1,195.08	187,741	6,757	
22.89	507	28	77.20	2,308	116	45.44	1,959	71	204.82	10,472	296	
314.54	15,039	1,557	660.16	54,676	3,877	808.48	90,495	5,006	1,265.45	190,875	6,855	
292.31	14,546	1,529	589.42	52,569	3,770	769.01	88,779	4,940	1,191.72	187,092	6,737	
22.23	493	28	70.74	2,107	107	39.47	1,716	66	73.73	3,783	118	
210.11	10,758	1,119	418.93	37,309	2,659	658.71	75,782	4,138	1,110.11	173,339	6,183	
201.70	10,566	1,110	394.45	36,534	2,618	627.77	74,418	4,084	1,083.20	172,104	6,150	
8.41	192	9	24.48	775	41	30.94	1,364	54	26.91	1,235	33	
104.43	4,281	438	241.23	17,367	1,218	149.77	14,713	868	155.34	17,536	672	
90.61	3,980	419	194.97	16,035	1,152	141.24	14,361	856	108.52	14,988	587	
13.82	301	19	46.26	1,332	66	8.53	352	12	46.82	2,548	85	
0.45	32	3	4.42	224	13	1.49	76	3	0.64	202	4	
0.45	32	3	1.75	149	9	0.28	20	1	0.64	202	4	
0.00	0	0	2.67	75	4	1.21	56	2	0.00	0	0	
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
0.45	32	3	4.42	224	13	1.49	76	3	0.64	202	4	
0.45	32	3	1.75	149	9	0.28	20	1	0.64	202	4	
0.00	0	0	2.67	75	4	1.21	56	2	0.00	0	0	
2.04	143	12	5.22	301	15	8.43	516	26	133.81	7,136	194	
1.38	129	12	1.43	175	10	3.67	329	23	2.72	447	16	
0.66	14	0	3.79	126	5	4.76	187	3	131.09	6,689	178	

					8齢級			9齢級			10齢級			11齢級	
	K.	分		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
	総数計			2,739.99	488,245	11,612	4,005.66	821,998	12,770	5,209.30	1,138,102	12,444	5,310.81	1,211,930	10,222
	44	THE THE	+	2,739.99	488,245	11,612	4,005.66	821,998	12,770	5,209.30	1,138,102	12,444	5,310.81	1,211,930	10,222
	総数	金	+	2,657.08	482,937	11,487	3,776.59	807,555	12,487	4,878.63	1,111,032	12,110	4,881.34	1,175,229	9,842
	*	Д		82.91	5,308	125	229.07	14,443	283	330.67	27,070	334	429.47	36,701	380
		総数	計	2,660.83	482,666	11,482	3,779.45	806,062	12,477	4,814.73	1,100,925	12,032	4,508.07	1,113,070	9,508
			針	2,651.32	482,102	11,468	3,759.72	804,518	12,445	4,807.20	1,100,286	12,027	4,505.30	1,112,832	9,505
		,,,,	広	9.51	564	14	19.73	1,544	32	7.53	639	5	2.77	238	3
	人	育出	計	2,642.84	479,888	11,408	3,753.83	801,372	12,390	4,769.78	1,091,581	11,927	4,469.65	1,103,843	9,431
	エ	成単層	針	2,633.33	479,324	11,394	3,734.10	799,828	12,358	4,762.25	1,090,942	11,922	4,467.57	1,103,654	9,429
	林	林	広	9.51	564	14	19.73	1,544	32	7.53	639	5	2.08	189	2
		育出	計	17.99	2,778	74	25.62	4,690	87	44.95	9,344	105	38.42	9,227	77
		成複層	針	17.99	2,778	74	25.62	4,690	87	44.95	9,344	105	37.73	9,178	76
立木		林	広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.69	49	1
地		66	計	0.41	65	1	10.62	1,077	17	15.47	1,294	15	23.05	3,304	20
		総数	針	0.41	65	1	3.06	503	4	3.62	563	3	12.32	2,343	12
			広	0.00	0	0	7.56	574	13	11.85	731	12	10.73	961	8
	天	育成	計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
	然	成 単 層	針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
	林	林	広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
		育成	計	0.41	65	1	10.62	1,077	17	15.47	1,294	15	23.05	3,304	20
		複層	針	0.41	65	1	3.06	503	4	3.62	563	3	12.32	2,343	12
		林	広	0.00	0	0	7.56	574	13	11.85	731	12	10.73	961	8
	天	1111	+	78.75	5,514	129	215.59	14,859	276	379.10	35,883	397	779.69	95,556	694
	然生	金	+	5.35	770	18	13.81	2,534	38	67.81	10,183	80	363.72	60,054	325
	林	Д	5	73.40	4,744	111	201.78	12,325	238	311.29	25,700	317	415.97	35,502	369
		林													
-															
		不地													
				にトス											

注:令和4年度調査による

(単位)面積:ha、材積:立木はm3、立竹は東、成長量:m3

	12齢級			13齢級		(平位	7 <u>曲項.11a、</u> 14齢級	77.71頁,工./1	にはm3、立	15齢級	以至:1115
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
6,960.42	1,430,489	8,515	10,979.48	2,149,601	12,971	11,165.95	2,020,302	11,753	7,562.12	1,310,952	4,327
6,960.42	1,430,489	8,515	10,979.48	2,149,601	12,971	11,165.95	2,020,302	11,753	7,562.12	1,310,952	4,327
5,335.89	1,276,574	7,126	7,353.51	1,783,535	9,830	6,184.56	1,490,121	7,336	3,877.96	904,170	2,565
1,624.53	153,915	1,389	3,625.97	366,066	3,141	4,981.39	530,181	4,417	3,684.16	406,782	1,762
4,001.39	1,047,969	6,147	4,582.31	1,315,358	7,852	3,153.76	946,210	5,035	1,447.78	446,031	1,594
4,000.04	1,047,857	6,146	4,560.13	1,313,337	7,830	3,132.55	944,389	5,016	1,417.71	443,368	1,594
1.35	112	1	22.18	2,021	22	21.21	1,821	19	30.07	2,663	0
3,971.32	1,041,098	6,108	4,559.59	1,309,556	7,823	3,135.71	941,670	5,015	1,437.30	443,216	1,586
3,970.95	1,041,061	6,108	4,537.47	1,307,541	7,801	3,116.36	940,027	4,997	1,407.57	440,594	1,586
0.37	37	0	22.12	2,015	22	19.35	1,643	18	29.73	2,622	0
30.07	6,871	39	22.72	5,802	29	18.05	4,540	20	10.48	2,815	8
29.09	6,796	38	22.66	5,796	29	16.19	4,362	19	10.14	2,774	8
0.98	75	1	0.06	6	0	1.86	178	1	0.34	41	0
23.20	3,332	15	58.00	8,855	43	63.08	8,576	58	24.97	3,598	9
14.46	2,538	9	32.59	6,418	24	24.23	4,785	20	14.02	2,404	4
8.74	794	6	25.41	2,437	19	38.85	3,791	38	10.95	1,194	5
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
23.20	3,332	15	58.00	8,855	43	63.08	8,576	58	24.97	3,598	9
14.46	2,538	9	32.59	6,418	24	24.23	4,785	20	14.02	2,404	4
8.74	794	6	25.41	2,437	19	38.85	3,791	38	10.95	1,194	5
2,935.83	379,188	2,353	6,339.17	825,388	5,076	7,949.11	1,065,516	6,660	6,089.37	861,323	2,724
1,321.39	226,179	971	2,760.79	463,780	1,976	3,027.78	540,947	2,300	2,446.23	458,398	967
1,614.44	153,009	1,382	3,578.38	361,608	3,100	4,921.33	524,569	4,360	3,643.14	402,925	1,757

	_				16齢級			17齢級			18齢級			19齢級	
	K.	分		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
	総	数		5,286.85	974,335	2,234	3,674.59	663,763	840	3,517.67	671,269	346	3,086.82	567,700	26
	ž.n	TINE.	+	5,286.85	974,335	2,234	3,674.59	663,763	840	3,517.67	671,269	346	3,086.82	567,700	26
	総数	金	+	2,877.91	690,074	2,234	1,863.73	449,691	840	1,914.35	477,668	346	1,580.77	387,318	26
	*	Д	な	2,408.94	284,261	0	1,810.86	214,072	0	1,603.32	193,601	0	1,506.05	180,382	0
		64)	計	994.24	322,884	1,432	661.40	213,030	391	780.39	252,985	342	599.78	190,245	26
		総数	針	992.57	322,723	1,432	659.08	212,814	391	778.53	252,773	342	599.23	190,187	26
		200	広	1.67	161	0	2.32	216	0	1.86	212	0	0.55	58	0
	人	育4	計	984.63	320,014	1,420	650.93	210,874	389	775.80	251,873	342	591.95	187,947	26
	エ	成単層	針	983.12	319,872	1,420	650.93	210,874	389	774.91	251,786	342	591.40	187,889	26
	林	林	広	1.51	142	0	0.00	0	0	0.89	87	0	0.55	58	0
		育4	計	9.61	2,870	12	10.47	2,156	2	4.59	1,112	0	7.83	2,298	0
		成複層	針	9.45	2,851	12	8.15	1,940	2	3.62	987	0	7.83	2,298	0
立		林	広	0.16	19	0	2.32	216	0	0.97	125	0	0.00	0	0
地		44	計	30.49	5,128	5	13.16	2,579	3	7.81	1,405	0	6.99	1,404	0
		総数	針	25.04	4,423	5	10.52	2,276	3	5.74	1,148	0	5.89	1,291	0
		200	広	5.45	705	0	2.64	303	0	2.07	257	0	1.10	113	0
	天	育4	計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
	然	成単層	針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
	林	林	広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
		育出	計	30.49	5,128	5	13.16	2,579	3	7.81	1,405	0	6.99	1,404	0
		成複層	針	25.04	4,423	5	10.52	2,276	3	5.74	1,148	0	5.89	1,291	0
		林	広	5.45	705	0	2.64	303	0	2.07	257	0	1.10	113	0
	天	111111	+	4,262.12	646,323	797	3,000.03	448,154	446	2,729.47	416,879	4	2,480.05	376,051	0
	然生	釒	+	1,860.30	362,928	797	1,194.13	234,601	446	1,130.08	223,747	4	975.65	195,840	0
	林	Д		2,401.82	283,395	0	1,805.90	213,553	0	1,599.39	193,132	0	1,504.40	180,211	0
		林													
-		跡地													
		木地和難均													
	更新困難地 1 </td <td></td> <td></td>														

注:令和4年度調査による

(単位)面積:ha、材積:立木はm3、立竹は東、成長量:m3

	20齢級			21齢級			22齢級			ドはm3、立竹は東、成長: 23齢級以上		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
3,433.77	671,012	0	2,092.50	428,692	0	2,070.77	453,258	0	5,243.16	1,096,233	0	
3,433.77	671,012	0	2,092.50	428,692	0	2,070.77	453,258	0	5,243.16	1,096,233	0	
2,038.76	501,245	0	1,487.24	360,519	0	1,817.76	422,088	0	4,779.01	1,040,396	0	
1,395.01	169,767	0	605.26	68,173	0	253.01	31,170	0	464.15	55,837	0	
860.66	265,884	0	599.34	185,599	0	450.82	147,886	0	671.40	202,291	0	
860.27	265,832	0	598.30	185,497	0	449.44	147,713	0	669.47	202,074	0	
0.39	52	0	1.04	102	0	1.38	173	0	1.93	217	0	
853.28	263,555	0	594.95	184,416	0	447.21	147,011	0	667.78	201,156	0	
853.11	263,532	0	593.91	184,314	0	446.84	146,974	0	665.85	200,939	0	
0.17	23	0	1.04	102	0	0.37	37	0	1.93	217	0	
7.38	2,329	0	4.39	1,183	0	3.61	875	0	3.62	1,135	0	
7.16	2,300	0	4.39	1,183	0	2.60	739	0	3.62	1,135	0	
0.22	29	0	0.00	0	0	1.01	136	0	0.00	0	0	
8.42	1,476	0	26.66	4,946	0	35.09	6,225	0	57.49	12,560	0	
4.70	991	0	25.98	4,856	0	29.18	5,426	0	55.39	12,217	0	
3.72	485	0	0.68	90	0	5.91	799	0	2.10	343	0	
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
8.42	1,476	0	26.66	4,946	0	35.09	6,225	0	57.49	12,560	0	
4.70	991	0	25.98	4,856	0	29.18	5,426	0	55.39	12,217	0	
3.72	485	0	0.68	90	0	5.91	799	0	2.10	343	0	
2,564.69	403,652	0	1,466.50	238,147	0	1,584.86	299,147	0	4,514.27	881,382	0	
1,173.79	234,422	0	862.96	170,166	0	1,339.14	268,949	0	4,054.15	826,105	0	
1,390.90	169,230	0	603.54	67,981	0	245.72	30,198	0	460.12	55,277	0	

(2)制限林普通林別森林資源表

湖南計画区 (単位)面積:ha、材積:立木は1,000m3、立竹は1,000束、成長量:1,000m3 立. 地 木 林 然 林 工 天 人 総 数 総 数 育成単層林 育成複層林 総 数 育成複層林 天然生林 800 総数 総数 針葉樹 広葉樹 89,044 85,809 60,367 25,442 37,874 37,487 387 36,883 36,643 990 147 47,935 22,880 25,055 271 142 47,522 22,609 24,913 240 844 413 774 1,452 1,010 4,333 16,461 16,461 13,707 2,753 9,393 9,374 19 9,279 9,265 14 114 109 6 7,068 2,734 66 53 14 7,001 4,281 2,720 155 成長量 86 0 82 82 20 106 106 94 12 86 0 8 12 20 12 0 28,968 27,649 20,944 6,705 12,181 12,114 67 11,942 11,896 46 239 219 21 15,468 8,829 6,638 42 29 14 15,425 8,801 6,625 622 609 88 制限林 2,995 29 28 5,419 5,419 4,696 723 2,997 2,968 2,967 1 2,422 1,701 721 1 2,415 1,696 719 125 25 成長量 32 32 29 26 26 0 25 6 0 0 60,076 58,160 39,423 18,737 25,692 25,373 320 24,941 24,748 126 32,468 14,050 18,417 371 129 32,097 13,809 18,288 922 194 751 625 242 152 843 普通林 11,042 11,042 9,011 2,031 6,396 6,379 17 6,310 6,298 12 86 81 5 4,646 2,632 2,014 59 47 12 4,586 2,585 2,001 30 0 成長量 74 74 65 60 60 0 57 57 0 3 3 14 5 0 0 14 9 0 0

注:四捨五入のため、内数の計と総数が一致しないことがある。

(3) 市町別森林資源表

単位:面積 ha、材積 立木は1,000m3 立竹は1,000束 立 地 木 人 工 林 天 然 竹 林 無立木地 更 新 困難地 区 分 総 数 総 数 育成単層林 育成複層林 育成複層林 天 然 総 数 総 数 針葉樹 広葉樹 総数 針葉樹 広葉樹 総 数 針葉樹 広葉樹 総 数 針葉樹 広葉樹 針葉樹 広葉樹 総数 針葉樹 広葉樹 総 数 針葉樹 37,874 面積 89,044 85,809 60, 367 25, 442 37, 487 387 36,883 36,643 240 990 844 147 47, 935 22,880 25, 055 413 271 142 47,522 22,609 24, 913 774 1,452 1,010 総 材 積 53 16, 461 16, 461 13,707 2,753 9,393 9,374 19 9,279 9, 265 14 114 109 7,068 4, 333 2,734 7,001 4, 281 2,720 8,722 90 519 面積 22,007 20,915 13, 538 7, 377 8,895 8,812 8,802 93 12,020 4,726 7, 294 12,000 4,710 7, 289 158 415 大 津 市 材 積 2, 495 16 16 849 848 4,306 4,306 3, 451 855 2,517 2,511 2,501 1, 789 940 1,785 937 25 面積 1,245 1, 130 853 278 199 197 174 173 24 931 655 276 21 900 254 近江八幡市 171 147 25 34 111 132 面積 209 191 172 19 12 178 160 178 160 19 12 草津市 材 積 27 25 29 28 27 25 面積 22 15 守 山 市 材 積 面積 1,877 1,776 1,640 136 819 10 785 854 739 115 54 栗 東 市 材 積 369 369 356 13 184 183 180 179 173 13 175 163 12 30, 428 29, 565 24, 156 5, 409 17,071 16,969 102 16,748 16,685 323 283 7, 187 5, 307 12, 417 7, 137 5, 279 377 325 面積 63 40 12, 494 甲賀市 1,890 材 積 6,058 6,058 5, 474 584 4, 168 4, 165 4, 128 4, 126 40 39 1,309 581 1,878 1,300 578 38 29 689 61 34 703 656 31 面積 1,014 969 863 105 218 174 44 180 165 15 750 47 13 48 11 野洲市 材 積 139 26 113 113 107 148 148 面積 3,645 3, 559 3, 230 328 1,628 1,556 73 1,432 1,398 34 196 157 39 1,931 1,675 256 61 11 1,859 1,614 245 34 27 湖南市 材 積 733 701 330 309 307 385 358 面積 21, 140 20, 489 10,004 10,485 7, 173 7, 128 6,985 6,956 29 188 172 15 13, 316 2,876 10, 440 13, 247 2,856 10, 391 129 421 東近江市 材 積 3, 357 3, 357 2, 266 1,091 1,700 1,698 1,682 1,680 18 1,658 568 1,089 1,649 564 1,085 26 68 10 2,995 2,963 125 面積 6,100 5,888 4,684 1,204 1,703 1,689 14 1,624 1,621 4, 185 1, 191 4, 145 1, 182 日 野 町 材 積 1,095 1,095 959 135 407 407 401 400 687 553 135 680 546 134 1,357 1,320 1,220 100 104 11 103 92 11 1,216 1, 128 1,216 1, 127 89 23 竜 王 町

169

176

169

176

16

16

16

材 積

193

185

193

注:令和4年度調査による。

[・]四捨五入のため、内数の和と総数が一致しないことがある。

(4) 所有形態別森林資源表

湖南計画区 単位:面積 ha、 材積:立木は1,000m3 立竹は1,000束 立 木 地 天 然 林 無 立更 新 区 分 総 数 数 工 地 困難地 数 育成複層林 天 然 生 林 総 総数針葉樹広葉樹総数 針葉樹 広葉樹 総 数 針葉樹 広葉樹 総 数 針葉樹 広葉樹 総 数 針葉樹 広葉樹 面 積 89,044 85,809 60,367 25,442 37,874 37,487 47, 935 22, 880 413 142 47, 522 22, 609 24, 913 1, 452 1, 010 387 25,055 271 774 総数 材 積 16,461 16,461 13,707 2,753 9, 393 9,374 19 7,068 4,333 2,734 66 53 14 7,001 4, 281 2,720 155 594 52 面積 2,651 2,536 2,037 1,450 1,397 1,086 641 445 57 1,028 434 21 42 11 都道府県有林 材 積 116 107 516 516 462 54 348 345 167 51 11 157 50 面積 1,587 1,516 1, 123 393 632 588 44 884 534 350 13 871 525 346 11 46 14 市町村有林 材 積 266 266 227 136 134 130 93 36 127 92 36 面積 381 534 156 378 20 1,444 1,358 972 386 818 813 540 160 64 財産区有林 材 積 300 300 227 227 72 33 39 71 32 39 260 40 面 積 83,362 80,399 56,235 24,165 34,974 34,689 285 45, 426 21, 546 23, 880 336 211 125 45, 089 21, 334 23, 755 740 1, 344 879 私有林 53 材 積 15,380 15,380 12,759 2,621 8,668 4,091 2,608 12 6,646 4,050 2,596 8,681 6,698 41 148

注:四捨五入のため、内数の計と総数が一致しないことがある。

(5)制限林の種類別面積 湖南計画区

	湖南計画区 区分	計画区計	大津市	草津市	守山市	栗東市	野洲市	湖南市
	普通林	28,967.83 5,543,685	3,062.35 590,737	146.56 21,894	17.12 3,378	444.99 83,610	132.17 21,664	534.23 112,575
	水源かん養保安林	10,807.94 2,018,890	2,570.35 488,801	0.00	0.00	0.00	0.00	127.56 31,611
	土砂流出防備保安林	24,023.46	4,919.01	47.65	0.00	1,089.84	729.25	2,535.70
	土砂崩壊防備保安林	4,185,704 154.51	702,960 12.97	7,513 0.00	0.00	222,559 0.00	108,672 0.00	504,192 0.00
	飛砂防備保安林	42,065 0.00	2,943 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	防風保安林	7.22	0.00	0.00	0.00	0.00	6.01	0.00
	水害防備保安林	1,089 53.50	0 30.96	0.00	0.00	0.00	1,015 0.00	0.00
		11,142 0.00	6,247 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	潮害防備保安林	0 0.25	0.00	0.00	0.00	0 0.25	0.00	0.00
	干害防備保安林	32 0.00	0.00	0.00	0.00	32 0.00	0.00	0.00
	防雪保安林	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
県指	防霧保安林	0	0	0	0	0	0	0
定保安	なだれ防止保安林	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
林	落石防止保安林	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	防火保安林	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	魚つき保安林	17.74 4,324	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	航行目標保安林	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	保健保安林	332.91 46,866	100.66 9,830	6.46 937	0.00	17.33 3,990	1.89 250	0.00
	風致保安林	425.90 88,989	230.46 47,343	8.35 1,545	4.89 982	18.52 3,787	17.20 3,040	15.30 2,538
	小計	837.52	362.08	14.81	4.89	36.10	25.10	15.30
	保安施設地区	152,442 0.20	63,420 0.19	2,482 0.00	982 0.00	7,809 0.00	4,305 0.00	2,538 0.00
	砂防指定地	4,476.02	59 1,531.49	0.00	0.00	0 105.65	78.68	200.79
	特別保護地区	913,443 0.00	372,964 0.00	0.00	0.00	19,918 0.00	12,448 0.00	39,703 0.00
	第1種特別地域	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
国.		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
立	第2種特別地域	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
公園	第3種特別地域	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
REF	地種区分未定地域	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	普通地域	0 306.87	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	特別保護地区	29,218	0	0	0	0	0	0
玉	第1種特別地域	1,488.08 197,424	310.23 84,320	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
定	第2種特別地域	2,158.48 307,531	459.41 93,818	0.00	0.00	0.00	4.26 720	0.00
公	第3種特別地域	6,256.04 1,098,623	2,701.01 475,638	0.00	0.00	0.30 29	0.00	0.00
園	地種区分未定地域	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	普通地域	75.62 10,787	75.62 10,787	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	第1種特別地域	14.02 1,670	12.44 1,284	0.00	0.00	0.00	0.00	1.58 386
県立	第2種特別地域	210.63 26,506	119.52 11,428	0.00	0.00	0.00	32.13 5,135	9.18 1,875
自然	第3種特別地域	3,033.06 610,669	1,159.75 265,161	0.00	0.00	36.97 7,794	2.31 350	118.49 25,192
公園	地種区分未定地域	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	普通地域	4,425.94 1,132,160	3,479.18	0.00	0.00	37.05 7,034	0.00	91.80 19,444
	公園合計	17,968.74	924,213 8,317.16	0.00	0.00	74.32	38.70	221.05
	鳥獣保護区	3,414,588 7.70	1,866,649	0.00	0.00	14,857 0.00	6,205 0.00	46,897
	特別保護地区都市計画区	1,305 1,651.11	1,218.81	0.00	0.00	120.45	3.97	8.52
	域風致地区特別母樹林	316,769 0.00	245,686 0.00	0.00	0.00	25,615 0.00	599 0.00	1,810 0.00
	史跡名勝天然記念物	0 16.26	5.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	急傾斜地崩壊	2,572 133.02	806 7.90	0.00	0.00	0 5.36	0 5.99	0 1.59
;	危険区域 都道府県自然環境保全	24,262 0.00	2,263	0.00	0.00	1,155 0.00	675 0.00	328 0.00
	地域特別地区 都道府県自然環境保全	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	地域普通地区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	合計 4年度調査による。	89,044.31 16,615,787	22,007.42 4,337,288	209.02 31,889	22.01 4,360	1,876.71 375,523	1,013.86 154,568	3,644.74 739,654

注:令和4年度調査による。

m /u +:	生产用格士	単位:上段	面積(ha)、下	
甲賀市 12,551.74	近江八幡市 245.15	日野町 3,758.29	竜王町 316.90	東近江市 7,758.33
2,616,573 3,050.45	39,763 0.18	608,580 343.08	47,244 0.00	1,397,667 4,716.32
680,566 9,714.60	34 558.83	83,907 1,720.55	0 786.36	733,971 1,921.67
1,762,781	80,908	360,796	115,334	319,989
139.51 38,781	1.29 219	0.00	0.00	0.74 122
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	1.21	0.00	0.00	0.00
22.54	0.00	0.00	0.00	0.00
4,895 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0 17.74	0.00	0.00	0,00
0	4,324	0.00	0	0
0.00	0.00	0	0.00	0.00
15.71 2,151	16.40 1,301	52.53 11,294	30.58 4,602	91.35 12,511
58.88 14,124	26.91 5,246	8.26 1,895	7.94 1,403	29.19 7,086
97.13	62.26	60.79	38.52	120.54
21,170 0.01	10,945 0.00	13,189 0.00	6,005 0.00	19,597 0.00
2,019.91	0 2.66	0 61.86	0 139.34	0 335.64
363,743	420	11,608	18,101	74,538
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0 306.87
0	0	0	0	29,218
21.63 2,817	0.42 80	0.00	0.00	1,155.80 110,207
253.77 60,596	256.30 41,039	0.00	0.00	1,184.74 111,358
876.65 226,742	65.60 10,574	137.73 28,273	0.00	2,474.75 357,367
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
49.80	0.00	0.00	0.00	0.00
8,068	0	0	0	0
822.42 121,707	1.11 195	0.00	5.51 846	886.50 189,424
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
747.65 171,769	0.00	0.00	70.26	0.00
2,771.92	323.43	137.73	9,700 75.77	6,008.66
591,699 7.70	51,888 0.00	28,273 0.00	10,546 0.00	797,574 0.00
1,305 0.00	0 32.17	0.00	0.00	0 267.19
0	4,865	0	0	38,194
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
7.02 1,082	4.02 661	0.00	0.00	0.11 23
67.55 12,612	15.26 2,289	18.09 3,129	0.00	11.28 1,811
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0 30,427.54	0 1,245.25	6,100.39	0 1,356.89	0 21,140.48
6,090,315	191,992	1,109,482	197,230	3,383,486

(6) 樹種別材積表

単位:材積 1,000m3

林種	スギ	ヒノキ	マッツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹	合 計
総数	4,552	4,755	4,386	14	2,753	16,460
人工林	4,505	4,729	139	0	19	9,392
天 然 林	47	26	4,247	14	2,734	7,068

注:四捨五入のため、林種の計と樹種の計とは一致しない場合がある。

(7) 特定保安林の指定状況

単位:面積 ha

			特定保罗	产林		要整例		
市町村	番号		面	積		箇所数	面積	備考
	笛力	総数	人工林	天然林	その他	回川奴	四個	
指定なし								

注1: 特定保安林の番号は、Ⅱの11で定めた番号を記載する。

注2: 要整備森林の箇所数は、当該特定保安林の区域内の要整備森林の小班数を記載する。

注3: 不在村者(他市町村に居住している者および所有森林を管理する出張所等が当該市町村に所在しない会社)の所有に係る要整備森林がある場合は、その面積を市町村ごとに備考へ記載する。

注4: 国有林森林計画にあっては記載を要しない。

(8) 荒廃地等の面積

単位: 面積 ha

			中位: 囬傾 na
	区 分	荒廃地	荒廃危険地
	総数	8	4,668
	大 津 市	2	1,241
	近江八幡市	1	4 3 7
市	草津市	-	1
III-r*	守 山 市	_	-
町	栗東市	1	1 5 0
別	甲賀市	1	1,429
内	野洲市	-	106
r j	湖南市	1	182
訳	東近江市	1	8 2 2
	日野町	1	2 5 6
	竜 王 町		4 4

[※] 荒廃地は、平成29年度~令和3年度までの災害報告の合計

[※] 荒廃危険地は、山地災害危険地区の合計面積

(9) 森林の被害

単位:面積 ha(火災はa)

																		11a ()()	(10, 6, 7	
種		類	火		災	松	< \(\cdot \)	虫	カシノ	ナガキク	イムシ	力	モシ	カ	シ		カ	ク		マ
年		度	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
	大	津 市	0	_	0	22	24	11	0	0	0	ı	l	_	2	2	1	1	1	1
	近江	L八幡市	-	_	-	12	8	10	_	0	0	-	-	_	-	-	1	-	_	_
市	草	津 市	_	_	_	2	2	1	_	_	_	_	_	-	_	_	-	-	_	_
	守	山市	=	=	-	=	3	4	=	=	=	=	=	=	-	=		=	=	-
町	栗	東市	3	-	3	5	10	8	0	-	=	-	=	-	1	1	0	=	=	-
別	甲	賀市	31	=	0	85	90	35	0	0	=	1	=	=	23	21	11	=	=	-
内	野	洲市	=	=	-	3	6	1	=	=	=	=	=	=	-	=	=	=	=	-
	湖	南市	3	_	_	7	3	11	_	_	_	_	_	-	2	0	3	-	_	_
訳	東	近江市	=	0	-	22	18	15	=	0	0	=	=	=	3	1	5	=	=	-
	目	野 町	-	0	-	20	15	13	-	-	0	-	-	-	-	1	2	-	-	-
	竜	王 町	-	-	-	10	6	2	_	-	_	-	-	-	-	-	П	-	_	_
総		数	37	0	3	188	185	111	1	0	0	1	1	_	31	26	23	1	1	1

注1:令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注2:総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

(10) 防火線等の整備状況

該当なし

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位 : 戸 $1\sim$ 3ha $3\sim5$ ha 5~10ha 10~20ha 20~30ha 30~50ha 50ha 数 X 分 総 未満 未満 未満 以上 未満 未満 未満 数 総 3,605 2, 349 534 369 177 65 46 32 津 市 712 407 117 91 55 18 12 12 近江八幡市 7 2 2 3 67 45 8 市 草 津 3 2 市 58 37 8 6 1 1 7 守 Щ 市 14 3 3 1 町 栗 東 市 65 15 10 5 1 1 別 甲 賀 市 1,500 1,015 206 153 75 23 18 10 7 3 2 野 洲 市 35 17 2 4 内 湖 2 南 市 128 93 17 12 1 3 7 東近江市 516 348 73 47 27 11 3 訳 日 野 町 488 348 82 40 13 3 1 1 竜 王 町 22 17 4 1

注:2020年農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 : 件数 件、面積 ha

57		,		ź	総	数		2	公 有	 市	†	<u>+ 1.2.</u>		<u> </u>		山(泉 11 / 洪	考
X	•	5	ブ	件	数	面	積	件	数	面	積	件	数	面	積	備	与
総		类	文		95	10,	597		14		736		91	9,	861		
	大	津	市		12	1,	025		_				12	1,	025		
	近	江八幅	≸市	_			_		_			_		-			
市	草	津	市	_			_		_			_		-			
	守	山	市	_			_		_			_		-			
町	栗	東	市		1		431		_	ı			1		431		
別	甲	賀	市		32	4,	239		9		477		31	3,	762		
内	野	洲	市	_			_		_	ı		_					
	湖	南	市		6		335		2		43		5		292		
訳	東	近江	市		35	3,	682		3		216		33	3,	466		
	日	野	町		9		885	_					9		885		
	竜	王	町	_			_	_		_		_		_			

注1:総数と内訳の計は四捨五入のため一致しない場合がある。

注2:令和3年3月末現在の認定状況である。

注3:公有林と私有林を含む場合は、それぞれ1件としている。

(3)経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

市町村別	経営管理	里権	経営管理	里実施権	備考
111 円 小刀 刀寸	件数	面積	件数	面積	加州 45
総数	該当無し				

(4) 森林組合および生産森林組合の現況

単 位:員数 人、金額 千円、面積 ha

市	町	別	組	合	名	組合員数	専従職員数	出資金総額	組合員および 森林組合所有 森 林 面 積	備	考
	+	津市	坂		本	15	1	1,032	1, 046		
	人	年 川	滋	賀	南部	1, 259	11	71, 866	10, 926		
	草	津 市									
森	守	山市									
林	栗	東市									
	野	洲市									
組	甲	賀市	滋	賀	中央	6, 272	36	138, 492	35, 742		
合	湖	南市									
	日	野町									
	事;	丘江市	東永	近 源		824	7	20, 517	8, 335		
	水↓	Ţ ŢŢ II1	び	わこ	東部						
	ń	総		数		8, 370	55	231, 907	56, 049		

注1:令和2年度森林組合一斉調査による。

注2:滋賀南部森林組合は、大津市の一部と、草津市、守山市、栗東市、野洲市を区域としており、総数 を記載している。

注3:滋賀中央森林組合は、甲賀市、湖南市、日野町を区域としており、総数を記載している。

注4: びわこ東部森林組合は、東近江市(湖南森林計画区)の一部と彦根市、愛荘町、甲良町および多賀町 (湖北森林計画区)を区域としており、総数を掲載している。

単 位: 員数 人、金額 千円、面積 ha

							単 位: 員数 /	し、金額 十日	り、面積
市	可 別	組	合	名	組合員数	常勤職員数	出資金総額	組合経営 森林面積	備
		向	在	地	_	_	_	_	
		生	114	津	37	0	3, 212	95	
			香立学		424	0	331	17	
		ア1			- 424	-	- 331	-	
		<u> </u>	在	地					
		北		地	38	0	1,000	22	
			在	地	55	0	11	2	
		南		庄	109	0	3, 341	111	
		上	龍	華	_	_	_	_	
		下	龍	華	18	0	475	32	
		龍		華	-	_	-	-	
		途		中	45	0	10	63	
		普		菛	82	0	7, 958	185	
			野町中	1 7	47	0	2, 914	6	
			野佐	711	26	0	3, 603	8	
	大津市								
			1大辻		260	0	99, 388	75	
		逢	坂	山	272	0	91, 323	127	
		雄		琴	118	0	75, 520	10	
		大	鳥	居	-	-	-	-	
		里		町	132	0	61, 248	409	
		南	比	良	123	0	28, 044	488	
		堂		町	62	0	17, 514	67	
		森		町	52	0	27, 089	44	
生		羽		栗	81	0	14, 448	253	
工.									
		千三	1_	町	61	0	41, 340	4	
		=	<u>ケ</u>	Щ	202	0	19, 140	68	
_			枝		_	_	-	_	
産		栗		原	_	_	-	_	
		外	畑	築	15	0	46, 800	46	
		ŀ.	豊	浦	64	0	2,835	35	
	近江八幡市	下	豊	浦	255	0	9, 778	41	
森	之上/ (福川	常	楽	寺	69	0	14, 491	16	
<i>1</i> /1\		金		勝	515	0	406, 397	489	
	栗東市	蜂				-			
		蜂		屋	53	0	27, 565	19	
44		岩		坂	16	0	8, 636	15	
林		牛		飼	90	0	77, 682	215	
		大 =	字三大	き	236	0	17, 099	60	
			泉		123	0	4, 480	16	
		植•	・宇田却	共有	96	0	47, 318	187	
組		市		場	27	0	10,638	5	
			・上里		321	0	85, 386	138	
	甲賀市	葛		木	70	0	7, 140	34	
		磯		尾	80	0	11, 252	82	
合		楯	打	<u>甩</u> 山	605	0		19	
		黄	11				16, 855		
				瀬	113	0	69, 107	600	
		小][[109	0	28, 760	48	
		大	字	牧	118	0	12, 663	123	
		神		Щ	216	0	64, 000	335	
		上	朝	宮	103	0	51, 358	204	
	田文 江川 十	大	篠	原	170	0	34, 170	159	
	野洲市	小		堤	55	0	12, 240	47	
		東		寺	43	0	31, 460	76	
		西		寺	41	0	13, 944	40	
				雲	187	0	46, 002	427	
	油 本 士		归						
	湖南市	正	福	寺	93	0	52, 496	168	
		夏		見	72	0	35, 352	91	
		平		松	56	0	61, 712	110	
		菩	提	寺	181	0	59, 187	135	
		和		南	55	0	63, 849	76	
	# 15 1- 2-	押	立.	Ш	1, 087	0	39, 132	313	
	東近江市	小		倉	88	0	8, 272	72	
		平		柳	109	0	37, 848	57	
		綿	# +	向	1, 464	3	344, 872	1, 173	
	日 野 町		峯 山 南		295	0	25, 075	256	
		鎌	,	掛	213	0	33, 015	183	
		ш.	明	寺	39	0	11, 592	71	1
	総	<u>西</u> 数		7]	00	3	2, 428, 367	8, 267	

注:令和2年度森林組合一斉調査による。

(5) 林業事業体等の現況

単位: 事業体数

×	[,	分	造	林	業	木材市場	旦勿	木	材	業	製	材	業	そ	Ø	他
	大	津	市			4		-			13			9			
市	近江	工八幅	番市			_		_			2			5			
	草	津	市			_		_			3			2			
町	守	山	市			_		_			1			2			
	栗	東	市			_		_			6			5			
別	甲	賀	市			2	1	(1)			13			14			
	野	洲	市			_		1			1			2			
内	湖	南	市			_		_			2			3			
	東	近 江	市			3		_			14			11			
訳	日	野	町			1		_			2			4			
	竜	王	町			_		_			2			1			
	総	数				10	2	(1)			59			58			

注:造林業は、森林組合、森林組合連合会および「林業労働力の確保の促進に関する法律」に 基づく改善計画の認定を受けた事業体を計上。

木材市場の() は素材市売市場内数

※木材市場、木材業、製材業は、令和元年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

(6) 林業労働力の概況

単位:人

_							毕位 . 八
					男	文 計	
従	き 事	日	数	経営体数	林業に 60日以上従事	人数	林業に 60日以上従事
総		Ž	数	1, 644	36	1, 525	83
	大	津	市	24	4	430	25
	近江	工八帕	番市	2	X	X	X
市	草	津	市	1	X	X	X
町	守	Щ	市	_	П	-	_
H-1	栗	東	市	14	2	108	2
別	甲	賀	市	81	12	503	17
内	野	洲	市	2	X	X	X
	湖	南	市	8	3	267	9
訳	東	近江	市	28	9	177	21
	日	野	町	18	6	40	18
	竜	王	町	_	-	-	_

注:2020年農林業センサスによる。 「X」は調査客体が少ないため、情報保護の観点から数値を秘匿したものである。 総数には秘匿した数値を加えていない。

(7) 林業機械化の概況

単位:機械台数

索道・ 集材機	クレーン	フォーク リフト	モノ レール	小型 運材車	動力 枝打機
20	15	11	0	24	21
グラップル	樹木 粉砕機	ハーベスタ	プロセッサ	フォワーダ	スイングヤー ダ
37	0	1	2	2	3

注:令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

(8) 作業路網等整備の概況

	ラ ハ	延長	路網密度		豆八	延長	路網密度
	区分	(m)	(m/ha)		区分	(m)	(m/ha)
	大津市	129, 984	5. 90		野洲市	8, 483	8. 37
市	近江八幡市			市町	湖南市	45, 076	12. 34
町	草津市			別	東近江市	260, 887	12. 34
別内	守山市			内訳	日野町	100, 619	16. 48
訳	栗東市	41, 057	21.85		竜王町	1, 550	1. 14
	甲賀市	470, 038	15. 47		総数	1, 057, 693	11.88

注1: 令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注2:四捨五入のため、内訳と総数が合わないことがある。

4 林地の異動状況 (森林計画の対象森林)

(1) 森林より森林以外への異動

(単位 h a)

									. -/-	11 4)
市町	人 名	異動区	(A)	農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅・別荘・ 工場等建物 敷地、付帯地	道路敷	その他	合	計
	大	津	市	-	-	2. 61	0. 24			2.85
市	草	津	市	_	-	1. 37		_		1. 37
	守	Щ	市	=	-			-		0.00
町	栗	東	市	_	-			-		0.00
	野	洲	市	_	-	2. 08		-		2.08
別	甲	賀	市	_	-	1. 38	0. 15	-		1. 53
	湖	南	市	_	-	0. 73		_		0. 73
内	近	江八幡	市	_	-	0. 23		_		0. 23
	東	近江	市	_	-	1. 89	0. 26	_		2. 15
訳	目	野	町	_	-	4. 57		-		4. 57
	竜	王	町			_	-	-		0.00
	総	数		-	-	14. 86	0.65	_		15. 51

注1:四捨五入のため、市町の計と総数とは一致しない場合がある。

注2: 令和4年度に確定したものである。

(2) 森林以外より森林への異動

(単位 ha)

							<u>単位 ha)</u>
市町	名	異動区	分 /	農用地	国有林	その他	合 計
	大	津	市	-	_	_	_
市	近	江八幡	市	-	_	-	-
	草	津	市	1	1	-	_
町	守	Щ	市			ı	_
	栗	東	市			l	_
別	甲	賀	市	1.01	56. 43	l	57. 44
	野	洲	市			I	-
内	湖	南	市	_	_	4. 45	4. 45
	東	近 江	市	_	_	ĺ	_
訳	目	野	町	_	_	_	_
	竜	王	町	_	_	_	_
	総	数		1.01	56.43	4. 45	61.89

注1:四捨五入のため、市町の計と総数は一致しない場合がある。

5 その他

(1)持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

単位 材積:千m³

主伐(皆伐)上限量の目安

213

※ 計算方法

【主伐(皆伐)上限量の目安の計算式(年間)】

E=Zw+(Vw-Vn)/Ta

E:伐採(皆伐)材積の目安

Ta:更新期間

Zw:対象森林の期首時の年間成長量

Vw:対象森林の期首時の立木材積

Vn:基準立木材積

(対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2)

【持続的伐採可能量の計算式(年間)】

Ea=E×A

Ea:持続的伐採可能量

A:再造林率

第2表 持続的伐採可能量(年間)

単位 再造林率:% 材積:千m³

		<u> </u>	<u> </u>
再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	213		271
90	192		250
80	170		228
70	149		207
60	128	58	186
50	107	30	165
40	85		143
30	64		122
20	43		101
10	21		79

刊行物名 湖南地域森林計画 令和4年12月樹立 刊行年月 令和5年 月 発 行 滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-3914(直通) FAX 077-528-4886 電子メールアドレス dj00@pref.shiga.lg.jp

森林区域の変更(湖南)

面積変更のある森林区域の変更

	市町名	亦声此物		転		転入		
区域	中町石	変更件数	伐採届	林地開発	連絡調整	その他	農転	その他
湖南	大津市	9	2.85		5.63			
湖南	近江八幡市	1	0.23					
湖南	草津市	3	1.37					
湖南	守山市	-						
湖南	栗東市	4	2.08					
湖南	甲賀市	8	1.53		9.86		1.01	56.43
湖南	野洲市	-						
湖南	湖南市	3	0.73	12.37				4.45
湖南	東近江市	8	2.15	3.87	1.60			
湖南	日野町	10	4.57					
湖南	竜王町	-	_					

転用

伐 採 届 15.51ha 林地開発 17.84ha

連絡調整 15.49ha その他 Oha

転入

官公造林地返地 56.43ha その他 5.46ha

変更前森林面積 89,031.27ha

変更後森林面積 89,044.32ha 13.05ha 増

図面の凡例

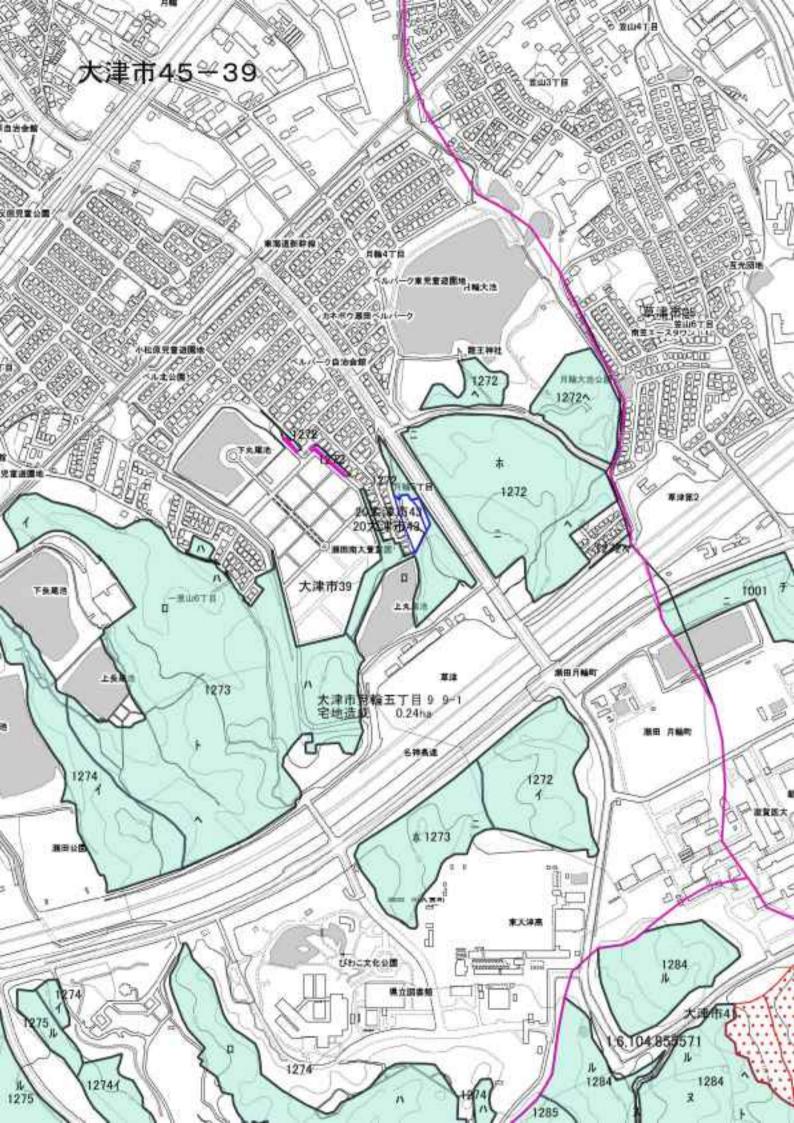
森林区域外への転用箇所

森林区域転入箇所

面積修正を伴わない転用箇所

森林計画区域

国有林



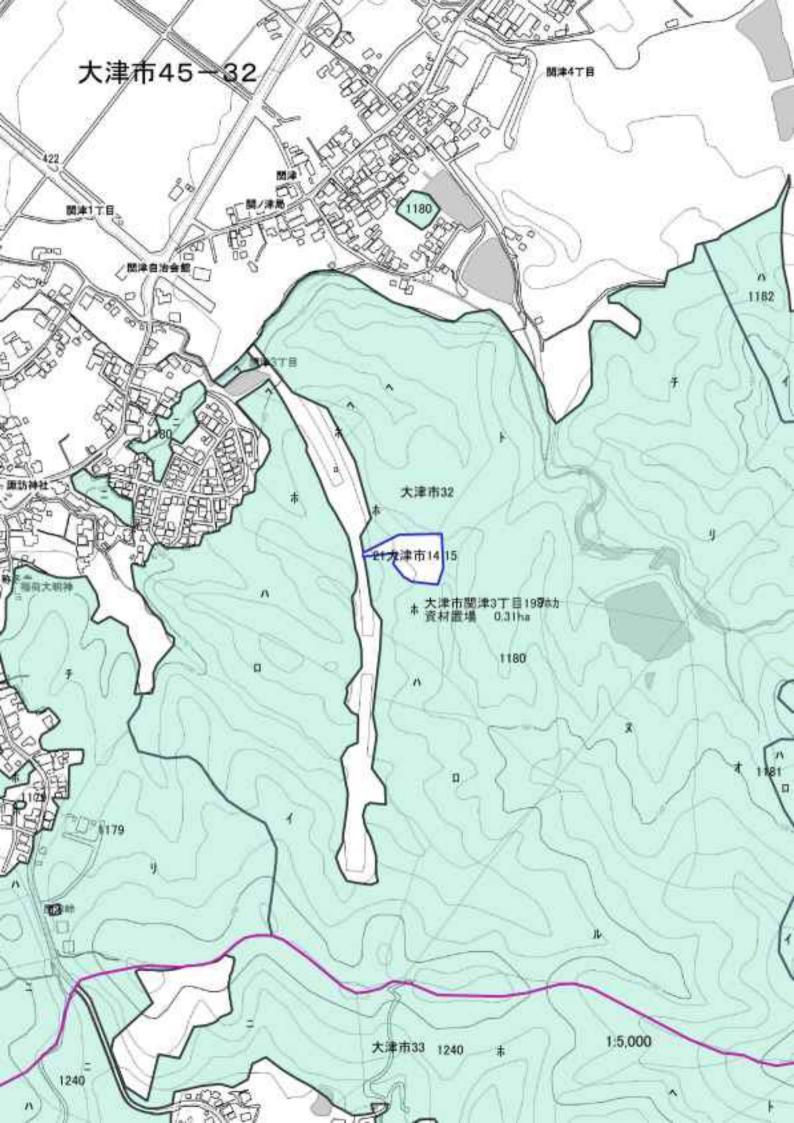


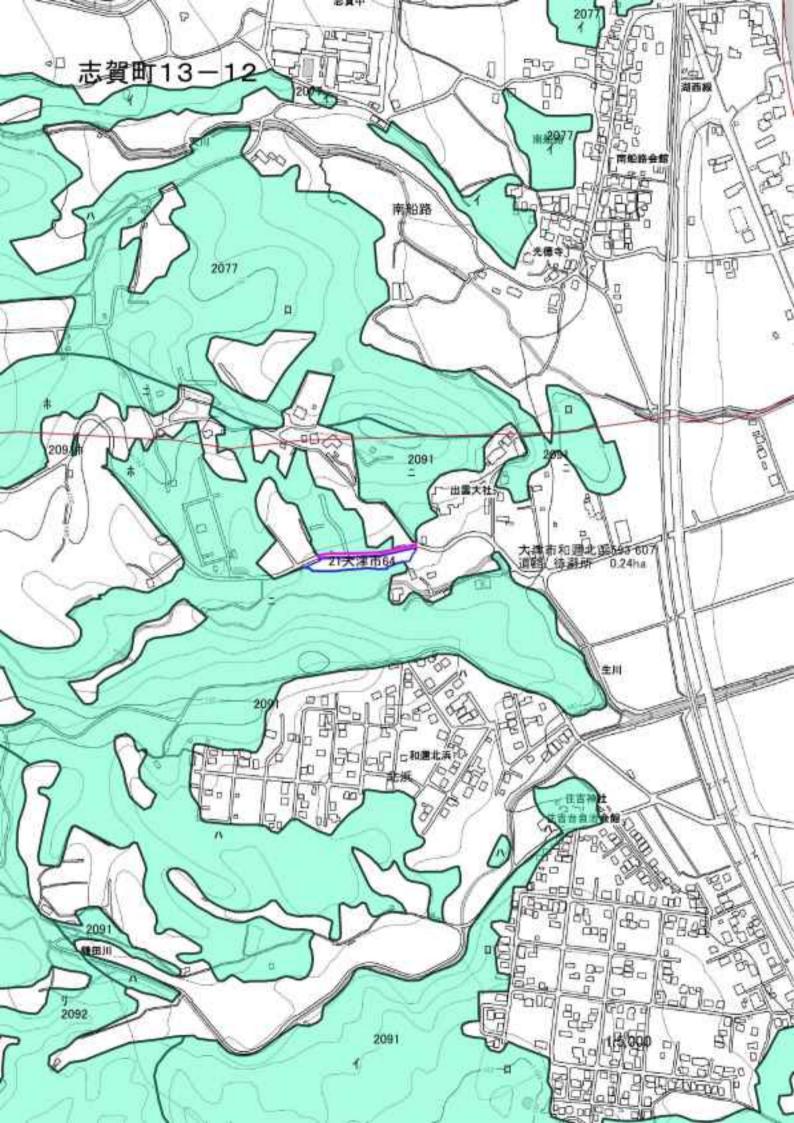


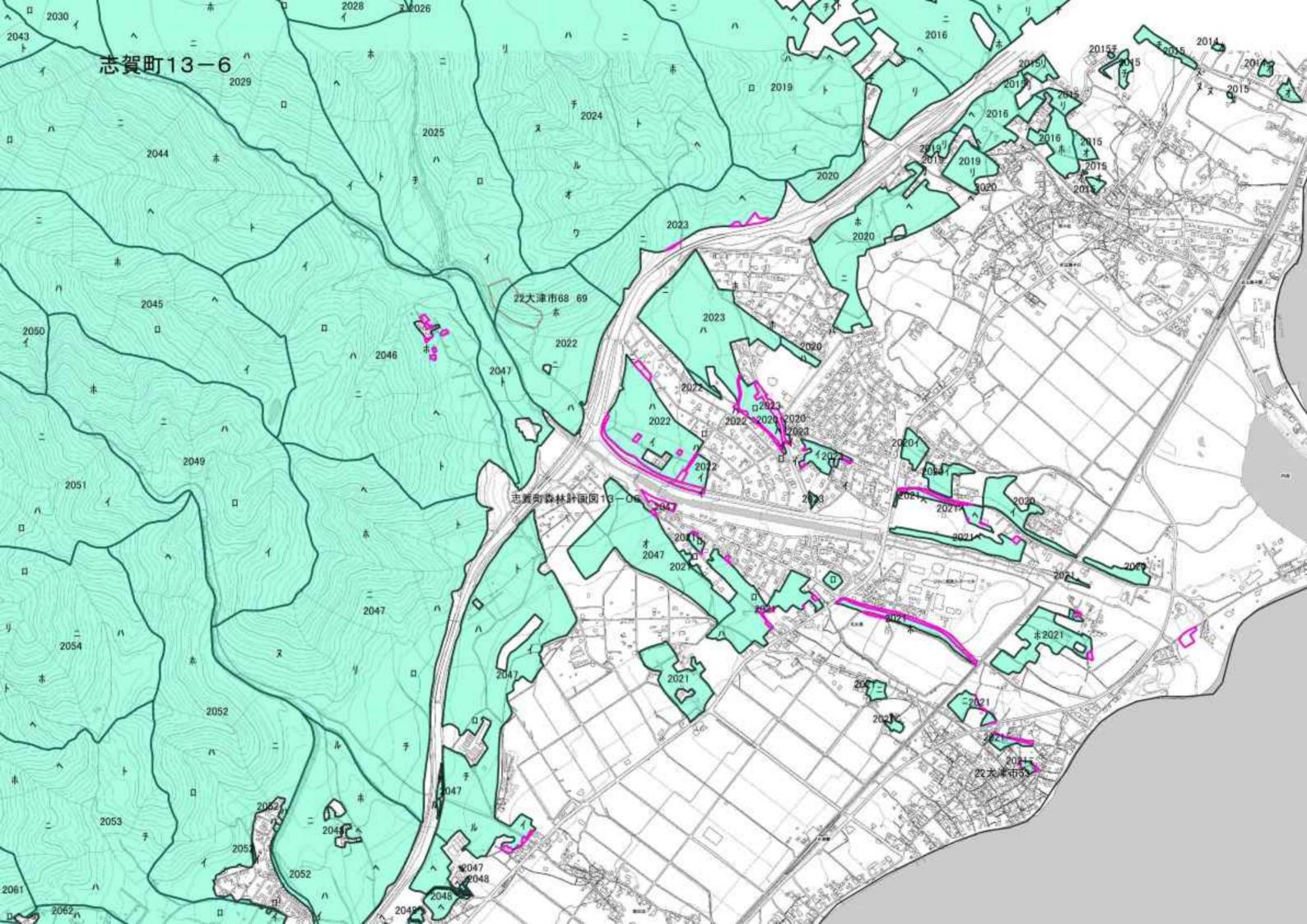




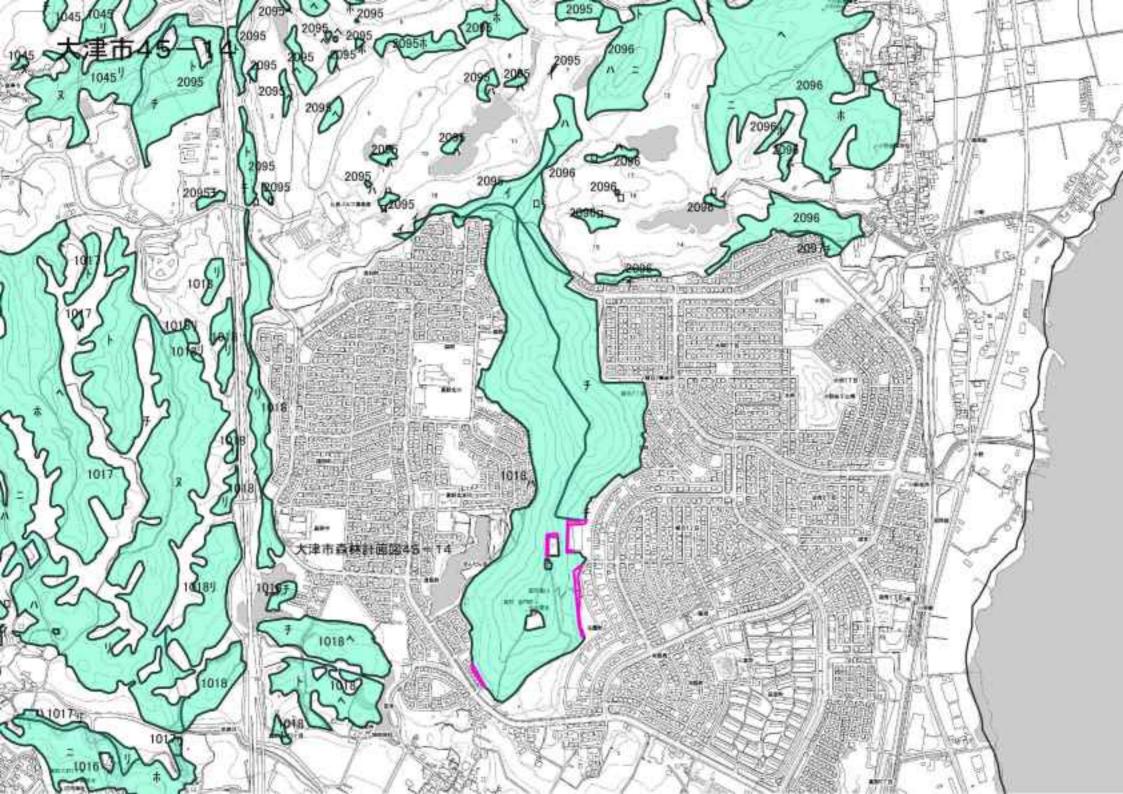




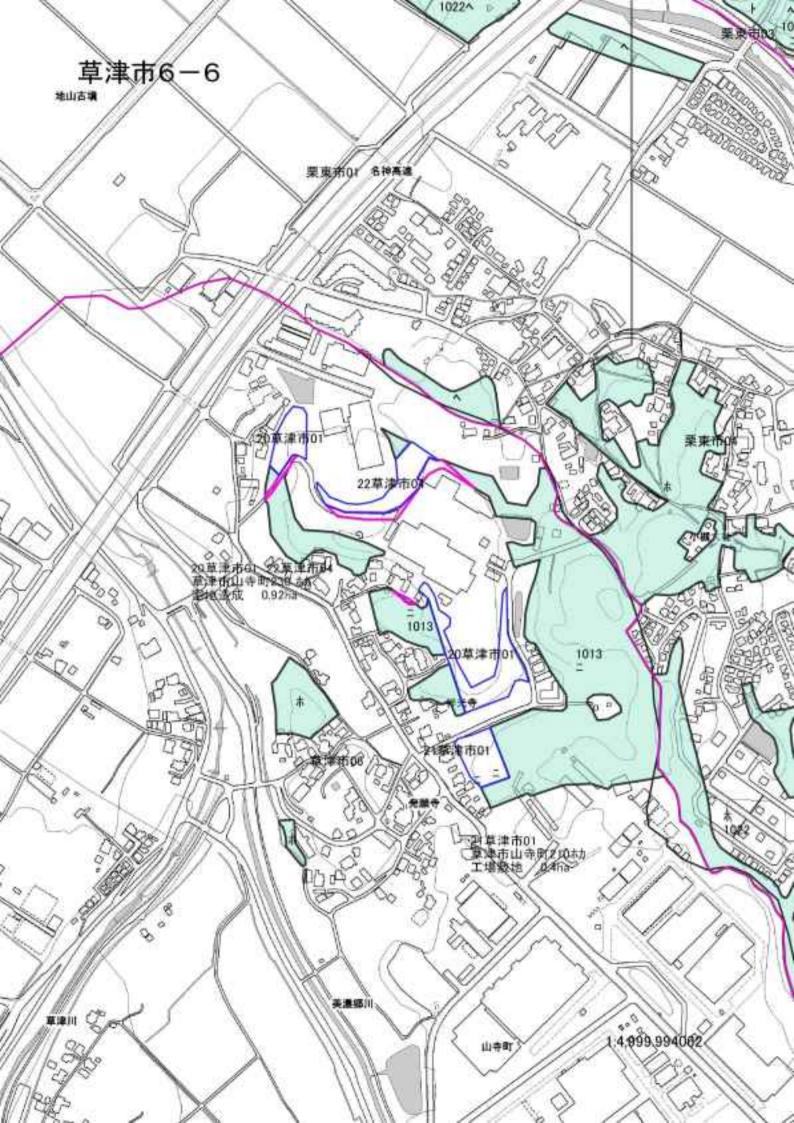






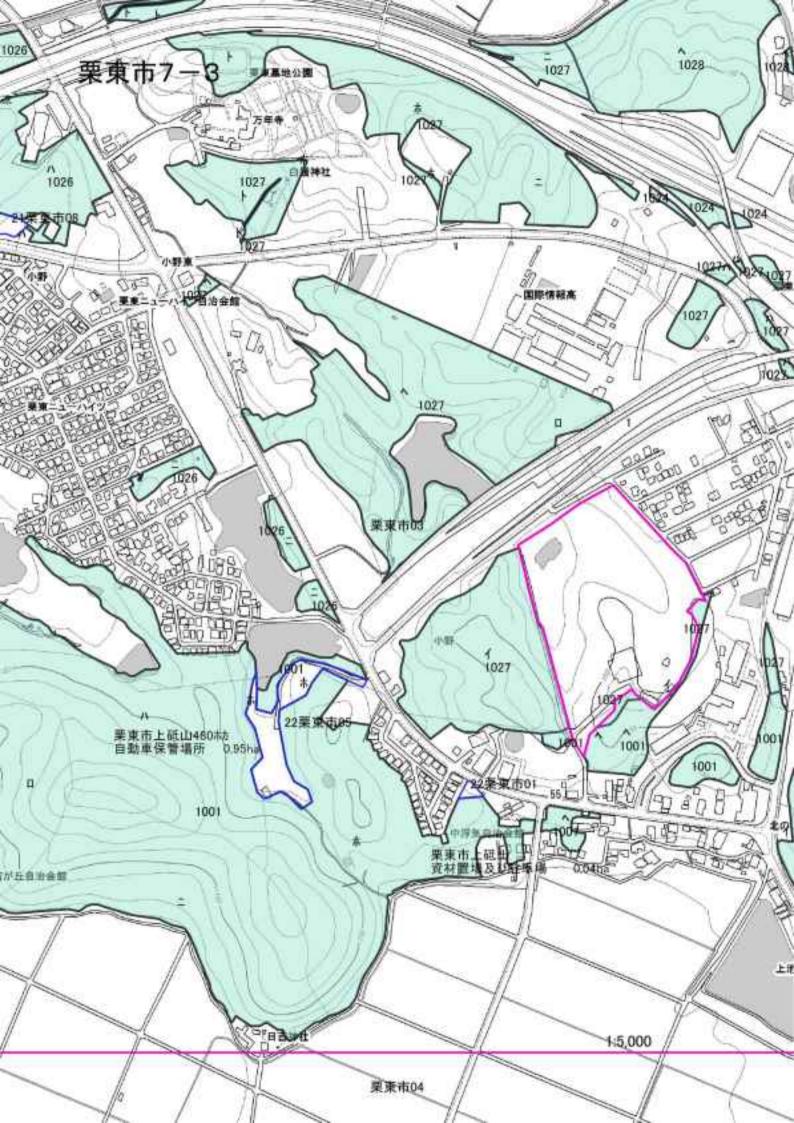


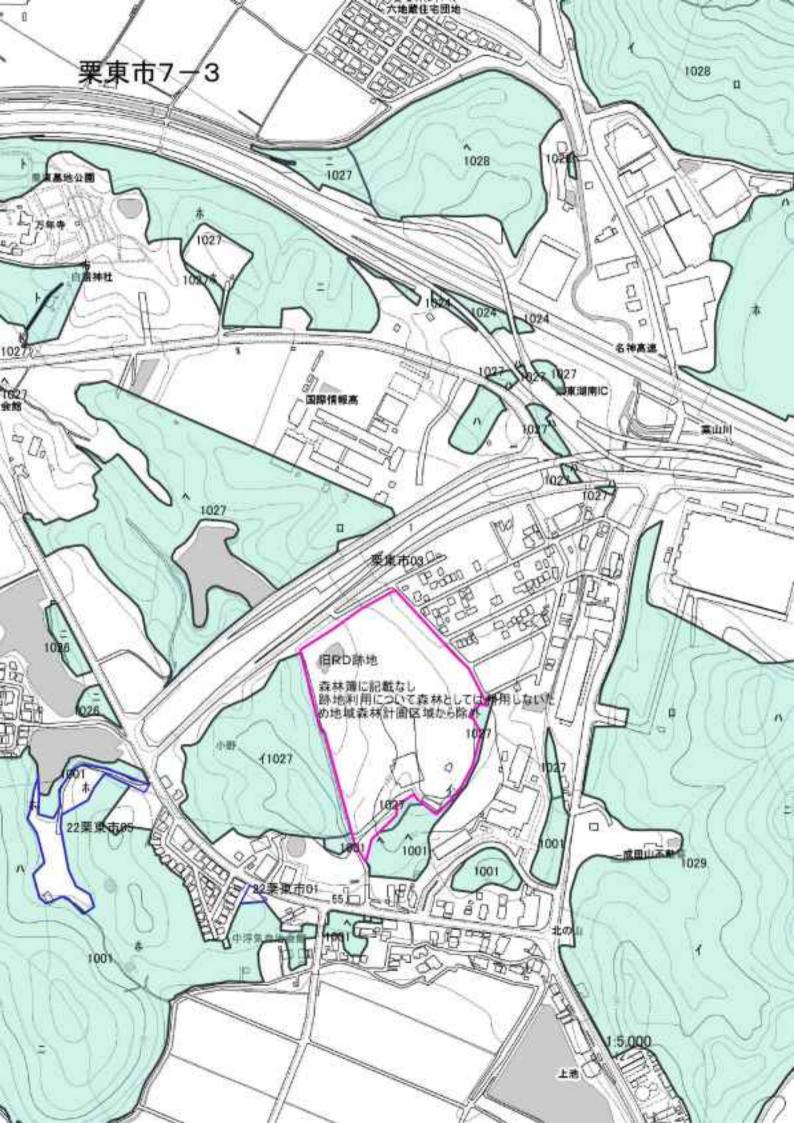


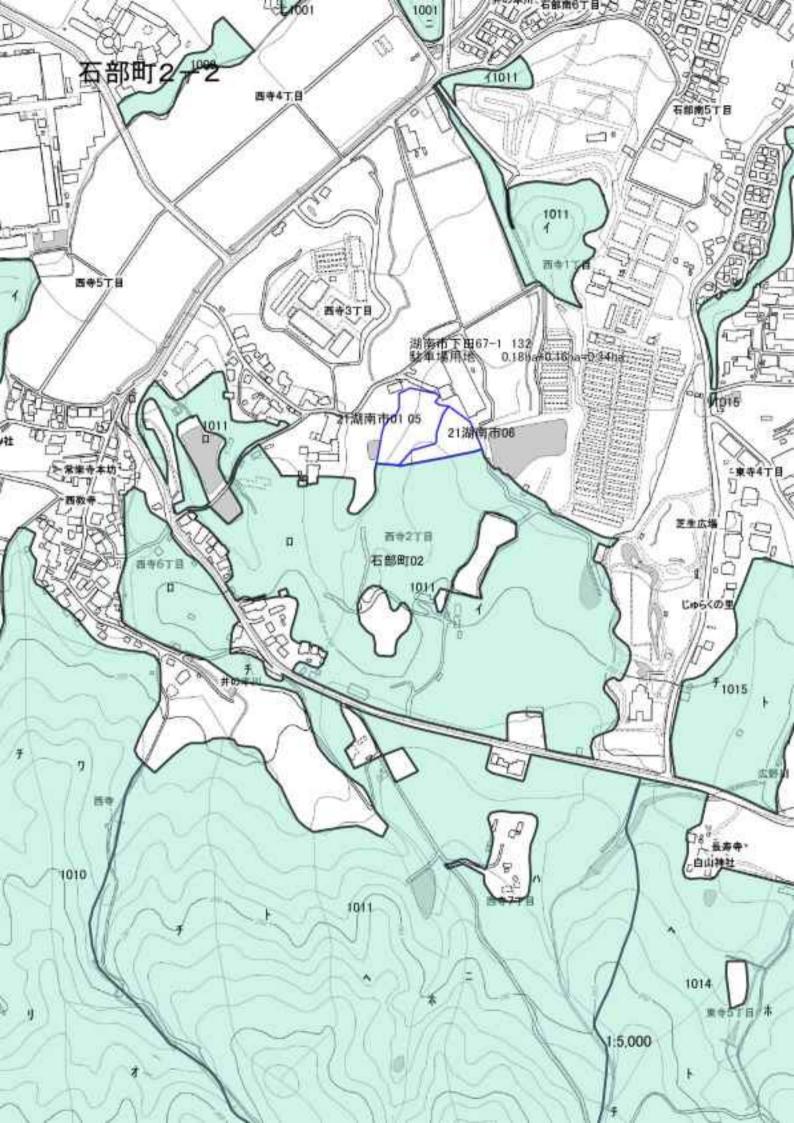


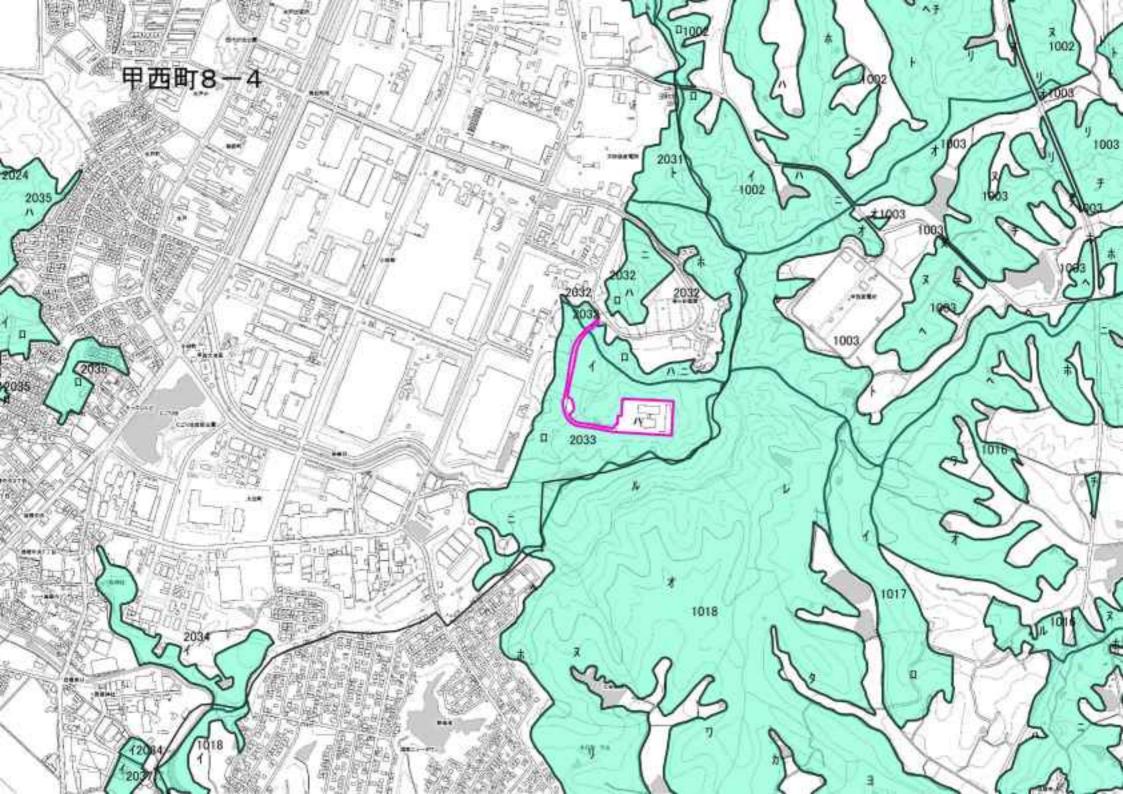


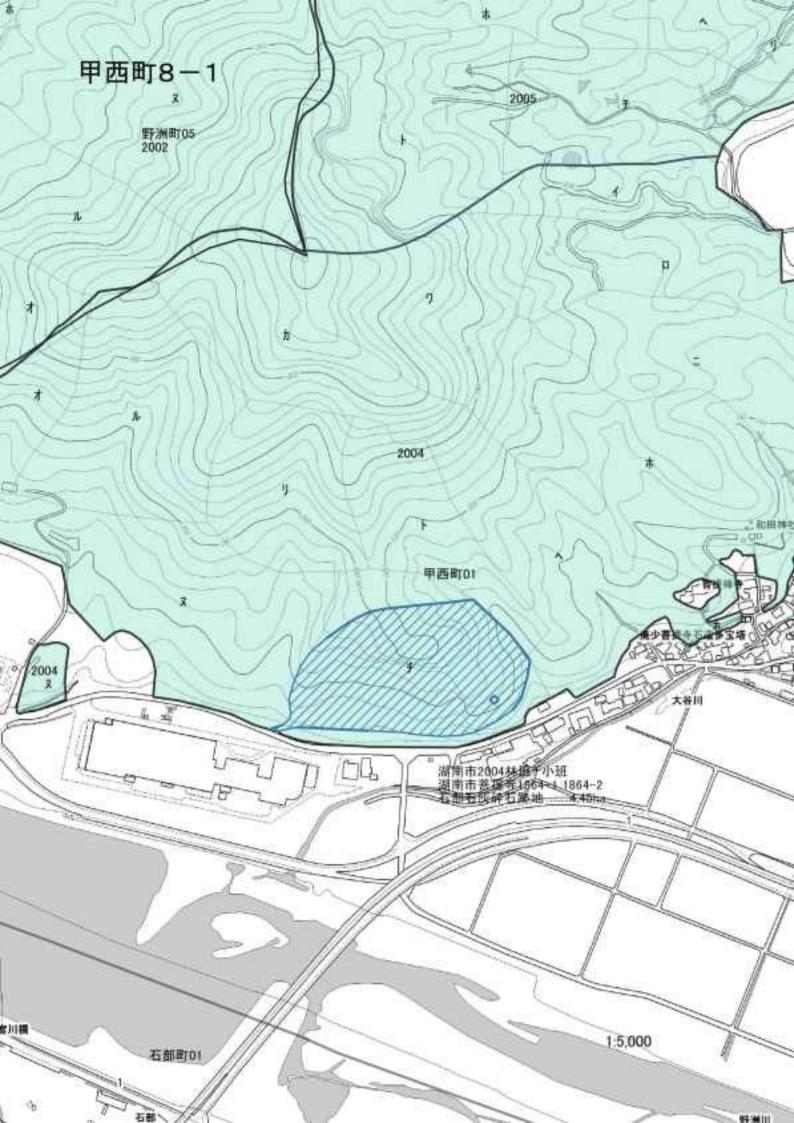


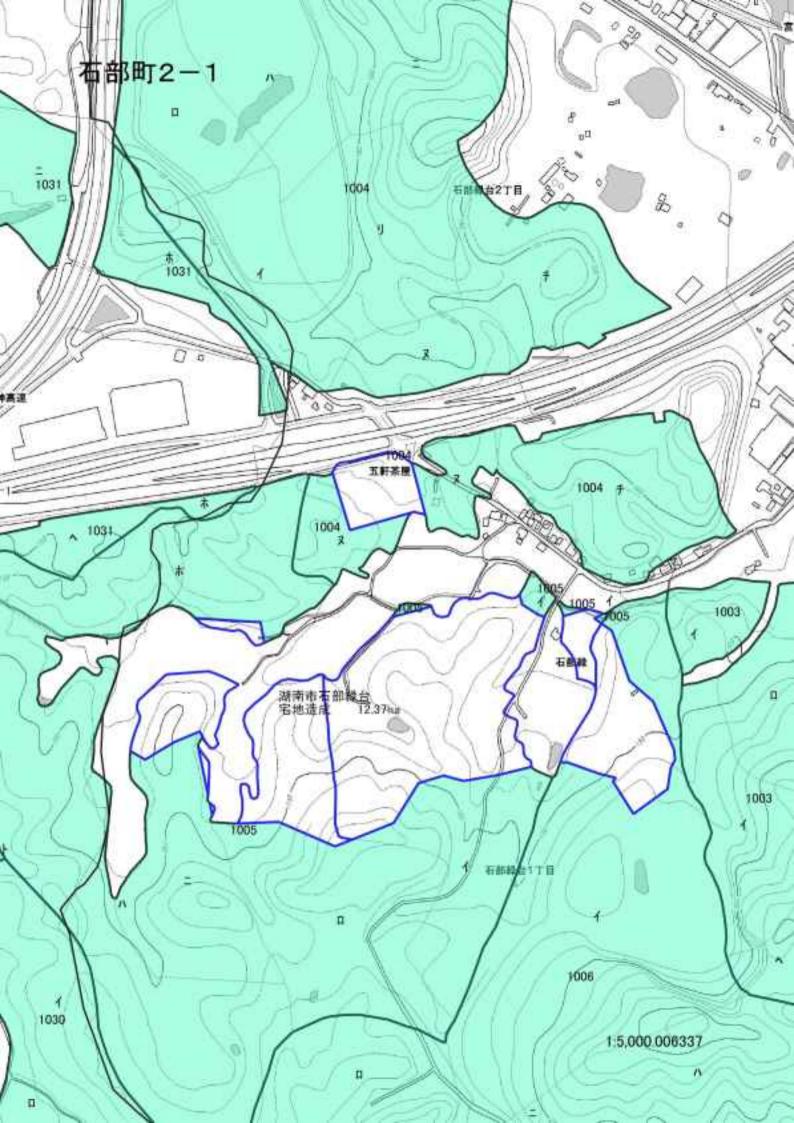












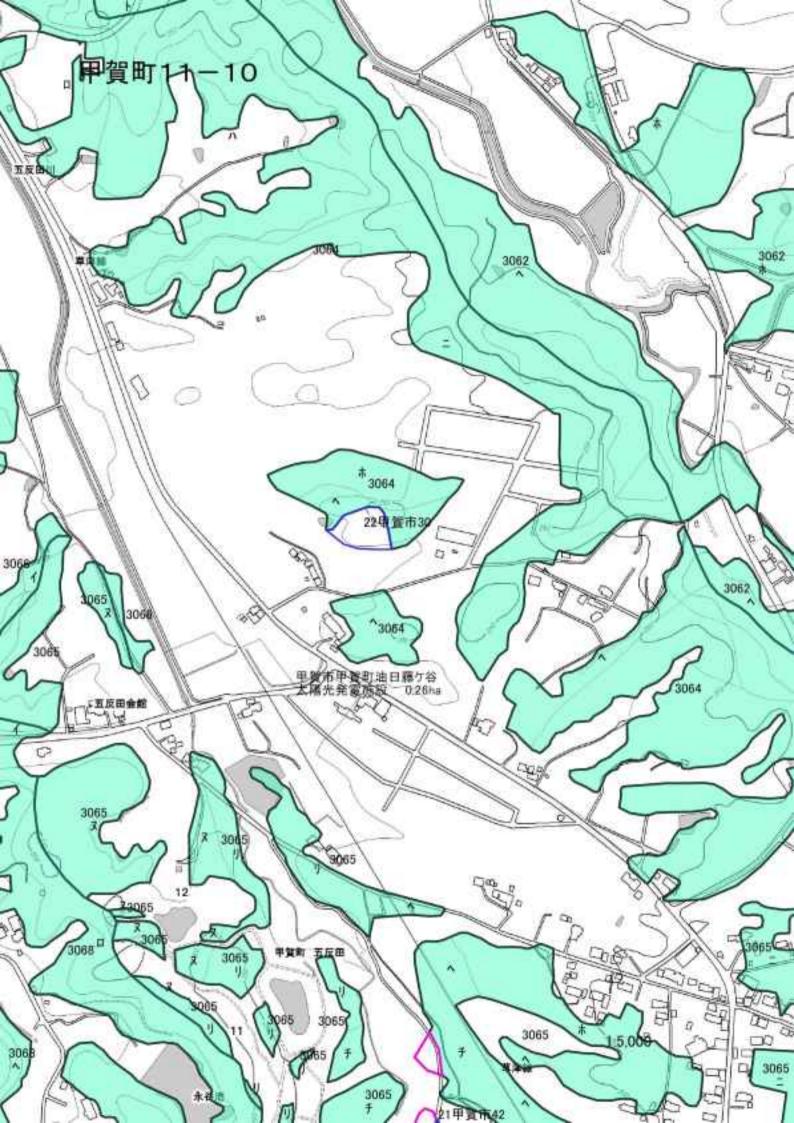


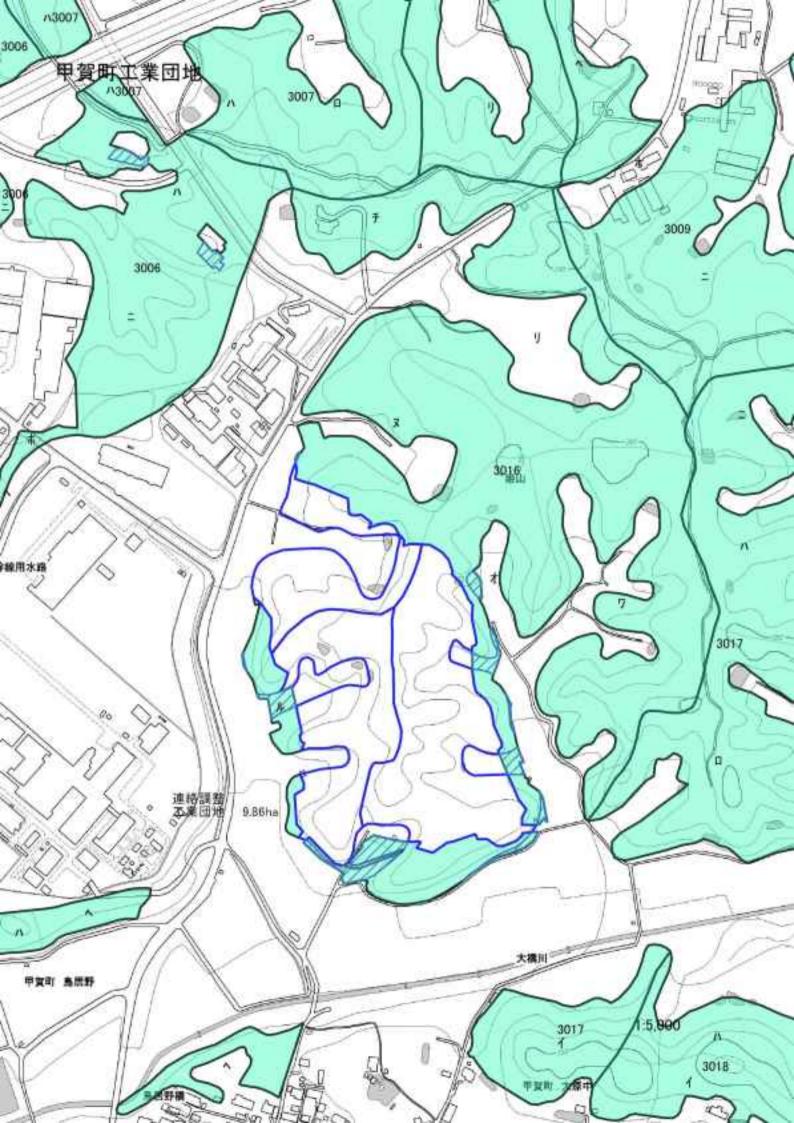


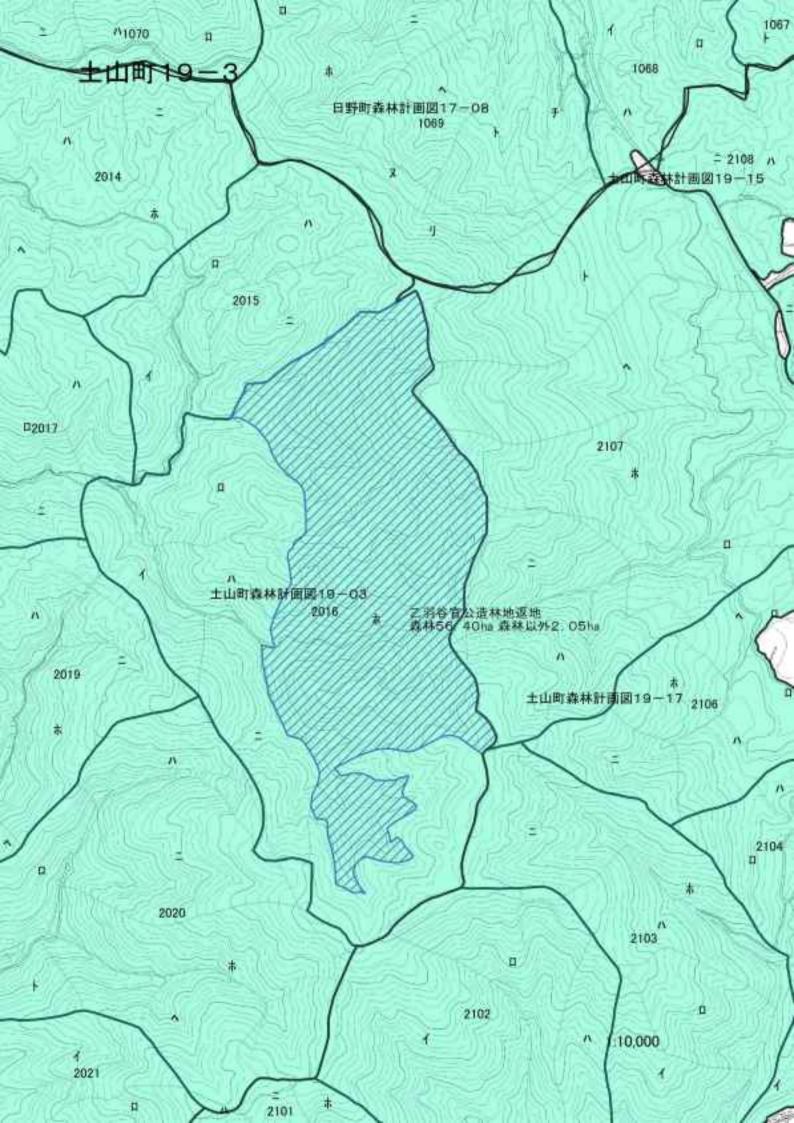




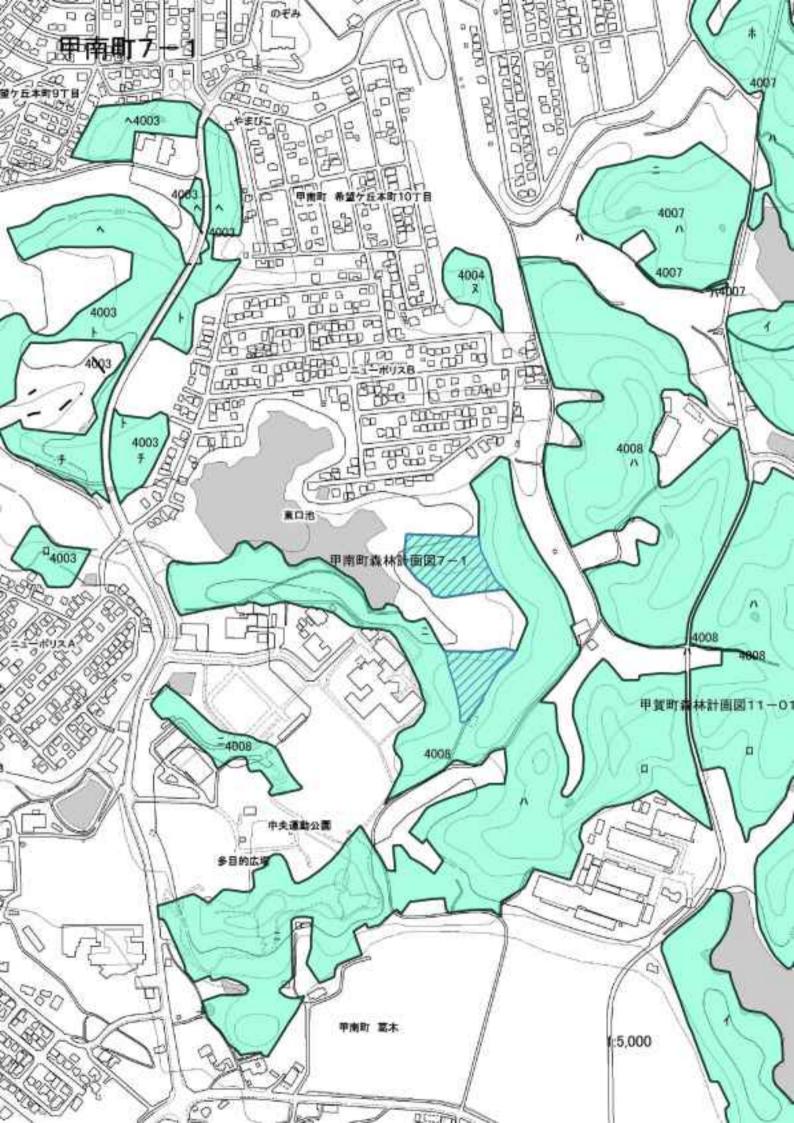


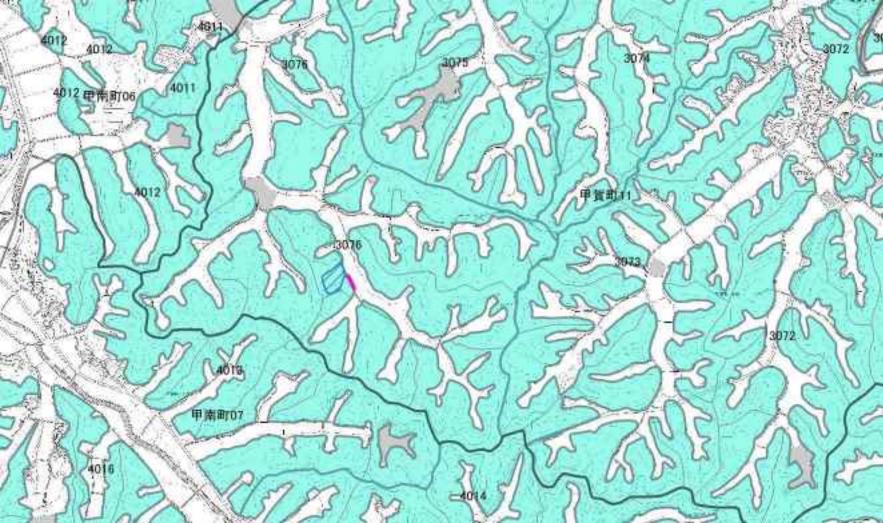


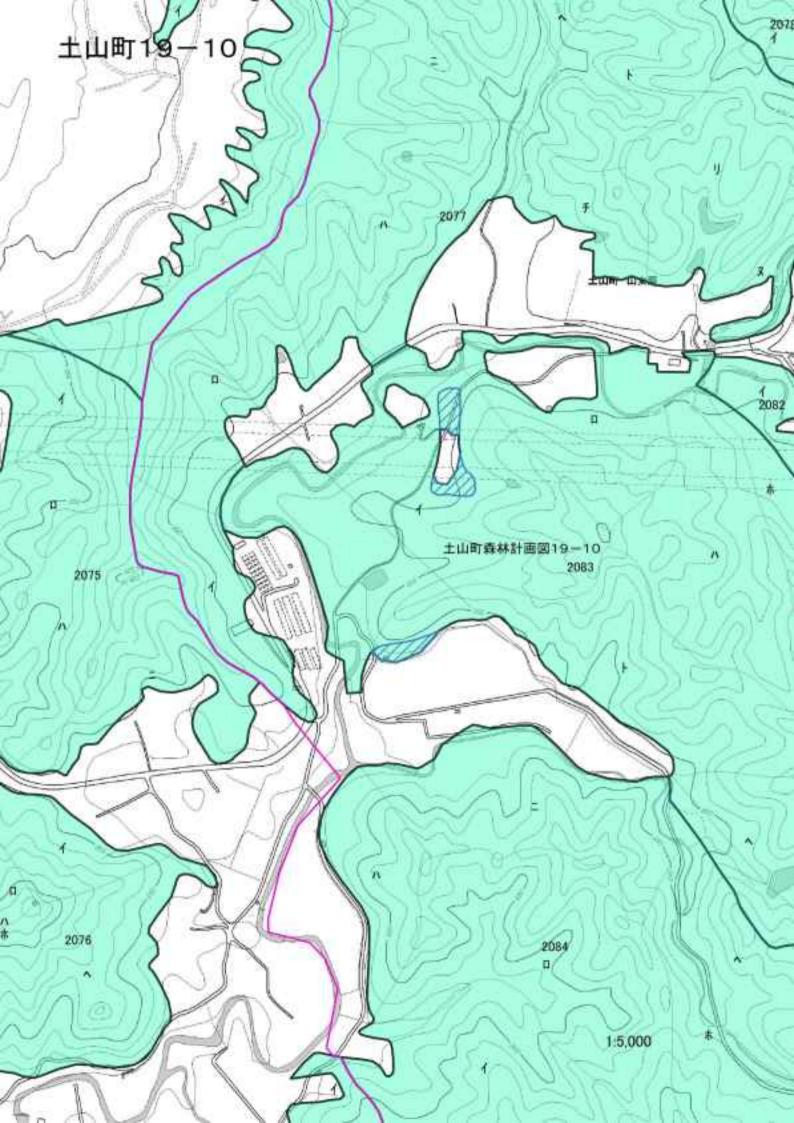




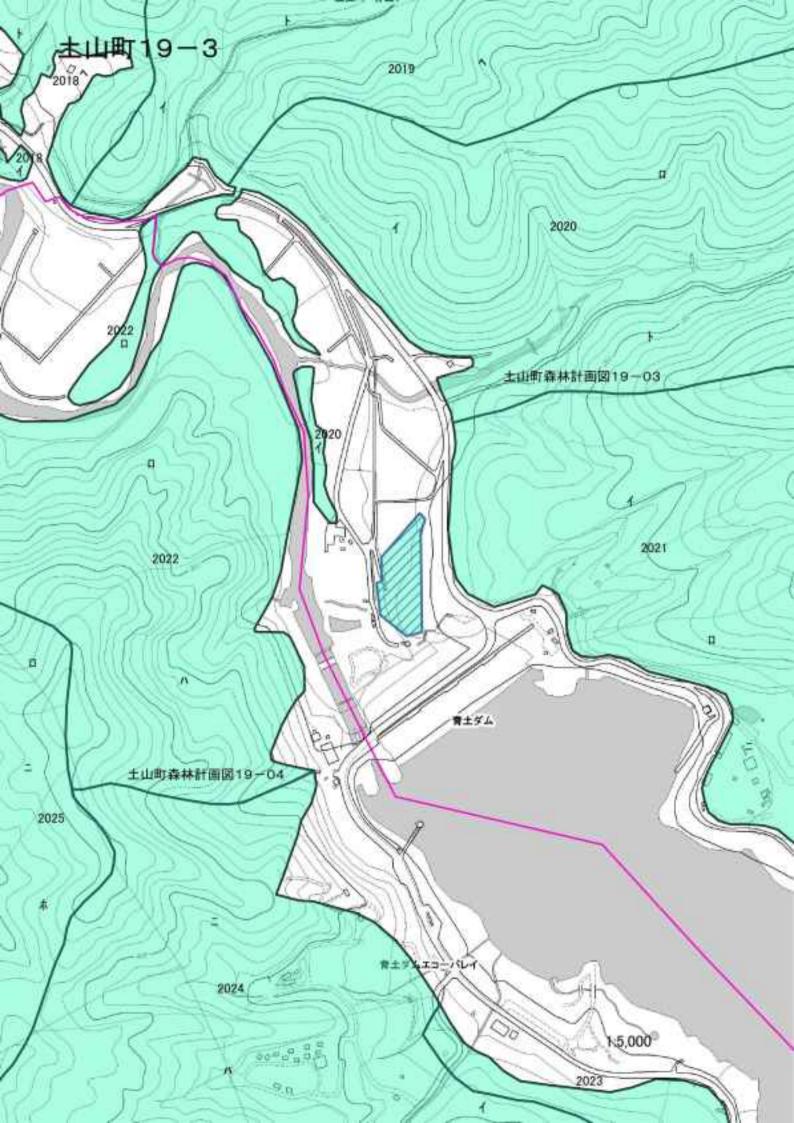


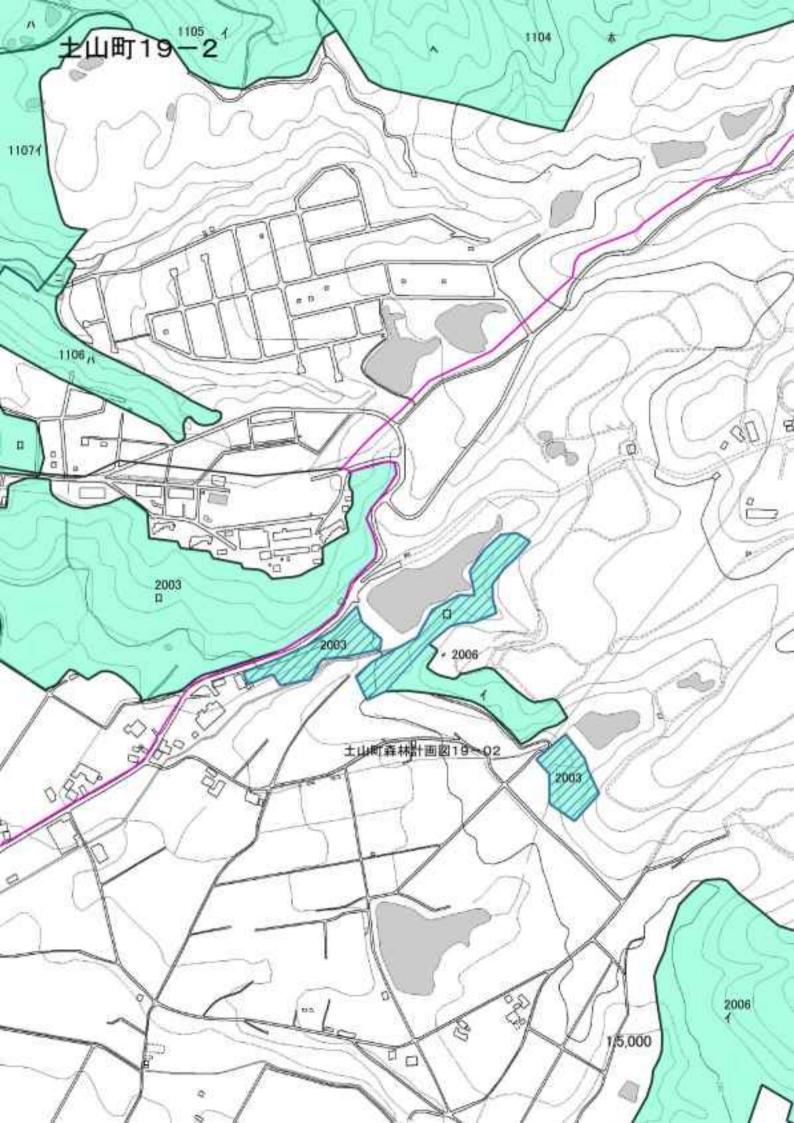


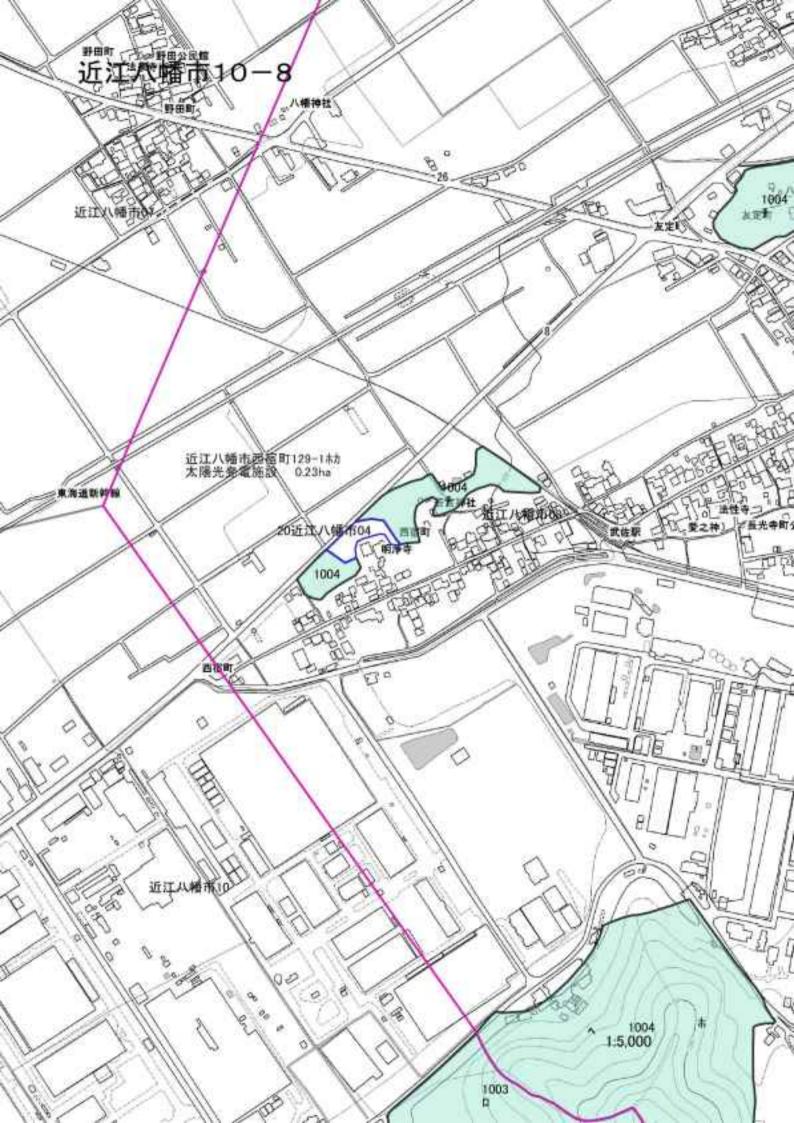




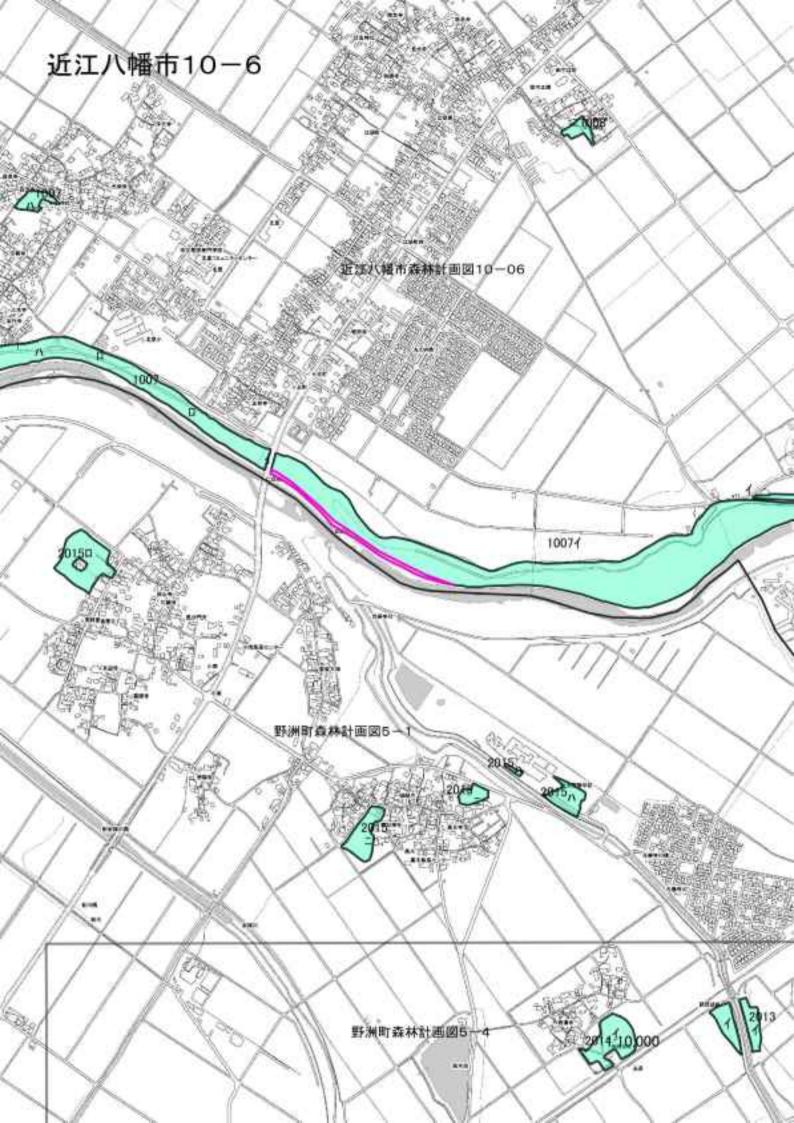


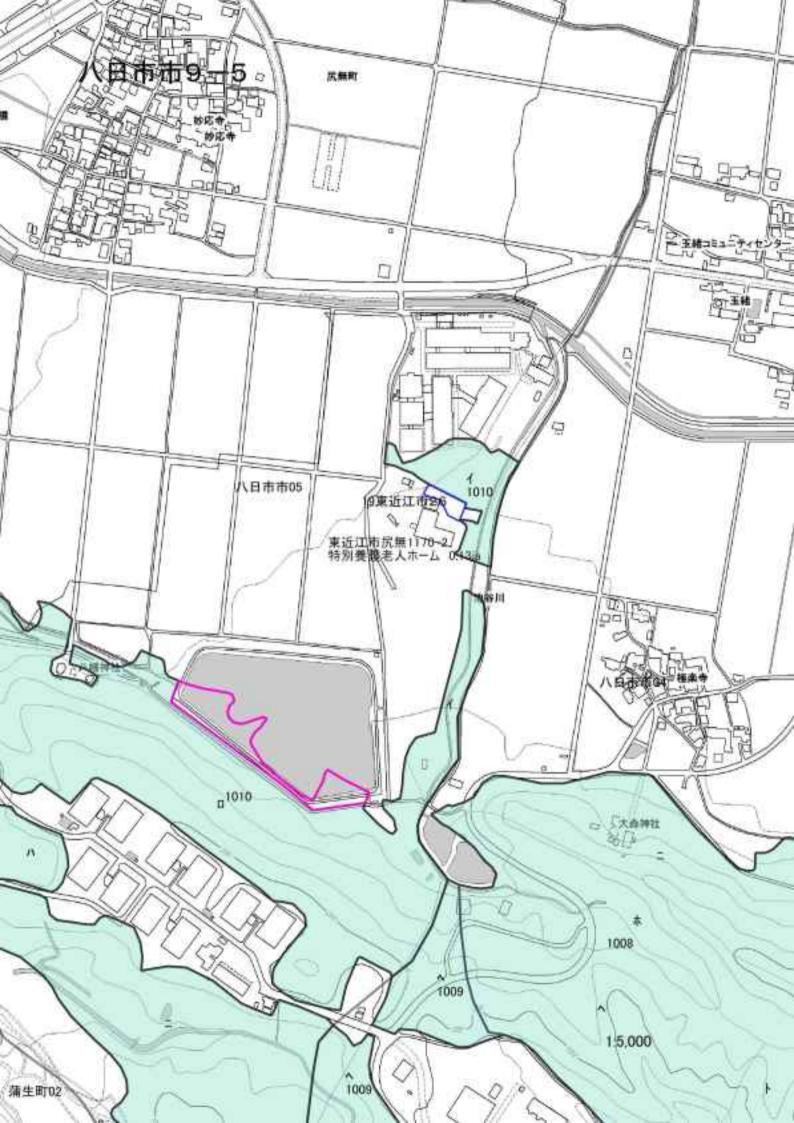




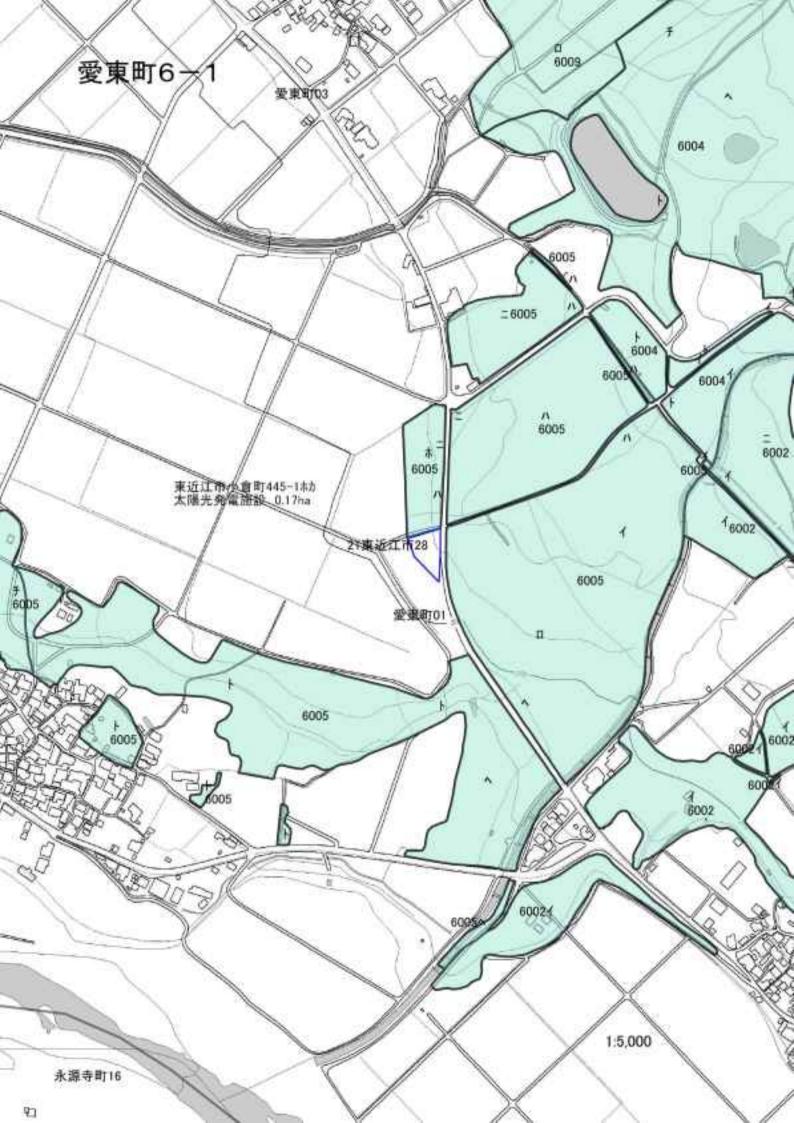


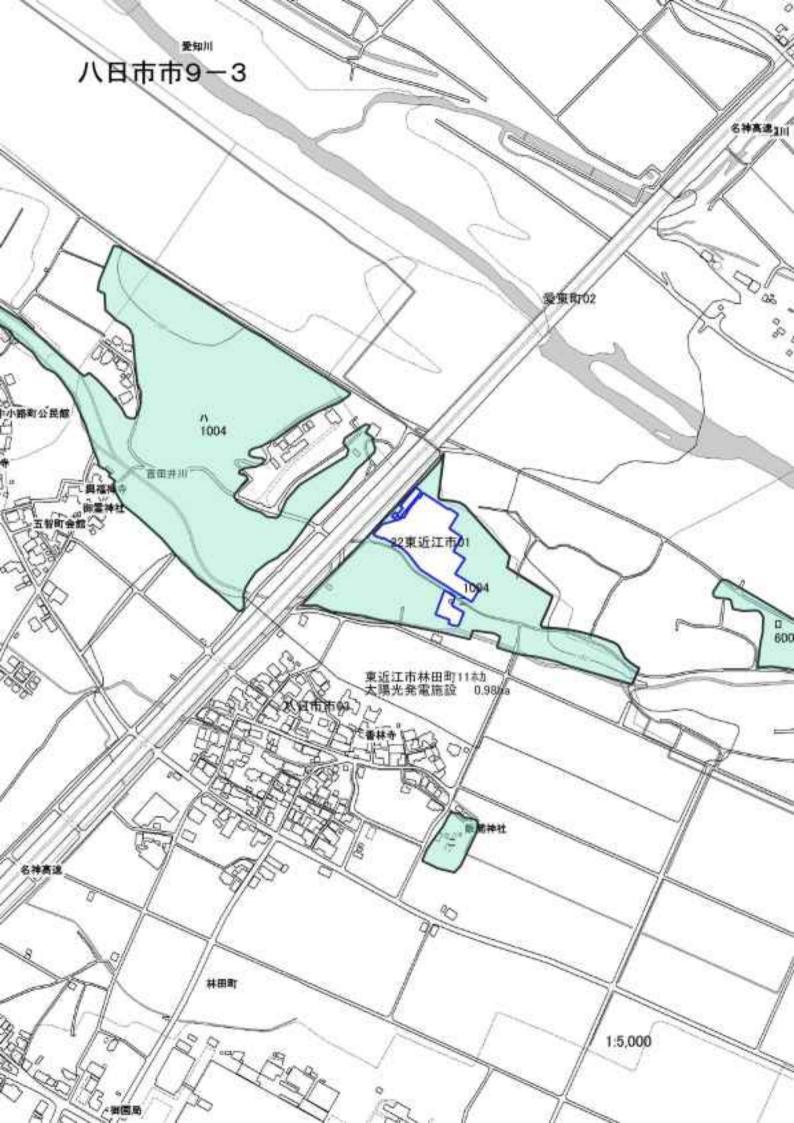




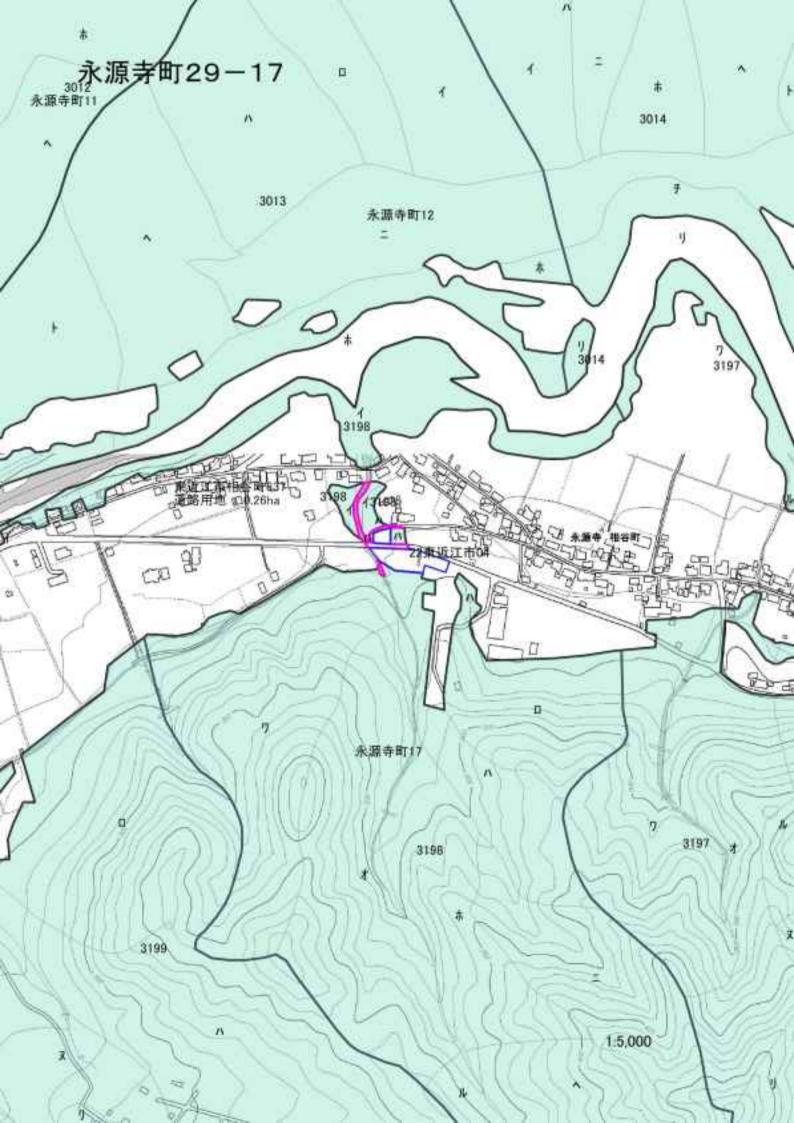


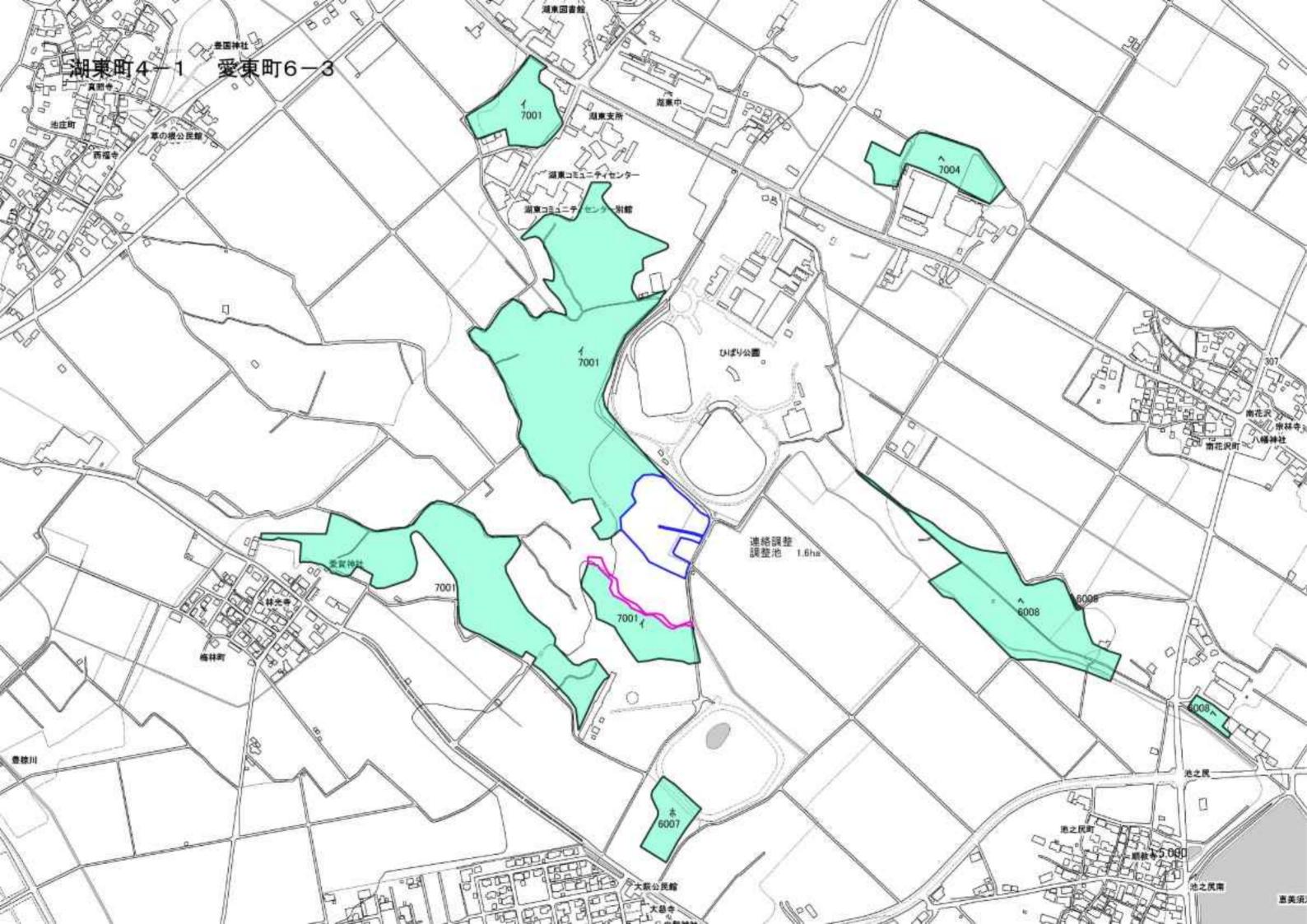






















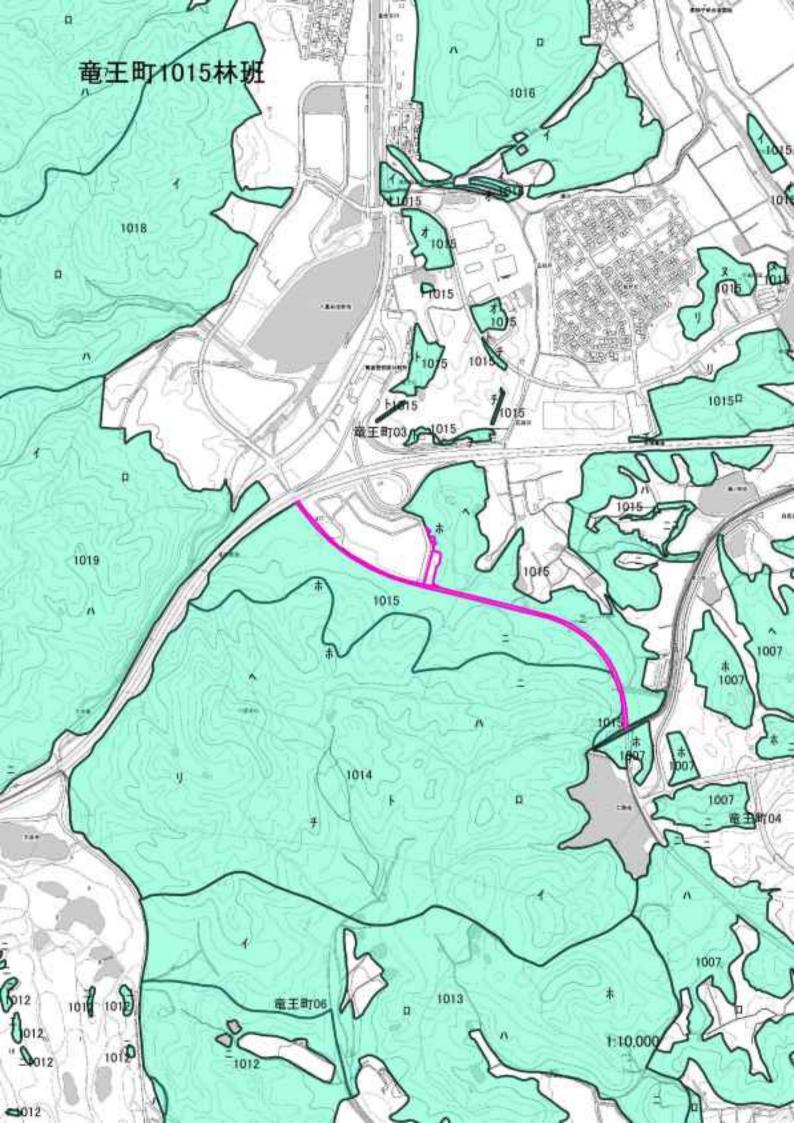












縦覧期間中の意見等 資料1-4

	項目	原文	意見	意見に対する対応
	II 第35(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	なお、林道等の開設に当たっては、自然条件および社会的条件が 良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に 効率的な森林施業等への対応を踏まえて推進する。	昨年改定された全国森林計画即して、以下追記して はどうでしょうか。 「なお、林道等の開設に当たっては、自然条件およ び社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層 林として維持する森林を主体に効率的な森林施業 や木材の大量輸送等への対応を踏まえて推進す る。」	型化などについては滋賀県森林審議会林政部会で現在検討中です。
	II 第31(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	特定苗木などの標準伐期齢の設定を検討されていらっしゃいました	たところであり、本計画にも列状間伐の推進に	
林野庁	Ⅲ 第36(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施 設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組み を推進するとともに、流通・加工コストの低減や供給体制の安定化 のために、一体的な木材加工や流通体制の整備や合理化を推進す ることとし、木材需給情報の提供や仕分け・ロットの取りまとめ、県 産材産地証明制度の取組を促進する。また、県産材の県内需要を 拡大していくために中小製材工場の連携・協業化による競争力の強 化と需要に的確に対応する製品の供給体制の整備を促進する。	組、供給体制の整備を促進することとされております。 全国森林計画P16「4森林施業の合理化に関する事項(4)木材加工流通体制の整備」では、合法的な伐採が行われるだけでなく、消費者が合法伐採木材等を選択できるよう、木材製造業等が使用する木材の合法性を確認する旨の記載をしており、これらの観点を盛り込むことが重要ですのでご検討されてはいかがでしょうか。	(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施設やでは、流気が出れるため、大質バイオマスを有効活用するためのに、流通・加エコストの低減や供給制の安定化のために、一体的な大人は、高速を備の取り組みを推進するとと体制の安定化のために、一体のないで、一体のないで、一体のないで、一体のないで、一体のないで、一体のないで、一体のないで、一体のないで、一体のないで、一体のないで、一体のないで、一体のないで、一体のないで、一体のないで、一体のないで、一体のないで、一体のないで、一体のは、一体ので、一体ので、一体ので、一体ので、一体ので、一体ので、一体ので、一体ので

その他 縦覧期間中の一般からの意見等はありません。

琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の見直しについて

現在県議会において、県産材の利用の促進に関する条例の制定に向け議論が進められており、この新たな条例案では具体的な施策等を規定する基本計画の策定が求められているところ。このため今回、琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)(以下「基本計画」)に、新たな条例案に基づく施策等を盛り込む改定を行う。

1 琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の概要

(1) 琵琶湖森林づくり基本計画の位置づけ

琵琶湖森林づくり条例第9条の規定に基づく計画(条例に示す理念を実効あるものとするための基本的な計画)。基本構想や部門計画と調和させるとともに、森林法に基づく地域森林計画と整合を図る。

(2)計画期間

令和3年度(2021年度)~令和12年度(2030年度)(10年間)

2 琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)見直しの方向性について

(1) 見直しの背景

- ・県産材の利用の促進に関する条例の制定に向けた議論
- ・ウッドショックなど市場の混乱への対応
- ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けた森林吸収源の確保
- ・第72回全国植樹祭開催を契機とした森林づくりや県産材利用に向けた機運の高まり

(2) 見直しの方向性案

- ・利用期を迎え充実する人工林資源への主伐・再造林による循環利用の一層の推進
- ・航空レーザ測量など詳細なデータやICTを活用するスマート林業の推進
- ・木材流通センターの機能強化を通じた県産材流通の効率化・競争力強化
- ・将来の県産材需要を見据えた県内製材工場のあり方の検討
- ・一般住宅、公共建築物をはじめ、民間建築物への活用による県産材需要の拡大
- ・空間活用など木材だけではない森林の価値の活用
- ・子供から大人まであらゆる世代に対する木育の推進、木材を利用する歴史、文化への理解の促進
- ・県産材の生産・加工・流通の各段階における人材の確保・育成等の推進 等

3 今後の取組予定

- 令和4年 12月 森林審議会に、基本計画見直しの諮問
- 令和5年 3月 琵琶湖・CO₂ネットゼロ対策特別委員会に基本計画見直しの方向性について 報告
- 令和5年 3月 ~令和5年5月 業界や県民等に対し意見交換等の実施
- 令和5年 4月 森林審議会(基本計画見直しの骨子案)
- 令和5年 6月 森林審議会(基本計画見直しの素案)
- 令和5年 7月 環境・農水常任委員会に基本計画(改定案)について報告
- 令和5年 7月 森林審議会から、基本計画見直しの答申
- 令和5年 8月 ~9月 県民政策コメント
- 令和5年 10月 環境・農水常任委員会に基本計画(改定案)修正について報告
- 令和5年 11月 基本計画(改定)について公表

琵琶湖森林づくり条例、県産材利用促進条例と琵琶湖森林づくり基本計画の位置づけ

条例

琵琶湖森林づくり条例

目的(第1条)

森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もっ て琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保

定義(第2条)

森林づくり、森林の多面的機能、森林所有者

基本理念(第3条)

6項目の基本理念について規定

責務(第4条~第8条)

県、森林所有者、森林組合、県民、事業者の責務 基本計画(第9条)

森林づくりに関する施策を総合的、計画的に推進するた めの基本計画の策定

(環境に配慮した森林づくり)

第10条 環境に配慮した森林施業等の推進

総合的かつ計画的な間伐対策

森林の適切な更新

倒木による被害を防止し、または軽減するため

の必要な措置

森林の土地の境界明確化の推進

共同施業、委託等による森林施業

鳥獣対策の推進

多様な主体による森林整備の推進

第11条 樹齢が特に高い樹木のある森林の保全

第12条 水源のかん養機能の維持および増進

(県民協働による森林づくり)

第13条 県民の主体的な参画の促進等

第14条 里山の保全の推進

第15条 森林づくりに関する組織の整備

第16条 びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源の

もりづくり月間 第17条 農山村の活性化

(森林資源の循環利用の促進)

第18条 県産材の利用の促進

県産材の生産、加工および流通の合理化

木育の推進

市町への情報提供、助言

第19条 森林資源の有効な利用の促進

(次代の森林を支える人材の確保、育成)

第20条 森林所有者の意欲の高揚等

第21条 森林組合の活性化

第22条 森林環境学習の促進

財政上の措置(第23条)、森林づくりの状況 の公表 (第24条)、規則への委任 (第25条)

琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)

基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づく りの推進

基本方針

琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支 えはぐくむ森林づくり

施策1

(多面的機能の持続的発揮に向けた森林づ < U)

- ▶ 適切なゾーニングに基づく森林づくり の推進
- ≫ 災害に強い森林づくりの推進
- ▶ 生物多様性の保全

施策2

(多様な主体との協働により進める森林・ 林業・農山村づくり)

- ▶ 多様な主体による森林づくりへの支援
- ▶ 森林の整備・林業の振興と農山村の活 性化の一体的な推進

施策3

(森林資源の循環利用による林業の成長産 業化)

- ▶ 活力ある林業生産の推進
- ▶ 県産材の加工・流通体制の整備
- ▶ あらゆる用途への県産材の活用
- ▶ ICT等を活用した林業・木材産業の 競争力強化

施策4

(豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり)

- ▶ 林業の担い手の確保・育成
- ▶ 次代の森林づくりを担う人々の理解の 醸成.

県産材利用促進条例 に基づく施策

※ 現基本計画の追加・拡充 を図る内容の案

第11条関連

- 主伐・再造林の促進
- ・ 機械化等の素材生産拡大 のための施策

第16条関連

• 県産材や森林資源の総合 的な利用の促進

第12条関連

- 県産材の加工・流通施設 の整備
- ・ 生産性や品質向上、流通 の円滑化のための施策

第13,14,15条関連

- 県の県産材の率先利用
- 公共建築物、民間非住宅 への県産材利用の促進
- 木質バイオマスの利活用 の促進

第17条関連

• 研究機関等と連携した新 製品等の開発の推進

第18条関連

林業・木材産業に関わる 人材の確保・育成

第19条関連

- ・ 木材利用に関する文化の 継承の推進
- 木育の推進

条例

県産材の利用の促進に関する条例

前文

琵琶湖森林づくり条例およびCO2ネットゼロ社会づくり推 進条例と相まって県産材の利用を促進することより、森林を 健全な姿で未来に引き継ぐ

目的(第1条)

県産材の利用の促進に関する施策の推進により、森林の多面 的機能の発揮に重要な役割を果たしている林業・木材産業の 持続的な発展と木材の利用に対する意識の高揚を図る

定義(第2条)

県産材、森林の多面的機能、森林所有者、林業事業者、木材 産業事業者、関係事業者

基本理念(第3条)

6項目の基本理念について規定

責務・役割(第4条~第9条)

県、林業事業者・木材産業事業者の責務および森林所有者、 関係事業者、県民の役割

基本計画(第10条)

施策の基本的な考え方や具体的な施策、目標を定めた基本計 画の策定

(川上)

第11条 県産材の安定供給の促進 主伐・再造林の計画的実施、高性能林業機械の導入等

(川中)

第12条 県産材の加工および流通の体制の整備 必要な施設の整備、生産性や品質向上の取組のための 支援、流通の円滑化のための環境の整備

(川下)

第13条 県の県産材の利用

公共建築物の整備は県産材を利用

第14条 建築物(民間)における県産材の利用の促進 先進的な技術の普及、新築や改築等における県産材利 用への支援、市場に関する調査研究等

第15条 木質バイオマスの利用の促進

第16条 森林所有者等による事業の多角化および高度化 等への支援

第17条 新製品等の研究開発の促進

(人材の確保・育成)

第18条 人材の確保および育成

林業・木材産業を担うべき人材

建築物の設計など県産材の利用の促進に寄与する人材

(社会的気運の醸成等)

第19条 県民の理解および関心の増進ならびに社会的気 運の醸成

木材を利用する文化を伝承する活動への支援 県産材との触れ合いの機会の提供等

財政上の措置(第20条)

地域森林計画

基本計画と整合

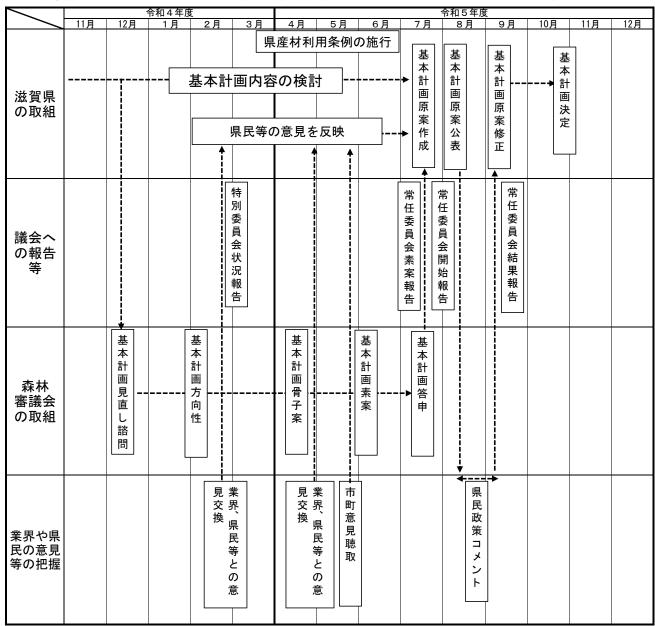
(森林法第5条)

全国森林計画に即する

都道府県の森林関連施策の方向

伐採・造林・林道・保安林の整備の目標等

琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)見直しに向けたスケジュール(案)



第138回 滋賀県森林審議会

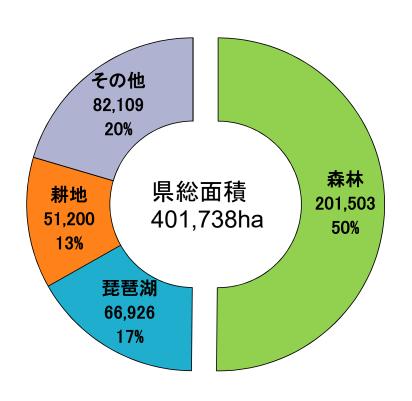
滋賀県の森林・林業における 現状と課題について

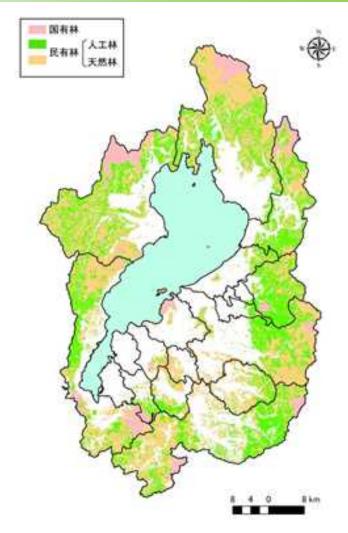
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

滋賀県の森林の状況

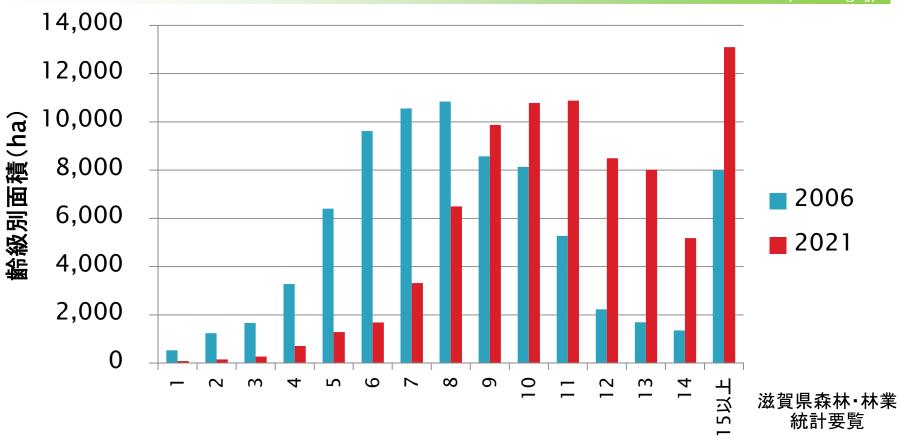
www.pref.shiga.jp

滋賀県の約半分は森林 (琵琶湖の約3倍)





人工林の齢級別面積(民有林)



- ・森林資源は本格的な利用期に入っている。(主伐による利用が可能な10齢級以上の森林が70%)
- ・主伐・再造林が減少したこと、また第1期計画では長伐期化を推進したこと等により、高齢化が進行している。

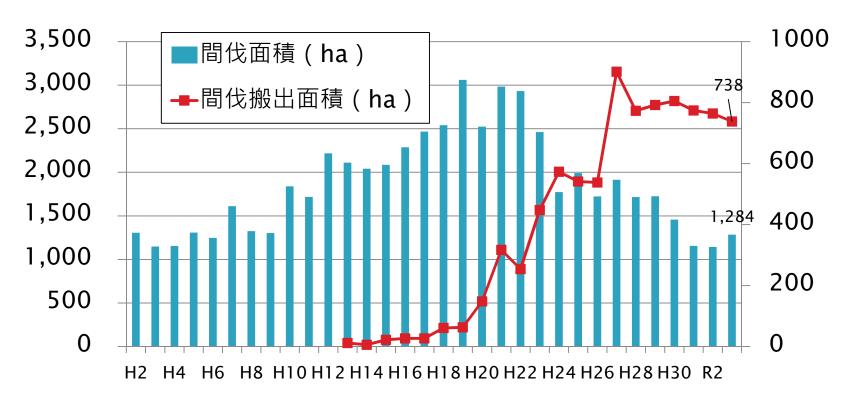
www.pref.shiga.jp

人工林蓄積量の推移



- 滋賀県森林・林業統計要覧
- ・人工林蓄積量は毎年20万m3以上増加しているが、近年は増加量が鈍化している。
- ・蓄積量増加の範囲で、環境に配慮しつつ適切に活用していくことが必要である。

間伐実施面積、利用間伐面積の推移www.pref.shiga.jp



滋賀県森林・林業統計要覧

[・]近年は成熟期を迎える林分が増加し、間伐材を資源として活用する利用間伐が増加した 結果、間伐面積全体では減少し、年1,300ha前後で推移している。

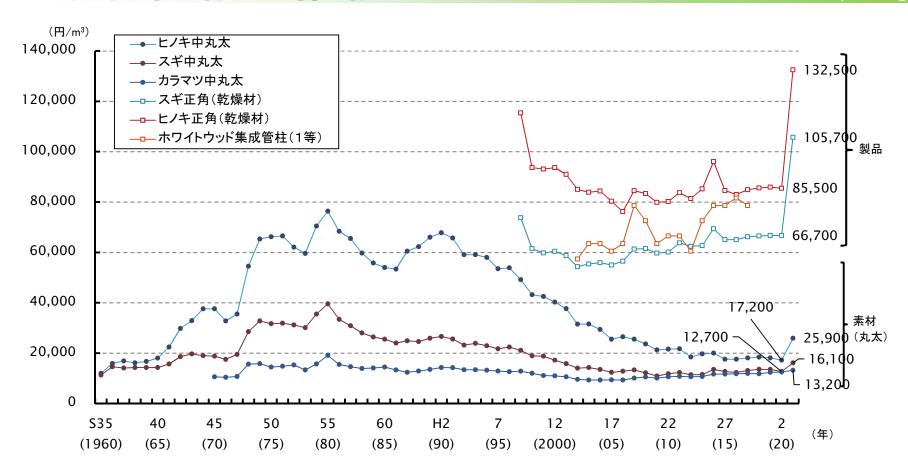
作業道開設延長の推移

www.pref.shiga.jp



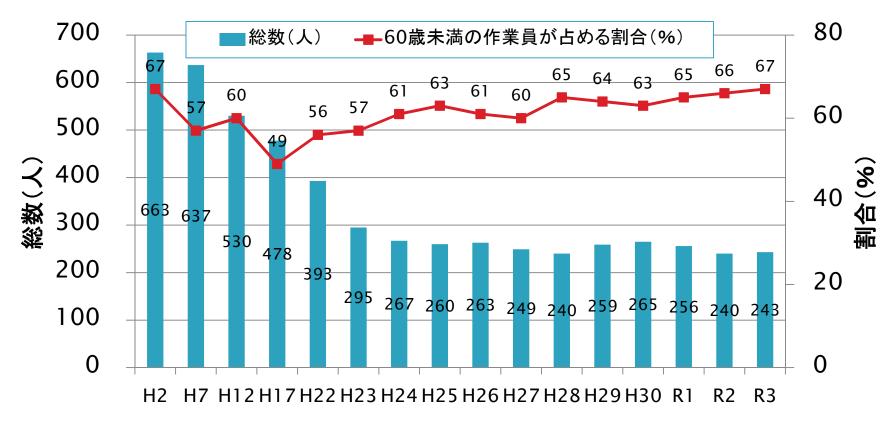
・路網整備により、適切な森林整備や低コスト施業に貢献。

木材価格の推移(全国)



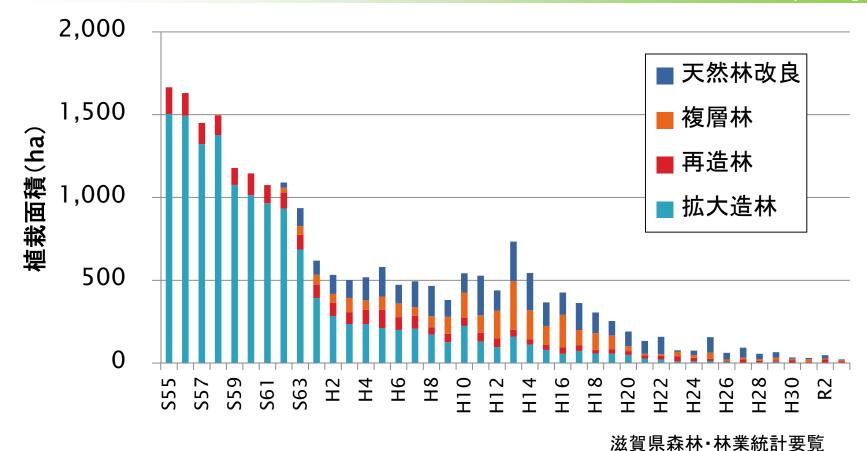
・素材価格や製品価格は近年安定していたが、R3年度はウッドショックの影響により素材・製品ともに価格が上昇した。

林業就業者の推移 www.pref.shiga.jp



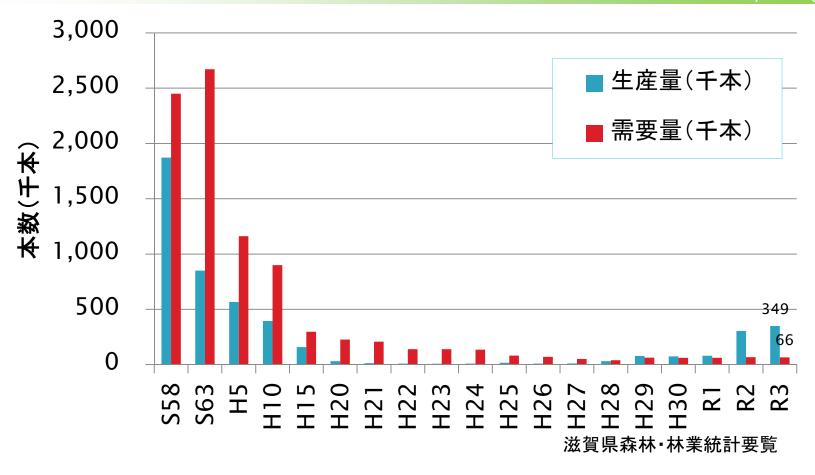
滋賀県森林・林業統計要覧

林業就業者は長期にわたり減少しているが、若年労働者の割合は増加傾向。



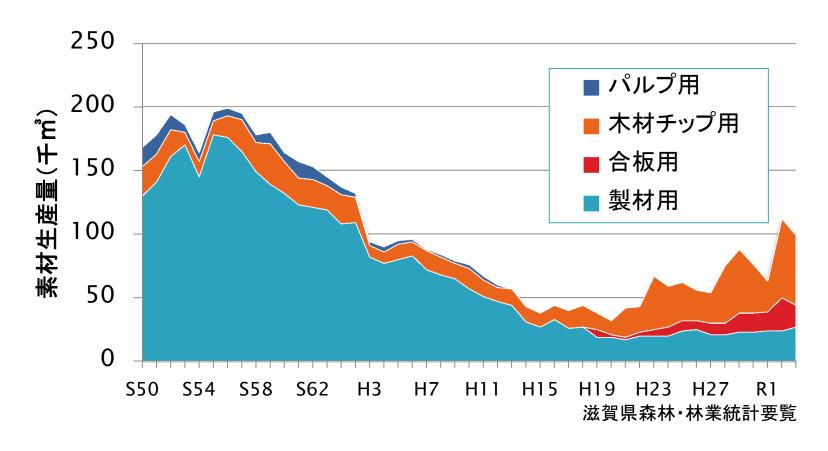
- ・造林面積は年々減少し、近年は30ha前後で推移。
- 持続的な資源利用する視点から、適切な更新を行い、林齢構成を平準化していくことが求められている。

山行用苗木需給状況



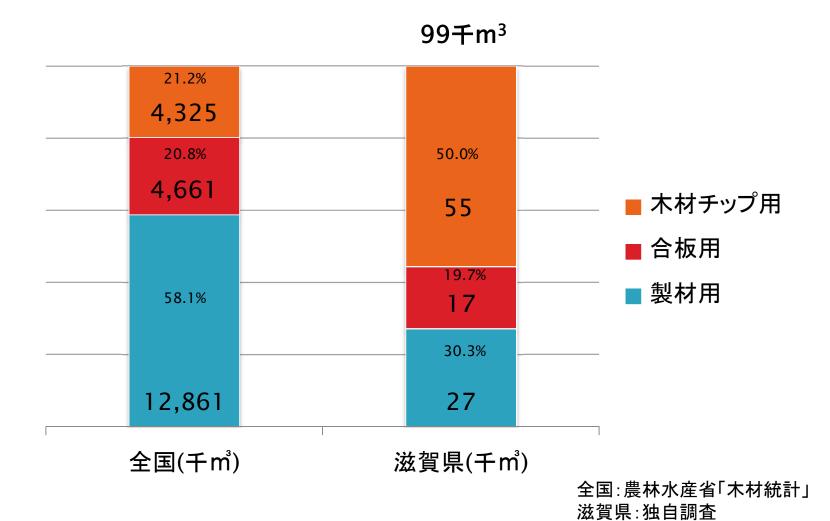
- ・ 造林面積の減少に沿って苗木の生産量、需要量も低迷していたが、近年生産量は増加している。
- ・全国的には主伐・再造林が促進されていることもあり、県内の苗木は県外で消費されている。

需要部門別素材生産量の推移

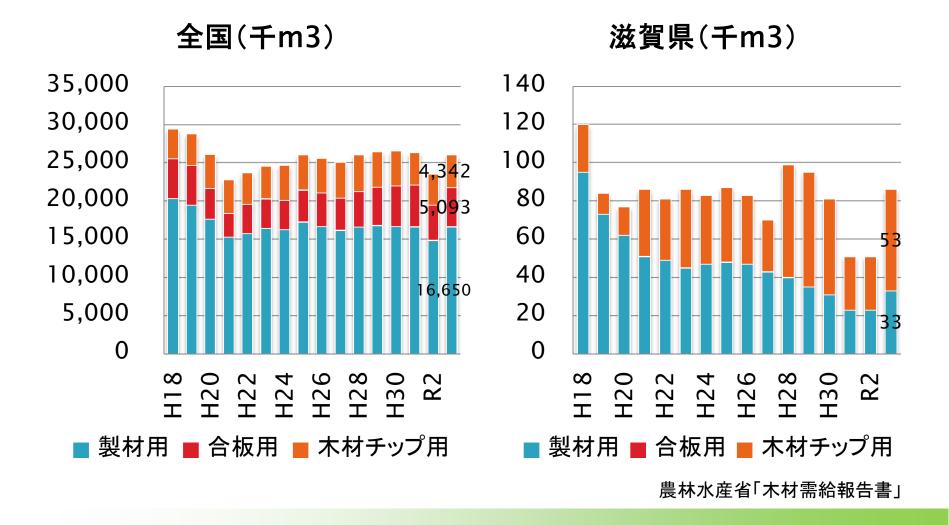


- ・素材生産量は近年、森林資源の成熟や搬出間伐の増加に伴い、増加傾向
- ・需要先別では、チップ用材、合板用材を中心に増加している。

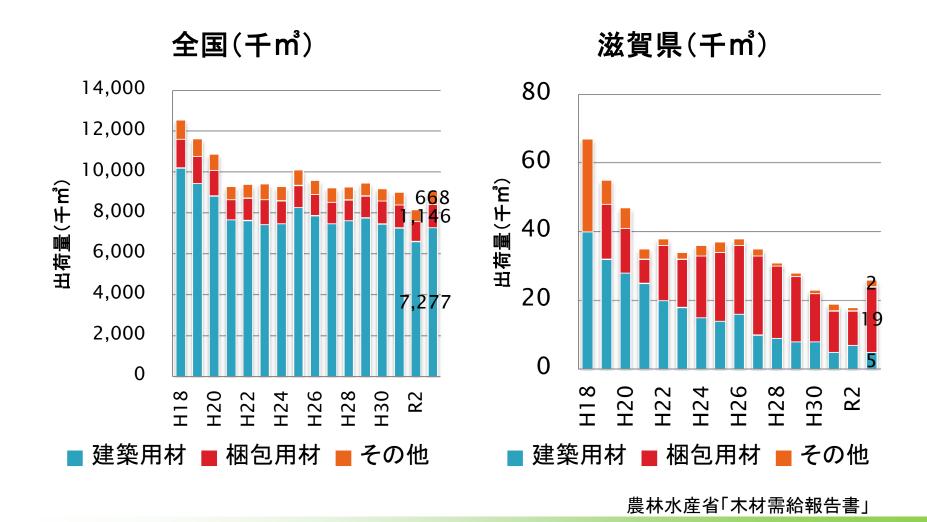
需要部門別素材生產量(R3)



主要部門別素材需要量の推移

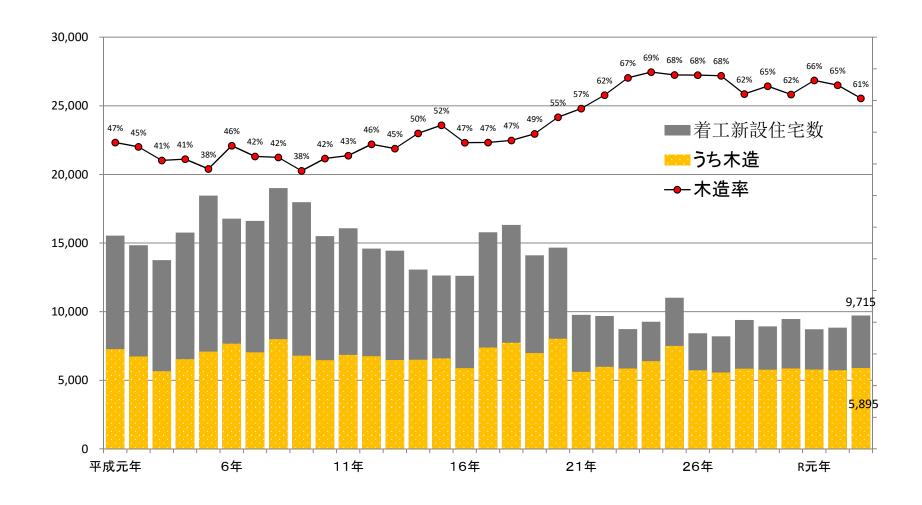


用途別製材品出荷量の推移



www.pref.shiga.jp

着工新設住宅数の推移



木材生產·流通·需給構造(R3)

www.pref.shiga.jp

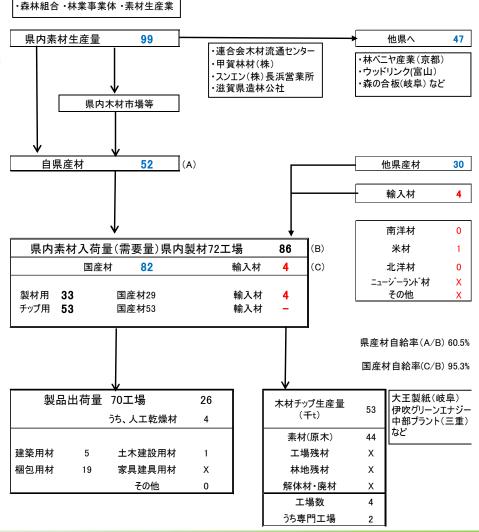
(農林水産統計「令和3年木材統計」R4.6公表)

単位:千m3

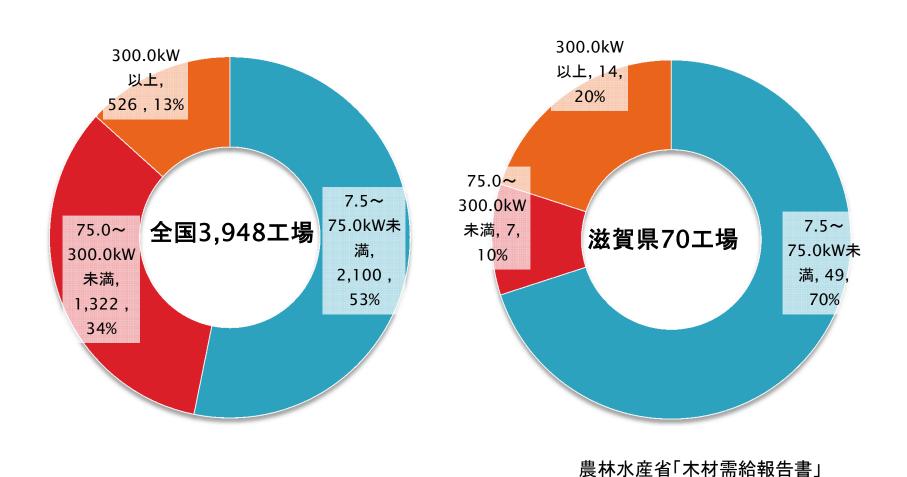
*表示方法: 0.4未満はO、無しは-、非公表×

素材生産量は県独自調査

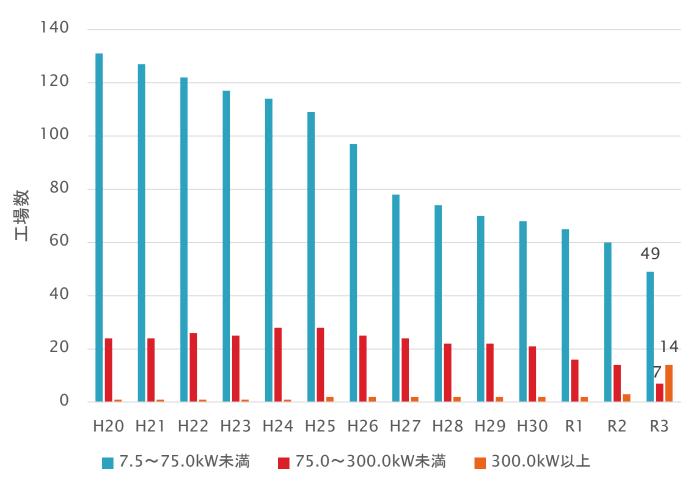
県内素材生産量			99
樹種別		用途別	
スギ	48	製材用	27
ヒノキ	22	合板用	17
マツ	1	木材チップ用	55
その他	-		
広葉樹	28		



製材工場数の出力階層別構成割合(R.3.)



県内製材工場数の推移



木材乾燥機を保有する製材業者一覧 www.pref.shiga.jp

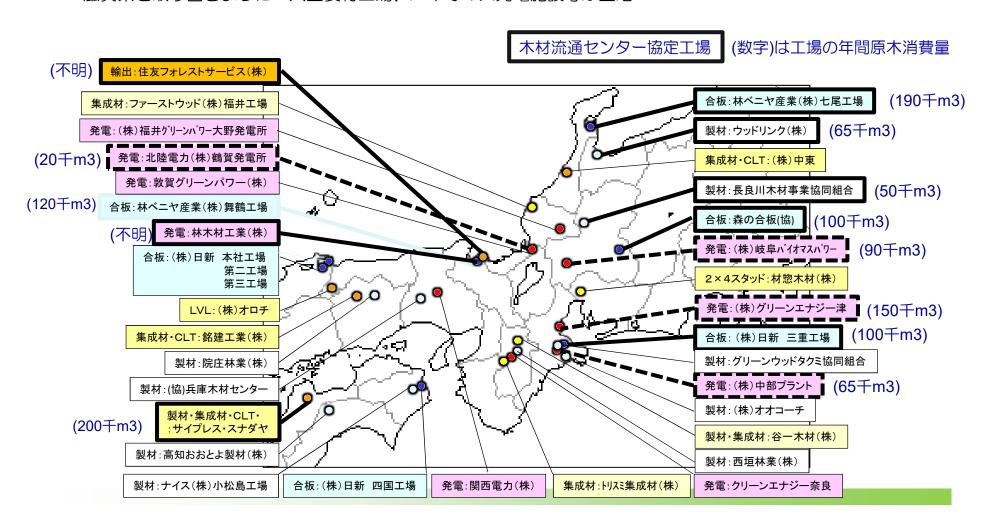
			稼働年月	出荷実績					
製材業者名	所在地	乾燥機		H30		R1		R2	
				国産材	外材	国産材	外材	国産材	外材
(株) (共本) 语	 	蒸気式1室 15m3	H22/4月	110		100		140	
(株)伊藤源 	大津市衣川三丁目2-37	その他1室 25m3		116	-	138	_	148	-
滋賀中央森林組合 (土山工場)	甲賀市土山町北土山361	蒸気式2室 30m3	H23/4月	28	_	91	-	0	-
(株)滋賀原木	彦根市西沼波町175-1	蒸気式1室 16m3	H25/4月	77	0	62	0	76	0
鳥居木材(株)	長浜市加田町1560	蒸気式1室 12m3	H28/4月	150	0	200	0	200	0
(有)白谷製材	米原市伊吹954-3	蒸気式3室 40m3	H23/4月	600	-	730	-	600	-
丸和産業(株)	東近江市上平木町2396-1	燻煙式1室 10m3	H25/4月	27	-	25	_	25	-
田辺工業(株)	長浜市東上坂町1121	除湿式1室 20m3		170	20	100	20	100	20
(A) -1-11 (14)	長浜市法楽寺町岡山150	蒸気式2室 30m3	H27/4月	4 000			400	200	
谷一木材(株)		除湿式3室 45m3		1,003	83	1,190	109	300	0
			合計	2,171	103	2,536	129	1,449	20

蒸気式	10室
除湿式	4室
その他	2室

滋賀県周辺の木材加工工場等の状況

www.pref.shiga.jp

滋賀県を取り囲むように
大型製材工場、バイオマス発電施設等が立地



びわ湖材を使用した住宅の助成戸数www.pref.shiga.jp

・地球温暖化と木材の地産地消を進めるため、びわ湖材を使用した一戸建て住宅の新築や耐震改修等を支援



- ▶木製品の導入
 - ・木製備品の購入支援
- あらゆる用途への木材 利用
 - 公共施設、住宅や民間施設などへの県産材利用拡大
- トその他
 - 。びわ湖材利用の研究開発





対応すべき課題

▶ 見直しの方向性

- 利用期を迎え充実する人工林資源への主伐・再造林による循環利用の一層の推進
- ∘ 航空レーザ測量など詳細なデータやICTを活用するスマート林業の推進
- 木材流通センターの機能強化を通じた県産材流通の効率化・競争力 強化
- 将来の県産材需要を見据えた県内製材工場のあり方の検討
- 一般住宅、公共建築物をはじめ、民間建築物への活用による県産材需要の拡大
- 森林空間活用など、木材だけでない森林の価値の活用
- 子供から大人まであらゆる世代に対する木育の推進、木材を利用する歴史、文化への理解の促進
- 県産材の生産・加工・流通の各段階における人材の確保・育成等の推進

しが木育指針(素案)の概要























資料3-1

第1章 木育に取り組む背景

1 滋賀の森林

人工林の多くが利用期を迎えており森林の持続的な循環利用が必要である

2 森林の役割

森林の持つ多面的機能の中でも「CO2ネットゼロ」への期待が高まりつつある

3 滋賀の木づかいの文化

本県には長い間自然との関わりの中で育んできた木づかいの文化がある

- 4 指針の位置づけ
 - (1) 琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)

様々な世代を対象に段階的に木育を推進する

(2) 第四次滋賀県環境学習推進計画

多面的な機能をもつ森林づくりへの社会にむけた環境学習を推進する

- 5 全国の状況
 - (1) 国の取組…「森林・林業基本計画」の中で木育の推進を明記している
 - (2) 県の取組…北海道をはじめ多くの県で木育に取り組んでいる
- 6 SDGs (持続可能な開発の目標)等の達成に向けた取組
 - (1) SDGs…ゴール4, 6, 12, 13, 15 に関連
 - (2) MLGs…ゴール3~5,7,9,10,13 に関連

第3章 滋賀県のこれまでの木育に関連する取組と課題

1 滋賀県のこれまでの木育に関連する取組

- (1)森林環境学習「やまのこ」(H19~) 県内の小学4年生が森林で体験活動
- (2)ウッドスタート支援(H27~H30) 乳幼児等に木製玩具を贈呈する市町を支援
- (3)ウッドスタート宣言(H29) 東京おもちゃ美術館との共同宣言
- (4)木育イベントの開催 (H30~) 県内各地で木育製品に触れ合えるイベント

(5)木育製品の貸出(R2~)

県内の希望する施設に木育製品を貸出

- (6)しが自然保育認定制度(R2~)
 - 森林環境学習のすそ野を広げる
- (7)木育講座の開催(R3~)
- 木育への理解を深めるための講座を開催
- (8)木育ビジネス化への支援(R3~) 継続して取り組める木育活動への支援

2 滋賀の木育の課題

(1)木育の認知度が低い

木育を広く周知する取組の促進が必要

(2)木と森林や文化との結びつきが不十分

木との触れ合いから森林や文化への関心や 学びへのつながりが不十分

(3)木育の伝え手の不足

木育を支える伝え手が不足している

- (4)木製品が身近な存在でない
 - 昔に比べて生活の中で木製品が使われない
- (5)継続性のある木育

木育を広めるためには企業や団体と連携 した継続的な取組も必要

第2章 滋賀県の木育[しが木育]

1 滋賀の「木育」とは

「しが木育」…子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて、木 材への親しみや森林・木の文化への理解を深めながら木材利用の意義を 学び、木とともに豊かな心を育み木を生活に活かす取組

2 しが木育で目指す姿

- ▶ 子どもから大人まですべての県民が、それぞれの段階に応じて「木」とともに生活するこ とにより豊かな人生を送っている
- ▶ 県民それぞれの「木」との触れ合いが学びにつながることで、森林資源の持続的な循環利 用や、琵琶湖の水源となる豊かな森林および滋賀の木づかいの文化が次の世代に引き継が れている

3 しが木育の展開

(1) 体験する

木や森林を五感で感じて木に愛着をもつ

(2) 理解する

木や森林についての知識を得て理解する

(3) 行動する

体験して理解したことを踏まえて行動する

木育のすすめ

- ~木育活動の「さしすせそ」~
- さ 触ってみよう木のおもちゃ
- し 知ってほしいな滋賀の森林
- す 好きになってね木製品
- せ 生活に活かそう木の魅力
- そ 育て守ろう木の文化

第4章 しが木育の3つの柱

1 しが木育で取組む3つの柱

- (1) 木に親しむ空間づくり ・木育イベントの開催
 - ・木育製品の貸出・導入
 - 拠点となる木育ひろばの整備・発信

(2) 木育に取り組む人づくり

- 木育講座の開催
- 木育人材登録制度の創設
- 木育の伝え手のスキルアップ

(3) 魅力ある木製品づくり

- ・新たな木製品開発への支援
- 木製品等の情報発信
- ・滋賀の文化を活かした木製品づくり

市町 子育で NPO法人 支援団体 幼保 木育関係 木育拠点 団体 林業関係 サテライト 団体 企業

多様な主体との連携

2 3つの柱を進めるために

(1) 多様な主体や世代などとの連携

- ・多様な主体…市町、企業、子育て支援団体、林業関係団体等との連携
- ・多様な世代…子どもから大人まであらゆる世代を対象とした木育の推進

(2) 民間活力の活用

・木育活動が継続性のあるものとなるよう企業等の民間活力を活用

しが木育指針 (素案)

令和 4 年 (2022 年) 滋 賀 県

目 次

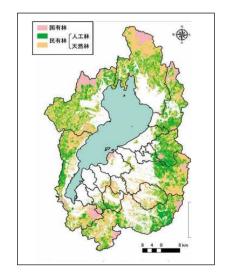
第1	章	木育に取り組む背景
-	1	滋賀の森林 ・・・・・・・・・・・・・・ 3
6	2	森林の役割 ・・・・・・・・・・・ 3
ę	3	滋賀の木づかいの文化 ・・・・・・・・・・・・ 4
4	4	方針の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・ 4
Į	5	全国の状況 ・・・・・・・・・・・・・・ 5
(6	SDGs (持続可能な開発目標) 等の達成に向けた取組 ・・・ 6
第2	章	滋賀県の木育「しが木育」
-	1	滋賀の「木育」とは ・・・・・・・・・・・・・・ 9
6	2	しが木育で目指す姿・・・・・・・・・・・・・・9
	3	しが木育の展開 ・・・・・・・・・・・ 10
第3	章	滋賀県のこれまでの木育に関連する取組と課題
-	1	滋賀県のこれまでの木育に関連する取組 ・・・・・・・ 11
6	2	滋賀県の木育の課題 ・・・・・・・・・・・・ 13
第4	章	しが木育の3つの柱
-	1	しが木育で取組む3つの柱 ・・・・・・・・・・ 14
4	2.	3つの柱を進めるために ・・・・・・・・・・・ 16

第1章 木育に取り組む背景

1 滋賀の森林

本県の森林は、琵琶湖の周辺に位置しています。森林面積は、約20万haと県土面積の半分程度を占め、この内9割が民有林、民有林の内約44%が人工林となっています。

戦後に植栽された本県の人工林の多くが十分に 成長し、利用期を迎え充実しており、今後は積極 的に木を使うことが求められています。「伐っ て、使って、植えて、育てる」という循環のサイ クルを通じて、森林の適正な整備・保全を続ける ことが重要となっています。



滋賀県の森林分布図

2 森林の役割

本県の森林は、琵琶湖の水源涵養をはじめ、県土の保全、生物多様性の保全、地球温暖 化防止、木材等の物質生産といった多面的な機能の発揮を通じて、県民の生活に様々な恩 恵をもたらしています。

本県では、令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「しがC02ネットゼロムーブメント」を推進しているところであり、森林の二酸化炭素の吸収源としての役割への期待が高まっています。二酸化炭素を吸収・固定する能力は、高齢化した木よりも成長期の若い木の方が大きくなるため、利用期を迎えた木を使って新たに植えることが必要です。地域の木を積極的に利用することで、二酸化炭素を固定して森林資源の循環利用につながるため、地球温暖化の防止や琵琶湖の水源である森林の保全に貢献するほか、快適で健康な生活の実現にも役立ちます。

木育の推進を通じて、生活の中で 木が使われ、人と環境にやさしい暮 らしの実現を目指します。



「令和3年版森林・林業白書より

3 滋賀の木づかいの文化

森林から生産される木材は、加工しやすいという特性を活かし、住宅だけでなく、神社・仏閣、城、学校などの大きな建物、あるいは船などを造る材料として昔から使われてきました。県内には、スギやヒノキなどの木材を使い建てられた石山寺や彦根城等の建築物や琵琶湖の主力船舶として活躍した丸子船など、歴史的な木造建築物等が数多く存在し私たちに木の文化に触れる機会を与えてくれます。

そのほか、木材は、家具や仏壇、お盆や器などの様々な生活用品、伝統工芸品・玩具の 材料にも使われています。近世では轆轤(ろくろ)を用いて椀や盆をつくる職人である

「木地師」と呼ばれる人々が全国各地にいましたが、奥永源寺(東近江市)の小椋谷が木 地師発祥の地と言われており、現在も活動してその文化を継承しています。また、現在の 日野町のあたりでは、ホオノキを材料にした椀「日野椀」がつくられており、今日の会津 漆器産業の礎になったと言われています。

このように、本県には、人々が長い間自然との関わりの中で育んできた「木づかいの文 化」の歴史があります



石山寺創建(747年)



琵琶湖の主力船舶として活躍した丸子舟

4 指針の位置づけ

当指針は、琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)および第4次滋賀県環境学習推進計画に基づく方針として位置づけ、木育にかかる総合的な推進を図る指針とします。

(1) 琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)

- ・第4章 基本計画が目指す森林づくりの方向
- 3 方針に基づく施策の考え方
- (4) 方針4 人づくり ~豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり~ 森林づくりの担い手の確保・育成を図るとともに、次代を担う子どもたちへの森 林環境学習や木育を推進します。
 - ・目指す人づくりの姿

【木育】

あらゆる世代へ木育を推進し、森林の重要性や県産材を使うことの意義への理解を広めます。

- ・第6章 各方針に基づく基本施策 3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化
- (3) あらゆる用途への県産材の活用 ア 県産材の魅力の発信、木育の推進
- ③木のぬくもりにふれることで木材の特性やその利用の意義について県民の理解を 醸成するため、様々な世代を対象に段階的に「木育」を推進します
- ・同 4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進(2)次代の森林づくりを担
- う人々の理解の醸成 ア あらゆる世代への森林環境学習の推進
 - ③木のぬくもりにふれることで木材の特性やその利用の意義について県民の理解を 醸成するため、様々な世代を対象に段階的に「木育」を推進します(再掲)。
 - ・第7章 重点プロジェクト 6 木育活動促進プロジェクト
 - (1) プロジェクトのねらい
 - ・ 県内全域での木育の推進
 - ・県民の暮らしの中で木が使われ、自然と木に親しむ環境の提供
 - (2) 具体的な施策
 - ①市町や関係団体、企業等と連携・協力して木育の場の確保を図ります。
 - ② P R 効果の大きい企業等における木材利用、木育活動を支援します。
 - ③木育について、専門的な知識を有し、啓発を行う指導者の育成を図ります。
 - ④県産材を用いた木のおもちゃなど、木育に関する製品を製造する木工所等への支援を行い、活用する主体との連携を図ります

(2) 第四次滋賀県環境学習推進計画

第5章 重点的な取組1重点的に取り組む課題と課題同士のつながり(1)重点的に取り組む課題⑤「多面的な機能をもつ森林づくり」についての学習推進

森林環境学習「やまのこ」の取組や、木に親しみ、木への関心と愛着を育み、木の利用の意義を学ぶ「木育」を積極的に進め、森林と私たちの関係や森林の価値を理解し行動できる人育てにより、多面的な機能をもつ森林づくりがされる社会の実現に向けた環境学習を推進します。

5 全国の状況

全国における木育の考え方や取組の状況は、次のとおりです。

(1) 国の取組

国では、平成18年9月に閣議決定された「森林・林業基本計画」において、「木育」を、「市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動」と初めて位置付けました。

令和3年6月に閣議決定された「森林・林業基本計画」においても、「関係府省 や木材関係団体等と連携しつつ、「木づかい運動」や「木育」等を推進する」と明 記されています。

「令和4年版森林・林業白書」では、「木育」の取組は全国で広がっており、 様々な活動が行政、木材関連団体、NPO、企業等の幅広い連携により実施されていることが紹介されています。

(2) 都道府県の取組み

平成16年に全国に先駆けて「木育」を定義した北海道をはじめとして、山形県、 群馬県、岐阜県、鳥取県、徳島県、千葉県などにおいて木育指針等が策定され、それ ぞれの「木育」に関する取組が実施されています。

岐阜県においては、木育の拠点施設として「ぎふ木遊館」が令和2年に整備され、岐阜の木を核とした遊び・学び・交流・創造・発信などの場として活用されています。

6 SDGs (持続可能な開発目標)等の達成に向けた取組

(1) SDGs

SDGsには、17の目標の下に169のターゲットがあり、木育に関連する様々なターゲットが含まれています。

本県は持続可能な滋賀を実現するとともに、SDGsの達成を目指しています。本指針による木育を推進することで、以下のとおり、SDGsのゴール・ターゲットの達成に貢献します。

※ 関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール	ターゲット	主な関連
4 全ての人に包摂 的かつ公正な質の 高い教育を確保 し、生涯学習の機 会を促進する	4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人絹、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、…。	・森林学習 ・木育講座

6 すべてに人に水 と衛生へのアクセ スと持続可能な管 理を確保する	6.6 2030 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	・木材利用による水源林の保全
12 持続可能な消費 と生産のパターン を確保する 12 つくる責任	12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	・持続可能な森林資源の 循環利用
13 気候変動とその 影響に立ち向かう ため、緊急対策を 取る	13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む	・木材利用による吸収源としての森林の保全管理と CO2の固定・化石燃料やエネルギー集約的素材の代替としての木材利用
15 陸上生態系の保護、回復および 持続可能な利用の推進、森林の持 続可能な管理、砂 漠化への対処、土 地劣化の阻止およ び逆転、ならびに 生物多様性損失の 阻止を図る	15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	・森林資源の循環利用による持続可能な森林の形成や森林生態系の保全

(2) MLGs

達成に貢献します。

マザーレイクゴールズ(以下「MLGs」と言います。)とは、「琵琶湖」を切り口とした 2030 年の持続可能社会への目標(ゴール)であり、「琵琶湖版の SDGs」です。琵琶湖を通じて SDGs をアクションまで落とし込む仕組みが MLGs であり、MLGs の取組は SDGs の達成に貢献するものと言えます。本指針による木育を推進することで、以下のゴールの



※ 関連するMLGsの主なゴールとターゲット

ゴール	ターゲット	主な関連
3 生物多様性や生態系のバランスを取り戻す取組が拡大し、野生生物の生息 状況が改善するとともに、自然の恵みを実感する人が増加する	・希少野生動植物種の生息・生育数の増加 ・あらゆるセクターにおける生物多様性の主流化	・木材利用を通じた森林生態系の保全
4 川や湖にごみがなく、砂 浜や水生生物などが適切に 維持・管理され、誰もが美 しいと感じられる水辺景観 が守られる	・散在性ごみの減少	・木材利用 ・プラスチックから自然 界で分解可能な木材への シフト (ウッドチェンジ)

5 水源涵養や生態系保全、 木材生産、レクリエーショ ンなどの多面的機能が持続 的に発揮される森林づくり が進み、人々が地元の森林 の恵みを持続的に享受する	・多面的機能を発揮できる森林 の増加 ・シカの適正管理や間伐等によ る下層植生の増加 ・県産材の流通や利活用の促進	・木材利用を通じた森林の多面的機能の発揮
7 日常生活や事業活動から 排出される温室効果ガスを 減らす取組が広がり、琵琶 湖の全層循環未完了などの 異変の進行が抑えられる	・温室効果ガス排出量の削減 ・森林吸収を最大限発揮するための森林の整備・保全	・木質バイオマス利用に よる温室効果ガスの排出 削減 ・木材利用による吸収源 としての森林の整備と保 全
9 地域の自然の恵みを生かした商品や製品、サービスが積極的に選ばれ、地域内における経済循環が活性化し、ひいては環境が持続的に守られる	・一次産業従事者数の増加 ・一次産業生産(販売)額の増加 ・地産地消(地域内経済循環) の増加	・地域材の利用 ・地産地消により地域の 産業の活性化
10 琵琶湖や流域、自分が生活する地域を環境学習のフィールドとして体験・実践する機会が豊富に提供され、関心を行動に結びつけられる人が増加する	・環境学習の推進(担い手の増等) ・地域資源の価値の見直しと利 活用の推進	・森林学習 ・木育講座 ・県民協働による木育活 動や森林づくり
13 年代や性別、所属、経験、価値観などが異なる人同士、また異なる地域に住まう人同士がつながり、琵琶湖や流域の現状、これからについて対話を積み重ね、その成果を共有できる機会が十分に提供される	・多様な主体がつながる場づくり ・生産者と消費者がつながる機会の増加 ・地域と多様な主体をつなぐ人の増加	・多様な主体との連携による木育活動

第2章 滋賀県の木育「しが木育」

1 滋賀の「木育」とは

木育とは平成 16 年に北海道で生まれた言葉であり、そこでは「子どもをはじめとするすべての人が『木とふれあい、木に学び、木と生きる』取組」とされています。それは、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むことです。

滋賀県としても、あらゆる世代を対象に、まずは木のおもちゃや木製品等を手に取り遊び使うことで、木材の良さを感じて木への関心や愛着を育む取組が重要と考えています。そこから滋賀の森林と木づかいの文化への理解につなげることにより、滋賀らしい木育活動「しが木育」に取り組んでいきます。

しが木育とは

子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて、木材への親しみ や森林、木の文化への理解を深めながら木材利用の意義を学び、木とともに豊かな心を 育み木を生活に活かす取組

2 しが木育で目指す姿

しが木育を通じて将来目指す姿は次のとおりです

- ○子どもから大人まですべての県民が、それぞれの段階に応じて「木」とともに 生活することにより豊かな人生を送っている。
- ○県民それぞれの「木」との触れ合いが学びにつながることで、森林資源の持続 的な循環利用や、琵琶湖の水源となる豊かな森林および滋賀の木づかいの文化が 次の世代に引き継がれている。

しが木育を実践するために「木育のすすめ」として表現します

木育のすすめ

~木育活動「さしすせそ」~

を 触ってみよう木のおもちゃ

木のおもちゃに触れて木を五感で感じよう

↓ 知ってほしいな滋賀の森林

木を感じたつながりで森林のことも知ろう

デ 好きになってね木製品

木製のおもちゃや生活道具を使って木製品 に愛着を持とう

** 生活に活かそう木の魅力

木の性質や魅力を活かして生活の中に取り入れよう

🦥 育て守ろう木の文化

木とともに生活して木の文化を次世代に繋 ごう



木育啓発ポスター

3 しが木育の展開

しが木育では、活動の展開を「体験する」「理解する」「行動する」の3つに分けます。

(1) 体験する

木や木製品に触れる、木を使ってモノを作る、自然観察を行うなど、木や森林を五 感で感じて木と親しむことで、木に愛着を持ちます。

(2) 理解する

樹種による性質の違い、木の利用の意義、木の文化など、木や森林についての知識 を得て理解します。

(3) 行動する

体験して理解したことを踏まえて、木製品を積極的に利用する、木育の伝え手として活躍する、森林ボランティアに参加するなど、木育の普及や森林の循環利用に繋がる活動を行います。

世代別取組事例

	未就学	小学校	中学校	高校	大人
体験する		 ・木のおもちゃで遊ぶ ・木を使ったワークショップを行う ・やまのこに参加する 交、家など)で生活する 	・木を使ったワークショップを行う・登山をする・林業体験学習を受ける	・チェーンソーで 木を切る・登山をする	・木工 DIY をする・登山をする・木造住宅見学会に参加する
理解する	************************************	・木のおもちゃを比べる・自然を観察する・本を読む	・木の生態について 学ぶ ・森林の状況を現地 で見る	・色々な種類の木を切る・小口を観察する・本を読む	・木の歴史を学ぶ
行動する		・木製品を選ぶ・木育イベントに参加する・里山ボランティアに参加する	・木製品を購入する・森林ボランティアに参加する・木育イベントに参加する	・木製品を購入する・緑の募金をする	・木育講座に参加する・県産材で家を建てる

第3章 滋賀県のこれまでの木育に関連する取組と課題

1 滋賀県のこれまでの木育に関連する取組

滋賀県では、琵琶湖森林づくり基本計画に基づき、森林環境教育など木育に関連する取組 を行っています。

(1) 森林環境学習「やまのこ」(平成19年度~)

平成19年度から始まった森林環境学習「やまのこ」では、県内のほぼ全ての 小学4年生の児童が、森林体験施設やその周辺の森林で間伐や木工などの体験活動をしています。

令和3年度末までに延べ約20万人が参加しました。

(2) ウッドスタート支援(平成27年度~平成30年度)

乳幼児や保育施設に木製食器や木製玩具を贈呈する市町の取組への支援を行いました。

平成27年度~平成30年度の4年間で延べ12市町への支援を行いました。

(3) ウッドスタート宣言(平成28年度)

平成29年3月に全国の都道府県で初めて本県が「ウッドスタート宣言」を行い、同年9月には木育シンポジウムを開催しました。

ウッドスタート宣言は、東京おもちゃ美術館(認定 NPO 法人芸術と遊び創造協会)が展開している「木育」の行動プランです。全国の自治体や企業、保育所・幼稚園が、乳幼児に地産地消の木製玩具を



祝い品として贈呈する事業や、子育て環境に地域材をふんだんに取り入れ木質化する事業などに取り組むにあたり、同協会との間でウッドスタートに関する調印を行うことを「ウッドスタート宣言」と称しています。豊かな自然や身近にある「木」との触れ合いを通して子育て環境を整えるとともに、県産材製品の消費を増やすことで、森を守り育てる循環型社会を構築することにつながるとの思いで、宣言を行いました。

なお、県内では平成27年12月に(株)GRiP 'S (草津市、NTT ドコモショップ代理店)が、県内初の「ウッドスタート宣言」を本県知事立会のもと実施しています。また、令和4年11月には甲賀市が県内の市町で初めて宣言を行いました。

(4) 木育イベントの開催(平成30年度~)

木育製品に触れ合うことや木を使ったワークショップを行うなど木に親しむことのできる木育イベントを県内各地で実施しています。

平成30年~令和3年の4年間で5回実施し、延べ約8,300人が来場されました。

(5) 木育製品の貸出(令和2年度~)

県内の希望する保育施設等を対象に、木育製品の貸出を実施しています。 令和2年~令和3年の2年間で34施設への貸出を行いました。

(6) しが自然保育認定制度(令和2年度~)

本県で令和2年度から始まった「しが自然保育認定制度」では、自然保育の社会的

な認知および信頼性の向上を図り、森林環境教育のすそ野を拡げるとともに、子ども たちが心身ともに健やかに育つ環境の充実を図っています。

令和4年12月現在で10施設が認定されています。

(7) 木育講座の開催(令和3年度~)

県民の方を対象として、木育への理解を深めるための木育講座の開催や木育指導員 の養成を実施しています。

令和3年度は3回開催して17人が受講しており、令和4年度は5回開催して約50人が受講する見込みです。

(8) 木育ビジネス化への支援(令和3年度~)

民間団体が継続して木育に取り組むことができるようなモデルとなる取組への支援 を行っています。

令和3年度は2団体、令和4年度も2団体が取り組んでいます。

2 滋賀県の木育の課題

(1) 木育の認知度が低い

木育に対する認知度がまだ低い状況にあります。木育を広く周知する取組を 促進していく必要があります。

(2) 木と森林や文化との結びつきが不十分

木や木製品との触れ合いから、森林や木の文化への関心や学びにつなげる必要があります。

(3) 木育の伝え手の不足

木育を支える伝え手が不足しており、企業や子育て団体など多様な主体と連携した取組が十分に進んでいません。木育の伝え手の育成を積極的に図っていく必要があります。

(4) 木製品が身近な存在でない

昔に比べ生活の中で木製品が使われなくなり、手軽に購入できなくなりました。生活の中に取り入れたくなる魅力ある木製品の開発や、木製品に関する情報発信が必要です。

(5) 継続性のある木育

木育を広めていくためには、行政の取組だけでなく民間主導での継続的な取組も必要です。

木育を担う企業や団体などと連携して取り組んでいくことが必要です。

第4章 しが木育の3つの柱

1 しが木育で取組む3つの柱

しが木育では、(1) 木に親しむ空間づくり、(2) 木育に取り組む人や木製品を製作する 人づくり、(3) 木育に活用する魅力ある製品づくり、の3つを柱として取り組みます。

(1) 木に親しむ空間づくり

子どもから大人までが木に触れて木に親しむことのできる木育の場の 提供を行います。より多くの機会を提供するため、一時的な木育イベン トだけでなく、木製おもちゃの貸出や、常設の木育拠点施設の整備を進 めます。また、木育空間づくりにおいては、魅力的な空間デザインとな るよう進めます。



【取組内容】

木育イベントの開催

木製品製作者や木育指導者、市町、業界団体、企業等と 連携・協力して木に親しむことのできるイベントを開催し ます。



木育イベントの様子

木育製品の貸出・導入

県内の希望する保育施設や公共施設、企業等を対象に木 育製品の貸出を実施します。貸出利用施設の職員を対象に 木育講座を実施することで木育の伝え手としての役割を担 ってもらい、木育製品から森林への学びや関心に繋がるこ とを期待します。



木育製品レンタルの様子

また、様々な施設への木育製品の導入を促進します。

・ 拠点となる木育ひろばの整備・発信

県内の木育の拠点となる常設型木育ひろばを整備して、誰でも気軽に木や森林に 親しみ学ぶことができる機会の提供を行います。拠点となる施設と市町等のサテラ イトとなる施設や企業と連携し、県内各地に木育を発信し、木育ひろばを広げま す。

拠点となる常設型木育ひろばの主な役割

- ▶ 常時木に触れ木に親しむことができる場
- ▶ 県内の木育関連情報の集発地点
- ▶ 木育製品の貸出
- ▶ 木育の伝え手の木育活動の場
- ▶ 施設周辺の自然を利用した森林環境学習との連携
- ▶ 木工 DIY などの大人向けの木育活動

(2) 木育に取り組む人や木製品を製作する人づくり

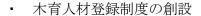
木育の認知度を向上させるため、木育の知識を有し木の魅力を伝える 木育の伝え手となる人材や、木製品の製作者を育成します。木との触れ 合いから、森林や木の文化への理解につなげることを意識していきま す。



【取組内容】

木育講座の開催

木育の伝え手を養成するための初級者向け講座から、木育指導者として活躍できる人材養成のための 上級者向け講座を開催します。



木育講座の受講などにより、一定の要件を満たした方をしが木育人材リストに掲載し、県内各地で木育の伝え手として活躍していただけるようにします。



木育の伝え手のスキルアップ

伝え手を対象とした研修会や、木育製品貸出や木育イベントとの連携により、 伝え手のスキルアップを図ります。

- 木製品の展示会等への製作者の出展や参加への支援
- 木製品の製作者間の連携を図る枠組づくりによる技術の向上

(3) 魅力ある木製品づくり

木育を広げるため、木のおもちゃをはじめとする、品質やデザイン性 に優れた魅力ある木製品づくりや、情報発信への支援を行います。



【取組内容】

- ・ 県産材を用いた新たな木製品開発を行う意欲ある製作者への支援
- 県産材を活用した木製品の展示会等への製作者の出 展支援
- 地域にある材を生活の中で使う木製品づくり
- 滋賀の木づかいの文化を活かした木製品づくり
- 木育イベントや木育製品のレンタルを通じた利用者の意見のフィードバック
- 県のホームページや SNS、冊子等で魅力ある木製品の情報を発信

2 3つの柱を進めるために

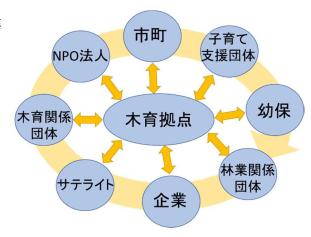
(1) 多様な主体や世代などとの連携

しが木育の3つの柱の取組を軸に木育を推進していくために、多様な主体や世代などと連携して取り組みます。

- 多様な主体との連携市町、企業、NPO 法人、子育て支援団体、林業関係団体、木育関係団体、等
- 多様な世代との連携子どもから大人まであらゆる世代を対象とし各段階で木育を推進
- 多様な場面での連携



生活の様々な場面での木育の推進



多様な主体との連携

(2) 民間活力の活用

木育を広めていくため、木育活動が継続性のあるものとなるよう、企業等の民間活力 を活用していきます。

(例)

- ・収益を伴う木育製品のレンタルの事業化
- ・企業による木育製品の利用ビジネス化
- ・木育空間コンサルタント
- ・生産者と消費者のマッチングを図るプラットホー ム化
- ・店舗や展示場等に木育空間をつくる



しが木育指針 策定までのスケジュール

R4.12.16 森林審議会への報告 (素案)

R4.12 中旬~ 関係者等への意見聴取

~R5.1中旬 知事・副知事への報告(素案)

R5.1 中旬 会派説明(花緑公園のあり方の中で説明)

R5.2.8 環境・農水常任委員会報告(素案)

R5.3.9 環境・農水常任委員会報告(原案)

R5.3 末 「しが木育指針」の策定